

+27-29

索
引

28
4
1

明治三十年法令全書索引

凡例

- 一本編ハイロハヲ以テ部ヲ分チ部中事類項目ヲ設ク然レトモ
毎一年間發布ニ係ル法令ノ索引ナルカ故ニ其項目ニ至リテ
ハ年々異同アルヲ免レヌ
- 一令中數多ノ事項ヲ包括シ又ハ彼此相關涉スルモノハ檢索
ノ便ヲ圖リ之ヲ各部ニ掲ク但シ其事項ヲ甲部ノ項ニ掲ケ乙
部ノ項ニ略スルモノ、如キハ乙部ノ項ニ於テ某部某項ニ載
スト記ス
- 一貨幣ト銀貨租稅ト地租トノ如キハ各其項ヲ掲クト雖モ其事
項ハ特ニ一方ニ登載ス
- 一法令中國各ノ略書等ニ係ルモノハ其本各ノ項ニ掲ク例ヘハ



英國ノ如キハ英吉利ノ項ニ掲クルノ類ナリ
一イロハ四十七音中「非オエハ」都テ「イヲエ」ニ併載シ又濁音半濁音ハ清音ニ併載ス

一件名ノ下法令ノ名稱ハ記スルニ符號ヲ以テス(詔)ハ詔勅(法)ハ法律(豫)ハ豫算(豫外契)ハ豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約(勅)ハ勅令(律)ハ律令(閣)ハ閣令(省)ハ省令(臺府)ハ臺灣總督府令(訓)ハ訓令(達)ハ達(告)ハ告示ナリ

一稱謂ヲ分ツ率ネ普通ノ慣用ニ依リ或ハ音讀ニ從ヒ或ハ訓讀ニ從フ例ヘハ圖書ハツノ部ニ賣買ハハノ部ニ編スルノ類ナリ

索引總目

イノ部	一頁	〔英吉利〕	四	〔砲廠〕	二六	〔配賦配付〕	三二
〔威海衛〕	—	〔印紙〕	四	〔砲隊〕	二六	〔賣買賣却〕	三二
〔醫院〕	—	〔印章〕	四	〔砲兵〕	二六	〔賣藥〕	三三
〔醫官〕	—	〔飲食物〕	四	〔砲術〕	二七	〔賠償〕	三三
〔醫術〕	—	〔郵便〕	五	〔望樓〕	二七	〔發賣頒布〕	三三
〔醫療〕	—	〔郵船〕	二五	〔報告〕	二八	〔排下〕	三三
〔委員〕	二	ロノ部	—	〔幕僚〕	二九	〔犯罪〕	三三
〔委任〕	二	〔錄事〕	二三	〔拔擢〕	二九	ニノ部	—
〔依托〕	二	〔六週間現役兵〕	二三	〔馬匹〕	二九	〔日誌〕	三四
〔二年志願兵〕	三	ハノ部	—	〔馬具〕	三〇	〔日當〕	三四
〔二等給〕	三	〔布哇〕	二三	〔馬療〕	三〇	〔任用、任命、任免〕	三四
〔二圓銀貨〕	三	〔澎湖島〕	二三	〔葉煙草〕	三〇	〔入營〕	三六
〔移民〕	三	〔博覽會〕	二四	〔葉書〕	三一	〔入學〕	三六
〔遺族〕	三	〔法令〕	二五	〔派遣〕	三一	〔入札〕	三六
〔移住〕	三	〔法院〕	二五	〔廢朝〕	三一	ホノ部	—
〔遷族〕	三	〔判事〕	二五	〔佩用〕	三一	〔葡萄牙〕	三七
〔意匠〕	三	〔判刑〕	二五	〔配備〕	三一	〔北海道〕	三七
		〔砲臺〕	二六	〔配世〕	三一	〔崩御〕	三九
				〔配達〕	三一	〔俸給〕	三九

〔步兵〕	四二	〔百耳義〕	四六	〔土地〕	四九	〔取極〕	五四
〔補充〕	四二	〔秘路〕	四六	〔王木〕	四九	〔毒藥〕	五四
〔補闕〕	四三	〔辦務署〕	四六	〔土石〕	五〇	〔特許〕	五四
〔補給〕	四三	〔辯護士〕	四六	〔屯田兵〕	五〇	〔特免〕	五四
〔補助〕	四三	〔兵曹〕	四六	〔燈臺、燈標、燈竿、燈船〕	五〇	〔特別〕	五六
〔補習〕	四三	〔兵卒〕	四六			〔鎮守府〕	五八
〔保護〕	四三	〔兵籍〕	四六			〔陳列館〕	五九
〔保存〕	四四	〔兵器〕	四七			〔築港〕	五九
〔保管〕	四四	〔兵備品〕	四七			〔築城〕	五九
〔保安〕	四四	〔評議〕	四七			〔勅任〕	五九
〔保證〕	四四	〔標識〕	四七			〔直接稅〕	五九
〔翻譯〕	四五	〔標旗、標燈〕	四八			〔中軍醫、中藥劑士〕	五九
〔本職〕	四五	〔編修〕	四八			〔地方〕	五九
〔募集〕	四五	〔編纂〕	四八	〔統計〕	五三	〔地租〕	六〇
〔貿易〕	四五	〔返納〕	四八	〔痘苗、痘瘡〕	五三	〔地價〕	六〇
〔牧場〕	四六	〔(ベスト)トノ部〕	四八	〔同業〕	五三	〔地金〕	六〇
〔干草〕	四六	〔獨逸〕	四九	〔度量衡〕	五三	〔治癒〕	六〇
〔東宮〕	四九	〔渡航〕	四九	〔取引〕	五四	〔廳令〕	六一
		〔取締〕	四九				

〔徵兵〕	六一	〔林區署〕	七一	〔恩賞〕	七四	〔海外〕	八二
〔徵募〕	六一	〔林業〕	七一	〔音曲〕	七五	〔艦隊〕	八二
〔徵發〕	六一	〔糧秣〕	七二	〔負革、帶革〕	七五	〔艦船、艦艇〕	八二
〔徵收〕	六二	〔糧餉〕	七二	〔王子〕	七五	〔航海〕	八三
〔懲戒、懲罰〕	六二	〔糧食〕	七二	〔王女〕	七五	〔航泊〕	八四
〔町村〕	六二	〔留學〕	七二	〔黃檗宗〕	七五	〔航路〕	八四
〔帳簿〕	六二	〔榴彈砲〕	七二	〔割引〕	七五	〔港灣〕	八四
〔貯金〕	六二	〔利子〕	七二	〔カノ部〕	七五	〔河川〕	八四
〔賃金〕	六三	〔臨濟宗〕	七二	〔合衆國〕	七五	〔高等〕	八四
〔リノ部〕		〔臨時〕	七三	〔韓國〕	七五	〔高山〕	八六
〔陸軍〕	六三	〔ヌノ部〕	七三	〔海軍〕	七六	〔高速力〕	八六
〔陸地〕	六八	〔ルノ部〕	七三	〔海兵團〕	八一	〔降誕〕	八六
〔領事〕	六八	〔ヨノ部〕	七三	〔海員〕	八一	〔下士卒〕	八七
〔領收〕	六九	〔和蘭〕	七四	〔海員〕	八一	〔學校〕	八七
〔理事〕	六九	〔大藏〕	七四	〔海技〕	八二	〔學生〕	九二
〔吏員〕	六九	〔御歌所〕	七四	〔海關稅〕	八二	〔學科〕	九三
〔里程〕	六九	〔沖繩縣〕	七四	〔海岸〕	八二	〔學級〕	九三
〔旅費、旅券、旅行〕	七〇	〔小笠原島〕	七四	〔海上〕	八二	〔學資〕	九三
〔旅團〕	七一	〔恩給〕	七四	〔海難〕	八二	〔學齡〕	九三

〔考課〕	九三	〔監視〕	九七	〔預托〕	一〇三	〔滯納〕	一一三
〔考試、考查〕	九三	〔監吏〕	九七	〔多ノ部〕		〔種馬〕	一一三
〔交通〕	九三	〔監事〕	九七	〔拓殖務〕	一〇三	〔煙草〕	一一四
〔交換〕	九三	〔監督〕	九七	〔臺灣〕	一〇四	〔建物〕	一一四
〔爲替〕	九四	〔監護〕	九八	〔臺帳〕	一一〇	〔炭庫〕	一一四
〔貸金、貸付〕	九四	〔監守〕	九八	〔天喪〕	一一〇	〔鍛工、鍛冶〕	一一四
〔歌舞〕	九四	〔監獄〕	九九	〔大學〕	一一一	〔彈丸、彈履〕	一一四
〔株式〕	九四	〔衛長〕	九九	〔大隊〕	一一二	〔端舟〕	一一五
〔家祿〕	九五	〔戒嚴〕	九九	〔大軍、大砲、大砲士〕	一一二	〔兌換〕	一一五
〔賀表〕	九五	〔解散〕	九九	〔大赦〕	一一二	〔當直〕	一一五
〔加俸〕	九五	〔害蟲〕	一〇〇	〔島嶼〕	一一二	〔刀帶〕	一一五
〔加算〕	九五	〔ヨノ部〕		〔隊附、隊外〕	一一二	〔聯隊〕	一一五
〔簡閱〕	九五	〔横濱港〕	一〇〇	〔待遇〕	一一三	〔連發銃〕	一一五
〔簡易科〕	九五	〔豫算〕	一〇〇	〔待命〕	一一三	〔練習〕	一一五
〔看守〕	九五	〔豫定〕	一〇一	〔退隱〕	一一三	〔令達〕	一一六
〔看護〕	九六	〔豫約〕	一〇二	〔貸與、貸借〕	一一三	〔禮式〕	一一六
〔看病〕	九六	〔豫備〕	一〇二	〔代理、代人〕	一一三	〔禮裝〕	一一七
〔鑑定〕	九六	〔豫防〕	一〇三	〔代表〕	一一三	〔禮砲〕	一一七
〔鑑札〕	九六	〔豫科〕	一〇三	〔代料〕	一一三	〔列席〕	一一七

療治	二二七	通報	二二二	ウノ部		〔外交〕	二二六
〔總督〕	二二七	〔通牒〕	二二二	〔運轉〕	二二三	〔外國〕	二二七
〔總監〕	二二七	〔通信〕	二二三	〔運輸、運送〕	二二三	〔外泊〕	二二八
〔僧侶〕	二二七	〔通勸〕	二二三	〔賣下、賣渡〕	二二四	〔官制〕	二二八
〔増俸〕	二二七	〔ネノ部〕		〔請負〕	二二五	〔官等〕	二二九
〔租稅〕	二二七	〔年報〕	二二三	〔浮棧橋〕	二二五	〔官階〕	二二九
〔卒業〕	二二八	〔年金〕	二二三	〔埋立〕	二二五	〔官吏、官員〕	二二九
〔測候〕	二二八	〔年俸〕	二二三	〔諾威〕	二二五	〔官廳、官衙、官廳〕	二二九
〔測量〕	二二八	〔ナノ部〕		〔農商務〕	二二五	〔官國幣社〕	二二九
〔速記〕	二二九	〔内務〕	二二三	〔農商工〕	二二五	〔官報〕	二二九
〔速力〕	二二九	〔内大臣〕	二二三	〔農事〕	二二五	〔官印〕	二二九
〔即決〕	二二九	〔内國〕	二二三	〔乘組、乘込〕	二二五	〔官有〕	二二九
〔損害〕	二二九	〔納稅、納付〕	二二三	〔クノ部〕		〔官費〕	二二九
〔訴訟、争訟〕	二二九	〔喇叭〕	二二三	〔皇太后〕	二二六	〔管理〕	二二九
〔ツノ部〕		〔ムノ部〕		〔皇女〕	二二六	〔管長〕	二二九
〔圖書、圖彙、圖面〕	二二九	〔村田銃〕	二二三	〔皇族〕	二二六	〔還幸、還啓〕	二二九
〔通譯〕	二二〇	〔無償下付〕	二二三	〔宮内〕	二二六	〔觀測〕	二二九
〔通商〕	二二〇			〔外務〕	二二六	〔關稅〕	二二九
						〔訓令〕	二二九
						〔訓導〕	二二九

[軍旗]	一三五	[華族]	一四一	[役場]	一四九	[警部]	一五六
[軍令]	一三五	[貨幣]	一四一	[藥劑、藥品、藥用]	一四九	[警備]	一五六
[軍法]	一三五	[貨物]	一四二	[約定]	一四九	[警報]	一五七
[軍隊]	一三五	[火藥]	一四二	[洋銀]	一五〇	[教官、教授、教諭]	一五七
[軍艦]	一三六	[科目]	一四二	[養成]	一五〇	[教師、教員]	一五七
[軍港]	一三六	[課目]	一四三	マノ部		[教導]	一五八
[軍人、軍屬]	一三七	[會社]	一四三	[滿期]	一五〇	[教誨]	一五八
[軍醫]	一三八	[會計]	一四四	[前渡]	一五〇	[教習]	一五八
[軍吏]	一三九	[會議]	一四六	[埋葬]	一五〇	[教育]	一五八
[軍務]	一三九	[組合]	一四七	ケノ部		[教科]	一五八
[軍用、軍需]	一三九	[倉敷]	一四七	[縣會]	一五〇	[教令、教練、教範]	一五九
[軍樂]	一三九	[練替]	一四七	[檢事]	一五〇	[教程]	一五九
[軍馬]	一四〇	[鑛山]	一四七	[檢閱]	一五〇	[協定]	一五九
[郡長]	一四〇	[鑛業]	一四七	[檢査]	一五一	[現役]	一五九
[郡役所]	一四〇	[蝗蟲]	一四七	[檢定]	一五三	[現金]	一五九
[區制]	一四〇	ヤノ部		[檢疫]	一五四	[減刑]	一五九
[雇員]	一四〇	[雇、備]	一四七	[憲兵]	一五四	[原野]	一六〇
[供奉]	一四〇	[野戰、野砲]	一四八	[警視]	一五五	[獻納]	一六〇
				[警察]	一五五	[見學]	一六〇

[建築]	一六〇	[佛蘭西]	一六三	[敷設]	一七〇	[國民兵]	一七三
[拳銃]	一六〇	[伯刺西爾]	一六三	[扶助]	一七〇	[告示]	一七三
[兼任、兼職]	一六〇	[府縣]	一六三	[負擔]	一七一	[告知書]	一七三
[敬禮]	一六一	[撫摺著]	一六四	[賦課]	一七一	[工兵]	一七三
[契約]	一六一	[文官、武官]	一六四	[古著]	一七一	[工卒]	一七四
[契稅]	一六一	[武庫]	一六六	コノ部		[工廠]	一七四
[刑法]	一六一	[文具]	一六六	[御葬送]	一七一	[工事]	一七四
[刑事]	一六一	[分限]	一六六	[御齋場]	一七二	[工務]	一七五
[刑罰]	一六一	[分遣]	一六六	[御獵場]	一七二	[工業]	一七五
[經營]	一六二	[分析]	一六六	[近衛]	一七二	[工學]	一七五
[經理]	一六二	[分監]	一六六	[國道]	一七二	[工費、工錢]	一七五
[經費]	一六二	[服制]	一六七	[國庫]	一七二	[公布式]	一七五
[計算]	一六二	[服裝]	一六七	[國寶]	一七二	[公使]	一七五
[決算]	一六三	[服役]	一六八	[國有]	一七三	[公試]	一七六
[結婚]	一六三	[服業]	一六八	[國稅]	一七三	[公報]	一七六
[結核]	一六三	[復習]	一六八	[國葬]	一七三	[公納]	一七六
[月報]	一六三	[物品、物件]	一六八	[國旗]	一七三	[公證]	一七六
[劇樂]	一六三	[浮標]	一六九	[國語]	一七三	[公債]	一七六
フノ部						[公共、公有]	一七七

〔薨去〕	一七七	〔營林〕	一八二	〔停會〕	二二〇	〔別毛〕	二二五
〔候補〕	一七七	〔營繕〕	一八二	〔停年〕	二二〇	アノ部	
〔後備〕	一七八	〔營業〕	一八二	〔停職〕	二二〇	〔亞米利加〕	二二五
〔講習〕	一七九	〔演習〕	一八二	〔蹄鐵〕	二二〇	〔鞍工〕	二二六
〔講座〕	一七九	〔遠洋〕	一八三	〔典獄〕	二二〇	〔押送〕	二二六
〔拘禁〕	一八〇	〔延納〕	一八三	〔點呼〕	二二〇	〔阿片〕	二二六
〔古社寺〕	一八〇	テノ部		〔轉任、轉職〕	二二一	サノ部	
〔顧問〕	一八〇	〔丁抹〕	一八四	〔傳習〕	二二一	〔參賀〕	二二七
〔雇員〕	一八〇	〔朝鮮〕	一八四	〔傳染病〕	二二一	〔參內〕	二二七
〔小切手〕	一八〇	〔遞信〕	一八四	〔手牒〕	二二二	〔參事〕	二二七
〔小包〕	一八〇	〔鐵道〕	一八四	〔手形〕	二二二	〔裁判〕	二二七
〔極印〕	一八一	〔電信、電報〕	一八六	〔手當〕	二二二	〔造神宮〕	二二九
〔護送〕	一八一	〔電話〕	二〇五	〔手數料〕	二二三	〔造幣〕	二二九
〔虎列刺〕	一八一	〔電氣〕	二〇六	〔調查〕	二二四	〔造兵〕	二三〇
エノ部		〔條約〕	二〇七	〔調定〕	二二四	〔造船〕	二三〇
〔要塞〕	一八一	〔定員〕	二〇九	〔調停〕	二二五	〔造修〕	二三一
〔要港〕	一八二	〔定數〕	二〇九	〔調劑〕	二二五	〔倉庫〕	二三一
〔衛戍〕	一八二	〔定期〕	二一〇	〔弔祭〕	二二五	〔歲入、歲出〕	二三一
〔衛生〕	一八二	〔定期〕	二一〇	〔提燈〕	二二五	〔歲費〕	二三四

〔財產〕	二三四	〔行幸、行啓〕	二二七	〔器具〕	二三一	〔競爭〕	二三六
〔材料〕	二三四	〔行狀〕	二二七	〔生絲〕	二三一	〔居留地〕	二三七
〔在郷〕	二三四	〔貴族院〕	二二七	〔旗章〕	二三一	〔服裝〕	二三七
〔在監〕	二三四	〔議會、議長、議員〕	二二八	〔徽章〕	二三一	〔切手〕	二三七
〔山林〕	二三五	〔議定書〕	二二八	〔記章〕	二三一	〔漁業〕	二三七
〔產物〕	二三五	〔技監〕	二二八	〔氣象〕	二三一	〔牛疫〕	二三七
〔蠶種〕	二三五	〔技手〕	二二八	〔汽車〕	二三一	ユノ部	
〔蠶絲〕	二三五	〔技術〕	二二九	〔寄留、寄寓〕	二三一	メノ部	
〔作業〕	二三五	〔金庫〕	二二九	〔寄贈〕	二三一	〔墨西哥〕	二三七
〔採用〕	二三五	〔金貨〕	二三〇	〔歸郷〕	二三一	〔免許〕	二三七
〔再鑑定〕	二三六	〔金銀〕	二三〇	〔歸休〕	二三一	〔免狀〕	二三八
〔再服役〕	二三六	〔金錢〕	二三〇	〔休暇、休停〕	二三一	〔免官、免職〕	二三八
〔操砲〕	二三六	〔銀行〕	二三〇	〔給與〕	二三三	〔名簿〕	二三八
〔操式、操法〕	二三七	〔銀貨〕	二三〇	〔給費〕	二三五	〔命名〕	二三八
〔裝飾〕	二三七	〔勸務〕	二三〇	〔給料〕	二三五	〔命令〕	二三八
〔雜誌〕	二三七	〔騎兵〕	二三〇	〔白砲〕	二三五	ミノ部	
〔雜居〕	二三七	〔機動〕	二三〇	〔救急法〕	二三六	〔民政〕	二三九
キノ部		〔機關〕	二三〇	〔境域〕	二三六	〔民事〕	二三九
〔宮中〕	二二七	〔器械〕	二三一	〔供給〕	二三六	〔民有〕	二三九
						〔見習〕	二三九

〔見本〕	二三九	〔上長官〕	二四二	〔主理〕	二四七	〔銃隊〕	二五三
〔身元〕	二三九	〔士官、准士官〕	二四二	〔主事〕	二四八	〔銃工〕	二五三
〔未開地〕	二三九	〔上等兵曹〕	二四三	〔守衛〕	二四八	〔銃砲〕	二五三
シノ部		〔志願兵〕	二四三	〔舍監〕	二四八	〔銃獵〕	二五三
〔暹羅〕	二三九	〔助卒〕	二四三	〔舍長〕	二四八	〔狩獵〕	二五三
〔師團〕	二四〇	〔輜重、輸卒〕	二四三	〔書記〕	二四八	〔射擊〕	二五三
〔師範〕	二四〇	〔市制〕	二四三	〔巡視〕	二四九	〔掌砲〕	二五四
〔衆議院〕	二四〇	〔市町村〕	二四三	〔巡查〕	二四九	〔獎勵〕	二五四
〔司法〕	二四〇	〔市場〕	二四四	〔巡迴〕	二五〇	〔證書、證狀〕	二五四
〔司令〕	二四〇	〔神官、神職〕	二四四	〔職員〕	二五〇	〔證券〕	二五四
〔司計〕	二四〇	〔神社〕	二四四	〔職名〕	二五一	〔證票〕	二五四
〔司書〕	二四一	〔社寺〕	二四四	〔職工〕	二五一	〔證明〕	二五四
〔司檢〕	二四一	〔庄長、社長〕	二四四	〔職務〕	二五一	〔商業〕	二五五
〔司獄〕	二四一	〔侍從〕	二四四	〔處務〕	二五一	〔商標〕	二五五
〔省令〕	二四一	〔試補〕	二四四	〔執務〕	二五二	〔商品〕	二五五
〔賞勳〕	二四一	〔試驗〕	二四五	〔職務〕	二五二	〔商船〕	二五六
〔賞典、祿〕	二四一	〔視學〕	二四七	〔獸疫〕	二五二	〔商議〕	二五六
〔賞與〕	二四一	〔視察〕	二四七	〔乘馬、飼養〕	二五二	〔樟腦〕	二五六
〔將校〕	二四一	〔主計〕	二四七	〔乘車〕	二五三	〔衝突〕	二五六

〔臣民〕	二五六	〔輸出、輸入〕	二六〇	〔脂肪〕	二六五	〔被告〕	二六九
〔身體〕	二五六	〔輸送〕	二六一	〔諸祿〕	二六五	〔備荒儲蓄〕	二六九
〔人口〕	二五六	〔種痘〕	二六一	〔書類〕	二六五	〔費用〕	二六九
〔人馬〕	二五六	〔酒造〕	二六一	〔囑託〕	二六五	〔非常〕	二六九
〔進級〕	二五六	〔家用酒〕	二六一	〔食料〕	二六六	〔引換〕	二七〇
〔審判〕	二五七	〔慈惠救濟〕	二六一	〔宿料〕	二六六	〔引繼、引渡〕	二七〇
〔審査〕	二五七	〔資本〕	二六一	〔宿直、宿泊〕	二六六	〔病院〕	二七〇
〔信號〕	二五七	〔紙幣〕	二六一	〔恤兵〕	二六六	〔文部〕	二七〇
〔新年〕	二五七	〔支應〕	二六一	〔實包〕	二六六	〔木工〕	二七一
〔新聞紙〕	二五七	〔支給〕	二六二	〔傷痕、疾病〕	二六六	〔喪服〕	二七一
〔震災〕	二五八	〔支出〕	二六二	〔死傷、死歿〕	二六七	〔喪章〕	二七一
〔森林〕	二五八	〔仕拂〕	二六二	〔死刑〕	二六七	〔喪期〕	二七一
〔砂防〕	二五九	〔私費〕	二六三	〔集治監〕	二六七	セノ部	
〔修理〕	二五九	〔出張〕	二六三	〔囚人、囚徒〕	二六八	〔清國〕	二七一
〔修技〕	二五九	〔出版〕	二六三	ヒノ部		〔清潔〕	二七一
〔修好〕	二五九	〔出品〕	二六四	〔緬甸〕	二六八	〔少尉〕	二七二
〔修習〕	二五九	〔需品、需用品〕	二六五	〔祕書官〕	二六八	〔少主計〕	二七二
〔收用〕	二五九	〔授業料〕	二六五	〔祕密〕	二六八	〔少軍醫〕	二七二
〔收入、收納〕	二五九	〔事業〕	二六五	〔被服〕	二六八		

[少藥劑官士]	二七二	[製藥]	二七九	[水產]	二八四
[生徒]	二七二	[製産]	二七九	[水液]	二八五
[生存]	二七三	[整理]	二七九	[水路]	二八五
[政府]	二七三	[世襲]	二八〇	[水面]	二八五
[政論]	二七三	[消防]	二八〇	[水底]	二八五
[稅關]	二七四	[消耗]	二八〇	[水害]	二八五
[稅務]	二七四	[消毒]	二八〇	[出納]	二八五
[船舶]	二七五	[銷却]	二八〇		
[船長]	二七七	[照準]	二八〇		
[戰時戰役]	二七七	[召集]	二八〇		
[戰術]	二七七	[召集]	二八一		
[選舉]	二七八	[設備]	二八一		
[撰定]	二七八	[西班牙]	二八二		
[專賣]	二七八	[瑞典諾威]	二八二		
[善行]	二七九	[瑞西]	二八二		
[製鐵]	二七九	[水兵]	二八三		
[製鐵]	二七九	[水雷]	二八三		
[製絨]	二七九	[水族]	二八四		

索引

イノ部

[英吉利]

- 大不列顛殖民地クキンスランド通商航海條約ニ加入
議定書 (告)外務第一號(三) 一一〇
- 英領殖民地錫蘭萬國電信條約ニ加入
(告)遞信第七十號(七) 三七三
- 大不列顛保護國カララツク高國郵便聯合條約ニ加入
(告)遞信第六十三號(六) 二五八
- 英國宛小包郵便物ニ就キ注意ノ件 (告)遞信第一號(一)
明治二十九年告示第九十九號(英國經由諸外國行
小包郵便物料金表) 中追加
- 英國郵政廳媒介ニ係ル爲替ノ手数料割合改定
(告)遞信第三百四十六號(二) 二七二
- 英國植民地アセンション島及セント、ヘレナ島書
留郵便物ノ紛失ニ對シ賠償ス (告)遞信第十號(一) 一九
- 英國植民地フィヂー島ト水液脂肪類商品見本交換
(告)遞信第三百十六號(一〇) 六五九
- [威海衛]
○威海衛駐衛陸軍部隊給與規則中改正加除
(勅)第五十五號(三) 二二五
- 威海衛駐衛陸軍部隊給與規則細則改正
(達)陸達第三十七號(三) 一四二
- 威海衛駐衛陸軍部隊給與規則第五表中改正
(達)陸達第六十一號(五) 二〇八
- 朝鮮及威海衛派遣ノ軍人軍屬傷疾疾病ニ罹リ内地へ
轉送スヘキ者取扱方 (達)陸達第五十八號(五) 一九三
- 臺灣在勤及威海衛占領軍出納官吏取扱ノ政府極印付
一圓銀貨出納計算整理手續 (訓)大藏第七十四號(一) 三三
- 臺灣在勤及威海衛占領軍出納官吏取扱ノ政府極印付
一圓銀貨出納計算整理手續中改正追加
(訓)大藏第七十九號(二) 三三九
- [醫院]
○臺灣總督府醫院官制 (勅)第五百五十五號(五) 二六五
- 臺灣總督府醫院高等官等俸給ノ件制定臺灣總督府
職員官等俸給令中縣病院高等官及島嶼支廳職員ニ關
スル規程廢止 (勅)第五百五十六號(五) 二六六
- 醫院ノ名稱及位置 (告)臺灣總督府第三十三號(七) 三七二
- [醫官]
○明治二十五年陸達第十九號(徵兵醫官ノ徵兵検査報
告手續)中改正前除 (達)陸達第二十二號(三) 二一八
- 醫術開業試驗規則第十四條改正 (省)內務第八號(四) 六四

- 明治二十六年省令第十號(醫術開業試驗ニ關スル件) 中手敷料金改正 (省)内務第九號(四) 六五
- 醫術開業並藥劑師實地試驗出願者試驗舉行地へ到著 宿所氏名届出期限ヲ定メ明治二十七年告示第十四號 (同件)ヲ廢ス (告)内務第五十七號(九) 四六二
- 明治三十年第二回醫術開業並藥劑師試驗舉行地及期 日 (告)内務第三十九號(五) 一八一
- 明治三十一年第一回醫術開業並藥劑師試驗舉行地及期 日 (告)内務第六十六號(一〇)六五七
- 〔醫療〕
- 醫療用藥品ノ検査證明ヲ業務トスル者取締ノ件 (省)内務第二十六號(九) 三三五
- 〔委員〕
- 検査委員設置規則 (省)内務第十五號(六) 一三五
- 傳染病豫防委員及検査委員設置規則 (省)拓殖務第五號(五) 七三
- 水産講習所商議委員規程 (訓)農商務第十一號(四) 一七三
- 出品ニ係ル地方委員選定ノ件 (訓)臨時博覽會事務局第一號(六)三二
- 〔委任〕
- 鐵出經常部恩賞諸條ノ仕拂ヲ整理總督府ニ委任ノ件 (訓)大藏第十二號(三) 四三

- 仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令ヲ委任シタルモノ、仕拂命令 令濟額報告方 (訓)大藏第五號(二) 九
- 仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令ヲ委任シタルモノ、仕拂命令 令濟額報告ノ件 (訓)大藏第二十五號(四) 一七八
- 葉煙草專賣所ニ委任ノ仕拂命令令濟額報告方 (訓)大藏第六十九號(一)三三二
- 明治二十七年陸海第四十四號(歳入歳出外現金出納 計算ノ検査及責任解除委任ノ件)中追加 (達)陸海第五十九號(五) 一九四
- 臺灣守備隊及要塞砲兵隊ニ係ル委任經理ニ關スル經費物品ノ検査責任解除委任ノ件 (達)陸海第五百二十二號(一)五九五
- 海軍省所管經費支出及收入ニ關スル所屬區分並收入 下検査官委任仕拂命令官收入調定官收入監督官收入 官更ノ定メ明治二十九年陸第三十二號(同件)ヲ廢止ス (達)海軍第三十七號(三) 一五〇
- 明治三十年陸第三十七號中改正(達)海軍第五十五號(五) 二二〇
- 海軍省所管收入及經費ニ係ル所屬區分及委任仕拂命令官收入調定官收入監督官收入官吏收入検査官ノ件ヲ定メ明治三十年陸第三十七號(同件)ヲ廢止 (達)海軍第二百二十六號(一〇)五三三

○ 明治三十年陸軍第二百二十六號中改正

(達)海軍第四百六十六號(一〇)五六一

〔依托〕

- 電話依托電報規則 (省)逓信第三十三號(二)四〇八
- 電話依托電報ヲ發受スル局名 (告)逓信第三百五十八號(二)三七五

〔一年志願兵〕○シノ部志願兵ノ項參看

○ 明治三十年陸軍一年志願兵官費服役定員 (告)陸軍第一號(一) 二

- 明治三十一年召募士官候補生、幼年學校教導團要塞砲兵射擊學校生徒ノ人員及志願者心得並一年志願兵試驗格ノ件 (告)陸軍第十六號(九) 四八八
- 〔一等給〕
- 陸軍士官下士一等給給與内則第四條中改正 (達)陸軍第三百三十七號(一〇)五六四

〔一圓銀貨〕○シノ部貨幣ノ項ニ載ス

- 移民保護法施行細則中削除 (省)外務第四號(一〇)三五三
- 明治二十九年告示第七號(移民保護法ニ據ル移民保護人ノ件)中追加 (告)外務第五號(五) 一九四
- 北海道移住民規則 (省)拓殖務第三號(四) 六一

○ 北海道移住民ニ關スル件 (訓)拓殖務第十六號(四) 一七三

○ 北海道移住民規則ニ依リ北海道廳令公布ノ件 (告)拓殖務第四號(五) 一八三

〔移住〕

○ 屯田兵移住給與規則中改正追加 (勅)第二百六十一號(八) 四六八

○ 明治三十年度中陸軍病院條例、屯田兵移住給與規則 外一件ニ據ル治療費等定額 (達)陸軍第三十九號(四) 一五三

○ 明治三十一年移住屯田兵志願者願書差出期限 (省)陸軍第二十三號(一〇)三九九

○ 明治三十一年移住屯田兵召募區域增加 (告)陸軍第九號(六) 二四四

〔遺族〕○遺族扶助ハフノ部扶助ノ項ニ載ス

○ 瑞西國ニ於テ專賣特許意匠商標等ニ關シ保護取得ノ件 (告)外務第九號(九) 四八五

○ 葡萄牙國ニ於テ專賣特許商標意匠ニ關シ保護取得ノ件 (告)外務第十一號(一〇)六五九

○ 丁扶國ニ於テ專賣特許商標及意匠ニ關シ保護取得ノ件 (告)外務第十六號(三)八四一

- [違警罪]
 - 海軍軍人軍服ヲ違警罪即決例ニ依リ處分シタルトキ所屬長官ニ通知ノ件 (訓)海軍第一號(五) 一八三
 - [印刷]
 - 造幣局印刷局稅關職員俸給令中改正 (勅)第二百四號(六) 三九四
 - 內閣官報局ニ於テ編纂スヘキ職員錄ノ印刷及製本供給ノ競争者資格ノ件 (省)大藏第十八號(一〇)三五八
 - 年報ノ印刷及製本供給ノ競争者資格ノ件 (省)文部第二十五號(一〇)三五二
 - 南亞米利加ウエネズエラ共和國宛印刷物郵送注意ノ件 (省)逓信第十七號(四) 一五八
 - [印紙]
 - 不用煙草印紙處分ニ關スル件 (勅)第四百五十二號(二)二八二九
 - 手数料トシテ納付スル登記印紙消印ノ件 (省)外務第七號(二)四〇九
 - 登記印紙ヲ以テ納ムヘキ手数料等種目ノ件 (省)內務第二十八號(一〇)三三三
 - 藥品ノ封緘並藥品飲食物等ノ検査營業者取締ノ件 (省)內務第二號(三) 三三
 - 登錄稅法施行細則第三條中刪除並明治二十五年省令
- 第三號(登記印紙ヲ以テ手数料納付方)中改正 (省)大藏第十三號(八) 二九六
- 登記印紙貼付書類ノ檢閱及消印押捺方ノ件 (訓)大藏第四十八號(八) 二四九
- 明治二十九年訓令第八號(登錄及登記印紙ノ收入取扱並整理ノ件)中刪除 (訓)大藏第二十號(四) 一六九
- 明治二十九年訓令第八號(登錄及登記印紙ノ收入取扱並整理ノ件)廢止 (訓)大藏第三十六號(六) 二〇九
- 煙草證券、賣券印紙形用紙賣下代金及小切手押印稅ノ收入取扱ノ件 (訓)大藏第三十五號(六) 二〇九
- 狩獵免許稅貼用印紙ノ件 (省)大藏第十六號(三) 一三三
- 狩獵免許稅登記印紙ノ消印ニ關スル件 (省)農商務第三十號(八) 四三三
- 度量衡ニ關スル免許料等ニ貼用ノ登記印紙消印ノ件 (省)農商務第十四號(九) 三二五
- 明治二十六年省令第二十一號(登記印紙ヲ以テ納ムヘキ手数料種目)中追加 (省)逓信第十三號(六) 一七二
- 船舶検査手数料登記印紙ヲ以テ納付及其收入報告ノ件 (訓)逓信第五號(一〇)二五七
- [印章]
 - 中央金庫領收印章ノ件 (訓)大藏第四十四號(七) 二四八
 - [飲食物]
 - 藥品ノ封緘並藥品飲食物等ノ検査營業者取締ノ件 (省)內務第二號(三) 三三

- [郵便]
 - 郵便及電信局官制中改正 (勅)第六十六號(三) 一三八
 - 郵便及電信局官制改正 (勅)第二百六十九號(八) 四七六
 - 臺灣總督府郵便及電信局官制中改正 (勅)第六十六號(五) 三五一
 - 臺灣總督府郵便及電信局官制中改正 (勅)第三百六十五號(一〇)六八七
 - 在外郵便電信局、郵便局官制改正 (勅)第二百七十號(八) 四七九
 - 郵便爲替貯金管理所官制第七條中改正 (勅)第六十七號(三) 一三八
 - 郵便爲替貯金管理所官制改正 (勅)第二百七十一號(八) 四八〇
 - 郵便及電信局、在外郵便電信局郵便局郵便爲替貯金管理所及電話交換局職員定員 (勅)第二百七十六號(八) 四八五
 - 鐵道書記補、通信書記補特別任用令制定逓信省鐵道書記補郵便電信書記補及郵便爲替貯金書記補任用令廢止 (勅)第二百八十二號(八) 四九三
 - 逓信省鐵道書記補郵便電信書記補及郵便爲替貯金書記補試驗規則中改正追加 (省)逓信第二十九號(八) 三三三
 - 千島大隅琉球國諸島ニ設置スル郵便及電信局職員月手當金給與ノ件 (勅)第二百五十號(八) 四五九
 - 千島大隅琉球國諸島ニ設置スル郵便及電信局職員月手當金給與細則ノ件 (省)逓信第二十七號(八) 二九六
 - 郵便聯合國郵便切手類保護法ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第二百八十五號(八) 四九四
- 郵便貯金條例施行細則中改正前條 (省)逓信第三十四號(二)四〇九
- 明治二十六年省令第十三號(郵便受取所郵便爲替及貯金事務取扱ノ件)中追加 (省)逓信第三十六號(二)四二六
- 郵便受取所郵便貯金ノ拂渡事務開始 (省)逓信第三百七十七號(二)三八三
- 明治二十六年省令第二十四號(電信建築ノ事務ヲ兼掌スヘキ一等郵便電信局及其建築區域)中追加 (省)逓信第二百三十六號(七) 四六〇
- 一月一日乃至五日郵便葉書ニ到著日附印ヲ押捺セズ (省)逓信第三百九十一號(二)三八五七
- 郵便電信電話用物件供給ノ競争者資格ノ件 (省)逓信第二十號(七) 一四二
- 韓國木浦郵便局設置 (省)逓信第三百四十三號(二)七二五
- 在韓國木浦郵便局事務開始 (省)逓信第三百二十一號(一〇)六一
- 在韓國本邦郵便及電信局相互間並ニ本邦トノ間ニ發著スル郵便稅率ノ件 (省)逓信第三百四十四號(二)七二五
- 在清國上海本邦郵便局受拂ノ洋銀本邦貨幣ニ換算ノ件 (省)逓信第二百六十四號(九) 四八六
- 日本逓信省及獨逸郵政省間締結小包郵便物交換約定ノ追加約定 (勅)九月十七日(九) 五七一

- 日本逓信省及獨逸郵政省間締結小包郵便物交換約定
實施細目規則第三條中改正
(告) 遞信第二百六十五號(九) 四八六
- 本邦獨逸間交換ノ小包郵便物料金改定
(告) 遞信第二百六十六號(九) 四八六
- 郵便爲替事務約定實施細目規則第三條中改正
(告) 遞信第二百七十七號(八) 四三三
- 萬國郵便條約實施細目規則第四條中改正
(告) 遞信第四百六十六號(二) 五九
- 萬國郵便條約實施細目規則第三十八條中削除
(告) 遞信第四百四十四號(五) 一九四
- 萬國郵便條約實施細目規則第四條中追加
(告) 遞信第六十五號(六) 二五六
- 萬國郵便條約實施細目規則第四條中改正
(告) 遞信第二百七十號(九) 四九七
- 萬國郵便條約實施細目規則中追加
(告) 遞信第三百七十六號(二) 二八三
- 外國宛郵便物別配送料改定
(告) 遞信第二百七十二號(九) 四九八
- 外國宛郵便物不足郵稅補充方
(告) 遞信第二百七十三號(九) 四九八
- 諸外國宛郵便物稅率改定 (告) 遞信第二百七十一號(九) 四九七
- 諸外國宛郵便物稅率中削除
(告) 遞信第三百七十五號(二) 二八三
- サラワツク宛郵便稅率改定 (告) 遞信第六十四號(六) 二五六
- サラワツク郵政證書留郵便物ノ紛失ニ對シ賠償ス
(告) 遞信第九十號(七) 三九三
- 英國植民地アスセンション島及セント、ヘレナ島書
留郵便物ノ紛失ニ對シ賠償ス (告) 遞信第十號(二) 一九
- 英國宛小包郵便物ニ就キ注意ノ件 (告) 遞信第一號(二) 一
- 明治二十九年告示第九十九號(英國經由諸外國行
小包郵便物料金) 中改正 (告) 遞信第五百一十一號(六) 二四五
- 明治二十九年告示第九十九號(英國經由諸外國行
小包郵便物料金) 中追加 (告) 遞信第三百四十六號(二) 二七六
- 英國郵政總局ニ係ル爲替ノ手数料割合改定
(告) 遞信第三百七十七號(二) 二六五
- 大不列顛保護國サラワツク萬國郵便聯合條約ニ加入
(告) 遞信第六十三號(六) 二五六
- オレンジ自由國萬國郵便條約ニ加入
(告) 遞信第三百七十四號(二) 二八三
- 在サモア島アピア日耳曼郵便局ト萬國郵便爲替ノ交
換開始 (告) 遞信第十七號(二) 二
- 緬甸國及暹羅國チエングマト郵便爲替ノ交換開始
(告) 遞信第六十四號(四) 一五五

- 南亞米利加ウエネズエラ共和國宛印刷物郵送注意ノ
件 (告) 遞信第四百七十七號(四) 一五八
- バルガリア國ニ於ケル輸入禁止物ノ件
(告) 遞信第四百六十六號(六) 一三七
- 大和國上市、下市、松山、田原本、丹波市郵便局ヲ郵便
電信局トス (告) 遞信第八十二號(三) 一一六
- 河内國枚方郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 遞信第八十二號(三) 一一六
- 和泉國佐野郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 遞信第九十六號(七) 二〇一
- 和泉國佐野郵便電信局電信爲替事務開始
(告) 遞信第二百十八號(八) 四三三
- 攝津國神戸郵便電信局楠町支局設置
(告) 遞信第九十五號(四) 一四六
- 攝津國神戸郵便電信局楠町支局閉鎖
(告) 遞信第三百八十五號(二) 二八五
- 攝津國西ノ宮郵便電信局移轉 (告) 遞信第七十七號(三) 一一三
- 攝津國神戸元町郵便受取所移轉改稱
(告) 遞信第七十七號(七) 三二二
- 攝津國大阪郵便電信局高津郵便支局移轉
(告) 遞信第五百二十二號(六) 二四五
- 攝津國大阪北堀江下通三丁目郵便受取所移轉改稱
(告) 遞信第二百七十七號(七) 四三三
- 攝津國大阪安土町二丁目郵便受取所移轉改稱
(告) 遞信第二百九十一號(一〇) 五一一
- 攝津國大阪郵便電信局高津郵便支局改稱
(告) 遞信第三百十號(一〇) 六五〇
- 攝津國大阪京橋二丁目郵便受取所改稱
(告) 遞信第三百二十二號(一〇) 六六一
- 攝津國大阪市中二十五郵便受取所改稱
(告) 遞信第三百三十五號(一一) 六七二
- 攝津國兵庫江川町郵便受取所移轉改稱
(告) 遞信第七十八號(七) 三二二
- 攝津國平野郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 遞信第八十二號(三) 一一六
- 攝津國須磨郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 遞信第三百八十九號(二) 二八五
- 攝津國神戸三宮町郵便受取所郵便貯金事務開始
(告) 遞信第九十三號(七) 三九五
- 伊勢國東富田郵便局改稱 (告) 遞信第二十八號(三) 四九
- 伊勢國江馬郵便局移轉改稱 (告) 遞信第三百四十號(二) 二七二
- 伊勢國神社、城野郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 遞信第六號(二) 一一
- 伊勢國楚原郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 遞信第五十五號(三) 七九

- 伊勢國神社、滋野郵便電信局電信為替事務開始 (告) 遞信第二十號(一) 二五
- 志摩國波切、鴨方郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第二百六十九號(九) 四九二
- 志摩國波切、鴨方郵便電信局電信為替事務開始 (告) 遞信第二百九十二號(一〇) 五一
- 尾張國守山郵便受取所設置 (告) 遞信第三百六十號(三) 七二六
- 尾張國龜崎、枇杷島郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第十一號(一) 一九
- 尾張國龜崎、枇杷島郵便電信局電信為替事務開始 (告) 遞信第二十號(一) 二五
- 尾張國勝川郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第二十二號(一) 二七
- 尾張國勝川郵便電信局電信為替事務開始 (告) 遞信第五十二號(三) 六三
- 尾張國小牧郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第五十五號(三) 七九
- 尾張國瀬戸郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第三百七十七號(一〇) 六五九
- 尾張國瀬戸郵便電信局電信為替事務開始 (告) 遞信第三百二十六號(二) 六六六
- 尾張國守山郵便受取所郵便為替貯貯金事務開始 (告) 遞信第三百六十三號(三) 七七
- 三河國岡崎郵便電信局移轉 (告) 遞信第三百六十九號(三) 八二九
- 三河國大平郵便局改稱 (告) 遞信第二十八號(三) 四九
- 三河國知立、宮岡郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第三十一號(三) 五〇
- 三河國知立、宮岡郵便電信局電信為替事務開始 (告) 遞信第五十二號(三) 六三
- 三河國田原、一色郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第六號(二) 二二
- 三河國田原、一色郵便電信局トス (告) 遞信第十一號(一) 一九
- 三河國田原、一色、田口郵便電信局電信為替事務開始 (告) 遞信第二十號(一) 二五
- 三河國足助、墨母郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第三百七十八號(二) 八三三
- 駿河國本市場郵便受取所廢止 (告) 遞信第九十四號(七) 四〇〇
- 駿河國藤枝郵便電信局移轉 (告) 遞信第四百十二號(五) 一九九
- 駿河國大宮郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第九十號(三) 一三四
- 甲斐國壺ヶ原、石和、龍王郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第四十九號(三) 六一

- 甲斐國南部郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第三百十三號(一〇) 六五五
- 甲斐國谷村郵便電信局歐文電報、歐字及亞刺比亞歐字記入ノ和文電報取扱開始 (告) 遞信第五十九號(三) 九五
- 甲斐國南部郵便電信局電信為替事務開始 (告) 遞信第三百二十六號(一) 六六六
- 伊豆國大仁、湯ヶ島郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第九十六號(四) 一四六
- 伊豆國伊東、川津濱郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第二百五十七號(九) 四六九
- 伊豆國伊東、川津濱郵便電信局電信為替事務開始 (告) 遞信第二百九十二號(一〇) 五一
- 伊豆國戸田郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第二百二十三號(四) 一六七
- 伊豆國八丈島及小笠原島母島郵便局小包郵便事務開始 (告) 遞信第二十一號(一) 二五
- 相模國逸見郵便受取所設置 (告) 遞信第九十五號(七) 四〇〇
- 相模國秦野、伊勢原郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第四十九號(三) 六一
- 武藏國神奈川郵便局移轉 (告) 遞信第三百三號(四) 一五一
- 武藏國神奈川郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第四百十九號(六) 二二九
- 武藏國神奈川郵便電信局電信為替事務開始 (告) 遞信第六十號(六) 二四九
- 武藏國板橋郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第三十一號(三) 五〇
- 武藏國板橋郵便電信局電信為替事務開始 (告) 遞信第五十二號(三) 六三
- 武藏國府中、松山、久喜郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第四十九號(三) 六一
- 武藏國加須、羽生郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第二百六十八號(九) 四九一
- 武藏國加須、羽生郵便電信局電信為替事務開始 (告) 遞信第二百九十二號(一〇) 五一
- 武藏國東京本郷元町、飯田橋郵便受取所設置 (告) 遞信第三百三十三號(二) 六七〇
- 武藏國東京築土八幡町、淺草吉野町郵便受取所設置 (告) 遞信第三百三十三號(二) 六七〇
- 武藏國東京本町四丁目郵便貯金預所廢止 (告) 遞信第四百十四號(四) 一五八
- 武藏國東京上野町二丁目郵便貯金預所廢止 (告) 遞信第四百十七號(六) 三三八
- 武藏國東京中ノ郷竹町、富川町、愛宕下町、伊血子町郵便受取所移轉改稱 (告) 遞信第八十六號(三) 一八

○武藏國東京本郷一丁目郵便受取所開始 (告) 遞信第四十五號(三) 五九	○下總國境、小見川郵便電信局電信為替事務開始 (告) 遞信第五十二號(二) 六三
○武藏國東京赤坂田町郵便受取所小包郵便事務開始 (告) 遞信第五十八號(六) 二四九	○常陸國筑波町郵便受取所廢止 (告) 遞信第三十號(五) 一八六
○武藏國東京淺草田町郵便受取所郵便為替及小包郵便事務廢止 (告) 遞信第五十七號(六) 二四九	○常陸國小川郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第四十七號(二) 五九
○安房國勝山郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第三十一號(三) 五〇	○常陸國高萩平潟郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第四十九號(三) 六一
○安房國勝山郵便電信局電信為替事務開始 (告) 遞信第五十二號(三) 六三	○常陸國下妻、江戸崎郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第九十號(三) 一三四
○上總國湊郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第三十一號(二) 五〇	○常陸國管谷郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第四十二號(三) 五七
○上總國湊郵便電信局電信為替事務開始 (告) 遞信第五十二號(二) 六三	○常陸國下館郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第二十五號(二) 二九
○下總國四ノ街道郵便受取所設置 (告) 遞信第九十七號(七) 四〇六	○常陸國管谷、下館郵便電信局電信為替事務開始 (告) 遞信第五十二號(二) 六三
○下總國下志津郵便受取所廢止 (告) 遞信第九十八號(七) 四〇六	○常陸國谷田郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第四十一號(五) 一九五
○下總國境郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第二十五號(二) 二九	○常陸國谷田郵便電信局電信為替事務開始 (告) 遞信第四十八號(六) 二三八
○下總國小見川郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第三十一號(二) 五〇	○常陸國磯濱郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第二十一號(八) 四三

○常陸國磯濱郵便電信局電信為替事務開始 (告) 遞信第二百十八號(八) 四三三	○美濃國中川邊郵便局改稱 (告) 遞信第二十八號(三) 四九
○常陸國麻生郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第二百七十九號(九) 五〇〇	○美濃國市場郵便局改稱 (告) 遞信第二百四十九號(九) 四六六
○常陸國麻生郵便電信局電信為替事務開始 (告) 遞信第二百九十二號(一〇) 五一一	○美濃國下麻生、川邊郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第五十五號(二) 七九
○常陸國鉦田郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第三百十三號(一〇) 六五五	○美濃國土岐郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第三百三十七號(二) 六九七
○常陸國鉦田郵便電信局為替事務開始 (告) 遞信第三百二十六號(二) 六六六	○美濃國岩村、明知郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第三百四十二號(二) 七〇四
○近江國長野郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第二百四十號(九) 四六一	○美濃國土岐津、岩村、明知郵便電信局電信為替事務開始 (告) 遞信第三百七十一號(二) 八八八
○近江國勝野、堅田郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第二百三十九號(九) 四六一	○美濃國黒野郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第二十二號(二) 二七
○近江國勝野、堅田、長野郵便電信局電信為替事務開始 (告) 遞信第二百九十二號(一〇) 五一一	○美濃國御嵩、高宮郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第三十一號(三) 五〇
○近江國日野郵便電信局歐文電報、數字及亞刺比亞數字記入ノ和文電報取扱開始 (告) 遞信第二百九十三號(一〇) 五一九	○美濃國黒野、御嵩、高宮郵便電信局電信為替事務開始 (告) 遞信第五十二號(三) 六三
○美濃國岐阜中級屋町郵便受取所廢止 (告) 遞信第二百四十三號(九) 四六三	○飛騨國下呂郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第二十二號(二) 二七
○美濃國伏見村、今波郵便受取所廢止 (告) 遞信第三百三十六號(二) 六七二	○飛騨國下呂郵便電信局電信為替事務開始 (告) 遞信第五十二號(三) 六三
	○信濃國小野茅野、平出、松島郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第四十九號(二) 六一

- 信濃國麻績郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第九十號(三) 一三四
- 信濃國屋代、篠ノ井郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第二十五號(二) 二九
- 信濃國屋代、篠ノ井郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第五十二號(三) 六三
- 信濃國輕井澤郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第二百十九號(八) 四三四
- 信濃國輕井澤郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第二百四十二號(九) 四六二
- 信濃國上松、東穂高、小布施郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第二十號(二) 二五
- 信濃國高遠郵便電信局歐文電報、數字及亞刺比亞數字記入ノ和文電報取扱開始 (告) 逓信第五十號(三) 六一
- 上野國原市郵便電信局設置 (告) 逓信第二百二號(八) 四三三
- 上野國原市郵便電信局郵便爲替及貯金事務開始 (告) 逓信第二百八號(八) 四三四
- 上野國原市郵便電信局爲替事務開始 (告) 逓信第二百十八號(八) 四三三
- 上野國原市郵便電信局小包郵便事務開始 (告) 逓信第三百六十五號(二)三八二六
- 上野國原市村郵便受取所廢止 (告) 逓信第二百三號(八) 四三三
- 上野國高崎本町郵便受取所移轉改稱 (告) 逓信第二百二十一號(四) 一六一
- 上野國草津郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第七號(四) 一五五
- 上野國中ノ條郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第四十二號(三) 五七
- 上野國中ノ條郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第五十二號(三) 六三
- 上野國下仁田、鬼石郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第四十一號(五) 一九五
- 上野國下仁田、鬼石郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第四十八號(六) 二三八
- 下野國上三俵郵便局移轉改稱 (告) 逓信第二百五十八號(九) 四七〇
- 下野國島山郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第四十七號(三) 五九
- 下野國今市茂木郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第九十四號(四) 一四五
- 下野國氏家、足尾郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第三百十三號(二)〇六五五
- 下野國足尾、氏家郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第三百二十六號(二)〇六六六

- 下野國沼澤郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第五十三號(三) 六三
- 磐城國植田郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第三十二號(三) 五二
- 磐城國互理郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第三十七號(三) 五四
- 磐城國植田、互理郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第五十二號(三) 六三
- 磐城國石川、浪江、新山郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第五十五號(三) 七九
- 磐城國原ノ町郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第三號(二) 二
- 岩代國高田郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第五十五號(三) 七九
- 岩代國飯坂郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第四十二號(三) 五七
- 岩代國飯坂郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第五十二號(三) 六三
- 陸前國岩出山郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第十二號(二) 一九
- 陸前國小泊郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第二十五號(二) 一九
- 陸前國岩出山、小白濱郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第五十二號(三) 六三
- 陸前國松島郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第十一號(二) 一九
- 陸前國松島郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第二十號(二) 二五
- 陸前國大河原、小牛田郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第三號(二) 二
- 陸中國岩谷堂、大迫郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第十一號(二) 一九
- 陸中國大道、岩谷堂郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第二十號(二) 二五
- 陸中國千厩、岩泉郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第三十一號(三) 五〇
- 陸中國千厩、岩泉郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第五十二號(三) 六三
- 陸奧國金田一村郵便受取所廢止 (告) 逓信第三百三十六號(二)〇六七二
- 陸奧國小泊郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第四十九號(三) 六一
- 陸奧國三本木、五戸郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第六號(二) 二

○陸奥國大間郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第八號(二) 一七	○羽前國溫海郵便電信局電信爲替事務開始 (告)遞信第三號(一) 二
○陸奥國三本木、五戸、大間郵便電信局電信爲替事務開始 (告)遞信第二十號(二) 二五	○羽前國谷地郵便電信局歐文電報、歐字及亞刺比亞數字記入ノ和文電報取扱開始 (告)遞信第七十號(三) 一〇八
○陸奥國一戸郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第十五號(二) 二〇	○羽後國鹽越郵便電信局改稱 (告)遞信第一百五十三號(六) 二四六
○陸奥國深浦郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第二十五號(二) 二九	○羽後國松嶺郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第五十五號(三) 七九
○陸奥國三旗郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第二十五號(二) 二九	○羽後國扇田郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第三十一號(三) 五〇
○陸奥國木造郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第三十七號(三) 五四	○羽後國扇田郵便電信局電信爲替事務開始 (告)遞信第五十二號(三) 六三
○陸奥國一戸、深浦、三旗、木造郵便電信局電信爲替事務開始 (告)遞信第五十二號(三) 六三	○若狹國遠敷村郵便受取所改稱 (告)遞信第九十七號(四) 一四七
○羽前國藤島郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第十二號(一) 一九	○越前國吉江郵便受取所設置 (告)遞信第三百六十號(三) 七六
○羽前國藤島郵便電信局電信爲替事務開始 (告)遞信第五十二號(三) 六三	○越前國丸岡、吉崎郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第三百六十三號(三) 七七
○羽前國高島、赤湯、小松郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第四十七號(三) 五九	○越前國今庄郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第三十八號(三) 五五
○羽前國尾花澤郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第五十五號(三) 七九	○越前國今庄郵便電信局電信爲替事務開始 (告)遞信第五十二號(三) 六三
	○加賀國松任郵便電信局移轉 (告)遞信第三百三十五號(五) 一九二

○加賀國津幡郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第五十六號(三) 八〇	○越後國尾神郵便局郵便貯金事務開始 (告)遞信第三百八十二號(三)八三五
○加賀國越來、寺井郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第三十七號(三) 五四	○越後國山直海郵便局廢止 (告)遞信第三百八十一號(三)八三四
○加賀國山代郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第三十八號(三) 五五	○越後國榎尾郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第十九號(二) 二四
○加賀國越來、寺井、山代郵便電信局電信爲替事務開始 (告)遞信第五十二號(三) 六三	○越後國六日町、小出島郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第三十二號(三) 五一
○能登國穴水門前郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第三十八號(三) 五五	○越後國能生郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第五十二號(三) 六三
○能登國穴水門前郵便電信局電信爲替事務開始 (告)遞信第五十二號(三) 六三	○越後國安塚郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第二百八十二號(九) 五〇二
○越中國水橋、四方、福岡郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第六十一號(三) 九八	○越後國能生、安塚郵便電信局電信爲替事務開始 (告)遞信第二百八十七號(一〇)五〇八
○越中國上市、入善、三日市郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第三十八號(三) 五五	○越後國燕、吉田郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第二百九十二號(一〇)五一
○越中國上市、入善、三日市郵便電信局電信爲替事務開始 (告)遞信第五十二號(三) 六三	○越後國水原、保田郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第三百三十七號(二)六七九
○越中國城端郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第三百三十三號(一〇)五三〇	○越後國燕、吉田、水原、保田郵便電信局電信爲替事務開始 (告)遞信第三百四十五號(二)七五
○越中國城端郵便電信局電信爲替事務開始 (告)遞信第三百二十六號(二)六六六	○丹波國綾部郵便局ヲ郵便電信局トス (告)遞信第三百七十一號(三)八二九
○越後國尾神郵便局設置 (告)遞信第三百八十號(二)八三四	

- 丹波國成松郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第三十一號(三) 五〇
- 丹波國綾部成松郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第三十七號(三) 五四
- 丹波國餘部下郵便受取所設置 (告) 逓信第五十二號(三) 六三
- 丹後國餘部下郵便受取所設置 (告) 逓信第三百四十七號(二) 七二六
- 丹後國餘部下郵便受取所設置 (告) 逓信第三百六十三號(二) 七七七
- 丹後國網野郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第二十五號(二) 二九
- 丹後國久美濱郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第三十七號(二) 五四
- 丹後國網野久美濱郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第五十二號(二) 六三
- 但馬國香住郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第二百十六號(八) 四三三
- 但馬國香住郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第二百四十二號(九) 四六一
- 伯耆國二部郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第三百十三號(一〇) 六五五
- 伯耆國二部郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第三百二十六號(二) 六六六
- 出雲國平田廣瀬郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第五十五號(三) 七九
- 出雲國掛合郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第九十四號(四) 一四五
- 出雲國美保關郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第二百七十五號(九) 四九九
- 出雲國美保關郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第二百九十二號(一〇) 五一一
- 出雲國橫田郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第二百九十八號(一〇) 五二八
- 出雲國橫田郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第三百二十六號(二) 六六六
- 出雲國杵築郵便電信局歐文電報、歐字及亞刺比亞數字記入ノ和文電報取扱開始 (告) 逓信第九十九號(四) 一四七
- 石見國大田郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第九十四號(四) 一四五
- 播磨國野々郵便局移轉改稱 (告) 逓信第二百五十一號(九) 四六七
- 播磨國下手野郵便受取所廢止 (告) 逓信第七十九號(七) 三八二
- 播磨國岡那波郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第一百九號(四) 一六〇

- 播磨國佐用郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第二百十六號(八) 四三三
- 播磨國佐用郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第二百四十二號(九) 四六一
- 美作國倉敷郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第五十五號(三) 七九
- 備前國福泊郵便受取所廢止 (告) 逓信第七十九號(七) 三八二
- 備前國留岐郵便局移轉改稱 (告) 逓信第九十二號(四) 一五一
- 備中國黒崎村郵便受取所移轉改稱 (告) 逓信第三百三十四號(二) 六七一
- 備中國西ノ浦郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第二百十六號(八) 四三三
- 備中國西ノ浦郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第二百四十二號(九) 四六一
- 備後國今津郵便受取所廢止 (告) 逓信第三百三十六號(二) 六七二
- 備後國甲山上下郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第四十九號(二) 六一
- 備後國東城郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第八十號(三) 一一五
- 安藝國白島郵便受取所設置 (告) 逓信第三百六十號(二) 七二六
- 安藝國白島郵便受取所設置爲替郵便貯金事務開始 (告) 逓信第三百六十三號(二) 七七七
- 安藝國吳郵便局同電信局合併 (告) 逓信第十六號(二) 一一〇
- 安藝國廿日市、嚴島郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第十一號(一) 一九
- 安藝國廿日市、嚴島郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第二十號(二) 二五
- 安藝國廣村郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第二百九十七號(一〇) 五二六
- 安藝國廣村郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第三百二十六號(二) 六六六
- 周防國嘉川村郵便受取所廢止 (告) 逓信第三百三十六號(二) 六七二
- 周防國玖珂、鹿野郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第八十號(三) 一一五
- 周防國室積郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第五十五號(三) 七九
- 周防國久賀、東屋代郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第三十二號(三) 五二
- 周防國久賀、東屋代郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第五十二號(三) 六三
- 周防國室津郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第二百二十八號(八) 四五二
- 周防國室津郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第二百四十二號(九) 四六一

- 周防國本郷郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第三百二十八號(一)六六七
- 周防國本郷郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第三百七十一號(二)八二九
- 長門國須佐郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第五十五號(三) 七九
- 長門國特牛郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第二百九十八號(二)五二八
- 長門國特牛郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第三百二十六號(一)六六六
- 紀伊國上野郵便局改稱 (告) 逓信第四百四十四號(五) 三二
- 紀伊國妙寺郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第九十六號(七) 四〇一
- 紀伊國妙寺郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第二百十八號(八) 四三三
- 紀伊國箕島、鹽津、加太郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第二百五十七號(九) 四六九
- 紀伊國箕島、鹽津、加太郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第二百九十二號(二)〇五一
- 淡路國福良郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第六十一號(三) 九八
- 阿波國辻町、大寺郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第三十七號(三) 五〇
- 讚岐國長尾郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第八十八號(三) 一三四
- 讚岐國津田郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第二百三十八號(九) 四六一
- 讚岐國津田郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第二百九十二號(二)〇五一
- 讚岐國土庄郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第二百九十號(二)〇五二
- 讚岐國土庄郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第三百二十六號(一)六六六
- 伊豫國松山紙屋町郵便受取所移轉改稱 (告) 逓信第三百三十號(二)六六八
- 伊豫國波止濱郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第三十七號(三) 五〇
- 伊豫國三島、小松郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第六十一號(三) 九八
- 伊豫國北條郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第五十五號(三) 一五二
- 土佐國朝倉郵便受取所設置 (告) 逓信第三百六十號(二)三七六
- 土佐國朝倉郵便受取所郵便爲替貯金事務開始 (告) 逓信第三百六十三號(二)三七七
- 土佐國北川郵便局移轉改稱 (告) 逓信第三百十四號(二)〇六五七
- 土佐國窪川郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第八十九號(三) 一三四

- 土佐國山田後免郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第四十九號(三) 六一
- 土佐國高岡郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第三百六號(一)〇六五〇
- 土佐國高岡郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第三百二十六號(一)六六六
- 筑前國八幡郵便電信局設置 (告) 逓信第三百號(一)〇五八
- 筑前國八幡郵便電信局郵便及電信爲替貯金事務開始 (告) 逓信第三百六十二號(二)三七七
- 筑前國八幡郵便電信局小包郵便事務開始 (告) 逓信第三百六十五號(二)三八二
- 筑前國鉢田郵便受取所設置 (告) 逓信第二百十號(八) 四二七
- 筑前國加布里郵便受取所廢止 (告) 逓信第二百一十一號(八) 四二八
- 筑前國二日市、東郷郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第二十五號(二) 二九
- 筑前國東郷、二日市郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第五十二號(三) 六三
- 筑後國柳川郵便電信局改稱 (告) 逓信第三百七十二號(二)八三二
- 筑後國山ノ内郵便受取所廢止 (告) 逓信第二百一十一號(八) 四二八
- 筑後國羽犬塚郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第四十二號(三) 五七
- 筑後國羽犬塚郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第五十二號(三) 六三
- 豐前國後藤寺、糸田郵便受取所設置 (告) 逓信第二百十號(八) 四二七
- 豐前國北方郵便受取所設置 (告) 逓信第二百十號(八) 四二七
- 豐前國北方郵便受取所郵便爲替貯金事務開始 (告) 逓信第三百六十三號(二)三七七
- 豐前國赤池郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第二十五號(二) 二九
- 豐前國赤池郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逓信第五十二號(三) 六三
- 豐後國右田郵便局改稱 (告) 逓信第二十四號(二) 二七
- 豐後國鶴川、安岐、古市郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第四十四號(三) 五八
- 肥前國牛津、浦久郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第五十五號(三) 七九
- 肥前國瀬戸郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第八十九號(三) 一三四
- 肥前國神埼、彼杵郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逓信第二十五號(二) 二九

○肥前國時津、相浦、佐々、相知郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第三十七號(三) 五九	○肥前國彼杵、神崎、時津、相浦、佐々、相知郵便電信局電 信爲替事務開始 (告) 遞信第五十二號(三) 六三	○肥後國熊本、京町、鏡町郵便受取所設置 (告) 遞信第二百十號(八) 四二七	○肥後國伊倉、北方村郵便受取所移轉改稱 (告) 遞信第二百十二號(八) 四二八	○肥後國原町郵便局改稱 (告) 遞信第二百五十號(九) 四六七	○肥後國湯船原郵便局改稱 (告) 遞信第三百二十五號(二) 六六五	○肥後國馬見原、濱町郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第五十五號(三) 七九	○肥後國小島郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第六號(一) 一三	○肥後國小島郵便電信局爲替事務開始 (告) 遞信第二十號(一) 二五	○肥後國長洲郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第四十二號(三) 五七	○肥後國長洲郵便電信局爲替事務開始 (告) 遞信第五十二號(三) 六三	○日向國美々津、土々呂郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第三十七號(三) 五九	○日向國三田井郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第五十五號(二) 七九	○大隅國立長郵便局移轉改稱 (告) 遞信第三十號(三) 五〇	○大隅國南俣村郵便受取所改稱 (告) 遞信第三百三十五號(二) 六七一	○大隅國鹿屋、岩川、國分郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第四十四號(三) 五八	○大隅國名瀬西ノ表、宮ノ浦、和泊、山村郵便局ヲ郵便 電信局トス (告) 遞信第二十號(一) 二五	○大隅國和泊、山村、久慈郵便及電信局爲替事務開 始 (告) 遞信第二百八十八號(二) 五〇八	○薩摩國伊敷郵便受取所設置 (告) 遞信第三百六十號(二) 七二六	○薩摩國伊敷郵便受取所郵便爲替貯金事務開始 (告) 遞信第三百六十三號(三) 七七七	○對馬國原野郵便局移轉 (告) 遞信第三百五十二號(二) 七一九	○琉球國首里郵便局電信爲替事務開始 (告) 遞信第二十號(一) 二五	○琉球國首里郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第二百三十五號(八) 四五八	○琉球國那覇郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第二百三十三號(八) 四五八
---	---	---	--	------------------------------------	-----------------------------------	--	--------------------------------------	---------------------------------------	--	--	---	---	-----------------------------------	--	--	--	--	-----------------------------------	---	----------------------------------	---------------------------------------	---	---

○琉球國八重山郵便局電信爲替事務開始 (告) 遞信第二百八十八號(二) 五〇八	○波島國蚊柱郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第二十二號(一) 二七	○波島國蚊柱、砂原郵便電信局爲替事務開始 (告) 遞信第五十二號(三) 六三	○波島國白尻郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第三百十九號(二) 〇六六	○波島國尻内、石崎、戸井、榎法華郵便局ヲ郵便電信局 トス (告) 遞信第三百二十號(二) 〇六六	○波島國白尻、尻内、石崎、戸井、榎法華郵便電信局電 信爲替事務開始 (告) 遞信第三百七十一號(二) 二八九	○後志國利別郵便局設置 (告) 遞信第二百六號(八) 四二四	○後志國磯谷郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第二十二號(一) 二七	○後志國磯谷郵便電信局爲替事務開始 (告) 遞信第五十二號(三) 六三	○石狩國新篠津、下美町郵便局設置 (告) 遞信第二百六號(八) 四二四	○石狩國月寒郵便受取所設置 (告) 遞信第三百六十號(二) 七二六	○石狩國月寒郵便受取所郵便爲替貯金事務開始 (告) 遞信第三百六十三號(三) 七七七	○石狩國幌向郵便局移轉 (告) 遞信第二百七號(八) 四二四	○石狩國永山、岩見澤、市來知、美唄、歌志内郵便局ヲ郵 便電信局トス (告) 遞信第三十八號(三) 五五	○石狩國永山、岩見澤、市來知、美唄、歌志内郵便電信局 電信爲替事務開始 (告) 遞信第五十二號(三) 六三	○石狩國當別、由仁郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第三百四號(二) 〇六五	○石狩國當別、由仁郵便電信局爲替事務開始 (告) 遞信第三百二十六號(二) 〇六六	○石狩國登川郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第三百十九號(二) 〇六六	○石狩國登川郵便電信局爲替事務開始 (告) 遞信第三百七十一號(二) 二八九	○天鹽國羽幌郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第三十八號(三) 五五	○天鹽國羽幌郵便電信局郵便及電信爲替貯金事務開 始 (告) 遞信第九號(四) 一五六	○北見國相ノ内郵便局設置 (告) 遞信第七十一號(三) 一〇八	○北見國相ノ内郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第八十八號(四) 一五六	○北見國雄武郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 遞信第三十八號(三) 五五	○北見國雄武郵便電信局郵便及電信爲替貯金事務開 始 (告) 遞信第三百三十二號(五) 一八八
--	--	---	--	--	--	-----------------------------------	--	--	--	-----------------------------------	---	-----------------------------------	---	---	--	--	--	---	--	--	---------------------------------	--	--	--

- 北見國斜里郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逕信第三百三號(一〇)五八〇
- 北見國斜里郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逕信第三百二十六號(二)六六六
- 北見國尻白郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逕信第二百二十二號(二) 二七
- 北見國尻白郵便電信局郵便及電信爲替並貯金事務開始 (告) 逕信第九號(四) 一五六
- 北見國澤木郵便局郵便爲替及貯金事務取扱廢止 (告) 逕信第三百三十一號(五) 一八八
- 膽振國俱知安、真狩、瀧郵便局設置 (告) 逕信第二百六號(八) 四四
- 膽振國八雲郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逕信第二百二十二號(二) 二七
- 膽振國八雲郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逕信第五十二號(三) 六三
- 膽振國虻田郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逕信第二百二十三號(八) 四三七
- 膽振國虻田郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逕信第二百四十二號(九) 四六二
- 十勝國帶廣郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逕信第二百八十九號(二〇)五〇八
- 十勝國帶廣郵便電信局電信爲替事務開始 (告) 逕信第三百二十六號(二)六六六
- 千島國紗那、泊村郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逕信第二百四十七號(九) 四六六
- 千島國留別、乳香路郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逕信第二百四十八號(九) 四六六
- 千島國紗那、泊村、留別乳香路郵便及電信局電信爲替事務開始 (告) 逕信第二百八十八號(二〇)五〇八
- 千島國藥取郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 逕信第三百十九號(二〇)六六一
- 臺北縣金包里外十六郵便電信局小包郵便及郵便爲替並貯金事務開始 (告) 逕信第二百二十一號(八) 四三五
- 臺北縣金包里外十六郵便電信局郵便及電信事務開始 (告) 逕信第二百三十七號(九) 四六〇
- 臺北縣金包里外十六郵便電信局郵便電信小包爲替貯金事務開始 (告) 逕信第四百六號(八) 四五三
- 明治二十九年府令第二號(郵便及電信局名稱位置)中加除 (逕) 府第二十二號(六) 三三
- 郵便電信支局設置ノ件 (逕) 府第六十二號(三) 七〇
- 郵便電信支局設置ノ件 (逕) 府第六十四號(三) 七二
- 郵便電信局廢止ノ件 (逕) 府第六十一號(三) 七〇
- 郵便爲替及貯金事務取扱時限 (告) 逕信第四百一號(八) 四三四
- 郵便受取所設置ノ件 (告) 逕信總督府第二號(二) 四六
- 郵便受取所設置ノ件 (告) 逕信總督府第十號(三) 一〇九

- 郵便受取所設置ノ件 (告) 逕信總督府第六十四號(二)三八二
- 郵便受取所開設ノ件 (告) 逕信總督府第五十六號(二〇)五二〇
- 郵便受取所開設ノ件 (告) 逕信總督府第五十九號(二〇)六五〇
- 郵便受取所開設ノ件 (告) 逕信總督府第七十二號(二)八五七
- 郵便受取所廢止ノ件 (告) 逕信總督府第四十二號(八) 四三四
- 郵便電信局電信爲替事務開始ノ件 (告) 逕信總督府第六十號(二〇)六五〇
- 郵便電信支局電信事務開始ノ件 (告) 逕信總督府第七十五號(二)八六〇
- 郵便電信支局電信爲替事務開始ノ件 (告) 逕信總督府第七十六號(二)八六〇
- 陸軍軍人軍屬日本郵船株式會社及大阪商船株式會社船舶乘込命令書並手續 (逕) 陸達第四十五號(四) 一五九
- 陸軍軍人軍屬日本郵船株式會社及大阪商船株式會社船舶乘込命令書並手續中追加 (逕) 陸達第八十八號(七) 三六四
- 口ノ部
- 明治二十三年勅令第二百四十六號(海軍各軍法會議主理錄事服務並定員ノ件)第六條刪除 (勅) 第三百一號(九) 五二二
- 明治二十三年勅令第二百四十六號(海軍各軍法會議主理錄事服務並定員ノ件)廢止 (勅) 第四百十二號(二)七五〇
- 軍法會議ヲ管轄スル長官ノ部下ニ司法部ノ設置ナキ場合主理錄事服務規定 (逕) 海軍第五百七十七號(二)六三三
- 海軍省兵曹長同相當官以下配置表 (逕) 海軍第七十一號(二)六四三
- 六週間現役兵 (省) 陸軍第九號(四) 五七
- 陸軍六週間現役兵條例施行細則改正 (省) 外務第二號(四) 一四一
- 在布哇國帝國公使館開廳 (告) 外務第二號(四) 一四一
- 澎湖島
- 臺灣島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則中改正加除 (勅) 第五十號(三) 二二七
- 臺灣島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則第四條中追加 (勅) 第二百五十九號(八) 四六六
- 臺灣島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則第三條第四條中追加 (勅) 第二百八十九號(八) 五〇一
- 臺灣島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則第四條中改正追加 (勅) 第三百七十二號(二〇)六九五

- 澎湖島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則第四條中改正 (勅)第三百八十七號(一〇七二)
 - 澎湖島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則中改正加 (達)陸達第三十號(三) 一三六
 - 澎湖島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則第五表中改正 (達)陸達第六十一號(五) 二〇八
 - 澎湖島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則中追加 (達)陸達第九十九號(八) 三九四
 - 澎湖島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則中改正加 (達)陸達第二百一十一號(一〇五三四) 除
 - 澎湖島及澎湖島駐在海軍軍人軍團給與規則第六條第九條中改正追加 (勅)第七十號(六) 三三八
 - 澎湖島及澎湖島駐在海軍軍人軍團給與規則施行細則第十五條中創除 (達)海軍第三十四號(三) 一四八
 - 澎湖島及澎湖島駐在海軍軍人軍團給與規則施行細則第二十一條改正 (達)海軍第三十八號(四) 一六三
 - 澎湖島及澎湖島駐在海軍軍人軍團給與規則施行細則中改正追加 (達)海軍第六十七號(六) 三〇八
 - 澎湖島及澎湖島駐在海軍軍人軍團給與規則施行細則中第三表改正 (達)海軍第五十八號(二)六〇四
 - 明治二十八年勅令第六十號(澎湖島澎湖島沿岸航海加俸ノ件)廢止 (勅)第四百一號(二)七四六
 - 澎湖島需品支庫設置 (達)海軍第五十五號(二)五九五
- [博覽會]
- 明治三十三年開設スハ第五回内國勸業博覽會延期 (勅)第三百八十八號(一〇七一)
 - 臨時博覽會事務局官制第二條第三條中改正 (勅)第二百三十八號(七) 四三八
 - 巴里萬國博覽會出品規則第六條第九條中改正 (告)臨時博覽會事務局第四號(五) 一八八
 - 巴里萬國博覽會出品人ノ資格及出品物類選擇並出品數量ノ標準ニ關スル規程 (告)臨時博覽會事務局第五號(五) 一八八
 - 巴里萬國大博覽會(出品ノタメ優等品買上及補助ノ件) (告)臨時博覽會事務局第三號(五) 一七二
 - 出品ニ係ル地方委員選定ノ件 (訓)臨時博覽會事務局第一號(六) 三三二
 - 第二回水產博覽會規則第六條改正 (告)第二回水產博覽會事務局第十一號(六) 二五七
 - 第二回水產博覽會規則第三十七條中改正 (告)第二回水產博覽會事務局第十二號(七) 三九三
 - 第二回水產博覽會規則第三十四條中追加 (告)第二回水產博覽會事務局第十六號(一〇)五二九
 - 第二回水產博覽會構内休憩所飲食店設置規程 (告)第二回水產博覽會事務局第七號(一) 二八

- 第二回水產博覽會場及同附屬水族館ノ位置 (告)第二回水產博覽會事務局第六號(一) 二八
 - 道屬府縣出品陳列面積 (告)第二回水產博覽會事務局第十三號(八) 四一七
 - 來觀時間ノ件 (告)第二回水產博覽會事務局第十五號(九) 五〇〇
 - 第二回水產博覽會參會者乘車船賃金割引證及出品物標ノ件 (告)第二回水產博覽會事務局第八號(三) 一一八
 - 告示第八號中追加 (告)第二回水產博覽會事務局第九號(四) 一六一
 - 告示第八號中追加 (告)第二回水產博覽會事務局第十四號(八) 四三七
 - 告示第八號中追加 (告)第二回水產博覽會事務局第十七號(二)六六六
 - 第二回水產博覽會事務局神戶出張所設置 (告)第二回水產博覽會事務局第十號(五) 一九一
 - 神戶本局出張所廢止 (告)第二回水產博覽會事務局第十八號(二)三八〇
 - 諸國萬國勸業博覽會ニ關スル規程 (告)農商務第二十五號(七) 三九五
 - 千八百九十八年ネブラスカ州オマハ市ニ於ケルクラニスミシシビ一及世界博覽會開設ノ許可及獎勵ニ關スル條例 (告)農商務第三十六號(一〇)五二二
- [法令]
- 陸軍兵器廠條例、銃城部條例制定ニ附キ現行令達中心得方 (達)陸達第六號(九) 三九九
- [法院]
- 臺南地方法院移轉 (告)臺灣總督府第十七號(五) 一七三
 - 雲林地方法院移轉 (告)臺灣總督府第二十號(五) 一七三
 - 宜蘭地方法院移轉 (告)臺灣總督府第三十七號(八) 四六六
 - 臺中地方法院移轉 (告)臺灣總督府第六十五號(二)八二五
 - 彰化地方法院移轉 (告)臺灣總督府號外(三) 一三九
 - 地方法院閉廳ノ件 (臺府)第四十四號(九) 五八六
 - 臺東地方法院ノ事務代理法院改定 (臺府)第四十五號(九) 五七
 - 地方法院附屬其事務代理ノ件 (臺府)第五十四號(二) 六六
- [判事]
- 判事檢事官等俸給令中改正 (勅)第九十五號(四) 一六五
 - 判事檢事官等俸給令第三條改正 (勅)第二百六十號(八) 四六七
 - 臣民喪期間判事檢事裁判所書記及辯護士喪章ノ件 (告)司法第二號(一) 一九
- [判任]
- 判任官俸給令第三條中追加 (勅)第二百二十三號(六) 四一六
 - 文武判任官等級表改正 (勅)第二百二十三號(四) 二〇
 - 文武判任官等級表中追加 (勅)第二百二十三號(四) 二〇

- 文武判任官等級表中追加 (勅)第百四十一號(五) 二二〇
- 文武判任官等級表中追加 (勅)第百二十一號(六) 三九一
- 文武判任官等級表中改正 (勅)第百七十七號(六) 三九六
- 文武判任官等級表中追加 (勅)第百八十八號(八) 四九一
- 文武判任官等級表中追加 (勅)第百三十二號(九) 五三〇
- 文武判任官等級表中追加 (勅)第百四十四號(一〇) 六五九
- 文武判任官等級表中追加 (勅)第百五十三號(一〇) 六六六
- 文武判任官等級表中追加 (勅)第百六十號(一〇) 六八〇
- 明治二十六年勅令第百九十六號(月俸十二圓未滿) 判任官特別任用ノ件) 中追加 (勅)第百二十五號(四) 二二一
- 海軍省判任官配屬ノ件 (逕)海軍第四十號(四) 一六四
- 海軍省兵曹長同相當官以下配屬表 (逕)海軍第七十一號(二) 六四三
- 海軍兵學校機關學校砲術、水雷術、機關術各練習所橫須賀、吳、佐世保ノ各病院准士官下士卒及判任官官定員職別表 (逕)海軍第百二十八號(一〇) 五九九
- 臺灣總督府海軍附屬海軍判任官ノ任用及俸給等ニ關スル件 (勅)第百九十一號(二) 七二八
- 臺灣總督府判任官特別俸支給ノ件 (勅)第百六十八號(五) 三五四
- 明治三十年勅令第百六十八號(臺灣總督府判任官官特別俸ノ件) 廢止 (勅)第百六十六號(一〇) 六八八
- 臺灣總督府文官判任以上ノ者臺灣旅行旅費規則 (訓)拓殖務第七號(四) 七三
- 臺灣總督府職員判任以上ノ者及巡查看守歸屬旅費規則 (訓)拓殖務第十四號(四) 七六
- 會計検査院臨時増設 (勅)第百七十五號(四) 一四五
- 砲臺
- 砲臺出入規則第三條第四條中改正追加 (逕)陸軍第百十號(九) 四〇〇
- 天保山砲臺出入ニ關スル取扱ノ件 (逕)陸軍第百四十六號(二) 五八五
- 陸軍砲臺監守採用ノ件 (逕)陸軍第百二十七號(一〇) 五三四
- 工兵方面條例廢止ニ附キ砲臺監守所屬ノ件 (逕)陸軍第百十六號(九) 四一六
- 砲廠
- 野戰砲廠並要塞修理所職工卒養成規則 (逕)陸軍第百二十四號(一〇) 五三三
- 砲隊
- 海軍砲隊掛式及海軍拳銃操法廢止 (逕)海軍第五十號(五) 一九三
- 砲兵
- 砲兵工科學校ハカノ部學校ノ項ニ載ス (勅)第百三十六號(七) 四三四
- 陸軍砲兵會議條例改正 (勅)第百三十三號(三) 一〇三
- 砲兵方面條例第七條中加除 (勅)第百三十四號(九) 五二七
- 砲兵方面條例廢止

- 砲工第二及第三方面支那設置 (逕)陸軍第三十四號(三) 一四二
- 明治三十年陸軍第三十四號(砲兵方面支那設置)但書 削除 (逕)陸軍第八十二號(六) 三五〇
- 陸軍兵器廠條例、築城部條例制定ニ附キ職名換稱ノ件 (逕)陸軍第百五號(九) 三九八
- 陸軍兵器廠條例、築城部條例制定ニ附キ現行令途中心得方 (逕)陸軍第百六號(九) 三九九
- 東京大阪砲兵工廠搬置運轉資本増加 (注)第百三號(三) 三
- 砲兵工廠條例中改正追加 (勅)第百三十四號(三) 一〇四
- 砲兵工廠條例改正臺灣兵器修理所條例廢止 (勅)第百三十五號(九) 五二〇
- 東京砲兵工廠札幌派出所設置 (逕)陸軍第三十五號(三) 一四二
- 兵器廠及臺灣砲兵工廠搬置ニ附キ署庫名變換ノ件 (逕)陸軍第百七號(九) 三九九
- 野戰砲兵射擊教範中照準手按摺法及徽章附與員數ノ件 (逕)陸軍第九十號(七) 三六六
- 野備隊歸休兵及砲兵助卒演習召集ノ件 (逕)陸軍第四十六號(四) 一七九
- 臺灣守備隊及要塞砲兵隊ニ係ル委任經理ニ關スル經費物品ノ檢査、責任解除委託ノ件 (逕)陸軍第百五十二號(二) 五九五
- 各種刀帶笠帶革穿孔增加及七潮米野砲前車、砲兵腕馬具屬品中改正 (逕)陸軍第百二十二號(一〇) 五二四
- 砲兵乘馬具及騎兵馬具ノ料款廢止 (逕)陸軍第百五十六號(二) 六二二
- 現役砲兵輸卒、輜重輸卒疾病犯罪等ノタメ入替シ繼牛者取扱ノ件制定明治二十六年訓令甲第六號(輜重輸卒ニ係ル同伴) 廢止 (訓)陸軍甲第四號(四) 五九
- 砲術
- 海軍砲術練習所條例改正 (勅)第百二十八號(九) 六〇五
- 海軍砲術練習所條例中改正 (勅)第百三十三號(二) 八〇三
- 海軍砲術練習所規則第十四條中改正 (逕)海軍第四十四號(四) 一七九
- 海軍砲術練習所規則改正 (逕)海軍第百六號(九) 四六七
- 海軍砲術練習所教程改正 (逕)海軍第百十三號(九) 四九二
- 海軍兵學校機關學校砲術、水雷術、機關術練習所及各病院教員員數表 (逕)海軍第百七十九號(二) 六六〇
- 海軍兵學校機關學校砲術、水雷術、機關術各練習所橫須賀、吳、佐世保ノ各病院准士官下士卒及判任官官定員職別表 (逕)海軍第百二十八號(一〇) 五九九
- 砲臺
- 海岸砲臺條例第四條第六條中改正追加(勅)第百十一號(三) 五八
- 海岸砲臺條例廢止 (勅)第百十九號(九) 五七四
- 望樓長望樓手任用令第四條改正 (勅)第百十二號(三) 五九

〔報告〕

- 明治十九年省令第一號(府縣處分後報告條件)中削除
(省)內務第十二號(五) 七二
- 明治十九年省令第一號(府縣處分後報告條件)中刪除
(省)內務第三十三號(一〇三)五八
- 明治二十四年訓令第十四號(府縣三於官有土地水面三關シ竊請ヲ經ス處分後報告條件)第一條中改正
(訓)內務第二十二號(一〇三〇)六六
追加
- 明治二十年訓令第二十六號(外國人ト銃砲類賣買)出願許可或報告方(同二十年訓令第二十六號(監獄)内建物中竊請ヲ經ス處分後報告方)同二十年訓令第二十七號(同上)之廢止
(訓)內務第十一號(五) 一八五
- 警察官吏受持區内巡邏日當月額並警察監獄教習師等旅費ノ節減ハ認可ヲ經ス處分後報告ノ件
(訓)內務第十二號(六) 一八八
- 仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令ヲ委任シタルモノ、仕拂命令濟額報告方
(訓)大藏第五號(二) 九
- 仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令ヲ委任シタルモノ、仕拂命令濟額報告ノ件
(訓)大藏第二十五號(四) 一七八
- 明治二十九年訓令第一號(稅務管理局稅務署現員報告ノ件)中改正追加
(訓)大藏第十一號(三) 四一
- 禁煙專賣所現員報告書式
(訓)大藏第六十七號(一〇三〇)七
- 禁煙專賣所ニ委任ノ仕拂命令濟額報告方
(訓)大藏第六十九號(二)三二
- 臺灣總督府特別會計ニ要スル諸報告書仕拂命令領收証計簿等様式
(省)大藏第五號(三) 三七
- 陸軍報告例改正
(達)陸軍第十七號(三) 三七
- 陸軍省主管事項ニ關シ陸軍省令告示等發布ノトキ報告ノ件
(訓)陸軍第六號(一〇三)三十七
追加
- 明治二十五年陸軍第十九號(徵兵醫官ノ徵兵検査報告手續)中改正削除
(達)陸軍第二十二號(三) 一八
- 明治二十七年陸軍第二十八號(戰時各部團隊人員數報告ノ件)同二十八年陸軍第十三號(同件)廢止
(達)陸軍第十九號(三) 一〇六
- 陸軍豫備補充兵國民兵役中餘人ヲ以テ代フヘカラサル職ニ在ル者取調通報ノ件
(訓)陸軍第七號(一〇三〇〇) 一〇七
- 艦艇及水雷敷設隊現狀報告規則
(達)海軍第十五號(三) 一〇七
- 艦艇及水雷敷設隊現狀報告規則中改正
(達)海軍第七十五號(二)六四八
- 軍艦現狀報告規則及水雷艇現狀報告ノ件廢止
(達)海軍第十六號(三) 一一三
- 航海日誌摘要報告中改正
(達)海軍第八十四號(八) 三九〇
- 軍艦機關日誌改正、軍艦機關日誌摘要報告廢止及機關月報、季報、半年報制定
(達)海軍第七十一號(六) 三四一
- 水雷艇日誌及同摘要報告改定
(達)海軍第二十四號(三) 二八

- 水雷艇機關日誌改正機關月報半年報制定水雷艇機關日誌摘要報告廢止
(達)海軍第四十七號(一〇五)六二
- 大林區署統計報告様式
(訓)農商務第三十四號(三)三四一
- 地方官廳ノ検査ヲ受クヘキ船舶ノ検査執行地報告ノ件
(訓)遞信第二號(六) 二〇八
- 私設鐵道線路ニ於ケル事故報告ノ件(訓)遞信第四號(八) 二五〇
- 船舶検査手帳登記印紙ヲ以テ納付及其收入報告ノ件
(訓)遞信第五號(一〇三)五七
- 明治二十一年內務省訓令第二十六號(監獄内建物中竊請ヲ經ス處分後報告方)同二十二年同第二十七號(同上)廢止
(訓)拓殖第十七號(八) 二四九
- 明治二十九年訓令第二十一號(分任收入官吏ノ收入報告書ニ添附スヘキ歳入金突合表様式)中記載方ノ件
(訓)拓殖第十七號(五) 一八一
- 臺灣總督府陸軍幕僚條例
(勅)第三百六十三號(一〇六)五
- 臺灣總督府海軍幕僚條例
(勅)第三百六十四號(一〇六)五
- 臺灣總督府海軍幕僚條例別表改正
(勅)第四百三十七號(二八)四
- 臺灣總督府海軍幕僚條例別表改正
(勅)第三百九十一號(二)七八
- 陸軍武官進級取扱規則中拔擢候補者裁決期ノ件
(達)陸軍第八十五號(七) 三五四
- 野戰砲兵射擊教練中順手拔擢法及徵募附與員數ノ件
(達)陸軍第九十號(七) 三六六
- 馬匹
(馬匹)
○明治二十八年法律第二十六號(官給ニ係ル屯田兵ノ建物及馬匹讓與賣入番入ニ關スル件)改正
(法)第四十二號(四) 八一
- 馬匹徵發事務規則
(省)陸軍第二十七號(二)三六八
- 馬匹調査及検査施行規則
(省)陸軍第四號(三) 一三
- 馬匹調査及検査施行規則中改正追加
(省)陸軍第二十八號(二) 三八九
- 馬匹取扱規則第二條第六條中改正追加
(達)陸軍第八號(二) 二八
- 馬匹取扱規則中改正追加
(達)陸軍第三十一號(三) 一三九
- 陸軍馬匹傳染病豫防規則制定軍馬傳染病取扱規則廢止
(達)陸軍第四十三號(四) 一五五
- 種馬牧場及種馬所馬匹預托規則
(訓)農商務第一號(一) 一
- 馬匹改良費會計事務取扱規程第三十九條削除
(訓)農商務第二十三號(九) 二五三

〔馬具〕

- 三十年式馬具制式 (達)陸達第百號九 三九七
- 各種刀帶並帶革穿孔增加及七班米野砲前車、砲兵靴馬具屬品中改正 (達)陸達第百二十二號(一〇)五三四
- 砲兵乘馬具及騎兵馬具ノ制靴廢止 (達)陸達第百五十六號(二)六二二

〔馬寮〕

- 馬寮器械定數改正 (達)陸達第九十二號七 三七〇
- 〔葉煙草〕

- 葉煙草專賣所官制 (勅)第百二十一號四 二〇六
- 葉煙草專賣所官制中改正加除 (勅)第三百七十號(一〇)六九三
- 葉煙草專賣資金會計規則 (勅)第五十三號(三) 二二三
- 葉煙草專賣資金繰入繰出科目 (訓)大藏第六十號(一〇)七七一
- 葉煙草專賣所職員俸給令 (勅)第百二十四號四 二〇〇
- 葉煙草專賣所職員任用ニ關スル件 (勅)第百七十九號六 三六六
- 葉煙草專賣所見習員ニ關スル件 (勅)第百七十八號六 三六五
- 葉煙草專賣所見習員手當支給規則 (訓)大藏第六十八號(二)三二一
- 葉煙草專賣所臨時雇員使用ノ件 (勅)第四百四十一號(二)八二八

○葉煙草專賣法ヲ施行セサル地方指定 (勅)第百六十九號六 三五七

- 葉煙草保管證亡失及買渡代金延納ニ關スル件 (勅)第三百七十五號(一〇)六九七
- 葉煙草專賣法施行細則 (省)大藏第六號(三) 三八
- 葉煙草再鑑定規程 (省)大藏第十六號九 三三八
- 煙草仲買人及葉煙草耕作者葉煙草納付規程 (省)大藏第十七號九 三一九
- 煙草仲買人及葉煙草耕作者ヨリ納付スル葉煙草ニ對シ交付スヘキ賠償金表 (省)大藏第八十號(二)七七七
- 葉煙草專賣支所名稱及位置 (省)大藏第二十一號(二)三三二
- 葉煙草專賣所管轄區域表 (告)大藏第七十二號(二)六七二
- 葉煙草專賣所用備品請買競争者資格ノ件 (省)大藏第十四號(一〇) 三〇九
- 明治二十九年省令第十二號(葉煙草取扱所新築者ノ修繕工事受買ノ競争加入者ニ要スル資格)中改正 (省)大藏第三號(三) 二一八
- 葉煙草取扱費配賦並取扱順序 (訓)大藏第五十六號(一〇)六六七
- 葉煙草取扱費科目 (訓)大藏第五十五號(一〇)六六三
- 葉煙草取扱費科目中追加 (訓)大藏第七十八號(二)三三一
- 葉煙草取扱費科目中追加 (訓)大藏第八十號(二)三三四
- 葉煙草取扱費所屬物品出納取扱ノ件 (訓)大藏第四十一號七 二〇六

○葉煙草取扱費支辨旅費ノ件 (訓)大藏第五十三號(一〇)三五五

- 葉煙草取扱費支辨旅費ノ件 (訓)大藏第五十三號(一〇)三五五
- 葉煙草取扱費支辨旅費ノ件 (訓)大藏第五十七號(一〇)三六九
- 葉煙草取扱費所屬物品買買ニ關スル諸契約ノ件 (訓)大藏第六十二號(一〇)三七七
- 葉煙草賠償取扱順序 (訓)大藏第六十一號(一〇)三七三
- 葉煙草出納順序 (訓)大藏第六十四號(一〇)三九五
- 葉煙草專賣所物品取扱順序 (訓)大藏第七十二號(二)三四
- 葉煙草專賣所管轄取扱規程 (訓)大藏第七十三號(二)三三三
- 葉煙草專賣所出納官吏身元保證金取扱方 (訓)大藏第五十八號(一〇)三七七
- 葉煙草收納買渡及保管ニ關スル取扱ノ件 (訓)大藏第六十三號(一〇)三七七
- 葉煙草專賣所現員報告書式 (訓)大藏第六十七號(一〇)三〇九
- 葉煙草專賣所ニ委任ノ仕拂命令濟額報告方 (訓)大藏第六十九號(二)三三二
- 葉煙草專賣所諸收入ノ收納取扱方 (訓)大藏第七十一號(二)三三三
- 葉煙草專賣所ニ於ケル收支及出納官吏ニ關シ從前ノ訓令準用ノ件 (訓)大藏第七十七號(二)三三三
- 葉煙草專賣資金會計繰入調定額證明規程 (達)會計検査院第二號(二)六二六
- 葉煙草專賣資金會計繰入證明規程 (達)會計検査院第三號(二)六二四

○葉煙草專賣資金會計支出證明規程 (達)會計検査院第四號(二)六二〇

- 葉煙草專賣所葉煙草出納證明規程 (達)會計検査院第五號(二)六二六
- 〔華書〕
- 外國宛郵便葉書ノ不足郵便補充方 (告)逓信第二百七十三號九 四九八
- 一月一日乃至五日郵便葉書ニ對シ日附印ヲ押捺セズ (告)逓信第三百九十一號(二)八五七
- 〔派遣〕
- 造船造兵監督官條例ニ依リ外國ニ派遣スル者手當金給與ノ件制定明治二十七年勅令第三十二號(同件)廢止 (勅)第二百二十八號六 四二四
- 造船造兵監督官條例ニ依リ米國ニ派遣スル上長官士官手當金給與ノ件制定明治三十年勅令第二百二十八號(同件)廢止 (勅)第四百四十三號(二)八八九
- 朝鮮及威海衛派遣ノ軍人軍屬傷疾疾病ニ罹リ内地ニ轉送スヘキ者取扱方 (達)陸達第五十八號五 一九三
- 〔廢朝〕
- 皇太后陛下 崩御ニ附キ廢朝 (告)宮內第三號(二) 五
- 〔佩用〕
- 明治二十八年告示第十七號(海軍部內佩用ノ記章圖式)中追加 (告)海軍第十五號九 五〇二

〔配備〕
 ○ 屯田兵配備表 (達)陸海軍第四百九十九號(一)五八七
〔配置〕
 ○ 海軍省判任官配置ノ件 (達)海軍第四十號(四)一六四
 ○ 海軍省兵曹長同相當官以下配置表 (達)海軍第七十一號(二)六四三
 ○ 第七靈兵隊ノ配置及靈兵警察區改定 (告)陸海軍第六月九日(六)二二九
 ○ 巡查配置及勤務概則 (訓)內務第十六號(七)二三五
 ○ 巡查配置及勤務概則ヲ北海道廳及北海道集治監ニ適用ス (訓)內務第二十六號(三)三四〇
〔配達〕
 ○ 外國郵便物別配送料改定 (告)逓信第二百七十二號(九)四九八
 ○ 相模國藤澤鐵道停車場電信取扱所公衆電報ノ直配達及別使配達取扱廢止 (告)逓信第七十五號(三)一一〇
 ○ 常陸國下館鐵道停車場電信取扱所公衆電報ノ直配達及別使配達取扱廢止 (告)逓信第二十六號(一)三〇
 ○ 信濃國輕井澤鐵道停車場電信取扱所公衆電報ノ直配達及別使配達取扱廢止 (告)逓信第二百二十號(八)四三四
 ○ 陸前國松島鐵道停車場電信取扱所公衆電報ノ直配達及別使配達取扱廢止 (告)逓信第十三號(一)二二〇

○ 備後國糸崎鐵道停車場電信取扱所電報解船配達ノ件 (告)逓信第七號(一)一七
 ○ 筑前國小竹鐵道停車場電信取扱所直配達區域擴張 (告)逓信第九十八號(四)一四七
 ○ 石狩國若見澤鐵道停車場電信取扱所公衆電報ノ直配達取扱廢止 (告)逓信第四十號(三)五六
 ○ 石狩國磯内太鐵道停車場電信取扱所公衆電報直配達區域改正 (告)逓信第四十一號(三)五六
〔配賦配付〕
 ○ 葉標草取扱費配賦並取扱順序 (訓)大藏第五十六號(一〇)三六七
 ○ 鹽業講習所鹽權配付規則中第七條追加 (省)農商務第三號(五)七三
〔賣買賣却〕
 ○ 阿片法制定費用阿片賣買並ニ製造規則廢止 (法)第二十七號(三)四八
 ○ 工事ノタメ買収又ハ取用シタル土地貸付ノ件 (勅)第十五號(三)六〇
 ○ 北海道森林ノ產物ヲ賣渡ストキ又ハ北海道廳直接從事ノ工事材料ヲ御料局ヨリ買受クルトキ隨意契約ノ件 (勅)第二十一號(三)七〇
 ○ 北海道廳ニ於テ鐵道築港其他土木工專用「セメント」ノ買入ハ隨意契約ニ依ルノ件 (勅)第二百二十九號(七)四七

○ 臺灣官有森林原野及產物特別處分令ニ依リ賣渡シタル土地ノ地租ニ關スル件 (律)第三號(三)七
 ○ 明治二十年訓令第二十六號(外國人ト銃砲類賣買ノ出願許可並報告方)廢止 (訓)內務第十一號(五)一八五
 ○ 明治二十四年告示第四號「コホ」結核病治療液販賣授與取締ノ件)廢止 (告)內務第六十五號(一〇)六五五
 ○ 五分利付金銀公債買入銷却ノ件 (告)大藏第四十二號(七)三七三
 ○ 五分利付金銀及海軍公債買入銷却ノ件 (告)大藏第七號(三)八一
 ○ 五分利付海軍公債買入銷却ノ件 (告)大藏第十八號(三)一三九
 ○ 五分利付海軍公債買入銷却ノ件 (告)大藏第二十二號(四)一五二
 ○ 稅關經費ニ關スル物件ノ借入賣却ニ關スル契約稅關長締結ノ件 (訓)大藏第四十六號(七)二四八
 ○ 葉標草取扱費所屬物件賣買ニ關スル賭契約ノ件 (訓)大藏第六十二號(一〇)三七七
 ○ 葉標草取扱費及保管ニ關スル取扱ノ件 (訓)大藏第六十三號(一〇)三七七
 ○ 葉標草保管證亡失及賣渡代金延納ニ關スル件 (勅)第三百七十五號(一〇)六九七
 ○ 開墾牧畜ノタメ官有原野ノ鐵約賣渡取扱ノ件 (訓)農商務第三十六號(三)三四二

〔賣買〕
 ○ 煙草、鹽券、賣藥印紙手形用紙賣下代金及小切手押印稅ノ收入取扱ノ件 (訓)大藏第三十五號(六)二〇九
〔賠償〕
 ○ 阿片法ニ依リ賠償金ヲ交付スヘキ阿片ノ莫見比混舍並及其賠償金額並阿片賣下價格 (告)內務第三十號(三)一三五
 ○ 葉標草賠償費取扱順序 (訓)大藏第六十一號(一〇)三七二
 ○ 煙草仲買人並葉標草耕作者ヨリ納付スル葉標草ニ對シ交付スヘキ賠償金表 (告)大藏第八十號(二)七三七
 ○ 英國植民地「アセンション」島及「セント、ヘレナ」島書留郵便物ノ紛失ニ對シ賠償ス (告)逓信第十號(一)一九
 ○ サラソワタ郵便書留郵便物ノ紛失ニ對シ賠償ス (告)逓信第九十號(七)三九三
〔發賣、頒布〕
 ○ 出版物發賣頒布禁止ハシノ部出版ノ項ニ抵觸ノ法規廢止 (法)第二十六號(三)四四
 ○ 臺灣總督府民政局學務部出版圖書拂下規程 (省)府第七號(三)一一
〔犯罪〕
 ○ 現役砲兵輸卒、糧重輸卒疾病犯罪等ノタメ入營シ難

○ 牛者取扱ノ件制定明治二十六年勅令甲第六號(輻重
輸卒ニ係ル同伴)廢止 (勅)陸軍甲第四號(四) 五九

二ノ部

(日誌)

- 航泊日誌中改正追加 (達)海軍第四十二號(四) 一六五
- 航泊日誌取扱及記載心得中改正(達)海軍第四十一號(四) 一六四
- 航泊日誌摘要報告中改正 (達)海軍第八十四號(八) 三九〇
- 軍艦機關日誌改正、軍艦機關日誌摘要報告廢止及機
關月報、季報、半年報制定 (達)海軍第七十一號(六) 三四一
- 水雷艇日誌及同摘要報告改正 (達)海軍第二十四號(三) 二一八
- 水雷艇日誌中改正 (達)海軍第八十一號(二)六六四
- 水雷艇機關日誌改正機關月報半年報制定水雷艇機關
日誌摘要報告廢止 (達)海軍第四十七號(一〇)五六一

(日當)

- 痘苗製造所囑托員履員旅費日當支給ノ件 (省)內務第一號(三) 三三
- 警察官吏受持區內巡迴日當月額並警察監獄警教師
師等旅費ノ節減ハ認可ヲ經ス處分後報告ノ件 (勅)內務第十二號(六) 一八八

(任用、任命、任免)

- 外交官領事官及貿易事務官特別任用令 (勅)第二百九十號(九) 五〇三

○ 外交官領事官及書記生任用令第四條第六條中改正

- (勅)第二百九十一號(九) 五〇四
- (勅)第三百三號(四) 一七一
- 臨時檢査局事務官任用ノ件 (勅)第三百七十二號(六) 三六〇
- 葉標草專賣所職員任用ニ關スル件 (勅)內務第八號(四) 一七二
- (勅)第三百七十九號(六) 三六六
- (勅)第二百五號(六) 三五五
- 稅關監視官特別任用令 (勅)第三百七十七號(四) 一四六
- 明治二十六年勅令第九十一號(稅關監吏及監吏補
任用ノ件)改正 (勅)第三百八十八號(五) 二二八
- 陸地測量官任用規則中改正削除 (勅)第三百八十一號(一〇)七〇四
- 陸軍通譯官特別任用ノ件 (勅)第三百四十一號(七) 四四一
- 理事主理任用令中追加 (勅)第七十六號(四) 一四六
- 主理任用ノ件 (勅)第三百六十九號(一〇)六九二
- 海軍通譯官特別任用令 (勅)第三百十四號(九) 五三三
- 海軍高等武官任用條例及明治二十八年勅令第六十三
號(戰時事變ニ際シ海軍高等武官任用ノ件)廢止 (勅)第三百十四號(九) 五三三
- 海軍上長官士官任用進級取扱規則制定海軍上長官士
官進級取扱規則廢止 (達)海軍第九十六號(九) 四二二
- 海軍上長官士官任用進級取扱規則第一條第二條中追
加 (達)海軍第三百三十三號(一〇)五〇四

○ 海軍准士官下士任用進級取扱規則第五條中追加

- (達)海軍第七十五號(六) 三五二
- 望樓長望樓手任用令第四條改正 (勅)第十二號(三) 五九
- 臺灣總督府海軍警備隊附海軍判任文官ノ任用及俸給等
ニ關スル件 (勅)第三百九十一號(二)七二八
- 裁判所書記長特別任用ノ件 (勅)第二百二十二號(六) 四一五
- 文部省直轄諸學校長舍監特別任用令改正 (勅)第三百十三號(四) 一八〇
- 帝國大學舍監特別任用ノ件 (勅)第二百十四號(六) 四〇四
- 帝國圖書館長司書長及司書任用ノ件(勅)第四百十四號(四) 一八〇
- 市町村立小學校教員任用ノ件制定市町村立小學校教
員任用令廢止 (勅)第三百十六號(九) 五七三
- 文部省視學官圖書審查官及圖書審查官補任用ノ件 (勅)第三百四十五號(一〇)六六〇
- 地方視學任用ノ件(下)開申ノ件 (勅)文部第七號(六) 一八九
- 元岐早縣立岐早縣農學校本科、同華陽學校農學部本
科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第一號(二) 二五
- 北海道廳立函館尋常中學校商業專修科ヲ文官任用令
ニ依リ認定 (告)文部第二號(三) 一〇七
- 三重縣四日市町立四日市商業學校本科ヲ文官任用令
ニ依リ認定 (告)文部第五號(四) 一四一
- 愛知縣名古屋市立名古屋商業學校ヲ文官任用令ニ依
リ認定 (告)文部第十號(五) 一九四

○ 熊本縣熊本市立熊本商業學校本科ヲ文官任用令ニ依
リ認定

- (告)文部第十一號(五) 一九四
- 元第三高等中學校法學部外三校ヲ文官任用令ニ依
リ認定 (告)文部第十五號(六) 二二五
- 宮崎縣立宮崎縣尋常中學校農業專修科外一校ヲ文官
任用令ニ依リ認定 (告)文部第十七號(七) 四〇〇
- 元工部大學校專門學及專門科ヲ文官任用令ニ依リ認
定 (告)文部第二十一號(一〇)六五九
- 元東京農林學校豫備科及豫科ヲ文官任用令ニ依リ認
定 (告)文部第二十號(一〇)六五七
- 元新潟縣立新潟縣農學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第二十二號(一二)八四二
- 水産講習所監事任用ノ件 (勅)第四百九號(三) 一一六
- 漁業監督官及漁業監督官補任用ノ件 (勅)第三百九十九號(六) 三八九
- 林業巡迴教師ノ待遇任免及官等等級配當ノ件 (勅)第四百十六號(三) 一一四
- 營林主事補及森林監守特別任用規則中改正削除 (省)農商務第七號(六) 二三八
- 海員審判所職員定員及任用令 (勅)第七十八號(四) 一四七
- 海員審判所職員定員及任用令中改正追加 (勅)第四百十九號(一二)八二七

- 逓信事務官、逓信事務官、逓信事務官特別任用令 (勅) 第二百八十一號(八) 四九二
- 逓信省級事務官任用ノ件 (勅) 第二百八十一號(八) 四九二
- 逓信事務官任用ノ件 (勅) 第三百五十八號(二) 〇六七九
- 鐵道書記補、逓信書記補特別任用令制定逓信省鐵道書記補郵便電信書記補及郵便爲替貯金書記補任用令廢止 (勅) 第二百八十二號(八) 四九三
- 明治二十九年訓令第十八號(金庫開設ニ附キ現金前渡及出納官吏任免並報告等ノ件)中改正追加 (訓) 拓殖務第十八號(六) 一八八
- 明治二十六年勅令第九十六號(月俸十二圓未満ノ判任官特別任用ノ件)中追加 (勅) 第二百二十五號(四) 二二二
- 巡視ニ補スヘキ警視及消防司令長特別任用ノ件 (勅) 第九十四號(六) 三六六
- 警部長特別任用ノ件 (勅) 第四百四號(四) 一七二
- 警部監獄書記看守長特別任用令制定明治二十三年勅令第十號(巡查ヲ警部警部補ニ任用ノ件)同第四百四十六號(看守ヲ看守長看守副長ニ任用ノ件)廢止 (勅) 第二百十五號(六) 四〇四
- 監獄事務官特別任用ノ件 (勅) 第二百五十五號(八) 四六四
- 北海道監警視特別任用ノ件 (勅) 第九十號(四) 一六三
- 北海道監警部長特別任用ノ件 (勅) 第四百三十八號(二) 三八二
- 北海道監警部長特別任用ノ件 (勅) 第四百三十八號(二) 三八二
- 千草供給購買及入札心得廢止 (告) 陸軍第二十二號(二) 三八三
- 砲工學校第七期學生入校及卒業期ノ件 (達) 陸軍第五十九號(二) 六四七
- 明治三十年入校ノ經理學校監督及軍吏學生人員並試驗條例 (達) 陸軍第五十五號(四) 一九〇
- 陸軍經理學校第四期監督練習生入學ノ件 (達) 陸軍第十一號(三) 三〇
- 陸軍經理學校第五期入學監督練習生ノ人員等ノ件 (達) 陸軍第三十號(一) 〇五九
- (入札) ○入札競争ハキノ部競争ノ項ニ載ス
- 現役砲兵輸卒、輜重輸卒疾病犯罪等ノタメ入營シ難キ者取扱ノ件制定明治二十六年訓令甲第六號(輜重輸卒ニ係ル同件)廢止 (訓) 陸軍甲第四號(四) 五九
- (入學)
- 明治三十年陸軍大學校入學初審並再審試驗課目表 (達) 陸軍第十號(三) 二九
- 陸軍要塞砲兵射擊學校學生トシテ砲兵少尉ヲ入學セシムルノ件 (勅) 第一百十五號(四) 一八一
- 要塞砲兵射擊學校學生入學時期ノ件 (達) 陸軍第五十六號(四) 一九二
- 砲工學校第七期學生入校及卒業期ノ件 (達) 陸軍第五十九號(二) 六四七
- 明治三十年入校ノ經理學校監督及軍吏學生人員並試驗條例 (達) 陸軍第五十五號(四) 一九〇
- 陸軍經理學校第四期監督練習生入學ノ件 (達) 陸軍第十一號(三) 三〇
- 陸軍經理學校第五期入學監督練習生ノ人員等ノ件 (達) 陸軍第三十號(一) 〇五九
- (入札) ○入札競争ハキノ部競争ノ項ニ載ス

- 陸軍工事購買及入札心得中改正追加 (告) 陸軍第二十五號(二) 八三九
- ホノ部
- 帝國ト葡萄牙國トノ通商航海條約 (勅) 十月二十七日(〇P11)
- 葡萄牙國ニ於テ事實特許商標意匠ニ關シ保護取得ノ件 (告) 外務第十一號(二) 〇六九
- [北海道]
- 國稅徵收法制定從前ノ同法及國稅納納處分法明治二十三年法律第四號(北海道釧町村制ヲ施行セサル島嶼ノ國稅徵收ノ件)廢止 (法) 第二十一號(三) 三四
- 北海道國有未開地處分法制定北海道土地拂下規則及抵觸ノ法規廢止 (法) 第二十六號(三) 四四
- 北海道國有未開地貸付面積制限 (勅) 第九十八號(四) 一六七
- 北海道國有未開地處分法ニ依リ北海道廳令公布ノ件 (告) 拓殖務第五號(五) 二〇九
- 北海道廳官制中改正追加 (勅) 第八十八號(四) 一五六
- 臨時北海道鐵道敷設部官制中改正追加 (勅) 第八十一號(四) 一五〇
- 北海道臨時鐵道ニ要スル職員ノ件 (勅) 第八十二號(四) 一五一
- 北海道廳官制改正臨時北海道鐵道敷設部官制及北海道臨時鐵道ニ要スル職員ノ件廢止
- 明治二十四年勅令第九十九號(北海道廳高等官年俸ノ件)中改正追加 (勅) 第八十九號(四) 一六一
- 北海道廳高等文官官等俸給令 (勅) 第三百九十三號(二) 七三六
- 北海道廳巡查看守及北海道集治監看守俸給令 (勅) 第九十九號(四) 一六八
- 北海道廳巡查看守及北海道集治監看守ニ手當支給ノ件 (勅) 第二百四十六號(七) 四四六
- 臺灣總督府及北海道廳巡查服制ノ件 (勅) 第三號(二) 三
- 巡查服裝規則ヲ北海道廳巡查ニ適用ス (訓) 拓殖務第一號(二) 六
- 北海道廳警視特別任用ノ件 (勅) 第九十號(四) 一六二
- 北海道廳警部長特別任用ノ件 (勅) 第四百三十八號(二) 三八二
- 北海道廳翻譯生特別任用ノ件 (勅) 第三百九十七號(一) 七四一
- 北海道廳支廳長特別任用ノ件 (勅) 第三百九十六號(一) 七四〇
- 北海道廳支廳ノ名稱位置及管轄區域表 (勅) 第三百九十五號(一) 七三九
- 北海道廳ニ事務手ヲ限ル (勅) 第三百三十三號(四) 二二七
- 北海道廳制 (勅) 第五百十八號(五) 二六八
- 北海道一級町村制 (勅) 第五百十九號(五) 二九四

- 北海道二級町村制 (勅) 第六十號(三) 三三
- 北海道區制及北海道一級町村制施行期日 (省) 拓殖務第七號(六) 一三九
- 北海道區制及北海道一級町村制施行延期 (省) 內務第二十五號(七) 三一九
- 北海道區制北海道一級町村制同二級町村制ニ於テ職員選舉員數ヲ定ムル標準人口調査告示ノ件 (省) 拓殖務第八號(六) 二〇六
- 明治二十八年勅令第二百二十六號(北海道ニ徵兵令ヲ施行ス) 中改正追加 (勅) 第二百五十七號(八) 四六五
- 明治二十三年省令第二十九號(北海道轉籍ノ陸軍豫備後備下士卒ヲ勤務演習簡點呼ニ召集セザル件) 廢止 (省) 陸軍第六號(四) 四九
- 北海道廳森林監守規程 (勅) 第二百二號(四) 一七〇
- 北海道保安林編入解除手續 (勅) 第四百五十五號(二) 八三三
- 北海道森林ノ產物ヲ賣渡ストキ又ハ北海道廳直接從事ノ工事材料ヲ御料局ヨリ買受クルトキ隨意契約ノ件 (勅) 第二百一號(三) 七〇
- 北海道廳ニ於テ鐵道築港其他土木工專用「セメント」ノ買入ハ隨意契約ニ依ルノ件 (勅) 第二百二十九號(七) 四三七
- 明治三十年省令第二十三號(警察署及警察分署ニ拘禁留置ノ者食料金額)ヲ北海道廳ニ適用ス (省) 內務第三十六號(二) 四七
- 巡查看守考試規程巡查教習規則巡查配置及勤務規則及明治三十年訓令第十三號(警察官規則中改正) 同第十七號(巡查採用規則中改正)ヲ北海道廳及北海道集治監ニ適用シ同年拓殖務省訓令第十九號(巡查採用規則中改正) 同第二十號(巡查看守考試規程)ヲ廢ス (訓) 內務第二十六號(三) 三四〇
- 北海道廳及北海道集治監物品出納規程第一條中追加 (訓) 拓殖務第十二號(四) 七七
- 北海道廳及北海道集治監物品出納規程第一條中追加 (訓) 內務第二十七號(三) 三四三
- 北海道集治監網走分監姑ヲ閉鎖 (告) 拓殖務第三號(五) 一八二
- 北海道移住民規則 (省) 拓殖務第三號(四) 六一
- 北海道移住民規則ニ依リ北海道廳令公布ノ件 (告) 拓殖務第四號(五) 一八三
- 北海道移住民ニ關スル件 (訓) 拓殖務第十六號(四) 一七三
- 北海道ニ於ケル縣社以下神職登用ニ關スル件 (省) 拓殖務第一號(二) 四
- 明治十九年訓令第四十三號(廳府縣職員ノ俸給ニ關スル件) 廢止 (訓) 大藏第三十四號(六) 一八七
- 北海道地方稅取扱ノ件 (訓) 大藏第八十一號(三) 三四一
- 明治二十八年省令第七號(北海道商業會議所會員選舉被選舉權ニ關スル財産上ノ資格) 中改正 (省) 農商務第二號(二) 八

- 鹽稅檢査法ヲ天鹽外五國ニ施行セス (告) 農商務第二十九號(八) 四七
- 崩御 (タノ部大聖ノ項參看)
- 皇太后陛下 崩御 (告) 宮內第二號(一) 五
- 皇太后陛下 崩御ニ附キ廢朝 (告) 宮內第三號(一) 五
- 皇太后陛下 崩御ニ附キ宮中喪 (告) 宮內第四號(一) 六
- 宮中喪間參内ノ節喪服用方 (告) 宮內第五號(一) 六
- 明治三十年省令第五號(宮中加除 (告) 宮內第六號(一) 一四
- 皇太后陛下 崩御ニ附キ臣民ノ喪期 (關) 第一號(一) 一
- 皇太后陛下 崩御ニ附キ歌舞音曲停止 (關) 第二號(一) 一
- 高等官官等俸給令中改正 (勅) 第三十六號(三) 一〇七
- 高等官官等俸給令中追加 (勅) 第六十二號(三) 一三四
- 高等官官等俸給令中改正 (勅) 第六十五號(三) 一三七
- 高等官官等俸給令中追加 (勅) 第九十一號(四) 一六二
- 高等官官等俸給令中追加 (勅) 第二百二十二號(四) 二〇九
- 高等官官等俸給令中追加 (勅) 第二百三十二號(四) 二二七
- 高等官官等俸給令中追加 (勅) 第二百八十二號(六) 三六八
- 高等官官等俸給令中追加 (勅) 第二百八十七號(六) 三七四
- 高等官官等俸給令中改正 (勅) 第二百九十三號(六) 三八五
- 高等官官等俸給令中追加 (勅) 第二百九十九號(六) 三九〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅) 第二百三十三號(六) 三九四
- 高等官官等俸給令中追加 (勅) 第二百五十四號(八) 四六三
- 高等官官等俸給令中追加 (勅) 第二百七十七號(八) 四八六
- 高等官官等俸給令中追加 (勅) 第三百一號(九) 五二一
- 高等官官等俸給令中追加 (勅) 第三百四十三號(一〇) 六五九
- 高等官官等俸給令中追加 (勅) 第三百五十一號(一〇) 六六五
- 高等官官等俸給令中追加 (勅) 第三百六十七號(一〇) 六九一
- 高等官官等俸給令中追加 (勅) 第三百七十九號(一〇) 七〇三
- 高等官官等俸給令中追加 (勅) 第三百九十四號(一二) 七二八
- 高等官官等俸給令中追加 (勅) 第四百五十號(一二) 八八
- 技術官俸給令第四條中追加 (勅) 第二百七十八號(八) 四八八
- 判任官俸給令第三條中追加 (勅) 第二百二十三號(六) 四六
- 各省勅任參事官官等俸給ノ件 (勅) 第四百四十五號(五) 三三六
- 明治二十六年勅令第五號(文武官及雇員ノ俸給中ノ製糖費補足ノ件) 第二條中改正 (勅) 第七十一號(四) 一四三
- 明治二十四年勅令第十九號(豫備後備ノ文官召集) 中俸給支給方) 中改正 (勅) 第四百十九號(四) 二〇二
- 明治二十七年勅令第二百二十九號(海軍豫備後備ノ軍需ニ在ル文官召集) 中俸給支給ノ件) 中改正 (勅) 第四百四十二號(二) 二八九
- 待命外交官總務總督府ノ高等文官ニ兼任ノトキ俸給ニ關スル件 (勅) 第三百九十九號(九) 五二七
- 臨時檢査局職員官等俸給ノ件 (勅) 第四百七十三號(六) 三六〇

- 土木監督官技師條給ノ件 (勅)第百八十一號(六) 三六八
- 巡查看守條給令制定巡查條給令及明治二十三年勅令第二百二十八號中第四號同二十六年勅令第百十五號看守條給ノ件廢止 (勅)第百四十九號(五) 三三九
- 警察署長條給ノ區別ニ關シ警察署指定 (告)內務第四十五號(六) 二四九
- 郡長ノ條給ニ關シ郡指定ノ件 (告)拓殖第一號(四) 一五四
- 郡長ノ條給ニ關シ郡指定ノ件 (告)內務第二十四號(三) 一〇四
- 郡長ノ條給ニ關シ郡指定ノ件 (告)內務第三十六號(四) 一五九
- 郡長ノ條給ニ關シ郡指定ノ件 (告)內務第四十二號(六) 三三六
- 造幣局印刷局稅關職員條給令中改正 (勅)第百四十七號(二) 二七四
- 乘組軍事實所職員條給令 (勅)第百二十四號(四) 二二〇
- 陸軍所屬特別文官條給令中追加 (勅)第百八十號(一〇) 七〇四
- 明治二十八年勅令第五十八號(陸軍軍人軍艦、水雷艦、乘組トキ航海加俸支給ノ件)中刪除 (勅)第百四十七號(二) 二七四
- 在外國公使館附隨海軍武官條給令中改正別除 (勅)第百二十四號(六) 四一六
- 海軍軍人條給令改正明治二十八年勅令第百六十號(臺灣島澎湖島沿岸航海加俸ノ件)廢止 (勅)第百四十一號(二) 二六六
- 海軍通譯官年俸ノ件 (勅)第百六十八號(一〇) 六九二
- 明治二十六年勅令第二百七號(海軍軍法會議構成員タル主理候補年俸ノ件)改正 (勅)第百三十八號(七) 五七四
- 海軍教授年俸ノ件制定明治二十四年勅令第百二十八號(海軍諸學校文官教授條給ノ件)廢止 (勅)第百三十號(四) 二二五
- 海軍編修年俸ノ件制定明治二十四年勅令第百三十三號(海軍編修條給ノ件)廢止 (勅)第百三十一號(四) 二二六
- 明治二十八年勅令第四百二十一號(海軍文官軍艦ニ乘組トキ航海加俸支給ノ件)中改正 (勅)第百二十一號(三) 二七七
- 海軍武官增俸規則制定海軍軍人增俸規則廢止 (達)海軍第百六十三號(二) 六〇四
- 海軍軍人條給加俸支給細則別表中改正 (達)海軍第四號(二) 四
- 海軍軍人條給加俸支給細則中改正別除 (達)海軍第百五十四號(二) 五九九
- 海軍文官進級增俸取扱規則制定文官增俸規則廢止 (達)海軍第百四十八號(一〇) 五六一
- 海軍文官部內轉勤轉任ノ際條給支給區分ノ件 (達)海軍第四十六號(四) 一九二
- 判事檢事官等條給令中改正 (勅)第百九十五號(四) 一六五
- 判事檢事官等條給令第三條改正 (勅)第百六十號(六) 四六七
- 帝國大學教員條給令中改正 (勅)第百六號(四) 一七一

- 帝國大學高等官等條給令制定帝國大學教員條給令及明治二十六年勅令第九十四號(各分科大學講座ニ屬スル職務分擔ノ件)同三十年勅令第百七號中帝國大學ニ關スル條項廢止 (勅)第百二十二號(六) 四〇一
- 帝國大學及文部省直轄諸學校高等官等條給令制定帝國大學文部省直轄諸學校及東京圖書館高等官等條給令廢止 (勅)第百七號(四) 一七四
- 帝國圖書館高等官等條給令 (勅)第百十一號(四) 一七八
- 地方視學條給ニ關スル件 (勅)第百二十五號(六) 四一八
- 明治三十年勅令第二百二十五號(地方視學條給ニ關スル件)中追加 (勅)第百四十八號(一〇) 六六三
- 市町村立小學校教員條給ニ關スル件 (勅)第百二號(二) 一八
- 市町村立尋常小學校教員及教員條給ニ就キ補助ノ件 (勅)文部第二號(三) 二四
- 水産講習所職員官等條給令 (勅)第百四十八號(五) 二二六
- 明治二十九年勅令第百八號(貿易品陳列館長官等及條給ノ件)廢止 (勅)第百八十五號(六) 五七一
- 逓信省所屬職員條給令制定從前ノ同令及船舶司檢所司檢官官等條給令船舶學校職員官等條給令逓信省所管學校職員條給令廢止 (勅)第百七十九號(六) 四八九
- 海員審判所職員官等條給令 (勅)第百七十九號(四) 一四九
- 臺灣事務局職員官等條給ノ件 (勅)第百九十八號(七) 五二〇
- 臺灣總督府職員官等條給令中改正追加 (勅)第百六十七號(五) 五五五
- 臺灣總督府職員官等條給令制定從前ノ同令及明治二十九年勅令第百七十號(民政局長時土木部長及事務官官等條給ノ件)同三十年勅令第百六十八號(判任文官特別條ノ件)廢止 (勅)第百六十六號(一〇) 六八八
- 臺灣總督府判任文官特別條支給ノ件 (勅)第百六十八號(五) 五五五
- 臺灣總督府地方高等官官等條給ノ件制定臺灣總督府職員官等條給令中地方高等官ニ關スル規程廢止 (勅)第百五十三號(五) 二六二
- 臺灣總督府地方高等官官等條給ノ件第二條中追加 (勅)第百七十八號(一〇) 六〇三
- 臺灣總督府醫院高等官官等條給ノ件制定臺灣總督府職員官等條給令中縣病院高等官及島嶼支那醫員ニ關スル規程廢止 (勅)第百五十六號(五) 二六六
- 臺灣總督府海軍醫務隊附海軍判任文官ノ任用及條給等ニ關スル件 (勅)第百九十一號(二) 三七八
- 會計檢査院高等官年俸中改正 (勅)第百五十一號(二) 三二九
- 警視廳高等官條給令改正 (勅)第百九十二號(六) 五八五
- 貴族院議院書記技手條給令 (勅)第百五十二號(一〇) 六六三
- 貴族院議院守衛定員並條給令 (勅)第百五十四號(一〇) 六六六
- 明治二十四年勅令第百十九號(北海道廳高等官年俸ノ件)中改正追加 (勅)第百八十九號(四) 一六一

- 北海道高等文官等俸給令 (勅)第三百九十三號(二)七三六
- 北海道巡邏實看守及北海道集治監看守俸給令 (勅)第九十九號(四)一六八
- 明治十九年訓令第四十三號(廳府縣備員ノ俸給ニ關スル件)廢止 (訓)大藏第三十四號(六)一八七
- 明治二十六年勅令第九十六號(月俸十二圓未満ノ判任官特別任用ノ件)中追加 (勅)第二百二十五號(四)二二一
- 〔歩兵〕
- 歩兵大隊旅制定明治十八年達乙第四十六號同二十四年陸達第八十二號同二十六年陸達第九十九號同二十七年陸達第八十八號同二十九年陸達第六十九號同件 (達)陸達第六十三號(二)六六二
- 歩兵射擊教範中射擊徽章授與廢改正 (達)陸達第八十九號(七)三六五
- 歩兵兵器具材料取扱規則改正 (達)陸達第二十四號(三)一一九
- 歩兵兵器具材料取扱規則改正 (達)陸達第一百十一號(九)四〇一
- 〔補充〕
- 陸軍補充條例第八十四條改正 (勅)第四百四十七號(五)二二七
- 陸軍補充條例ニ依リ士官候補生ニ採用シ得ヘキ者ニ係ル尋常中學ニ關スル件 (訓)文部第五號(五)一八五
- 陸軍補充兵召集規則及明治二十四年省令第六號(陸軍補充兵補充條例ニ依リ勸誘演習召集ニ關スル件)廢止 (省)陸軍第六號(四)四九
- 陸軍憲兵科候補役士官補充ノ件 (勅)第九十四號(四)一六四
- 衛戍病院附衛生部員並官衛學校附醫補充ノ件 (勅)第三百四十一號(一〇)六五五
- 在郷陸軍軍人及補充兵寄留地ヨリ召集ニ關セントスル者出願方 (省)陸軍第十六號(六)一三九
- 陸軍豫後備補充兵國民兵役中餘人ヲ以テ代フヘカラサル職ニ在ル者取調通報ノ件 (訓)陸軍甲第七號(一〇)三〇〇
- 陸軍豫後備役及補充兵ニシテ海員タル者届出ノ件 (省)陸軍第二十六號(一〇)三五五
- 陸軍歸休兵豫後備役兵第一補充兵演習召集年次區分表 (省)陸軍第八號(四)九五
- 豫備役兵後備役兵及第一補充兵勸誘演習令制定豫備役諸兵教練復習教令廢止 (達)陸達第二十五號(三)一一三
- 第一補充兵教練射擊規則 (達)陸達第十六號(三)三五
- 軍馬補充部白河支部設置 (達)陸達第六十五號(二)六六四
- 軍馬補充部三本木支部戸來出張所設置 (達)陸達第七十四號(六)三三〇
- 軍馬補充部澁谷澁支部秩野派出部設置 (達)陸達第二百二十號(一〇)五二二
- 軍馬補充部澁谷澁支部白石出張所設置 (達)陸達第五百五十八號(二)六六六
- 軍馬補充部澁谷澁支部追原派出部廢止 (達)陸達第六十四號(二)六六四

- 海軍高等武官補充條例制定海軍高等武官任用條例海軍高等武官候補生規則及明治二十八年勅令第六十三號(戰時事變ニ際シ海軍高等武官任用ノ件)廢止 (勅)第三百十四號(九)五三三
- 下士卒定員補充規則改正 (達)海軍第六十七號(二)六二二
- 明治三十年度歳出豫算中第一預備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途 (勅)第四百十七號(四)一九七
- 〔補閑〕
- 貴族院伯爵議員補閑選擧 (詔)二月十二日(三)三
- 貴族院伯爵議員補閑選擧 (詔)五月十六日(五)七
- 貴族院子爵議員補閑選擧 (詔)十月二十九日(二)九
- 貴族院多額納稅者議員補閑選擧 (詔)一月十二日(一)一
- 陸軍工兵監廢補缺トシテ學術檢査施行 (達)陸達第五十三號(四)一八四
- 〔補給〕
- 臺灣陸軍補給廠條例制定臺灣陸軍補給廠條例廢止 (勅)第三百七號(九)五三二
- 臺灣陸軍補給廠服務概則 (達)陸達第三百二十九號(一〇)五六八
- 臺灣陸軍補給廠運輸補給規程制定陸軍鐵道船舶輸送規則臺灣及在外各部陸軍需品追送規程廢止 (達)陸達第四百十號(一〇)五七一
- 〔補助〕
- 國庫補助公共團體ノ事業ニ關スル件 (法)第三十七號(四)七三
- 大阪築港工事費補助ノタメ該市内國有積地下付ノ件 (勅)第七十二號(四)一四三
- 府縣蠶種檢査費ニ對スル國庫補助金額ノ件 (勅)第二百四十九號(八)四五八
- 傳染病豫防法中補助ニ關スル件 (省)內務第十八號(七)二七三
- 市町村立尋常小學校設置及教員俸給ニ就キ補助ノ件 (訓)文部第二號(三)二四
- 巴里萬國大博覽會(出品ノタメ優等品買上及補助ノ件)臨時博覽會事務局第三號(五)一七一
- 〔補習〕
- 市町村立小學校補習科ノ教授ニ關スル件 (省)文部第二號(二)七
- 〔保護〕
- 臺灣鐵道會社保護ニ關スル件 (勅)第七十四號(六)五六一
- 郵便聯合國郵便切手類保護法ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第二百八十五號(八)四九四
- 海底電信線保護萬國聯合條約附則ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第二百八十四號(八)四九四
- 移民保護法施行細則中刪除 (省)外務第四號(一〇)三五三

- 明治二十九年告示第七號(移民保護法ニ據ル移民保護人ノ件)中追加 (告)外務第五號(五) 一九四
- 瑞西國ニ於テ專賣特許意匠商標等ニ關シ保護取得ノ件 (告)外務第九號(九) 四八五
- 佛蘭西國ニ於テ工業所有權ニ關シ保護取得ノ件 (告)外務第十號(一〇)五二七
- 葡萄牙國ニ於テ專賣特許商標意匠ニ關シ保護取得ノ件 (告)外務第十一號(一一)六五九
- 丁抹國ニ於テ專賣特許商標及意匠ニ關シ保護取得ノ件 (告)外務第十六號(一六)八四一
- 古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物指定 (告)內務第八十七號(二二)八四四
- 古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (告)內務第八十八號(二二)八四七
- 〔保存〕
 - 古社寺保存法 (法)第四十九號(一〇)一〇一
 - 古社寺保存法施行細則 (省)內務第三十五號(二二)四三三
 - 古社寺保存法施行ニ關スル件 (勅)第四百四十六號(二二)八三三
 - 古社寺保存會規則改正 (勅)第四百六號(二二)七六二
 - 古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物指定 (告)內務第八十七號(二二)八四四
- 古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (告)內務第八十八號(二二)八四七
- 〔保安〕
 - 保安林ニ關スル規程ニ限リ森林法ヲ施行スヘキ島嶼指定 (勅)第四百四十四號(二二)八二〇
 - 沖繩縣其他勅令ヲ以テ指定スル島嶼ノ保安林編入解除ニ關スル手續 (勅)第四百四十五號(二二)八二二
 - 北海道保安林編入解除手續 (勅)第四百五十五號(二二)八三三
 - 保安林損害算出規程 (省)農商務第二十一號(二二)四三四
 - 保安林取扱心得 (訓)農商務第三十一號(二二)四三一
 - 保安林整頓規程 (訓)農商務第三十二號(二二)四三六
 - 保安林簿規程 (訓)農商務第三十三號(二二)四三七
- 〔保稅〕
 - 保稅倉庫法 (法)第十五號(三) 二四
- 古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (告)內務第八十八號(二二)八四七
- 官國幣社保存費ニ關スル件 (勅)第五十四號(三) 二二四
- 村田連發銃保存法 (達)海軍第六十五號(六) 三〇五
- 村田連發銃保存法中改正 (達)海軍第八十八號(八) 三九二
- 〔保管〕
 - 葉煙草保管法ニ失及賣渡代金延納ニ關スル件 (勅)第三百七十五號(一〇)六九七
 - 葉煙草收納賣渡及保管ニ關スル取扱ノ件 (訓)大藏第六十三號(一〇)三七七

- 保稅倉庫法施行細則 (省)大藏第九號(六) 一七二
- 官股保稅倉庫庫敷料定率表 (告)大藏第三十九號(六) 二五三
- 〔保證〕
 - 明治二十九年告示第七號(移民保護法ニ據ル移民保護人ノ件)中追加 (告)外務第五號(五) 一九四
 - 葉煙草專賣所出納官吏身元保證金取扱方 (訓)大藏第五十八號(一〇)三七一
 - 出納官吏身元保證金取扱順序第一條中追加 (訓)拓殖務第十三號(四) 七七
 - 礦業人名義書換及既納保證金納付人名義變更出願方 (告)臺灣總督府第一號(二) 三〇
 - 〔翻譯〕
 - 北海道廳翻譯生特別任用ノ件 (勅)第三百九十七號(二二)七二二
 - 〔本職〕
 - 明治二十一年達第三十四號(兼職アル武官ノ本職消滅シ其餘職本職ト爲ル場合ノ件)廢止 (達)海軍第七十號(二二)六四三
 - 〔募集〕
 - 高等師範學校生徒募集規則改定明治二十七年省令第二號(同件)廢止 (省)文部第十號(七) 二八三
 - 女子高等師範學校生徒募集規則改定明治二十六年省令第十一號(同件)廢止 (省)文部第二十二號(一〇)三九九
 - 尋常師範學校生徒募集規則第一條削除 (省)文部第二十六號(二二)四二七
 - 〔貿易〕
 - 外交官領事官及貿易事務官特別任用令 (勅)第二百九十號(九) 五〇三
 - 在外公館ニ於テ會計規則所定ノ手續省略ノ件 (勅)第五十八號(三) 一三二
 - 明治二十二年第三十五號布告(貿易貨物受領ノ件)廢止 (法)第二十號(三) 三四
 - 明治二十九年勅令第三百十六號(開港外ニシテ外國貿易ノタメ船舶ノ出入及貨物ノ輸出入ヲ爲スヘキ諸港)中追加 (勅)第二百二十六號(六) 四一八
 - 外國貿易ノタメ開港ニ出入スル支那形船舶ノ納ムヘキ手数料 (臺府)第三號(二) 二
 - 外國貿易ノタメ特別輸出入港ニ出入スル日本形及支那形船舶ノ納ムヘキ手数料 (臺府)第五號(三) 五
 - 貿易品陳列館官制廢止 (勅)第八十四號(六) 三七七
 - 明治二十九年勅令第八號(貿易品陳列館長官等及傳給ノ件)廢止 (勅)第八十五號(六) 三七七
 - 貿易品陳列館內國人出品規則中改正削除 (省)農商務第十一號(四) 一六〇
 - 貿易品陳列館陳列品ノ鑑覽許可 (省)農商務第五號(三) 八一
 - 商品陳列館權停止ノ件 (省)農商務第二十四號(七) 三九五

〔牧場〕

- 種馬牧場及種馬所馬匹預托規則 (訓)農商務第一號(一)
- 奧羽種馬牧場ノ事務取扱場所 (告)農商務第一號(一) 一四
- 九州種馬牧場事務取扱開始 (告)農商務第七號(四) 一五一
- 〔干草〕
- 干草供給請買及入札心得廢止 (告)陸軍第二十二號(二)三八三
- へノ部

〔白耳義〕

- 帝國ト白耳義國トノ通商航海條約 (勅)明治二十九年(一) 二〇
- 帝國ト白耳義國トノ領事職務條約 (勅)七月二十四日(七) 四四六

〔秘露〕

- 帝國ト秘露共和國トノ通商航海條約 (勅)一月七日(一) 三三

〔辨務署〕

- 臺灣總督府辨務署取扱事項 (臺府)第二十六號(七) 三八
- 辨務署長民事争訟調停ノ件 (臺府)第三十一號(七) 四八
- 辨務署ニ於ケル民事争訟ノ調停ニ代人ヲ許サレル件 (臺府)第六十號(二) 七〇
- 辨務署事務兼掌ノ件 (臺府)第二十五號(七) 七七
- 明治三十年府令第二十五號(辨務署事務兼掌ノ件) (臺府)第四十一號(九) 五五

- 明治三十年府令第二十五號(辨務署事務兼掌ノ件)中廢止

- 辨務署名稱位置及管轄區域 (臺府)第四十八號(二〇) 六〇
- 辨務署名稱位置及管轄區域 (臺府)第二十一號(六) 六六
- 辨務署名稱位置及管轄區域中變更 (臺府)第三十九號(八) 七四
- 辨務署名稱位置及管轄區域中改正 (臺府)第四十六號(二〇) 五九
- 辨務署名稱位置及管轄區域中改正 (臺府)第四十九號(二〇) 六〇
- 辨務署名稱位置及管轄區域中追加 (臺府)第五十七號(二一) 六六

〔辯護士〕

- 臣民喪期間判事檢察裁判所書記及辯護士喪章ノ件 (告)司法第二號(一) 一九

〔兵曹〕

- 海軍省兵曹長同相當官以下配置表 (海)海軍第七十一號(二)六四三
- 明治二十三年海軍第二百九十六號(掌砲ノ職ニ充ツル上等兵曹ニ進級シ得ヘキ一等兵曹ノ件)廢止 (海)海軍第六十六號(二)六六一
- 〔兵卒〕○カノ部下士卒ノ項ニ載ス
- 〔兵籍〕
- 陸軍兵籍規則改正 (省)陸軍第十四號 (五) 一〇一

〔兵器〕

- 陸軍兵器廠條例制定砲兵方面條例臺灣武庫條例及臺灣工兵廠條例廢止 (勅)第三百四號(九) 五七
- 陸軍兵器廠條例、築城部條例制定ニ附キ職名換稱ノ件 (陸)陸軍第五號(九) 三九八
- 陸軍兵器廠條例、築城部條例制定ニ附キ現行令達中心得方 (陸)陸軍第六號(九) 三九九
- 元輜重廠ニ於テ修理製作中ノモノ兵器支廠ニ於テ其作業ヲ繼續ス (陸)陸軍第八號(九) 四〇〇
- 兵器廠及臺灣砲兵工廠設置ニ附キ軍庫名變換ノ件 (陸)陸軍第七號(九) 三九九
- 臺灣兵器修理所條例中改正追加 (勅)第三十二號(三) 一〇三
- 臺灣兵器修理所條例廢止 (勅)第三百五號(九) 五二〇
- 海軍造兵器廠條例制定従前ノ同條例及假吳兵器製造所條例廢止 (勅)第五百一十一號(五) 二四一
- 海軍兵器造修供給規則中改正追加 (海)海軍第三十二號(一〇)五三八
- 海軍兵器出納規程中改正追加 (海)海軍第二十八號(三) 一三三
- 海軍兵器出納規程改正 (海)海軍第三十一號(一〇)五三五
- 四季及小演習用消耗兵器年額表 (海)海軍第十號(三) 三〇
- 四季及小演習用消耗兵器年額表中改正 (海)海軍第八十五號(八) 三九一

- 明治二十五年海軍第四百號(各鎮守府造船部兵器部及造兵器廠職工服業時間ノ件)中改正追加 (海)海軍第四百四十四號(一〇) 五六一
- 明治二十五年海軍第五百號(各鎮守府造船部兵器部造船材料倉庫及造兵器廠執務時間ノ件)中改正追加 (海)海軍第四百四十五號(一〇) 五六一

〔兵備品〕

- 兵備品出納命令官會計官吏中改正 (海)海軍第三十號(三) 一四一
- 兵備品出納命令官會計官吏ノ件改正 (海)海軍第二百五號(一〇)五二四
- 〔評議〕
- 臺灣總督府評議會章程第二條改正 (勅)第六十一號(五) 三四七
- 臺灣總督府評議會章程中改正 (勅)第四百一十一號(二)六六八
- 〔標識〕
- 航路標識管理所官制第五條第六條中改正 (勅)第六十八號(三) 一三九
- 航路標識管理所官制第三條中削除 (勅)第二百七十二號(八) 四八一
- 航路標識工事ニ要スル職工人夫雇傭ノ請買應意契約ノ件 (勅)第四百六十號(二)三八八

○ 航路標識看守業務修習生規程 (告) 逕信第百二十二號(四) 一六二	○ 臺灣ヨリ來ル船舶檢疫停止 (告) 內務第四號(一) 五
○ 航路標識管理所購入ノ石油供給競争加入者ニ要スル資格 (省) 逕信第二號(三) 三八	○ 臺灣ニ於ケル「ハスト」ニ就キ船舶檢疫實施 (告) 內務第三十七號(五) 一七四
○ 航路標識管理所購入鐵道燈塔供給ノ競争者資格ノ件 (省) 逕信第四號(四) 五六	○ 檢疫ヲ受クヘキ船舶寄停所ノ件 (告) 內務第三十八號(五) 一七四
○ 標旗、標燈 ○ 明治二十九年告示第百十五號(電氣事業取締規則等ニ據リ使用スル標旗及標燈制式)中改正 (告) 逕信第百八十四號(七) 三八九	○ 明治三十年告示第三十七號(臺灣ニ於ケル「ハスト」ニ就キ檢疫實施ノ件)改正 (告) 內務第四十四號(六) 二二七
○ 稅關支署監視署及監所ノ標燈 (告) 大藏第八十四號(二) 八四二	○ 明治三十年告示第四十四號(ハストニ就キ船舶檢疫ノ件)施行停止 (告) 內務第五十六號(九) 四九九
○ 臺灣建築部編制表及同假規則廢止 (逕) 陸海第十四號(三) 三三	○ 臺灣島黑死病流行ノタメ香港ニ於テ水島人ノ上陸禁止ノ件 (告) 臺灣總督府第二十三號(五) 一八七
○ 學級編制等ニ關スル規則中追加 (省) 文部第一號(二) 七	○ 船舶檢疫ノ件 (告) 臺灣總督府第五十七號(一) 五二八
○ 海軍編修年俸ノ件制定明治二十四年勅令第百三十三號(海軍編修俸給ノ件)廢止 (勅) 第百三十一號(四) 二二六	○ 印度和蘭領地ニ於テ船舶檢疫施行並水島物品輸入禁止ノ件 (告) 臺灣總督府第二十九號(六) 二四五
○ 停年名簿編修規則第四條中削除 (逕) 陸海第二號(一) 一	○ 清國上海ニ於テ船舶檢疫施行ノ件 (告) 臺灣總督府第三十二號(六) 二二七
○ 臺灣總督府特別會計ニ關スル返納告知書ニ關入ノ件 (訓) 拓殖務第六號(三) 四二	
	トノ部

○ 日本逕信省及獨逸郵政省間締結小包郵便物交換約定ノ追加約定 (勅) 九月十七日(九) 五七二	○ 北海道國有未開地處分法制定北海道土地據下規則及據下ノ法規廢止 (法) 第二十六號(三) 四四
○ 日本逕信省及獨逸郵政省間締結小包郵便物交換約定實施細目規則第三條中改正 (告) 逕信第百六十五號(九) 四八六	○ 北海道國有未開地處分法ニ依リ北海道廳令公布ノ件 (告) 拓殖務第五號(五) 二〇九
○ 本邦獨逸間交換ノ小包郵便物料金改定 (告) 逕信第百六十六號(九) 四八六	○ 工事ノタメ買収又ハ收用シタル土地貸付ノ件 (勅) 第十五號(三) 六〇
○ 獨逸海底電信會社萬國電信條約ニ加入 (告) 逕信第百七十二號(七) 三七三	○ 大阪築港工事費補助ノタメ該市內國有地地下付ノ件 (勅) 第七十二號(四) 一四三
○ 東宮職官制中改正 (逕) 宮內甲第六號(九) 三九七	○ 明治二十四年訓令第十四號(府縣ニ於テ官有土地水面ニ關シ稟請ヲ經ヌ處分後報告條件)第一條中改正追加 (訓) 內務第二十二號(一〇) 三〇六
○ 東宮職官制中改正 (逕) 宮內甲第十二號(二) 三六九	○ 外國人ニ對シ土地建物賣渡讓與交換貸渡買入番入ニ關スル規則 (府) 第十五號(五) 二四
○ 東宮武官官制中追加 (勅) 第百六十五號(八) 四七〇	○ 土木監督署ニ技監及事務官設置ノ件 (勅) 第百八十號(六) 三六七
○ 東宮武官官制改正 (勅) 第三百七十一號(一〇) 六九四	○ 土木監督署技監俸給ノ件 (勅) 第百八十一號(六) 三六八
○ 屯田兵土地給與規則中追加 (法) 第四十一號(四) 八〇	○ 第七區土木監督署移轉 (告) 內務第八十二號(二) 三八六
○ 屯田兵給與地取扱規則中改正削除 (勅) 第四百五十七號(二) 三八五	○ 府縣ニ於テ公有水面ノ埋立使用等ニ關シ稟請スル件 (訓) 內務第二十三號(一〇) 三〇七
○ 土地區劃改良ニ係ル地價ノ件 (法) 第三十九號(四) 七九	
○ 土地區劃改良出願ニ關スル件 (省) 大藏第十九號(二) 三六七	
○ 土地區劃改良ニ關スル取扱手續 (訓) 大藏第七十號(二) 三三二	

○ 臺灣總督府民政局土木部官制廢止 (勅)第三百六十二號(一〇)六一	○ 屯田兵配備表 (海)陸軍第四百九十九號(二)五八七
○ 明治二十九年勅令第七十號(民政局臨時土木部長及事務官等俸給ノ件)廢止 (勅)第三百六十六號(一〇)六八八	○ 屯田兵召集規則改正 (省)陸軍第二十一號(八) 二九八
○ (土石) 臺灣鐵道敷設工事ニ要スル土石竹類無償下付ノ件 (勅)第三百八十九號(一〇)七二六	○ 明治三十一年移住ノ屯田兵召集 (省)陸軍第九號(六) 二四四
○ (屯田兵) 屯田兵土地給與規則中追加 (法)第四十一號(四) 八〇	○ 明治三十一年移住屯田兵召集區域增加 (省)陸軍第十八號(一〇)五〇九
○ 屯田兵給與地取扱規則中改正刪除 (勅)第四百五十七號(三)八三三	○ (燈臺、燈標、燈竿、燈船) 臺灣總督府燈臺所官制第五條第六條中改正 (勅)第六十四號(五) 三五〇
○ 明治二十八年法律第二十六號(官給ニ係ル屯田兵ノ建物及馬匹讓與賃入書入ニ關スル件)改正 (法)第四十二號(四) 八一	○ 臺灣總督府燈臺所官制中改正 (勅)第三百六十五號(一〇)六八七
○ 屯田兵移住給與規則中改正追加 (勅)第二百六十一號(八) 四六八	○ 臨時臺灣燈標建設部官制廢止 (勅)第四十一號(三) 一一〇
○ 屯田兵給與令細則第十四條改正 (海)陸軍第六十八號(五) 二二一	○ 臺北縣三貂堡鼻頭庄鼻頭角ニ建設ノ燈臺燈明點火 (省)臺灣總督府第三號(三) 五三
○ 明治三十一年移住屯田兵志願者願書差出期限 (省)陸軍第二十三號(一〇)三三九	○ 臺北縣芝蘭堡老梅庄宮落角燈臺所建設燈明點火 (省)臺灣總督府第十六號(五) 一七一
○ 明治三十年度中陸軍病院條例、屯田兵移住給與規則外一件ニ據ル治療費等定額 (海)陸軍第三十九號(四) 一五三	○ 武藏國本收燈船位置移轉ノ件 (省)遞信第二百二十四號(一) 四三七
	○ 遼江國營田郡補浦村ニ建設セル燈臺燈明點火 (省)遞信第七十三號(三) 一〇八
	○ 陸前國金山燈臺ノ曲射玻璃破損 (省)遞信第六十四號(三) 一〇三
	○ 加賀國金石町日和山ニ建設ノ燈臺燈明點火 (省)遞信第二百二十三號(八) 四一八

○ 加賀國金石町ニ建設ノ燈臺燈明點火 (省)遞信第二百五十三號(九) 四六七	○ 明治二十九年勅令第八號(登錄及登記印紙ノ收入取扱整理ノ件)中刪除 (訓)大藏第二十號(四) 一六九
○ 淡路國江崎燈臺ノ燈明點換 (省)遞信第三十六號(三) 四四	○ 明治二十九年勅令第八號(登錄及登記印紙ノ收入取扱及整理ノ件)廢止 (訓)大藏第三十六號(六) 二〇九
○ 薩摩國長崎島尻後國戸島及上馬刀島燈臺建設燈明點火 (省)遞信第一號(四) 一四八	○ 登記印紙貼付書類ノ檢閱及消印押捺方ノ件 (訓)大藏第四十八號(八) 二四九
○ 琉球國國頭郡伊江島ノ西端ニ建設ノ燈臺燈明點火 (省)遞信第五十四號(三) 六五	○ 度量衡ニ關スル免許料等ニ貼用ノ登記印紙消印ノ件 (省)農商務第十四號(九) 三二五
○ 千島國計羅武威岬燈臺燈明變更 (省)遞信第二百八十一號(九) 五〇一	○ 狩獵免許稅登記印紙ノ消印ニ關スル件 (省)農商務第三十號(八) 四三五
○ (登用) 主理試補登用試驗規則 (省)海軍第十六號(一〇)三五六	○ 明治二十六年省令第二十一號(登記印紙ヲ以テ納ムヘキ手數料種目)中追加 (省)遞信第十三號(六) 一七二
○ 裁判所書記登用試驗規則第四條中追加 (省)司法第五號(三) 三七	○ 船舶検査手數料登記印紙ヲ以テ納付及其收入報告ノ件 (訓)遞信第五號(一〇)三五七
○ 裁判所書記登用試驗規則第二條中追加 (省)司法第二十二號(二)三九九	○ 札幌地方裁判所管内管内登記所廢止 (省)司法第一號(二) 五
○ 北海道ニ於ケル縣社以下神職登用ニ關スル件 (省)拓殖務第一號(二) 四	○ 札幌地方裁判所管内登記管轄區域表中改正 (省)司法第四號(三) 二九
○ (登記) 手數料トシテ納付スル登記印紙消印ノ件 (省)外務第七號(二)四〇九	○ 新潟地方裁判所管内區裁判所出張所管轄登記管轄區域表中改正 (省)司法第十九號(八) 三二三
○ 登記印紙ヲ以テ納ムヘキ手數料等種目ノ件 (省)內務第二十八號(一〇) 三三三	○ 新潟地方裁判所管内高田區裁判所直江津出張所登記事務取扱停止 (省)司法第十九號(八) 四三六

○岡山地方裁判所管内區裁判所出張所管轄登記管轄區域表中改正 (省)司法第八號(五) 一三〇

○岡山地方裁判所管内區裁判所出張所中移轉改稱登記管轄區域表中改正 (省)司法第二十號(八) 三三四

○島取地方裁判所管内區裁判所出張所管轄登記管轄區域表中改正 (省)司法第九號(五) 一三二

○松山地方裁判所管内區裁判所出張所管轄登記管轄區域表中改正 (省)司法第十號(五) 一三三

○福島地方裁判所管内區裁判所出張所管轄登記管轄區域表中改正 (省)司法第十一號(五) 一三三

○秋田地方裁判所管内區裁判所出張所管轄登記管轄區域表中改正 (省)司法第十二號(五) 一三三

○山口地方裁判所管内區裁判所出張所中移轉改稱登記管轄區域表中改正 (省)司法第十三號(六) 一三六

○大分地方裁判所管内區裁判所出張所管轄登記管轄區域表中改正 (省)司法第十五號(六) 一三七

○大分地方裁判所管内區裁判所出張所管轄登記管轄區域表中改正 (省)司法第十八號(七) 一三九

○岐阜地方裁判所管内區裁判所出張所管轄登記管轄區域表中改正 (省)司法第十七號(七) 一三七

○岐阜地方裁判所管内區裁判所出張所管轄登記管轄登記簿冊水書ニ添リタルニ附キ登記簿移取撥停止 (省)司法第二十二號(一〇)五〇九

○仙臺地方裁判所管内仙臺區裁判所原町出張所保管ノ登記簿類焼失ノ件 (告)司法第二十四號(二)七三

○東京地方裁判所管内八王子區裁判所保管ノ登記簿公證簿等焼失ニ附キ更ニ登記請求ノ件 (告)司法第十三號(五) 一八四

○松江地方裁判所管内大森區裁判所出張所保管ノ登記簿公證簿焼失ニ附キ更ニ登記請求ノ件 (告)司法第十五號(六) 二四六

(登録)

○登録税法第十五條第十九條刪除 (法)第三十一號(三) 六〇

○登録税法施行細則第三條中刪除並明治二十五年省令第三號(登記印紙ヲ以テ手数料納付方)中改正 (省)大藏第十三號(六) 二四六

○明治二十九年訓令第八號(登錄及登記印紙ノ收入取扱整理ノ件)中刪除 (訓)大藏第二十號(四) 一六九

○明治二十九年訓令第八號(登錄及登記印紙ノ收入取扱及整理ノ件)廢止 (訓)大藏第三十六號(六) 二〇九

(登録簿)

○米國各港ニ出入スル本邦船舶ノ登録噸數同國政府課ノ件 (告)逓信第三百十八號(五) 一九二

(等級)

○林業巡迴教師ノ待遇任免及官等等級配當ノ件 (勅)第四十六號(三) 一二四

○文武判任官等級表中改正 (勅)第一百十二號(四) 一七九

○文武判任官等級表中追加 (勅)第二百二十三號(四) 二二〇

○文武判任官等級表中追加 (勅)第四百四十一號(五) 二三〇

○文武判任官等級表中追加 (勅)第二百一十一號(六) 三九一

○文武判任官等級表中改正 (勅)第二百七號(六) 三九六

○文武判任官等級表中追加 (勅)第二百八十號(六) 四九一

○文武判任官等級表中追加 (勅)第三百二十三號(六) 五三〇

○文武判任官等級表中追加 (勅)第三百四十四號(六) 六五九

○文武判任官等級表中追加 (勅)第三百五十三號(六) 六六六

○文武判任官等級表中追加 (勅)第三百六十號(六) 六八〇

[等差]

○明治二十二年陸海軍百十一號(陸軍軍人傷疾疾病等差ノ件)中改正削除 (達)陸海軍第八十六號(七) 三六二

[統計]

○農商務統計樣式中改正 (訓)農商務第二號(三) 一二

○大林區署統計報告樣式 (訓)農商務第三十四號(三)四一

[痘苗、痘瘡]

○痘苗賣下規則中改正追加 (省)內務第七號(四) 六一

○痘苗製造所場托員雇員旅費日當支給ノ件 (省)內務第一號(三) 五三

○痘瘡患者ノ療養ノ痘種ヲ以テ種痘禁止 (憲府)第十二號(五) 一九

(同業)

○重要輸出品同業組合法 (法)第四十七號(四) 九四

○重要輸出品同業組合法施行細則 (省)農商務第十七號(五) 三三三

○同業組合準則第四條削除 (省)農商務第六號(五) 八六

○明治十八年海關第三十五號(同業組合準則)適用スル組合ノ件)廢止 (訓)農商務第十五號(六) 一八八

[度量衡]

○度量衡器ノ制限其ノ製作修理及販賣ノ免許並檢定ニ關スル件制定明治二十四年勅令第七十七號同件廢止 (勅)第一百十六號(四) 一八一

○度量衡法施行規則改正 (省)農商務第十一號(七) 二六三

○度量衡檢定期程改正 (訓)農商務第十九號(七) 三三三

○明治二十四年訓令第三十五號(度量衡檢定所、地方原器檢定用具、檢定補助用具及度量衡檢定成績表ニ關スル規程)中改正追加 (訓)農商務第十八號(七) 三三八

○度量衡ニ關スル免許料等ニ貼用ノ登記印紙消印ノ件 (省)農商務第十四號(九) 三一五

○葉煙草賣賣所用衡器請買競争者資格ノ件 (省)大藏第十四號(八) 三〇九

[渡航]

○對馬國ヨリ韓國(渡航)者島嶼ニ出願シ海外旅券ヲ受ケルヲ得 (省)外務第六號(二)三九一

- 臺灣住民內地渡航規則 (臺府)第十六號(五) 二四
- 外國へ渡航セントスル者旅券下附出願方 (臺府)第五十五號(二) 六六
- 臺東廳管下紅頭嶼ニ渡航セントスル者同願ノ許可ヲ受クルヲ要ス (臺府)第五十八號(二) 六七
- 〔取引〕**
- 取引所地區指定 (告)農商務第二號(一) 一四
- 名古屋取引所ノ地區追加ノ件 (告)農商務第十號(四) 一五九
- 取引所地區指定 (告)農商務第十四號(五) 一八一
- 取引所地區變更ノ件 (告)農商務第二十號(六) 二五五
- 取引所地區指定 (告)農商務第三十一號(八) 四三六
- 取引所地區指定 (告)農商務第三十八號(二) 六八〇
- 取引所地區指定 (告)農商務第三十九號(二) 六八八
- 〔取締〕**
- 舞鶴軍港ノ取締ニ關スル件 (勅)第二百三十五號(七) 四三四
- 明治二十四年省令第二十九號「コッホ」結核病治療液使用取締ノ件(廢止) (省)內務第二十九號(二)〇三五四
- 明治二十四年告示第四號「コッホ」結核病治療液販賣與取締ノ件(廢止) (告)內務第六十五號(二)〇六五五
- 私設鐵道條例ニ據ル電氣鐵道電氣取締規則改正 (省)通信第二十四號(七) 二五三
- 電氣事業取締規則改正 (省)通信第十四號(六) 一七九
- 電氣事業取締規則實施前付與セル工事改造猶豫ノ規
- 可及工事改修ノ命令效力ノ件 (省)通信第二十五號(七) 二七三
- 明治二十九年告示第百十五號(電氣事業取締規則等ニ據リ使用スル標旗及標燈制式)中改正 (告)通信第百八十四號(七) 三八九
- 銃砲取締規則 (律)第五號(五) 九
- 銃砲取締規則施行細則 (臺府)第十三號(五) 一九
- 火藥取締規則 (律)第六號(五) 一〇
- 火藥取締規則施行細則 (臺府)第十四號(五) 二二
- 樟腦製造業取締規則中改正追加 (臺府)第二十九號(七) 四七
- 〔取極〕**
- 蘇州日本居留地取極書 (告)外務第三號(四) 一四一
- 清國杭州日本居留地取極書及追加取極書 (告)外務第六號(五) 一九九
- 〔毒藥〕**
- 毒藥劇藥品目中追加 (省)內務第三十一號(二)〇三五五
- 〔特許〕**
- 瑞西國ニ於テ專賣特許意匠商標等ニ關シ保護取得ノ件 (告)外務第九號(九) 四八五
- 葡萄牙國ニ於テ專賣特許商標意匠ニ關シ保護取得ノ件 (告)外務第十一號(二)〇六五九
- 丁扶國ニ於テ專賣特許商標及意匠ニ關シ保護取得ノ件 (告)外務第十六號(二)〇八四一

- 明治二十三年省令第二十二號(稅關同支署臨時開關及貨物積卸特許手數料)改正 (省)大藏第十一號(七) 二五〇
- 特許公報及商標公報ノ賣捌人並代價ノ件 (告)農商務第九號(四) 一五四
- 稅關規則第四十九條ノ除外例ニ關スル件 (勅)第三百七十三號(二)〇六九五
- 稅關及同出張所臨時開關並貨物積卸特許手數料 (臺府)第五十九號(三) 六九
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第十三號(三) 一三九
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第十五號(四) 一五八
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第十九號(五) 一七二
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第二十五號(六) 二三四
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第二十七號(六) 二三五
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第三十四號(七) 三三二
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第三十六號(八) 四一六
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第三十八號(八) 四二六
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第三十九號(八) 四二六
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第四十七號(八) 四五四
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第四十八號(九) 四六六
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第五十二號(九) 四九二
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第五十三號(九) 五〇〇
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第五十五號(九) 五〇一
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第五十八號(一〇) 五二八
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第六十六號(一二) 八二五
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第六十九號(一二) 八三三
- 〔特免〕**
- 定役ニ服スヘキ四人服役特免ノ件 (勅)第五號(二) 四一
- 懲戒ノ懲罰ニ依リ免官免職及停職ヲ命セラルタル者免除ノ件 (勅)第十四號(三) 六〇

○宮内官吏懲戒懲罰免除ノ件 (達)宮内甲第二號(三) 三五	○陸軍懲罰令ニ依リ處分セラレタル者特免ノ件 (達)陸海第五號(一) 二	○海軍懲罰令ニ依リ處分セラレタル者特免ノ件 (達)海軍第一號(一) 二	○減刑及大赦ニ關スル件 (警告)臺灣總督府十一月(三) 一	○震災地方租稅特別處分法 (法)第二十二號(三) 四〇	○水害地方地租特別處分法 (法)第三十號(三) 五九	○外交官領事官及貿易事務官特別任用令 (勅)第二百九十號(九) 五〇三	○造神宮主事特別任用ノ件 (勅)第三百三號(四) 一七一	○臨時檢疫局事務官任用ノ件 (勅)第七十二號(六) 三六〇	○稅關監視官特別任用令 (勅)第二百五號(六) 三五五	○陸軍通譯官特別任用ノ件 (勅)第三百八十一號(一〇七〇) 四	○海軍通譯官特別任用令 (勅)第三百六十九號(一〇六九) 二	○裁判所書記長特別任用ノ件 (勅)第二百二十二號(六) 四一五	○帝國大學會監特別任用ノ件 (勅)第二百十四號(六) 四〇四	○文部省直轄諸學校長會監特別任用令改正 (勅)第三百十三號(四) 一八〇	○帝國圖書館長司書長及司書任用ノ件 (勅)第三百十四號(四) 一八〇	○營林主事補及森林監守特別任用規則中改正削除 (省)農商務第七號(六) 一三八	○水産講習所監事任用ノ件 (勅)第四百九號(三) 一六	○漁業監督官同補任用ノ件 (勅)第四百九號(六) 三八九	○選信事務官、通信事務官、通信事務官補特別任用令 (勅)第二百八十一號(八) 四九二	○鐵道書記補、通信書記補特別任用令制定選信省鐵道書記補郵便電信書記補及郵便爲替貯金書記補任用令 (勅)第二百八十二號(八) 四九三	○選信省鐵道事務官任用ノ件 (勅)第四百號(一) 三一	○鐵道事務官任用ノ件 (勅)第三百五十八號(一〇六七) 九	○監獄事務官特別任用ノ件 (勅)第二百五十五號(八) 四六四	○警部監獄書記看守長特別任用令制定明治二十三年勅令第十號(巡查ヲ警部警部補ニ任用ノ件)同第四百四十六號(看守ヲ看守長看守副長ニ任用ノ件)廢止 (勅)第二百五十五號(六) 四〇四	○巡視ニ補スル警視及消防司令長特別任用ノ件 (勅)第四百九十四號(六) 三八六	○警部長特別任用ノ件 (勅)第四百號(四) 一七一	○北海道廳警部長特別任用ノ件 (勅)第四百三十八號(二八五) 二	○北海道廳警視特別任用ノ件 (勅)第九十號(四) 一六二	○北海道廳支廳長特別任用ノ件 (勅)第三百九十六號(一七四〇) 〇	○北海道廳翻譯生特別任用ノ件 (勅)第三百九十七號(一七四一) 〇
----------------------------------	--	--	----------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	--	---------------------------------	----------------------------------	--------------------------------	------------------------------------	-----------------------------------	------------------------------------	-----------------------------------	---	---------------------------------------	--	--------------------------------	---------------------------------	---	--	--------------------------------	----------------------------------	-----------------------------------	---	--	------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------

○明治二十六年勅令第九十六號(月俸十三圓未満ノ)判任官特別任用ノ件)中追加 (勅)第二百二十五號(四) 二二	○陸軍所屬特別文官俸給令中追加 (勅)第三百八十號(一〇七〇) 〇	○明治二十七八年戰役ニ從事シ死歿セル陸軍軍人軍屬雇員備入ノ遺族ニシテ扶助料ヲ受クル資格ナキ者ニ特別賜金支給方 (省)陸軍第十八號(七) 二四三	○明治二十七八年戰役ニ從事シ死歿セル海軍軍人軍屬雇員備入ノ遺族ニシテ扶助料ヲ受クル資格ナキ者ニ特別賜金支給方 (省)海軍第十三號(七) 二四四	○臺灣總督府判任文官特別俸支給ノ件 (勅)第六十八號(五) 三五四	○明治三十年勅令第六十八號廢止 (勅)第三百六十六號(一〇六八) 一	○貨幣整理資金特別會計法 (法)第十七號(三) 三一	○貨幣整理資金特別會計規則 (勅)第二百二十八號(四) 二二三	○貨幣整理資金特別會計規則第一條中追加 (勅)第四百十九號(二七七五) 〇	○明治二十九年各特別會計議入議出豫算追加 (豫)二月三日(三) 一〇	○明治二十九年各特別會計議入議出豫算追加 (豫)三月三日(三) 二二	○明治二十九年各特別會計議入議出豫算追加 (豫)三月三日(三) 一七	○明治三十年各特別會計議入議出豫算 (豫)三月二十四日(三) 一九	○明治三十年各特別會計議入議出豫算追加 (豫)三月二十四日(三) 一九	○明治三十年各特別會計議入議出豫算追加 (豫)三月三十日(三) 一五〇	○明治三十年各特別會計議入議出豫算追加 (豫)三月三十日(三) 一五五	○明治三十年各特別會計議入議出豫算追加 (豫)三月三十日(三) 一五七	○明治三十年各特別會計議入議出豫算追加 (豫)三月三十日(三) 一五八	○明治三十年各特別會計議入議出豫算追加 (豫)三月三十日(三) 一五九	○特別會計ノ豫算中第一種備金支出ノ件 (勅)第一百八十八號(四) 二〇一	○臺灣總督府特別會計法 (法)第二號(三) 一	○臺灣總督府特別會計規則 (勅)第二十七號(三) 九五	○臺灣總督府特別會計規則中改正 (勅)第三百十七號(九) 五七四	○臺灣總督府特別會計ニ要スル諸報告書仕務命令領收 (省)大藏第五號(三) 五七
---	--------------------------------------	--	--	--------------------------------------	---------------------------------------	-------------------------------	------------------------------------	--	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	---	----------------------------	--------------------------------	-------------------------------------	--

- 臺灣總督府特別會計金庫出納事務規程 (訓)大藏第十號(三) 二九
- 臺灣總督府特別會計ニ關スル返納告知書ニ關スル件 (訓)拓殖務第六號(三) 四二
- 明治三十年度臺灣總督府特別會計課入科目表 (訓)拓殖務第十五號(四) 七九
- 臺灣官有森林原野及產物特別處分令ニ依リ賣渡シタル土地ノ地租ニ關スル件 (律)第三號(三) 七
- 特別輸出入港ニ關スル件 (律)第一號(一) 一
- 特別輸出入港指定 (臺府)第四號(三) 五
- 外國貿易ノタメ特別輸出入港ニ出入スル日本形及支那形船舶ノ納ムヘキ手数料 (臺府)第五號(三) 五
- 古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物指定 (告)內務第八十七號(三)八四四
- 古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (告)內務第八十八號(三)八四七
- 特別文具使用規則第一條中改正 (訓)大藏第九號(三) 二八
- 特別用文具使用規則 (訓)大藏第七十五號(二)三三八
- 子ノ部
- 〔鎮守府〕
- 鎮守府條例改正鎮守府監督部條例海軍司計部條例及海岸警備條例廢止 (勅)第三百十九號(九) 五七四
- 鎮守府條例中改正 (勅)第四百二十七號(二)七八七
- 鎮守府處務細則 (達)海軍第六十六號(九) 五〇一
- 鎮守府處務細則中別表改正 (達)海軍第七十三號(二)六四五
- 鎮守府會計監督規則 (達)海軍第三十五號(二)五四四
- 鎮守府造船材料資金取扱規程改正 (達)海軍第五十一號(二)五七六
- 明治二十二年達第四百四十五號(鎮守府部内及學校病院練習所勤務)ノ下士卒通勤宿泊ニ關スル件(同年達第三百七號(鎮守府主計部病院課監獄課勤務)ノ下士卒宿泊ニ關スル件)廢止 (達)海軍第二十二號(三) 二八
- 明治二十六年達第六十九號(會計事務ニ就キ鎮守府監督部直轄經理局所掌事項)廢止 (達)海軍第三十八號(二)五四八
- 明治二十五年達第四百四號(各鎮守府造船部兵器部及造船廠職工服業時間)ノ件)中改正追加 (達)海軍第四百四十四號(二)五六一
- 明治二十五年達第五百五號(各鎮守府造船部兵器部造船材料倉庫及造船廠執務時間)ノ件)中改正追加 (達)海軍第四百四十五號(二)五六一
- 吳鎮守府ニ於テ演習施行ニ附キ船舶注意ノ件 (告)海軍第六號(三) 二一七
- 吳鎮守府ニ於テ敷設水雷演習施行ニ附キ艦船注意ノ件 (告)海軍第八號(五) 一九三

- 吳水雷團ニ於テ演習施行ニ附キ艦船艇ノ通航及漁業禁止ノ件 (告)海軍第十一號(六) 二四七
- 橫須賀水雷團ニ於テ演習施行ニ附キ艦船艇ノ通航及漁業禁止ノ件 (告)海軍第十號(六) 二四三
- 橫須賀鎮守府ニ於テ小演習施行ニ附キ出入港艦船艇注意ノ件 (告)海軍第十六號(二)〇六二
- 〔陳列館〕
- 貿易品陳列館官制廢止 (勅)第八十四號(六) 三七一
- 明治二十九年勅令第八八號(貿易品陳列館長官等及俸給ノ件)廢止 (勅)第八十五號(六) 三七一
- 貿易品陳列館内國人出品規則中改正削除 (告)農商務第十一號(四) 一六〇
- 農商務省商品陳列館出品規則 (告)農商務第二十八號(七) 四〇四
- 農商務省商品陳列館規則 (告)農商務第二十七號(七) 四〇一
- 農商務省商品陳列館規則第十九條中刪除 (告)農商務第三十四號(九) 五〇三
- 貿易品陳列館陳列品ノ鑑定許可 (告)農商務第五號(二) 八二
- 商品陳列館鑑定停止 (告)農商務第二十四號(七) 三五九
- 〔築港〕
- 大阪築港工事費補助ノタメ該市内國有地地下付ノ件 (勅)第七十二號(四) 一四三
- 北海道臨時築港ニ要スル職員ノ件 (勅)第八十二號(四) 一五二
- 北海道臨時築港ニ要スル職員ノ件廢止 (勅)第三百九十二號(二)三三九
- 〔築城〕
- 築城部條例制定工兵方面條例廢止 (勅)第三百六號(六) 五三三
- 陸軍兵器廠條例 築城部條例制定ニ附キ職名換稱ノ件 (達)陸軍第五號(六) 五九八
- 陸軍兵器廠條例 築城部條例制定ニ附キ現行令違中心得方 (達)陸軍第六號(六) 五九九
- 〔勅任〕
- 各省勅任參事官等俸給ノ件 (勅)第四百四十五號(三) 二五八
- 〔直接稅〕
- ソノ部租稅ノ項ニ關ス
- 〔中軍醫中藥劑士〕
- ソノ部軍醫及ヤノ部藥劑
- 〔地方〕
- 地方幼年學校ハカノ部學校ノ項ニ關ス
- 大喪ニ附キ各地方慈善救濟 (詔)一月三十一日(一) 一
- 地方預備引置ノ阿片引渡燒却ノ件 (訓)內務第六號(三) 四四
- 明治二十九年末關各地方市町村別現住人口表 (告)內務第六十三號(二)〇五三〇
- 北海道廳府縣ニ地方視學ヲ置ク (勅)第四百四號(五) 三三九
- 地方視學俸給ニ關スル件 (勅)第二百二十五號(六) 四一八

○明治三十年勅令第二百二十五號(地方視學傳給ニ關スル件)中追加 (勅)第三百四十八號(一〇六六三)

○北海道廳府地方視學ノ定員 (省)文部第四號(五) 七四

○地方視學職務規程 (省)文部第五號(五) 七四

○地方視學費支出計算書ヲ會計検査院ニ送付ノ件 (勅)文部第四號(五) 一八一

○地方視學ニ關スル件 (勅)文部第六號(六) 一八七

○地方視學任用ノトキ開申ノ件 (勅)文部第七號(六) 一八九

○地方森林會規則 (勅)第四百四十號(三)八一六

○地方職ヲ經由セス直ニ農商務大臣ニ提出スヘキ文書 (省)農商務第十六號(九) 三三〇

○地方海員審判所管轄區域 (勅)第四百九十號(六) 三七九

○地方官廳ノ検査ヲ受クヘキ船舶ノ検査執行地報告ノ件 (勅)選信第二號(六) 二〇八

○臺灣總督府地方官制改正 (勅)第四百五十二號(五) 二五六

○臺灣總督府地方高等官等俸給ノ件制定臺灣總督府職員官等俸給令中地方高等官ニ關スル規程廢止 (勅)第四百五十三號(五) 二六二

○臺灣總督府地方高等官等俸給ノ件第二條中追加 (勅)第四百七十八號(一〇七〇三) 一七三

○臺灣總督府第十七號(五) 一七三

○臺灣總督府第二十號(五) 一七三

○彰化地方法院移轉 (省)臺灣總督府號外(三) 一三九

○出品ニ係ル地方委員選定ノ件 (訓)臨時博覽會事務局第一號(六) 三三三

○地租(〇)ノ部租稅ノ項ニ關ス (法)第三十九號(四) 七九

○地價 (法)第三十九號(四) 七九

○土地區劃改良ニ係ル地價ノ件 (省)大藏第十九號(二)三六七

○土地區劃改良ニ關スル件 (省)大藏第十九號(二)三六七

○土地區劃改良ニ關スル取扱手續 (勅)大藏第七十號(二)三三三

○地金 (勅)第三百三十九號(五) 三三七

○金銀地金精製及品位證明規則 (勅)第三百三十九號(五) 三三七

○造幣地金及成貨受渡取扱順序 (省)大藏第二十七號(五) 一七五

○造幣地金及成貨受渡取扱順序第二條第三條中改正 (省)大藏第六十號(九) 四九〇

○金銀地金精製及品位證明取扱順序 (省)大藏第三十八號(五) 一七七

○金銀地金精製及品位證明取扱順序第三條中追加 (省)大藏第八十一號(二)三八三〇

○造幣局工場汽機振換ニ附キ地金ノ受取方停止 (省)大藏第五號(二) 八〇

○造幣局地金ノ受取方停止解除 (省)大藏第二十九號(五) 一八二

○治療 (省)大藏第二十九號(五) 一八二

○明治二十四年省令第二十九號(「コソホ」結核病治療液使用取締ノ件)廢止 (省)內務第二十九號(一〇三五四)

○明治二十四年告示第四號(「コソホ」結核病治療液販賣授與取締ノ件)廢止 (省)內務第六十五號(一〇六五五)

○明治三十年度中陸軍病院條例、屯田兵移住給與規則外一件ニ據ル治療費等定額 (達)陸軍第三十九號(四) 一五三

○治療品出納規程改正 (達)海軍第七十八號(七) 三五六

○陸軍省主管事項ニ關シ廳府縣令告示等發布ノトキ報告ノ件 (訓)陸軍甲第六號(一〇三七七)

○徵兵 (勅)陸軍甲第三號(四) 五八

○明治二十八年勅令第二百二十六號(北海道ニ徵兵令ヲ施行ス)中改正追加 (勅)第二百五十七號(八) 四六五

○沖繩廳及小笠原島ニ徵兵令ヲ施行ス (勅)第二百五十八號(八) 四六六

○徵兵事務條例施行規則中改正追加 (省)陸軍第七號(四) 四九

○寄留地ニ於テ徵兵身體検査出願取扱ノ件 (訓)陸軍甲第三號(四) 五八

○明治二十五年陸軍第十九號(徵兵醫官ノ徵兵検査報告手續)中改正削除 (達)陸軍第二十二號(三) 一一八

○徵兵監費規則改正 (省)內務第三十二號(一〇三五六)

○徵兵監費手續當金並ニ旅費支給規則第二項中削除 (省)內務第十七號(六) 一三七

○徵兵監費手續當金並ニ旅費支給規則改正 (省)內務第三十號(一〇三五四)

○三重縣四日市町立四日市市商業學校本科ヲ徵兵令ニ依リ認定 (省)文部第四號(四) 一四一

○熊本縣熊本市立熊本商業學校本科ヲ徵兵令ニ依リ認定 (省)文部第六號(四) 一四五

○宮崎縣立宮崎縣立學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (省)文部第八號(四) 一五六

○廣島縣豐田郡全町村學校組合立豐田尋常中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (省)文部第十三號(五) 三三〇

○山形縣米澤市立米澤市工業學校本科ヲ徵兵令ニ依リ認定 (省)文部第十四號(五) 三三〇

○明治二十九年告示第八號(徵兵令ニ依リ學校認定ノ件)取消 (省)文部第十八號(七) 四九七

○海兵團徵募官服務規則中改正追加 (省)文部第十八號(七) 四九七

○海兵團徵募官ヨリ團長ニ差出シタル諸表轉送ノ件 (達)海軍第十七號(三) 一一四

○明治三十一年徵募スヘキ海軍志願兵人員 (達)海軍第十八號(三) 一一五

○明治三十二年徵募スヘキ海軍志願兵人員 (省)海軍第二十四號(二)八二八

○馬匹徵募事務規則 (省)陸軍第二十七號(二)三六八

〔徵收〕

- 大隅國大島郡及薩摩國川邊郡各島地租徵收期限 (法)第五號(三) 四
- 狩獵免許稅徵收ノ件 (法)第七號(三) 五
- 國稅徵收法制定從前ノ同法及國稅納納處分法明治三十三年法律第四號(北海道釧路町村ヲ施行セザル島嶼ノ國稅徵收ノ件)廢止 (法)第二十一號(三) 四
- 國稅徵收法施行規則 (勅)第二百二十一號(三) 四〇九
- 國稅徵收法施行細則 (省)大藏第十號(三) 二〇六
- 國稅徵收ニ關スル諸報簿ノ件 (訓)大藏第三十七號(三) 二二二
- 國稅徵收事務取扱方 (訓)大藏第四十號(三) 二二七
- 內國稅徵收費支辨旅費ノ件 (訓)大藏第五十四號(三) 二五五
- 市制町村制未施行地ノ國稅徵收事務取扱方 (訓)大藏第三十九號(三) 二二四
- 市町村ニ於テ徵收スヘキ國稅ノ件 (勅)第九十五號(三) 三六六

〔懲戒懲罰〕

- 懲戒、懲罰ニ依リ免官免職及停職ヲ命セラレタル者其懲戒、懲罰免除ノ件 (勅)第十四號(三) 六〇
- 宮内官吏懲戒懲罰免除ノ件 (達)宮内甲第二號(三) 三三
- 海軍懲罰令ニ依リ處分セラレタル者特免ノ件 (達)海軍第一號(三) 二
- 陸軍懲罰令ニ依リ處分セラレタル者特免ノ件 (達)陸軍第五號(三) 二

○現役滿期又ハ召集解除ノ際懲罰期中ニ在ル者取扱ノ件 (達)陸軍第四十七號(三) 一七六

〔帳簿〕

- 明治二十六年訓令第二十九號(四人ニ係ル帳簿等格式ノ件)中改正 (訓)內務第十號(三) 一八三
- 營業ニ關スル帳簿物件検査章格式(省)大藏第二號(三) 一〇
- 明治二十六年省令第三十二號(附計算書仕拂命令領收證及諸帳簿格式)中追加 (省)大藏第二十二號(三) 四二六
- 明治二十七年訓令第十號(諸帳簿格式)中更正 (訓)大藏第六號(三) 一五
- 國稅徵收ニ關スル諸帳簿ノ件 (訓)大藏第三十七號(三) 二二二
- 酒造及酒造場器具器機ノ検査査定及檢定ニ關スル帳簿格式ヲ定メ明治二十七年訓令第二十八號中酒類ニ關スル事項ヲ廢ス (訓)大藏第五十二號(三) 二二二
- 葉煙草取扱費整理帳簿ノ件 (訓)大藏第五十七號(三) 三六九
- 保安林整理規程 (訓)農商務第三十二號(三) 三三六
- 保安林規程 (訓)農商務第三十三號(三) 三三七
- 貯金 ○郵便局等貯金事務ノ開始及廢止ハイノ部郵便ノ項ニ載ス (勅)第六十七號(三) 一八八
- 郵便局等貯金管理所官制第七條中改正 (勅)第六十七號(三) 一八八

○郵便局貯金管理所官制改正

- (勅)第二百七十一號(三) 四八〇
- 郵便及電信局、在外郵便電信局郵便局郵便局貯金管理所及電話交換局職員定員 (勅)第二百七十六號(三) 四八五
- 鐵道書記補、通信書記補特別任用令制定選省鐵道書記補郵便電信書記補及郵便局貯金書記補任用令廢止 (勅)第二百八十二號(三) 四九三
- 選省鐵道書記補郵便電信書記補及郵便局貯金書記補試驗規則中改正追加 (省)選信第二十九號(三) 三三三
- 郵便貯金條例施行細則中改正削除 (省)選信第三十四號(三) 四〇九
- 明治二十六年省令第十三號(郵便受取所郵便局貯金貯金事務取扱ノ件)中追加 (省)選信第三十六號(三) 四二六
- 郵便受取所郵便貯金ノ拂渡事務開始 (告)選信第三百七十七號(三) 八三三

〔賃金〕

- 鐵道貨物賃金表中四級五級品貨切車賃格ヲ定ム (告)選信第二百四十一號(三) 四六一
- 旅客列車ニテ運送スル大ノ賃金改定 (告)選信第三百二號(三) 五二九
- 第二回水産博覽會參會者乘車船賃金割引表及出品荷物標ノ件 (告)第二回水産博覽會事務局第八號(三) 二一八

○告示第八號中追加

- (告)第二回水産博覽會事務局第九號(三) 一六一
- 告示第八號中追加 (告)第二回水産博覽會事務局第十四號(三) 四三七
- 告示第八號中追加 (告)第二回水産博覽會事務局第十七號(三) 六六六
- リノ部
- 陸軍省官制中改正 (勅)第三十七號(三) 一〇七
- 陸軍省官制中改正追加 (勅)第三百三號(三) 五二五
- 陸軍省官制中改正ニ附キ職名換稱ノ件 (達)陸軍第四百號(三) 三九八
- 臨時陸軍運輸通信部官制中改正追加 (勅)第六十三號(三) 一五五
- 臨時陸軍運輸通信部官制廢止 (勅)第三百十五號(三) 五七三
- 陸軍監督總監陸軍軍醫總監服制 (勅)第三十八號(三) 一〇八
- 陸軍服裝規則第二十條改正 (達)陸軍第四百十八號(三) 五八五
- 陸軍中央糧秣廠條例 (勅)第二十八號(三) 九八
- 陸軍中央糧秣廠同字品支廢設置 (達)陸軍第二十一號(三) 一一八
- 陸軍砲兵會館條例改正 (勅)第二百三十六號(三) 四三四

- 陸軍工兵會議條例改正 (勅)第二百三十七號(七) 四三六
- 陸軍軍隊檢閱條例第十三條中追加 (勅)第二百六十二號(八) 四六九
- 陸軍衛生會議條例第二條第四條中改正 (勅)第三百九十八號(二)七四一
- 陸軍兵器廠條例制定砲兵方面條例臺灣武庫條例及臺灣工兵廠條例廢止 (勅)第三百四號(九) 五二七
- 陸軍兵器廠條例、築城部條例制定三附手職名振替ノ件 (達)陸達第五百五號(九) 三九八
- 陸軍兵器廠條例、築城部條例制定ニ附キ 現行令途中心得方 (達)陸達第六號(九) 三九九
- 陸軍糧餉部條例第一條中追加 (勅)第四百四十七號(三)八三三
- 臺灣陸軍糧餉部條例 (勅)第十九號(三) 六三
- 臺灣陸軍經營部條例 (勅)第十八號(三) 六二
- 臺灣陸軍補給廠條例制定臺灣陸軍糧餉部條例廢止 (勅)第三百七號(九) 五二五
- 臺灣陸軍補給廠廢務概則 (達)陸達第三百十九號(一〇)五六八
- 臺灣陸軍補給廠運輸規程制定陸軍鐵道船舶輸送規則、臺灣及在外各部團隊軍需品運送規程廢止 (達)陸達第四百十號(一〇)五七一
- 臺灣陸軍監督部條例 (勅)第三百三十六號(九) 六四七
- 臺灣總督府陸軍幕僚條例 (勅)第三百六十三號(一〇)六八五
- 陸軍刑法及海軍刑法ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第八十五號(四) 一五五
- 臺灣在勤陸軍武官ノ買役停年加算ニ關スル件 (勅)第三百三十五號(四) 二一九
- 陸軍乘馬飼養條例第二條中追加 (勅)第四十號(三) 一〇九
- 陸軍乘馬飼養條例第一條中改正追加 (勅)第七十三號(四) 一四四
- 陸軍乘馬飼養條例第一條中追加 (勅)第三百八十六號(一〇)七一〇
- 陸軍乘馬飼養條例施行規則中追加 (達)陸達第四百四十四號(一〇)五八三
- 陸軍武官等表中改正 (勅)第三十五號(三) 一〇六
- 陸軍武官進級取扱規則中按擢候補者裁決期ノ件 (達)陸達第八十五號(七) 三五四
- 陸軍武官進級取扱規則改正 (達)陸達第九十五號(八) 三七三
- 陸軍預備後備武官進級取扱規則 (達)陸達第九十六號(八) 三八八
- 陸軍通譯官特別任用ノ件 (勅)第三百八十一號(一〇)七〇四
- 在外國公使館附陸軍武官俸給令中改正削除 (勅)第二百二十四號(六) 四二六
- 明治二十八年勅令第五十八號(陸軍軍人軍艦、水雷艇ニ乘組トシテ航海加俸支給ノ件)中削除 (勅)第四百十七號(一)七四

- 陸軍所屬特別文官俸給令中追加 (勅)第三百八十號(一〇)七〇四
- 陸軍給與令中改正削除 (勅)第二十九號(三) 九九
- 陸軍給與令中追加 (勅)第三十九號(三) 一〇九
- 陸軍給與令中改正追加 (勅)第三百三十七號(五) 三三三
- 陸軍給與令中改正追加 (勅)第二百八十八號(八) 四九六
- 陸軍給與令中改正追加 (勅)第三百八號(九) 五二六
- 陸軍給與令中追加 (勅)第四百十六號(一)七三三
- 陸軍給與令中改正 (勅)第四百五十六號(二)八三四
- 陸軍給與令細則第九章中改正追加 (省)陸軍第十九號(七) 二四八
- 陸軍給與令細則第二章中追加 (達)陸達第七十三號(六) 三〇三
- 陸軍給與令細則第四章中改正 (達)陸達第三百三十三號(一〇)五五九
- 陸軍給與令細則第七章第八章中改正 (達)陸達第八十四號(七) 三三三
- 外國駐在陸軍武官給與令制定外國駐在視察陸軍武官給與令廢止 (勅)第二百十六號(六) 四〇五
- 外國駐在視察陸軍武官給與令細則改稱 (達)陸達第七十七號(六) 三四二
- 臺灣島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則中改正追加 (勅)第五十號(三) 一二七
- 臺灣島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則第四條中追加 (勅)第二百五十九號(八) 四六六
- 臺灣島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則第三條第四條中追加 (勅)第二百八十九號(八) 五〇一
- 臺灣島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則第四條中改正追加 (勅)第三百七十二號(一〇)六九五
- 臺灣島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則第四條中改正 (勅)第三百八十七號(一〇)七一〇
- 臺灣島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則中改正追加 (達)陸達第三十號(三) 一三六
- 臺灣島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則第五表中改正 (達)陸達第六十一號(五) 二〇八
- 臺灣島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則細則中追加 (達)陸達第九十九號(八) 三九四
- 臺灣島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則細則中改正削除 (達)陸達第二百一十一號(一〇)五二四
- 臺灣島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則 (勅)第四百三十三號(五) 二三一
- 臺灣島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則 (省)陸軍第十二號(五) 八一
- 威海衛駐衛陸軍部隊給與規則中改正追加 (勅)第五十五號(三) 一二五
- 威海衛駐衛陸軍部隊給與規則改正 (達)陸達第三十七號(三) 一四二

- 威海衛駐衛陸軍部隊給與規則細則第五中改正 (達)陸軍第六十一號(五) 二〇八
- 陸軍士官下士二等給給與內則第四條中改正 (達)陸軍第六十一號(五) 二〇八
- 明治二十七年勅令第六十四號(戰時、事變ノ際陸海軍雇員傭人等傷疾疾病及死没ノトキ手當金給與ノ件)ニ依リ支給ヲ受ケントスル者出願期限 (省)陸軍第十三號(五) 一八二
- 明治三十年度中陸軍病院條例、屯田兵移住給與規則外一件ニ據ル治療費等定額 (達)陸軍第三十九號(四) 一五三
- 明治二十二年陸軍第八十一號(陸軍軍人傷疾疾病等件)中改正削除 (達)陸軍第八十六號(七) 三六二
- 陸軍補充條例第八十四條改正 (勅)第九十七號(五) 二二七
- 陸軍補充條例ニ依リ士官候補生ニ採用シ得ヘキ者ニ係ル尋常中學ニ關スル件 (訓)文部第五號(五) 一八五
- 陸軍憲兵科候補役士官補充ノ件 (勅)第九十四號(四) 一六四
- 陸軍豫備補充兵國民兵役中餘人ヲ以テ代フヘカサル職ニ在ル者取調通報ノ件 (訓)陸軍甲第七號(一〇)三〇〇
- 明治二十七年法律第二十三號(陸軍召集旅費支出ニ關スル件)改正 (法)第十三號(三) 一一二
- 陸軍召集旅費支出規程中加除 (省)陸軍第三號(三) 一一二
- 陸軍召集旅費支出規程改正 (省)陸軍第二十五號(一〇)三七七
- 陸軍召集旅費支出規程ニ依リ支給スル旅費ノ件 (訓)陸軍甲第一號(三) 二八
- 明治三十年勅令甲第一號(陸軍召集旅費支出規程)ニ依リ支給スル旅費ノ件(訓)陸軍甲第五號(五) 一八二
- 陸軍臨時召集旅費金庫支出取扱順序中改正削除 (訓)大藏第二號(二) 一〇
- 陸軍召集旅費例施行細則中改正加除 (省)陸軍第二號(三) 一〇
- 陸軍召集旅費例、國民兵召集規則、陸軍補充兵召集規則及明治十八年達甲第三十六號(滿期近衛兵編入ニ關スル件)、同十九年達甲第二號(滿期等近衛下士ヲ近衛雇員トスル件)、同二十三年省令第二十九號(北海軍道轉籍ノ陸軍豫備後備下士卒ヲ勤務演習簡閱點呼ニ召集セサル件)、同二十四年省令第六號(陸軍豫備將校補充條例)ニ依リ勤務演習召集ニ關スル件)廢止 (省)陸軍第六號(四) 四九
- 陸軍召集旅費例、陸軍補充兵取扱手續、陸軍豫備後備下士兵卒簡閱點呼施行規則及明治十九年達丙第七號廢止 (達)陸軍第四十二號(四) 一五五
- 陸軍補充兵豫備後備役兵第一補充兵演習召集年次區分表制定明治二十三年省令第二號(陸軍豫備兵定時演習召集方)同第二號(對馬醫務隊區在籍豫備後備下士演習召集及旅費支給方)廢止 (省)陸軍第八號(四) 五五
- 陸軍召集規則第四條中追加 (省)陸軍第一號(二) 八

- 陸軍召集規則中改正追加 (省)陸軍第五號(三) 三〇
- 陸軍召集規則第六十四條中改正 (省)陸軍第十號(四) 六二
- 陸軍召集規則中改正加除 (省)陸軍第二十四號(一〇)三九九
- 陸軍召集規則第二十二條ノ検査場設置地名變換ノ件 (告)陸軍第二十四號(二)八三九
- 陸軍六週間現役兵條例施行細則改正 (省)陸軍第九號(四) 五七
- 陸軍兵籍規則改正 (省)陸軍第十四號(五) 一〇二
- 陸軍戰時名簿規則 (省)陸軍第十五號(五) 一〇八
- 陸軍埋葬規則制定陸軍隊附准士官下士卒埋葬規則並戰時陸軍埋葬規則廢止 (省)陸軍第二十二號(八) 三〇九
- 陸軍部内傳染病豫防規則中改正 (省)陸軍第十一號(四) 六六
- 陸軍部内傳染病豫防規則改正 (達)陸軍第七十號(五) 二二三
- 陸軍馬匹傳染病豫防規則制定軍馬傳染病取扱規則廢止 (達)陸軍第四十三號(四) 一五五
- 陸軍軍馬鑑定規則制定軍用乘馬資格廢止 (達)陸軍第五十一號(二)五九二
- 陸軍志願兵身體檢查規則改正 (達)陸軍第五十四號(四) 一八五
- 陸軍善行證書附與規則中追加 (達)陸軍第八十號(六) 三五〇
- 陸軍軍人軍屬出張取扱規則 (達)陸軍第六十三號(五) 二〇八
- 陸軍軍人軍屬出張取扱規則中追加 (達)陸軍第八十一號(六) 三五〇
- 陸軍秘密圖書取扱規則 (達)陸軍第二百二十八號(一〇)五四二
- 官衙學校附屬醫務規則制定陸軍隊附醫官服務規則廢止 (達)陸軍第二十九號(三) 一三四
- 陸軍工卒教育規則制定木工工段工諸卒教育規則及陸軍師範工卒教育規則廢止 (達)陸軍第九十一號(七) 三六七
- 陸軍報告例改正 (達)陸軍第十七號(三) 三七
- 陸軍軍樂ヲ定ム (達)陸軍第五十三號(二)六〇二
- 陸軍軍樂隊奏樂請求手續 (告)陸軍第十九號(一〇)六五一
- 陸軍省所管豫算事務順序中改正 (達)陸軍第四十八號(四) 一七六
- 陸軍物品會計規程第八條第十五條中改正 (達)陸軍第一百五號(九) 四一六
- 陸軍省所管經費整理規程第十五條中追加 (達)陸軍第一百四十二號(一〇)五七六
- 陸軍里程表中改正 (達)陸軍第三十三號(三) 一四〇
- 陸軍里程表中加除 (達)陸軍第七十一號(五) 二二九
- 陸軍里程表改正 (達)陸軍第七十二號(六) 三〇一
- 陸軍豫備後備看護手勤務演習教令施行 (達)陸軍第八十三號(七) 三五三
- 陸軍看護調劑學教程改稱同教程中調劑法ノ一編廢止 (達)陸軍第五十一號(四) 一七九
- 陸軍看護調劑學教程改稱同教程中調劑法ノ二編廢止 (達)陸軍第七十九號(六) 三四三

- 陸軍看護學修業兵教科書第一編改正 (達)陸達第百三號(九) 三九八
- 陸軍看護病人教科書中第一編勤務學ノ部改正 (達)陸達第百二十五號(一〇)五三三
- 陸軍省主管事項ニ關シ廳府縣令告示等發布ノトキ報 告ノ件 (訓)陸軍甲第六號(一〇)二七七
- 陸軍豫後備役及補充兵ニシテ海員タル者届出ノ件 (省)陸軍第二十六號(一〇)三五五
- 明治二十年陸達第四十號(長官限リ部下官吏ヲ出張セシムルコト廢止ノ件)同年陸達第七十三號(陸軍武官差遣巡迴及出張命令ノ順序)廢止 (達)陸達第六十四號(五) 二二〇
- 陸軍懲罰令ニ依リ處分セラレタル者特免ノ件 (達)陸達第五號(二) 二
- 陸軍軍人軍屬日本郵船株式會社及大阪商船株式會社 船船乘込命令書並手續 (達)陸達第四十五號(四) 一五九
- 陸軍軍人軍屬日本郵船株式會社及大阪商船株式會社 船船乘込命令書並手續中追加 (達)陸達第八十八號(七) 三六四
- 陸海軍喇叭譜同日次同所用區分表中追加 (達)陸達第六號(二) 三
- 陸海軍喇叭譜同日次同所用區分表中追加 (達)陸達第五十七號(四) 一九一
- 陸軍工事請負及入札心得中改正追加 (告)陸軍第二十五號(二)八三九
- 陸地測量ハツノ部測量ノ項ニ關ス (領事)
 - 帝國ト白耳義國トノ領事職務條約 (勅)七月二十四日(七) 四四六
 - 外交官領事官通譯官書記生通譯生定員令第一條中改 正 (勅)第十號(三) 五七
 - 外交官領事官通譯官書記生通譯生定員令第一條中改 正 (勅)第四十二號(三) 一一〇
 - 外交官及領事官試驗規則第八條第十三條中改正 (勅)第四百五十四號(二)八三一
 - 外交官領事官及貿易事務官特別任用令 (勅)第二百九十號(九) 五〇三
 - 外交官領事官及書記生任用令第四條第六條中改正 (勅)第二百九十一號(九) 五〇四
 - 公使館領事館費用條例中追加 (勅)第四百十三號(三) 一一一
 - 公使館領事館費用條例中追加 (勅)第二百五十六號(八) 四六四
 - 公使館領事館費用條例ニ依リ金貨又ハ銀貨ニテ支給セラル、若ニ貨幣法ニ據ル金貨ヲ以テ給スル件 (勅)第七十五號(六) 三六二

- 公使館領事館費用條例施行細則第十三條中改正 (省)外務第一號(一) 六
- 公使館領事館費用條例施行細則第十三條中追加 (省)外務第二號(四) 五四
- 在外公館ニ於テ會計規則所定ノ手續省略ノ件 (勅)第五十八號(三) 一三三
- 在韓國大浦帝領事館開廳 (告)外務第十二號(一〇)六五九
- 在韓國鎮南浦帝領事館開廳 (告)外務第十三號(二)六六六
- 在亞米利加合衆國シカゴ帝國領事館開廳 (告)外務第十五號(二)七七
- 明治二十六年省令第三十二號(諸計算書仕拂命令領收書及諸帳簿格式)中追加 (省)大藏第二十二號(二)四二八
- 臺灣總督府特別會計ニ要スル諸報告書仕拂命令領收 總計算書等格式 (省)大藏第五號(三) 三七
- 中央金庫領收印章ノ件 (訓)大藏第四十四號(七) 二四八
- 納稅告知書又ハ納付書ヲ以テ税金納付ノトキ領收ノ 件 (訓)大藏第六十六號(一〇)三〇七
- 理事主理任用令中追加 (勅)第二百四十一號(七) 四四一
- 理事試驗試驗規則 (省)陸軍第二十號(七) 二八六
- 沖繩縣間切島吏員規程 (勅)第五十六號(三) 二二六
- 沖繩縣間切島吏員ノ廢職ニ關スル者ニ支給スヘキ一 時給與金ノ件 (勅)第五十七號(三) 二二九
- 沖繩縣間切島吏員規程ニ依リ事務引繼或廢職者給料 ノ件 (省)內務第五號(三) 四四
- 沖繩縣間切島吏員規程ニ依リ設置ノ役場稱呼ノ件 (告)內務第三十一號(三) 一三九
- 學校職員及市町村吏員等國庫ノ用務ヲ以テ旅行ノト キ旅費支給ノ件 (訓)內務第二十號(一〇)三〇
- 臺灣總督府警察司獄吏員旅費規則 (訓)折殖務第十號(四) 七五
- 陸軍里程表中改正 (達)陸達第三十三號(三) 一四〇
- 陸軍里程表中追加 (達)陸達第七十一號(五) 二二九
- 陸軍里程表改正 (達)陸達第七十二號(六) 三〇一
- 陸軍里程表中改正 (達)陸達第八十三號(七) 三五三
- 海軍里程表改正 (達)海軍第三十二號(三) 一四一
- 海軍里程表中改正追加 (達)海軍第九十七號(九) 四二七
- 海軍里程表中改正追加 (達)海軍第一百五十二號(二)五八五
- 內國旅費規則改正 (勅)第三百三十三號(七) 六三六

- 外國旅費規則中改正加除 (勅)第三百三十四號(九) 六三九
- 帝國議會議長副議長議員議費及旅費支給規則中改正 (勅)第三百三十五號(九) 六四六
- 鐵道會議議長議員及臨時議員旅費支給規則中改正 (勅)第四百二十號(二) 七五
- 海外旅券規則第一條中改正明治十一年第二號布達及同二十六年省令第二號(海外旅券請來場所ノ件)廢止 (省)外務第五號(一〇) 三五三
- 對馬國ヨリ韓國へ渡航ノ者島廳へ出願シ海外旅券ヲ受クルヲ得 (省)外務第六號(一) 三九一
- 徵兵旅費規則改正 (省)內務第三十二號(一〇) 三五六
- 徵兵參事員手當金並ニ旅費支給規則第二項中削除 (省)內務第十七號(六) 一三七
- 徵兵參事員手當金並ニ旅費支給規則改正 (省)內務第三十號(一〇) 三五四
- 警察官吏其他內國旅費規則第九條中削除 (省)內務第十六號(六) 一三六
- 警察官吏其他內國旅費規則改正 (省)內務第二十七號(一〇) 三三三
- 警察官吏受持區內巡迴日當月額並警察監獄醫教師師等旅費ノ節減ハ認可ヲ經ス處分後報告ノ件 (訓)內務第十二號(六) 一八八
- 瘡毒製造所場托員履員旅費日當支給ノ件 (省)內務第一號(三) 三三
- 學校職員及市町村吏員等國庫ノ用務ヲ以テ旅行ノトキ旅費支給ノ件 (訓)內務第二十號(一〇) 三六〇
- 一時限入ノ者解雇ノトキ旅費支給ノ件 (訓)內務第二十一號(一〇) 三六〇
- 葉煙草取扱費支辨旅費ノ件 (訓)大藏第五十三號(一〇) 三五五
- 內國稅徵收費支辨旅費ノ件 (訓)大藏第五十四號(一〇) 三五五
- 陸軍臨時召集旅費金庫支出取扱順序中改正削除 (訓)大藏第二號(一) 一
- 明治二十七年法律第二十三號(陸軍召集旅費支出ニ關スル件)改正 (法)第十三號(三) 三三
- 陸軍召集旅費支出規程ニ依リ支給スル旅費ノ件 (訓)陸軍第一號(二) 二八
- 明治三十年訓令甲第一號(陸軍召集旅費支出規程ニ依リ支給スル旅費ノ件)中改正 (訓)陸軍甲第五號(五) 一八二
- 明治二十三年省令第二十號(對馬警備隊區在籍豫備後備下士演習召集及旅費支給方)廢止 (省)陸軍第八號(四) 五五
- 海軍內國旅費支給細則第十八條中追加 (達)海軍第六十四號(六) 三〇一
- 海軍外國旅費規則制定海軍外國旅費定額表及附則廢止 (達)海軍第四十九號(一〇) 五六五

- 大林區署管内旅費規則中改正追加 (訓)農商務第十號(四) 一七〇
- 大林區署管内旅費規則改正 (訓)農商務第二十五號(一〇) 三五八
- 大林區署管内旅費規則第六條削除 (訓)農商務第三十號(一) 三三三
- 臺灣總督府文官判任以上ノ者臺灣旅行旅費規則 (訓)拓殖第七號(四) 七三
- 臺灣總督府囑託員履員內地旅行旅費ノ件 (訓)拓殖第八號(四) 七四
- 臺灣總督府囑託員履員備員臺灣旅行旅費規則 (訓)拓殖第九號(四) 七四
- 臺灣總督府警察司獄吏員旅費規則 (訓)拓殖第十號(四) 七五
- 臺灣總督府警察官吏受持區內出張及巡迴旅費規則 (訓)拓殖第十一號(四) 七六
- 臺灣總督府職員判任以上ノ者及巡查看守歸鄉旅費規則 (訓)拓殖第十四號(四) 七八
- 外國旅行券規則 (臺府)第二號(一) 一
- 外國(渡航セントスル者)旅券下附出願方 (臺府)第五十五號(二) 六六
- 臺灣守備混成旅團司令部條例第十二條中追加 (勅)第十七號(二) 六一
- 瘡毒製造所場托員履員旅費日當支給ノ件 (省)內務第一號(三) 三三
- 學校職員及市町村吏員等國庫ノ用務ヲ以テ旅行ノトキ旅費支給ノ件 (訓)內務第二十號(一〇) 三六〇
- 一時限入ノ者解雇ノトキ旅費支給ノ件 (訓)內務第二十一號(一〇) 三六〇
- 葉煙草取扱費支辨旅費ノ件 (訓)大藏第五十三號(一〇) 三五五
- 內國稅徵收費支辨旅費ノ件 (訓)大藏第五十四號(一〇) 三五五
- 陸軍臨時召集旅費金庫支出取扱順序中改正削除 (訓)大藏第二號(一) 一
- 明治二十七年法律第二十三號(陸軍召集旅費支出ニ關スル件)改正 (法)第十三號(三) 三三
- 陸軍召集旅費支出規程ニ依リ支給スル旅費ノ件 (訓)陸軍第一號(二) 二八
- 明治三十年訓令甲第一號(陸軍召集旅費支出規程ニ依リ支給スル旅費ノ件)中改正 (訓)陸軍甲第五號(五) 一八二
- 明治二十三年省令第二十號(對馬警備隊區在籍豫備後備下士演習召集及旅費支給方)廢止 (省)陸軍第八號(四) 五五
- 海軍內國旅費支給細則第十八條中追加 (達)海軍第六十四號(六) 三〇一
- 海軍外國旅費規則制定海軍外國旅費定額表及附則廢止 (達)海軍第四十九號(一〇) 五六五
- 臺灣守備混成旅團司令部條例中改正追加 (勅)第三百三十七號(九) 六四八
- 元臺灣守備混成旅團監督部職員職名換稱ノ件 (達)陸軍第四百一十一號(一〇) 五七六
- [林區署]**
- 林區署官制制定大小林區署官制廢止 (勅)第八十六號(六) 三七一
- 林區署官制中加除 (勅)第四百五十三號(二) 三八〇
- 林區署長職務章程制定大林區署長職務規程及小林區署長職務規程廢止 (訓)農商務第二十八號(一〇) 三〇一
- 大林區署管内旅費規則中改正追加 (訓)農商務第十號(四) 一七〇
- 大林區署管内旅費規則改正 (訓)農商務第二十五號(一〇) 三五八
- 大小林區署員給與順序中改正追加 (訓)農商務第三十號(一) 三三三
- 大林區署員宿直及徹夜者食料支給方改正 (訓)農商務第二十六號(一〇) 三六〇
- 小林區署用品代料支給規則改正 (訓)農商務第九號(四) 一六八
- 林區署物品會計規程中改正追加 (訓)農商務第三號(三) 三八

- 大林區署統計報告格式 (訓)農商務第三十四號(二三三)四
- 府縣管理ノ官有山林原野ヲ大林區署ニ授受期限ノ件 (訓)農商務第二十七號(二〇二七七)
- 府縣ト大林區署トノ間ニ授受スル官有山林原野ノ收入事務取扱ノ件 (訓)農商務第三十七號(二三三三)
- 増設ニ係ル六大林區署ノ事務取扱場所 (告)農商務第十七號(二二四)
- 廢手外五大林區署開廳 (告)農商務第二十六號(二四〇〇)
- 林業巡迴教師ノ待遇任免及官等等級配當ノ件 (勅)第四十六號(二二四)
- 陸軍中央糧秈廠條例 (勅)第二十八號(一九)
- 陸軍中央糧秈廠同字品支廠設置 (達)陸達第二十一號(二一八)
- 陸軍糧秈部條例第一條中追加 (勅)第四百四十七號(二二八三)
- 臺灣陸軍糧秈部條例 (勅)第十九號(二六)
- 臺灣陸軍糧秈部條例廢止 (勅)第三百七號(二五五)
- 糧食(〇)ノ部食料ノ項參看 (達)海軍第六十六號(二二五)
- 明治三十年度間海軍糧食條例ニ依リ支給スル食料金額 (達)海軍第二十六號(二一九)
- 明治三十年度間糧食品代價表 (達)海軍第二十七號(二二〇)
- 明治三十年度間糧食品代價表中加除 (達)海軍第六十三號(二二二)
- 明治三十年度間糧食品代價表中改正 (達)海軍第九十四號(二四〇)
- 留學 (達)海軍第九十四號(二四〇)
- 文部省外國留學生規程第二條中改正 (勅)第四十五號(二二四)
- 逕信省外國留學生規程 (勅)第三百三十四號(四二二八)
- 外務省留學生規程第七條第十條中改正追加 (省)外務第三號(二六一)
- 榴彈砲 (達)陸達第六十一號(二二六六)
- 二十八那米榴彈砲及二十四那米白砲材料中改正追加 (達)陸達第六十一號(二二六六)
- 利子 (法)第一號(〇)
- 鐵道公債及事業公債利子支拂期改正 (法)第一號(〇)
- 公債利子仕拂期改正ニ附キ鐵道公債證券引換及利子仕拂ノ件 (省)大藏第四號(二二〇)
- 臨濟宗大德寺派事務取扱任命 (訓)內務第二十四號(二二三)

- 臨時檢疫局官制改正 (勅)第七十一號(三五八)
- 臨時檢疫局事務官任用ノ件 (勅)第七十二號(三五〇)
- 臨時檢疫局職員官等俸給ノ件 (勅)第七十三號(三六〇)
- 臨時檢疫部閉鎖ノ件 (告)內務第三十五號(四一九)
- 臨時檢疫部閉鎖ノ件 (告)內務第四十號(五一五)
- 臨時檢疫部閉鎖ノ件 (告)內務第四十六號(二五七)
- 臨時檢疫部閉鎖ノ件 (告)內務第五十五號(四三七)
- 臨時檢疫部閉鎖ノ件 (告)內務第五十八號(四六二)
- 臨時檢疫部閉鎖ノ件 (告)內務第六十四號(四六三)
- 臨時檢疫部閉鎖ノ件 (告)內務第七十一號(二七七)
- 臨時檢疫部閉鎖ノ件 (告)內務第七十八號(二八二)
- 葉煙草專賣所臨時職員使用ノ件 (勅)第四百四十一號(二二八)
- 明治二十三年省令第二十二號(稅關同支署臨時開廳及貨物積卸特許手数料)改正 (省)大藏第十一號(二五〇)
- 陸軍臨時召集旅費金庫支出取扱順序中改正削除 (訓)大藏第二號(一)
- 臨時陸軍運輸通信部官制中改正追加 (勅)第六十三號(二五五)
- 臨時陸軍運輸通信部官制廢止 (勅)第三百十五號(九五七)
- 臨時電信部ノ事務局長ノ管轄ニ關ス (達)陸達第四百十五號(二二八五)
- 陸地測量部修技所生徒臨時召集及志願者心得 (告)陸軍第十七號(四九三)
- 明治二十九年海軍省所管出臨時軍事費中支出未済ノ豫算額繰越使用ノ件 (法)第二十八號(三九〇)
- 臨時海軍建築部官制改正 (勅)第二百四十七號(四九五)
- 臨時海軍建築部官制別表中改正 (勅)第四百二十四號(二二七一)
- 臨時博覽會事務局官制第二條第三條中改正 (勅)第二百三十八號(四三八)
- 巴里萬國博覽會(出品)ノタメ優等品買上及補助ノ件 (告)臨時博覽會事務局第三號(一七二)
- 巴里萬國博覽會出品規則第六條第九條中改正 (告)臨時博覽會事務局第四號(一七八)
- 巴里萬國博覽會出品人ノ資格及出品物類選擇並出品數量ノ標準ニ關スル規程 (告)臨時博覽會事務局第五號(一八八)
- 臨時備入感醫手当支給ノ件 (訓)農商務第四號(四)
- 鐵道會議議長議員及臨時議員旅費支給規則中改正削除 (勅)第四百二十號(二七七)
- 後志國小樽ノ船舶檢查臨時執行地トス (告)逕信第二百五十九號(四七〇)

○ 薩摩國鹿兒島ヲ船積検査臨時執行地トス (告) 遞信第二百九十九號(三〇)五二八

○ 臨時臺灣樞密院建設部官制廢止 (勅) 第四百一十一號(三) 一一〇

○ 臨時臺灣電信建設部官制廢止 (勅) 第二百八十六號(六) 四九五

○ 明治二十九年勅令第七十號(民政部臨時土木部長及事務官官俸給ノ件)廢止 (勅) 第三百六十六號(二〇)六八八

○ 稅關及同出張所臨時開關並貨物積卸特許手数料 (臺府) 第五十九號(三) 六九

○ 會計検査院屬臨時增置 (勅) 第七十五號(四) 一四五

○ 臨時北海道鐵道敷設部官制中改正追加 (勅) 第八十一號(四) 一五〇

○ 北海道臨時築港ニ要スル職員ノ件 (勅) 第八十二號(四) 一五一

○ 臨時北海道鐵道敷設部官制及北海道臨時築港ニ要スル職員ノ件廢止 (勅) 第三百九十二號(二)七三九

ヲノ部

〔和蘭〕

○ 帝國ト和蘭國トノ通商航海條約 (勅) 九月十五日(九) 五三八

〔大藏〕

○ 大藏省官制改正 (勅) 第二百二十號(四) 二〇三

〔御歌所〕

○ 御歌所官制 (達) 宮内甲第七號(二〇)五二二

〔沖繩縣〕

○ 沖繩縣間切島吏員規程 (勅) 第五十六號(三) 二二天

○ 沖繩縣間切島吏員ノ廢職ニ關スル者ニ支給スヘキ一時給與金ノ件 (勅) 第五十七號(三) 二一九

○ 沖繩縣間切島吏員規程ニ依リ事務引繼並廢職者給料ノ件 (省) 內務第五號(三) 四四

○ 沖繩縣間切島吏員規程ニ依リ設置ノ役務稱呼ノ件 (告) 內務第三十一號(三) 一三九

○ 沖繩縣及小笠原島ニ徵兵令ヲ施行ス (勅) 第二百五十八號(八) 四六六

○ 那覇基隆間固定軍用電信ヲ公衆通信用ニ供ス (勅) 第二百三十一號(七) 四二八

○ 蠶種検査法ヲ沖繩縣ニ施行セス (告) 農商務第二十二號(六) 二九七

〔小笠原島〕

○ 沖繩縣及小笠原島ニ徵兵令ヲ施行ス (勅) 第二百五十八號(八) 四六六

〔恩給〕

○ 恩給及扶助料ニ關スル件 (達) 宮内甲第十一號(二〇)五八二

○ 恩給及扶助料請求書差出方 (達) 宮内乙第一號(二〇)五八三

〔恩賞〕

○ 恩賞諸條任拂取扱順序改正 (訓) 大藏第二十三號(四) 一七四

○ 鐵道經營部恩賞諸條ノ任拂ヲ臺灣總督府ニ委任ノ件 (訓) 大藏第十二號(三) 四四

○ 明治三十年度鐵道恩賞諸條科目表 (訓) 大藏第十五號(四) 五七

〔音曲〕

○ 皇太后陛下 崩御ニ附キ歌舞音曲停止 (閣) 第二號(一) 一

〔負革、帶革〕

○ 連發騎銃及革附屬諸軍制式 (達) 陸軍第六十二號(三)六六一

○ 各種刀帶並帶革穿孔增加及七班米野砲前車、砲兵駟馬具屬品中改正 (達) 陸軍第二百二十二號(二〇)五二四

ヲノ部

〔王子〕

○ 博恭王殿下徳川經子ト結婚 (告) 宮内第一號(二) 五

○ 博恭王殿下王子降臨 (告) 宮内第二十號(二)八〇

〔王女〕

○ 鐵仁親王殿下王女降臨 (告) 宮内第十五號(六) 二二六

〔黃燦宗〕

○ 黃燦宗事務取扱任命ノ件 (訓) 內務第八號(四) 一七二

〔勸引〕

○ 第二回水産博覽會參合者乘車船賃金勸引證及出品物物標ノ件 (告) 第二回水産博覽會事務局第八號(三) 二二八

○ 告示第八號中追加 (告) 第二回水産博覽會事務局第九號(四) 一六一

○ 告示第八號中追加 (告) 第二回水産博覽會事務局第十四號(八) 四三七

○ 告示第八號中追加 (告) 第二回水産博覽會事務局第十七號(二)六六六

カノ部

〔合衆國〕

○ 帝國ト亞米利加合衆國トノ通商航海條約第十六條ノ實施ニ關スル約定 (勅) 三月十一日(三) 九六

〔韓國〕

○ 對馬國ヨリ韓國(渡航ノ者島嶼へ出願シ海外旅券ヲ受クルヲ得 (省) 外務第六號(二)三九二

○ 韓國領南浦及水浦居留地規則 (告) 外務第十四號(三)六八一

○ 在韓國領南浦帝國領事館開辦 (告) 外務第十二號(二〇)六五九

○ 在韓國領南浦帝國領事館開辦 (告) 外務第十三號(二)六六六

○ 在韓國本邦郵便及電信局相互間並ニ本邦トノ間ニ發著スル郵便稅率ノ件 (告) 遞信第三百四十四號(二)七二五

○ 明治十八年太政官布達第九號同二十三年省令第五號同二十四年省令第五號海外電報料ニ關スル件廢止 (省) 遞信第十六號(六) 三三一

○ 韓國水浦郵便局設置 (告) 遞信第三百二十一號(二〇)六六一

- 在韓國水浦郵便局事務開始 (告) 邊信第三百四十三號(一)七二五
- 朝鮮及威海衛派遣ノ軍人軍屬傷疾疾病ニ罹リ内地へ轉送スヘキ者取扱方 (達) 陸軍第五十八號至一九三
- 朝鮮國釜山港ヨリ輸入ノ牛畜検査ノ後陸揚許可ノ件 (訓) 農商務第十三號五二一八二
- [海軍] ○ 海軍諸學校ハカノ部學校ノ項ニ載ス
- 海軍公債ハコノ部公債ノ項ニ載ス
- 明治二十九年海軍省所管歲出臨時軍事費中支出未済ノ豫算額繰越使用ノ件 (法) 第二十八號(三) 五〇
- 海軍省官制改正 (勅) 第五百九號(三) 一三一
- 海軍省官制中改正追加 (勅) 第四百二十二號(三) 七七七
- 海軍省處務細則改正 (達) 海軍第四十三號(四) 一六五
- 海軍省處務細則第十二條中改正 (達) 海軍第八十一號(七) 三六三
- 海軍武官官階表改正 (勅) 第三百十號(九) 五二八
- 皇族附海軍武官官制 (勅) 第三百六十一號(一〇) 六八一
- 臨時海軍建築部官制改正 (勅) 第二百四十七號(八) 四四五
- 臨時海軍建築部官制別表改正 (勅) 第四百二十四號(三) 七八一
- 海軍軍令部條例中改正 (勅) 第四百二十九號(四) 二二五
- 海軍軍令部條例改正 (勅) 第四百二十三號(三) 七七九
- 海軍檢閱條例改正 (勅) 第三百三十一號(九) 六二八
- 海軍恒例檢閱細則廢止 (達) 海軍第四百二十三號(一〇) 五三三
- 海軍將校分限令第一條中追加 (勅) 第四百三十九號(三) 八二六
- 明治二十三年勅令第九十九號(海軍軍人現役年限年齡) 第一條改正 (勅) 第四百四十八號(三) 八二四
- 海軍艦船條例中改正追加 (勅) 第四百二號(一) 七五三
- 海軍就章條例改正 (勅) 第一號(一) 一
- 臺灣總督府海軍事務條例 (勅) 第三百六十四號(一〇) 六八五
- 臺灣總督府海軍事務條例別表改正 (勅) 第四百三十七號(三) 八二四
- 海軍衛生會議條例廢止 (勅) 第六十號(三) 一三四
- 海軍司計部條例中海軍中央司計部ニ關スル條項廢止 (勅) 第六十一號(三) 一三四
- 海軍司計部條例廢止 (勅) 第三百十九號(九) 五七四
- 海軍服制中改正追加 (勅) 第三百三十號(九) 六二四
- 海軍被服條例第一條中改正 (勅) 第四百十號(二) 七六八
- 海軍被服條例改正ニ依リ定數增加ノ事業服上衣袴交付 (達) 海軍第三十五號(三) 一四九
- 海軍禮砲條例改正 (勅) 第六號(一) 四三
- 禮砲ニ就キ心得ノ件 (達) 海軍第五十九號(五) 二二二
- 海軍敬禮式 (達) 海軍第六號(一) 五
- 海軍造兵廠條例制定從前ノ同條例及假吳兵器製造所條例廢止 (勅) 第五百五十一號(五) 二四一
- 海軍造兵廠條例中改正刪除 (勅) 第四百二十五號(三) 七八二

- 海軍造兵廠處務細則制定海軍造兵廠規則廢止 (達) 海軍第七十四號(六) 三四八
- 海軍造船廠條例 (勅) 第三百二十號(九) 五八一
- 海軍造船廠條例中改正 (勅) 第四百二十八號(二) 七九一
- 海軍造船廠處務細則 (達) 海軍第四百十七號(九) 五三二
- 海軍造船工練習所條例 (勅) 第三百二十五號(九) 五九六
- 海軍造船工練習所條例別表改正 (勅) 第四百三十六號(三) 八三三
- 海軍造船工練習所規則 (達) 海軍第九號(九) 四八二
- 海軍造船工練習所教程 (達) 海軍第四百二十四號(一〇) 五三三
- 海軍砲術練習所條例改正 (勅) 第三百二十八號(九) 六〇五
- 海軍砲術練習所條例中改正 (勅) 第四百三十三號(三) 八〇三
- 海軍砲術練習所規則第十四條中改正 (達) 海軍第四十四號(四) 一七九
- 海軍砲術練習所規則改正 (達) 海軍第六號(九) 四六七
- 海軍砲術練習所教程改正 (達) 海軍第四百十三號(九) 四九二
- 海軍水雷術練習所條例改正 (勅) 第三百二十九號(九) 六〇九
- 海軍水雷術練習所條例中改正 (勅) 第四百三十四號(三) 八〇六
- 海軍水雷術練習所規則第十四條中改正 (達) 海軍第四十四號(四) 一七九
- 海軍水雷術練習所規則改正 (達) 海軍第七號(九) 四七二
- 海軍水雷術練習所教程改正 (達) 海軍第四百十四號(九) 四九六
- 海軍機關術練習所條例 (勅) 第三百二十四號(九) 五九一
- 海軍機關術練習所條例中改正 (勅) 第四百三十五號(三) 八〇一
- 機關工練習所規則第十條中改正 (達) 海軍第四十四號(四) 一七九
- 海軍機關術練習所規則 (達) 海軍第四百八號(九) 四七七
- 海軍機關術練習所教程 (達) 海軍第四百十五號(九) 四九九
- 海軍病院條例 (勅) 第三百二十一號(九) 五八五
- 海軍病院條例中改正 (勅) 第四百二十九號(三) 七九四
- 海軍病院規則 (達) 海軍第四百七十七號(三) 六五一
- 海軍監獄條例 (勅) 第三百二十二號(九) 五八七
- 海軍監獄處務細則 (達) 海軍第五百十九號(二) 六〇四
- 海軍監獄監內規程中改正追加 (達) 海軍第六十號(二) 六〇六
- 明治二十三年勅令第二百四十六號(海軍各軍法會議主理員事務並定員ノ件) 第六條刪除 (勅) 第三百一號(九) 五二二
- 明治二十三年勅令第二百四十六號(海軍各軍法會議主理員事務並定員ノ件) 廢止 (勅) 第四百十二號(二) 七七〇
- 海軍刑法及陸軍刑法ヲ臺灣ニ施行ス (勅) 第八十五號(四) 二五五
- 海軍高等武官補充條例制定海軍高等武官任用條例海軍高等武官候補生規則及明治二十八年勅令第六十三號(臨時事變ニ際シ海軍高等武官任用ノ件) 廢止 (勅) 第三百十四號(九) 五三三
- 海軍下士卒再服役許可手續改正 (達) 海軍第二十號(三) 一一五

- 海軍高等武官進級條例中改正削除 (勅)第三百十三號(九) 三三一
- 海軍上長官士官任用進級取扱規則制定海軍上長官士官進級取扱規則廢止 (達)海軍第九十六號(九) 四二二
- 海軍上長官士官任用進級取扱規則第一條第二條中追加 (達)海軍第九十三號(一〇)五四〇
- 海軍少主計候補生採用試驗規則中改正追加 (省)海軍第四號(三) 三五
- 海軍少主計候補生採用試驗規則改正 (省)海軍第十五號(八) 二九三
- 海軍少主計候補生採用試驗規則中改正追加 (省)海軍第二十號(二)四三〇
- 海軍少主計候補生實務練習規則改正 (達)海軍第九十五號(九) 四一〇
- 海軍少主計候補生實務練習規則中改正追加 (達)海軍第六十九號(二)六四一
- 海軍少尉候補生實務練習規則 (達)海軍第一百八號(九) 五二四
- 海軍少尉候補生實務練習規則 (達)海軍第一百九號(九) 五二七
- 海軍少尉醫少藥劑官少軍醫候補生及少藥劑官候補生採用試驗規則第一條及附式改正 (省)海軍第八號(六) 一三五
- 海軍少尉醫少藥劑官少軍醫候補生及少藥劑官候補生採用試驗規則中改正削除 (省)海軍第十九號(二)三九七
- 海軍軍醫學生藥劑學生造船學生造兵學生條例 (勅)第三百九十號(二)七三七
- 海軍軍醫學生藥劑學生造船學生造兵學生規則 (省)海軍第十八號(二)三六五
- 海軍准士官下士官進級取扱規則第十四條中追加 (達)海軍第十九號(三) 一一五
- 海軍准士官下士官任用進級取扱規則第五條中追加 (達)海軍第七十五號(六) 三五二
- 海軍武官考課表規則別表中改正 (達)海軍第十四號(三) 一〇六
- 海軍武官考課表規則第二號表改正 (達)海軍第二百二號(九) 四九〇
- 海軍軍人俸給令改正明治二十八年勅令第六十號(廢) 灣島澎湖島沿岸航海加俸ノ件)廢止 (勅)第四百一號(二)七四六
- 在外國公使館附陸海軍武官俸給令中改正削除 (勅)第二百二十四號(六) 四二六
- 海軍通譯官年俸ノ件 (勅)第三百六十八號(二)〇六九
- 海軍通譯官特別任用令 (勅)第三百六十九號(二)〇六九
- 海軍教授年俸ノ件制定明治二十四年勅令第二百二十八號(海軍諸學校文官教授俸給ノ件)廢止 (勅)第三百三十號(四) 二二五
- 海軍編修年俸ノ件制定明治二十四年勅令第三百三十三號(海軍編修俸給ノ件)廢止 (勅)第三百三十一號(四) 二二六

- 明治二十六年勅令第二百七號(海軍軍法會議構成員タル主理候補年俸ノ件)改正 (勅)第三百十八號(九) 五七四
- 明治二十八年勅令第四百二十二號(海軍文官軍艦ニ乘組トキ航海加俸支給ノ件)中改正 (勅)第四百二十一號(二)三九七
- 明治二十七年勅令第二百二十九號(海軍豫備後備ノ軍艦ニ在ル文官召集中俸給支給ノ件)中改正 (勅)第四百四十二號(二)八八九
- 海軍軍人俸給加俸支給細則別表中改正 (達)海軍第四號(二) 四
- 海軍軍人俸給加俸支給細則中改正削除 (達)海軍第五百四十四號(二)五八九
- 海軍武官增俸規則制定海軍軍人增俸規則廢止 (達)海軍第六十三號(二)〇〇七
- 海軍文官進級增俸取扱規則制定文官增俸規則廢止 (達)海軍第四百四十八號(二)〇五六
- 海軍文官部內轉勤轉任ノ際俸給支給區分ノ件 (達)海軍第四十六號(四) 一九二
- 臺灣總督府海軍幕僚附海軍判任文官ノ任用及俸給等ニ關スル件 (勅)第三百九十一號(二)七二六
- 臺灣島及澎湖島駐在海軍軍人軍屬給與規則第六條第九條中改正追加 (勅)第七十號(六) 三五八
- 臺灣島及澎湖島駐在海軍軍人軍屬給與規則施行細則第十五條中削除 (達)海軍第三十四號(三) 一四八
- 臺灣島及澎湖島駐在海軍軍人軍屬給與規則施行細則第二十一條改正 (達)海軍第三十八號(四) 一六三
- 臺灣島及澎湖島駐在海軍軍人軍屬給與規則施行細則中改正追加 (達)海軍第六十七號(六) 三〇八
- 臺灣島及澎湖島駐在海軍軍人軍屬給與規則施行細則中第三表改正 (達)海軍第五十八號(二)六〇四
- 臺灣島及澎湖島駐在海軍軍人軍屬給與規則施行細則中第三表改正 (勅)第四百四十三號(五) 三三二
- 臺灣島及澎湖島駐在海軍軍人軍屬給與規則施行細則中第三表改正 (省)海軍第五號(五) 八三
- 臺灣總督府軍務局海軍部使役ノ雇員備人給與ニ關スル件 (達)海軍第四十九號(五) 一九三
- 海軍下士官手當金規則改正 (勅)第二百四十五號(七) 四四五
- 海軍下士官手當金支給細則改正 (達)海軍第八十三號(七) 五七〇
- 海軍生徒學生手當金規則制定海軍生徒手當金規則廢止 (勅)第三百九十九號(二)七四三
- 海軍生徒學生手當金支給細則制定海軍生徒手當金支給細則廢止 (達)海軍第五十三號(二)五八六

- 明治二十七年勅令第六十四號(戰時)事變ノ際陸海軍員備人等 傷疾疾病及 死歿ノトキ 手當金給與ノ件)ニ依リ支給ヲ受ケントスル者出願期限 (省)海軍第六號(五) 八四
- 海軍在外國學生學費金規則第二條中改正 (勅)第二百四十八號(八) 四五七
- 海軍監獄看守宿料給與ノ件 (勅)第五十一號(三) 一一九
- 海軍監獄看守宿料支給細則 (達)海軍第三十六號(三) 一五〇
- 海軍內國旅費支給細則第十八條中追加 (達)海軍第六十四號(六) 三〇一
- 海軍外國旅費規則制定海軍外國旅費定額表及附則廢止 (達)海軍第四百十九號(一〇)五六五
- 明治三十年度間海軍糧食條例ニ依リ支給スル食料金額 (達)海軍第二十六號(三) 一一九
- 明治三十年度間糧食品代價表 (達)海軍第二十七號(三) 一二〇
- 海軍官印規程 (達)海軍第六十八號(三)六一五
- 海軍艦團部將校教育令 (達)海軍第九十八號(九) 四二七
- 海軍艦團部下士卒教育令 (達)海軍第九十九號(九) 四二八
- 海軍省判任官配置ノ件 (達)海軍第四十號(四) 一六四
- 海軍省兵曹長同相當官以下配置表 (達)海軍第七十一號(三)六四三
- 海軍兵器出納規程中改正追加 (達)海軍第二十八號(三) 一三三
- 海軍兵器出納規程改正 (達)海軍第三百三十一號(一〇)五三五
- 海軍兵器造修供給規則中改正追加 (達)海軍第三百三十二號(一〇)五三八
- 海軍圖書管理規則第二條第八條中追加 (達)海軍第七十九號(七) 三六一
- 海軍通常物品會計規程第四條改正 (達)海軍第九十一號(九) 三九七
- 海軍省所管經費支出及收入ニ關スル所屬區分並收入下検査官委任任拂命令官收入調定官收入監督官收入官吏ヲ定メ明治二十九年達第三十二號(同件)ヲ廢ス (達)海軍第三十七號(三) 一五〇
- 明治三十年達第三十七號中改正 (達)海軍第五十五號(五) 二二〇
- 海軍省所管收入及經費ニ係ル所屬區分及委任任拂命令官收入調定官收入監督官收入官吏收入検査官ノ件ヲ定メ明治三十年達第三十七號(同件)ヲ廢ス (達)海軍第二百二十六號(一〇)五五五
- 明治三十年達第二百二十六號中改正 (達)海軍第四百六十六號(一〇)五六一
- 海軍操砲程式改正 (達)海軍第十一號(三) 三三
- 海軍操砲程式中追加 (達)海軍第二百二十一號(一〇)五三三
- 海軍銃隊操式附錄中改正 (達)海軍第八十七號(八) 三九二
- 海軍砲隊操式及海軍拳銃操法廢止 (達)海軍第五十號(五) 一九三

- 海軍演習概則廢止 (省)海軍第二號(二) 一〇
- 海軍里程表改正 (達)海軍第三十二號(三) 一四二
- 海軍里程表中改正追加 (達)海軍第九十七號(九) 四一七
- 海軍里程表中改正追加 (達)海軍第五十二號(一)五八五
- 海軍軍人軍屬乘車物品搭積手續第四條中追加 (達)海軍第二百二十號(一〇)五二二
- 海軍軍人軍屬ヲ送警罪即決例ニ依リ處分シタルトキ所屬長官ニ通知ノ件 (訓)海軍第一號(五) 一八三
- 明治二十一年達第三十四號(兼職)アル武官ノ本職消滅シ其兼職本職ト爲ル場合ノ件)廢止 (達)海軍第七十號(三)六四三
- 明治三十一年徵募スヘキ海軍志願兵人員 (告)海軍第二十四號(三)八二八
- 海軍懲罰令ニ依リ處分セラレタル者特免ノ件 (達)海軍第一號(一) 二
- 海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書及證書式 中追加 (達)海軍第三號(一) 三
- 海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書證書式 中追加 (達)海軍第二十五號(三) 二九
- 海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書證書式改定 (達)海軍第四百二十二號(一〇)五五五
- 明治二十八年告示第十七號(海軍部內佩用ノ勲章圖式)中追加 (告)海軍第十五號(九) 五〇二
- 臣民喪期間海軍軍人喪章ノ件 (告)海軍第一號(一) 一六
- 陸海軍喇叭譜同目次同所用區分表中追加 (達)海軍第九號(三) 二九
- 陸海軍喇叭譜同目次同所用區分表中追加 (達)海軍第十二號(三) 一〇六
- 陸海軍喇叭譜同目次同所用區分表中追加 (達)海軍第四十七號(四) 一九二
- 海兵團條例中改正追加 (勅)第四百五號(一)七六〇
- 海軍艦團部將校教育令 (達)海軍第九十八號(九) 四二七
- 海軍艦團部下士卒教育令 (達)海軍第九十九號(九) 四二八
- 海兵團徵募官服務規則中改正追加 (達)海軍第十七號(三) 一一四
- 海兵團徵募官ヨリ團長ニ差出シタル諸表轉送ノ件 (達)海軍第十八號(三) 一一五
- 艦團隊金銀出納規程中改正 (達)海軍第四百十號(一〇)五五二
- 艦團隊需用品定額表中追加 (達)海軍第二百二十九號(一〇)五三三
- 在東京外各都府官廳艦船團長會計規則ニ係ル検査執行ノ件 (達)海軍第三百三十七號(一〇)五八八
- 海員審判所事務章程 (勅)第八十九號(六) 三七七
- 海員審判所職員定員及任用令 (勅)第七十八號(四) 一四七

- 海員審判所職員定員及任用令改正追加 (勅)第四百四十九號(二)八二七
- 海員審判所職員官等俸給令 (勅)第七十九號(四) 一四九
- 地方海員審判所管轄區域 (勅)第九十號(六) 三七九
- 海員試驗規程制定西洋形船舶長運轉手續試驗規程廢止 (省)逕信第七號(五) 一一二
- 海員試驗執行場所 (告)逕信第五十五號(六) 二四七
- 明治十七年農商務省第三十三號途中海員技術免狀檢査證書樣式改正 (告)逕信第六十八號(六) 三七〇
- 海員審判三關スル件 (訓)逕信第三號(六) 二二二
- 陸軍豫後備役及補充兵ニシテ海員タル者届出ノ件 (省)陸軍第二十六號(一〇)三五五
- 〔海技〕**
 - 海技免狀取扱規則改正 (省)逕信第八號(五) 一一四
 - 海技免狀交換規程 (省)逕信第九號(五) 一一八
 - 百五十石積以上帆船乗組者海技免狀授與ノ件 (省)逕信第十號(五) 一二九
- 〔海關稅〕**
 - 關稅定率法 (法)第十四號(三) 一三三
- 〔海岸〕**
 - 海岸警備條例第四條第六條中改正追加 (勅)第十一號(三) 一五六
- 海岸警備條例廢止 (勅)第三百十九號(九) 五七四
- 海岸砲用彈壓制式 (達)陸軍第八十七號(七) 五八四
- 〔海上〕**
 - 海上衝突豫防法中改正追加 (法)第四十三號(四) 八二
- 〔海難〕**
 - 海難其他ノ事實届出ノ件制定海難取調手續及外國航海中海難届出手續廢止 (省)逕信第十九號(六) 二三四
 - 海外電報料ハテノ部電報ノ項ニ關ス (省)外務部電報ノ項ニ關ス
- 〔海外〕**
 - 海外旅券規則第一條中改正明治十二年第二號布達及同二十六年省令第二號(海外旅券請求場所ノ件)廢止 (省)外務第五號(一〇)三五三
 - 對馬國ヨリ韓國(渡航ノ者島嶼へ出願シ海外旅券ヲ受クルヲ得 (省)外務第六號(一)三九一
 - 外國へ渡航セントスル者旅券下附出願方 (臺)府第五十五號(一)二六六
- 〔艦隊〕**
 - 艦隊條例改正 (勅)第三百五十六號(一〇)六七六
 - 明治二十一年逕信第五百四十四號(艦隊運動及端舟信號施行ノ件)廢止 (達)海軍第七十六號(三)六四九
 - 艦船(艦艇)〇ノノ部軍艦及セノ部船舶ノ項參看 (勅)第四百二號(一)七五三
- 海軍艦船條例中改正追加 (勅)第四百二號(一)七五三

- 艦船經費一時總管支辨ノ件 (勅)第二百七十七號(四) 二二二
- 艦船公試規則改正 (達)海軍第五百十六號(二)五九六
- 艦艇及水雷敷設隊現狀報告規則 (達)海軍第十五號(三) 一〇七
- 艦艇及水雷敷設隊現狀報告規則中改正 (達)海軍第七十五號(二)六四八
- 吳鎮守府ニ於テ演習施行ニ附キ船舶注意ノ件 (告)海軍第六號(三) 一一七
- 橫須賀水雷團ニ於テ演習施行ニ附キ艦船艇ノ通航及漁業禁止ノ件 (告)海軍第十號(六) 二四三
- 橫須賀水雷團ニ於テ演習施行ニ附キ艦船艇ノ通航及漁業禁止ノ件 (告)海軍第十四號(九) 四九二
- 橫須賀鎮守府ニ於テ小演習施行ニ附キ出入港艦船艇注意ノ件 (告)海軍第十六號(一〇)六五二
- 吳鎮守府ニ於テ敷設水雷演習施行ニ附キ艦船艇注意ノ件 (告)海軍第八號(五) 一九三
- 吳水雷團ニ於テ演習施行ニ附キ艦船艇ノ通航及漁業禁止ノ件 (告)海軍第十一號(六) 二四七
- 吳水雷團ニ於テ演習施行ニ附キ艦船艇ノ通航及漁業禁止ノ件 (告)海軍第十三號(九) 四六九
- 吳水雷團ニ於テ演習施行ニ附キ艦船艇ノ通航及漁業禁止ノ件 (告)海軍第二十一號(一〇)六六三
- 〔航海〕**
 - 帝國ト白耳蘭國トノ通商航海條約 (勅)明治十九年十一月二〇
- 帝國ト秘魯共和國トノ通商航海條約 (勅)一月七日(一) 三三
- 帝國ト伯利西爾合衆國トノ修好通商航海條約 (勅)二月二十日(三) 六四
- 帝國ト亞米利加合衆國トノ通商航海條約第十六條ノ實施ニ關スル約定 (勅)三月十一日(三) 九六
- 帝國ト瑞典諾威國トノ通商航海條約及別約 (勅)五月二十二日(五) 二四四
- 帝國ト和蘭國トノ通商航海條約 (勅)九月十五日(九) 五三八
- 帝國ト葡萄牙國トノ通商航海條約 (勅)十月二十七日(一〇)七一
- 大不列顛領地地クニスタンド通商航海條約ニ加入 (告)外務第一號(三) 一一〇
- 明治二十八年勅令第五十八號(陸軍軍人軍艦、水雷艇ニ乘組トキ航海加俸支給ノ件)中刪除 (勅)第四百十七號(一)七三四
- 明治二十八年勅令第四百二十一號(海軍文官軍艦ニ乘組トキ航海加俸支給ノ件)廢止 (勅)第四百二十一號(一)七三四
- 海軍軍人俸給令改正明治二十八年勅令第六十號(臺灣島澎湖島沿岸航海加俸ノ件)廢止 (勅)第四百一號(一)七四六
- 海難其他ノ事實届出ノ件制定海難取調手續及外國航海中海難届出手續廢止 (省)逕信第十九號(六) 二三四

〔航泊〕

- 航泊日誌中改正追加 (達)海軍第四十二號四 一六五
- 航泊日誌取扱及記載心得中改正 (達)海軍第四十一號四 一六四
- 航泊日誌摘要報告中改正 (達)海軍第八十四號八 三九〇

〔航路〕

- 航路標識管理所官制第五條第六條中改正 (勅)第六十八號三 一三九
- 航路標識管理所官制第三條中削除 (勅)第二百七十二號八 八八
- 航路標識工事ニ要スル職工人夫雇傭ノ請負隨意契約ノ件 (勅)第四百六十號二二八三 三八
- 航路標識管理所購入ノ石油供給競争加入者ニ要スル資格 (省)遞信第二號三三 三八
- 航路標識管理所購入鐵道燈塔供給ノ競争資格ノ件 (省)遞信第四號四 五八
- 航路標識看守業務傳習生規程 (告)遞信第二百二十二號四 一六二

〔港灣〕

- 橫濱港灣維持ニ關スル職員ノ件 (勅)第十三號三三 五九
- 明治二十九年勅令第三百十六號(開港外ニシテ外國貿易ノタメ船舶ノ出入及貨物ノ輸出入ヲ爲スヘキ諸港)中追加 (勅)第二百二十六號二 四二八

〔特別輸出入港ニ關スル件〕

- 特別輸出入港指定 (律)第一號(一) 一
- 外國貿易ノタメ特別輸出入港ニ出入スル日本形及支那形船舶ノ納ムヘキ手數料 (達)府第五號三 五
- 臺灣島各開港市場外國人雜居地區 (告)臺灣總督府第二十二號五 一七三

〔河川〕

- 河川法ニ依レル命令ノ件 (勅)第三百七十七號二〇六九九
- 淀川改良工事所要物件供給ノ競争資格ノ件 (省)內務第六號四 五四
- 木曾川改修土工工費一萬圓以上ノモノ、受買競争者資格規定 (省)內務第二十一號七 二八二
- 利根川筋ニ河川法施行 (告)內務第五十九號九 四六三
- 信濃川筋ニ河川法施行 (告)內務第六十號九 四六三
- 木曾川筋ニ河川法施行 (告)內務第六十一號九 四六三
- 揖斐川筋ニ河川法施行 (告)內務第六十二號九 四六三
- 〔高等〕高等諸學校ハカノ部學校ノ項ニ載ス (勅)第三百六十六號三 一〇七
- 高等官官等俸給令中改正 (勅)第六十二號三 一三四
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第六十五號三 一三七
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第九十一號四 一六二
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第二百二十二號四 二〇九

○高等官官等俸給令中改正追加

- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第三百三十二號四 二二七
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第三百八十二號六 三六八
- 高等官官等俸給令中改正追加 (勅)第三百八十七號六 三七四
- 高等官官等俸給令中改正 (勅)第三百九十三號六 三八五
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第三百九十九號六 三九〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百零三號六 三九四
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百零四號八 四〇六
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百零五號八 四〇七
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百零六號八 四〇八
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百零七號八 四〇九
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百零八號八 四一〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百零九號八 四一一
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百一十號八 四一二
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百一十一號八 四一三
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百一十二號八 四一四
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百一十三號八 四一五
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百一十四號八 四一六
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百一十五號八 四一七
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百一十六號八 四一八
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百一十七號八 四一九
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百一十八號八 四二〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百一十九號八 四二一
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百二十號八 四二二
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百二十一號八 四二三
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百二十二號八 四二四
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百二十三號八 四二五
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百二十四號八 四二六
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百二十五號八 四二七
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百二十六號八 四二八
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百二十七號八 四二九
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百二十八號八 四三〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百二十九號八 四三一
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百三十號八 四三二
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百三十一號八 四三三
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百三十二號八 四三四
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百三十三號八 四三五
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百三十四號八 四三六
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百三十五號八 四三七
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百三十六號八 四三八
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百三十七號八 四三九
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百三十八號八 四四〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百三十九號八 四四一
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百四十號八 四四二
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百四十一號八 四四三
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百四十二號八 四四四
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百四十三號八 四四五
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百四十四號八 四四六
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百四十五號八 四四七
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百四十六號八 四四八
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百四十七號八 四四九
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百四十八號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百四十九號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百五十號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百五十一號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百五十二號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百五十三號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百五十四號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百五十五號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百五十六號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百五十七號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百五十八號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百五十九號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百六十號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百六十一號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百六十二號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百六十三號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百六十四號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百六十五號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百六十六號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百六十七號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百六十八號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百六十九號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百七十號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百七十一號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百七十二號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百七十三號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百七十四號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百七十五號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百七十六號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百七十七號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百七十八號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百七十九號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百八十號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百八十一號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百八十二號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百八十三號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百八十四號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百八十五號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百八十六號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百八十七號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百八十八號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百八十九號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百九十號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百九十一號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百九十二號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百九十三號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百九十四號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百九十五號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百九十六號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百九十七號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百九十八號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第四百九十九號八 四五〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第五百號八 四五〇

- 藩海島第一ノ高山名稱ノ件 (告) 拓殖務第六號七 三七六
- 〔高速力〕
- 定期高速力試驗規則中改正追加 (達) 海軍第五號(一) 五
- 高速力試驗規則制定定期高速力試驗規則廢止 (達) 海軍第百號九 四三六
- 〔降誕〕
- 皇女御降臨 (告) 宮内第十七號九 四九二
- 博識王殿下王子降臨 (告) 宮内第二十號(二)八三〇
- 載仁親王殿下王女降臨 (告) 宮内第十五號六 三二六
- 〔下士卒〕
- 陸軍士官下士一等給與内則第四條中改正 (達) 陸軍第百三十七號(一〇)五六四
- 准士官下士卒及陸軍諸生徒ヨリ士官候補生ニ採用ノ者取扱方 (達) 陸軍第六十七號五 二二〇
- 陸軍埋葬規則制定陸軍隊附准士官下士卒埋葬規則及戰時陸軍埋葬規則廢止 (省) 陸軍第二十二號八 三〇九
- 明治十八年海軍第三十六號(滿期近衛兵編入ニ關スル件) 同十九年海軍第二號(滿期近衛兵編入ニ關スル件) 同二十三年省令第二十九號(北海道轉籍ノ陸軍隊備後備下士卒ヲ勤務演習簡便點呼ニ召集セサル件) 廢止 (省) 陸軍第六號(四) 四九
- 明治二十三年省令第二十號(對馬醫備隊區在籍豫備後備下士卒演習召集及旅費支給方) 廢止 (省) 陸軍第八號(四) 五五
- 明治二十九年陸軍第十二號(各兵科兵卒教育召集時期及日數) 中追加 (達) 陸軍第十二號(二) 三三
- 陸軍豫備後備下士卒兵卒簡便點呼施行規則及明治十九年海軍第七號廢止 (達) 陸軍第四十二號(四) 一五五
- 明治二十八年訓令甲第二號(陸軍後備役兵卒陸海軍豫備員滿期ノトキ名簿ニ關スル件) 廢止 (訓) 陸軍甲第二號(四) 五八
- 陸軍地方幼年學校附下士ヲ隊外ニ採用ノ件 (達) 陸軍第六十九號(五) 二二二
- 野戰砲廠並要塞修理所職工卒養成規則 (達) 陸軍第二百二十四號(一〇)五三三
- 海軍下士卒手當金規則改正 (勅) 第二百四十五號七 四四四
- 海軍下士卒手當金支給細則改正 (達) 海軍第八十三號七 三七〇
- 海軍下士卒被服裁縫請負ノ競争者資格ノ件 (省) 海軍第七號(六) 一三五
- 海軍下士卒現役中刑罰ニ處セラレタルトキ通知ノ件 (省) 海軍第三號(三) 三四
- 海軍艦團部下士卒教育令 (達) 海軍第九十九號九 四三三
- 五等水兵同機關兵教育ノ件 (達) 海軍第三十一號(三) 二二八

- 下士卒定員補充規則改正 (達) 海軍第六十七號(三)六二二
- 海軍兵學校機關學校砲術、水雷術、機關術各練習所概須賀英、佐世保ノ各病院准士官下士卒及判任文官定員職別表 (達) 海軍第百二十八號(一〇)五二九
- 海軍准士官下士卒進級試驗規則第十四條中追加 (達) 海軍第十九號(三) 一一五
- 海軍准士官下士卒任用進級取扱規則第五條中追加 (達) 海軍第七十五號(六) 三五二
- 海軍下士卒再服役許可手續改正 (達) 海軍第二十號(三) 一一五
- 明治二十二年達第百四十五號(鎮守府部内及學校病院練習所勤務ノ下士卒通勤宿泊ニ關スル件) 同年達第三百七號(鎮守府主計部病院課監獄課勤務ノ下士卒宿泊ニ關スル件) 廢止 (達) 海軍第二十二號(三) 二二八
- 〔學校〕
- 衛戍病院附衛生部員並官衛學校附醫補充ノ件 (勅) 第三百四十一號(一〇)六五五
- 官衛學校附獸醫服務規則制定陸軍隊附獸醫官服務規則廢止 (達) 陸軍第二十九號(三) 一三〇
- 官衛學校附獸醫服務規則中追加 (達) 陸軍第九十八號(八) 三九二
- 陸軍獸醫學校生徒召募 (告) 陸軍第二號(一) 二二五
- 陸軍經理學校條例中追加 (勅) 第二百九十九號九 五二〇
- 陸軍經理學校第四期監督講習生入學ノ件 (達) 陸軍第十號(三) 二九
- 明治三十年入校ノ經理學校監督及軍吏學生人員並試驗格例 (達) 陸軍第五十五號(四) 一九〇
- 明治三十年入校ノ經理學校監督學生人員改定 (達) 陸軍第二百二十六號(一〇)五三〇
- 監督學生軍吏學生ノ入校並卒業期ノ件 (達) 陸軍第百十三號(九) 四二〇
- 陸軍經理學校入學第五期監督講習生ノ人員等ノ件 (達) 陸軍第百三十號(一〇)五四九
- 陸軍經理學校卒業者實務見學ノ件 (達) 陸軍第百五十號(二)五九二
- 陸軍軍醫學校條例中追加 (勅) 第二十號(三) 六九
- 陸軍軍醫學校及陸軍獸醫學校生徒ニ採用ノ者取扱方 (達) 陸軍第百五十四號(二)六〇三
- 陸軍軍醫學校生徒中藥劑官志願者召募 (告) 陸軍第三號(三) 八〇
- 陸軍軍醫學校生徒中軍醫志願者召募 (告) 陸軍第十二號(八) 四三三
- 明治三十一年召募スヘキ陸軍軍醫學校生徒ノ人員其他志願者取扱ノ件 (告) 陸軍第二十三號(二)八三八
- 陸軍大學條例中追加 (勅) 第二百三十三號(七) 四三一
- 明治三十年陸軍大學校入學初審並再審試驗課目表 (達) 陸軍第十號(三) 二九

- 陸軍砲工學校條例第二條中追加 (勅)第四百九號(二)七六七
- 砲工學校第七期學生入校及卒業期ノ件 (達)陸軍第五十九號(三)六四七
- 陸軍砲兵工科學校生徒召募 (告)陸軍第十號(七)三七二
- 既設隊ニ入隊ノ現役士官候補生ニシテ士官學校卒業後ノ者新設隊ニ轉屬ノ件 (達)陸軍第九號(三)二九
- 明治三十一年召募士官候補生、幼年學校教導團要塞砲兵射擊學校生徒ノ人員及志願者心得並一年志願兵試驗格ノ件 (告)陸軍第十六號(九)四八八
- 陸軍地方幼年學校生徒服制 (勅)第二百十七號(六)四〇七
- 陸軍地方幼年學校生徒令長ノ徽章 (達)陸軍第七十六號(六)三三四
- 陸軍地方幼年學校附下士ヲ隊外ニ採用ノ件 (達)陸軍第六十九號(五)二二二
- 地方幼年學校生徒召募事務ニ係ル校長ノ職務ハ姑ク師團高級副官取扱ノ件 (告)陸軍第八號(五)一八四
- 陸軍乘馬學校將校學生戰術教育ノ件 (勅)第二百八十三號(八)四九四
- 乘馬學校教官ヲ兼ムル副官、隊長、騎馬手長、飼養馬ノ件 (達)陸軍第九十三號(八)三七三
- 陸軍要塞砲兵射擊學校學生トシテ砲兵少尉ヲ入學セシムルノ件 (勅)第四百十五號(四)一八一
- 要塞砲兵射擊學校學生入學時期ノ件 (達)陸軍第五十六號(四)一九二
- 校團喇叭手分遣規則附表中追加 (達)陸軍第一號(二)一
- 海軍大學校條例改正 (勅)第三百二十六號(九)五九八
- 海軍大學校條例中改正 (勅)第四百三十號(二)七九六
- 海軍大學校教程 (達)海軍第一百十號(九)四八七
- 海軍大學校規則改正 (達)海軍第三號(九)四五四
- 海軍兵學校條例改正 (勅)第三百二十七號(九)六〇二
- 海軍兵學校條例中改正 (勅)第四百三十一號(三)七九七
- 海軍兵學校教程改正 (達)海軍第十一號(九)四八九
- 海軍兵學校規則第十九條中追加 (達)海軍第二十三號(三)二二八
- 海軍兵學校規則改正 (達)海軍第四號(九)四五八
- 海軍兵學校機關學校砲術、水雷術、機關術各練習所橫須賀、吳、佐世保ノ各病院准士官下士卒及判任文官定員職別表 (達)海軍第二百二十八號(二)〇五九
- 海軍兵學校機關學校砲術、水雷術、機關術練習所及各病院教員員數表 (達)海軍第七十九號(三)六六〇
- 海軍兵學校海軍機關學校生徒召募及學術試驗規格 (告)海軍第三號(三)八六
- 明治三十年告示第三號中兵學校機關學校生徒召募人員改定 (告)海軍第七號(四)二二二

- 明治三十一年海軍兵學校機關學校生徒志願者學術試驗規格 (告)海軍第十八號(二)〇六六
- 海軍機關學校條例改正 (勅)第三百二十三號(九)五八八
- 海軍機關學校條例中改正 (勅)第四百三十二號(二)八〇一
- 海軍機關學校教程改正 (達)海軍第一百十二號(九)四九〇
- 海軍機關學校規則改正 (達)海軍第一百五號(九)四六二
- 海軍機關學校生徒召募人員改定 (告)海軍第二十二號(二)七三三
- 海軍機關學校生徒召募 (告)海軍第二十三號(三)八七
- 海軍軍醫學校條例 (勅)第三百七十六號(二)〇六九七
- 海軍教授年俸ノ件制定明治二十四年勅令第二百二十八號(海軍諸學校文官教授俸給ノ件)廢止 (勅)第三百三十號(四)二二五
- 明治二十二年達第四百五十五號(鎮守府部内及學校病院練習所勤務ノ下士卒通勤宿泊ニ關スル件)同年達第三百七號(鎮守府主計部病院監獄課勤務ノ下士卒宿泊ニ關スル件)廢止 (達)海軍第二十二號(三)二二八
- 帝國大學及文部省直轄諸學校高等官等俸給令制定帝國大學文部省直轄諸學校及東京圖書館高等官等俸給令廢止 (勅)第三百七號(四)一七四
- 文部省直轄諸學校官制中追加 (勅)第四百八號(四)一七六
- 文部省直轄諸學校職員定員第一條中改正 (勅)第三百三十六號(四)二二九
- 文部省直轄諸學校長會臨時別任用令改正 (勅)第四百十三號(四)一八〇
- 帝國大學文部省直轄諸學校及帝國圖書館長事務令(帝國代表ス) (省)文部第二十八號(三)四三三
- 官立學校及圖書館會計規則第十五條第十六條中追加 (勅)第二百九十三號(九)五〇五
- 官立學校及圖書館會計金庫出納事務規程式中追加 (勅)大藏第十七號(四)八一
- 第五高等學校工學部ノ學科及講座ノ件 (省)文部第六號(五)一〇一
- 學校清潔方法 (訓)文部第一號(二)四
- 明治二十六年訓令第十一號(學校教員政略團體)會員タルヲ許サズ(廢止) (訓)文部第九號(一)〇三六
- 學校教員ノ職守ニ關スル件 (訓)文部第十號(一)〇三七〇
- 臣民喪期間公私立學校喪章等ノ件 (訓)文部號外(二)六
- 大喪ニ關シ公私立學校(訓示)ノ件 (訓)文部號外(二)八
- 學校職員及市町村吏員等國庫ノ用務ヲ以テ旅行ノトキ旅費支給ノ件 (訓)內務第二十號(一)〇三六〇
- 師範學校生徒定員 (勅)第三百四十七號(二)〇六六二
- 師範學校教職助教驗會監訓導及書記ノ人員改正 (省)文部第十九號(一)〇三三五
- 師範學校私費生規則 (省)文部第二十一號(一)〇三三七
- 高等師範學校規程第十二條中追加 (省)文部第九號(七)二二二

- 高等師範學校規程第十條改正 (省)文部第二十七號(三三)四一八
- 高等師範學校生徒募集規則改定明治二十七年省令第二號(同件)廢止 (省)文部第十號(二八)三
- 高等師範學校卒業生服務規則改定明治十九年省令第六號(服務ノ狀況報告方)廢止 (省)文部第十一號(二八)三
- 女子高等師範學校卒業生服務規則 (省)文部第十二號(二八)五
- 女子高等師範學校卒業生服務規則第一條第六條中追加 (省)文部第二十三號(三三)五〇
- 女子高等師範學校生徒募集規則制定明治二十六年省令第十一號(同件)廢止 (省)文部第二十二號(三三)四九
- 女子高等師範學校規程改正 (省)文部第二十四號(三三)五一
- 師範學校ノ學科及其程度第五條改正 (省)文部第十三號(二九)五
- 師範學校ノ學科及其程度第十條中改正 (省)文部第二十號(三三)三六
- 師範學校ノ學科及其程度第六條師範學校生徒募集規則第一條師範學校簡易科規程第四條中師範學校設備規則第十三條及明治二十六年省令第七號(小學校師範學校ニ關スル五省令中文部大臣ノ許可ヲ受クルヲ要セサル條項指定)第二項改正削除 (省)文部第二十六號(三三)三七
- 師範學校尋常中學校高等女學校教員免許檢定豫備試驗施行場所ノ件 (省)文部第三號(三一)四〇
- 師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定豫備試驗日時刻 (省)文部第七號(三一)五二
- 師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定試驗施行ニ附キ願書差出方 (省)文部第十九號(三〇)六五四
- 第十回尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定本試驗日時刻 (省)文部第十二號(三一)一九
- 陸軍補充條例ニ依リ士官候補生ニ採用シ得ヘキ者ニ係ル尋常中學ニ關スル件 (訓)文部第五號(三一)八五
- 師範學校附屬小學校規程第四條中改正 (省)文部第十五號(三一)三五
- 市町村立小學校教員任用ノ件制定市町村立小學校教員任用令廢止 (勅)第三百十六號(九)五七三
- 市町村立小學校教員俸給ニ關スル件 (勅)第二號(二)一八
- 市町村立尋常小學校設置及教員俸給ニ關スル件 (訓)文部第二號(三)二四
- 市町村立小學校補習科ノ教授ニ關スル件 (省)文部第二號(二)七
- 小學校教科用圖書審查等ニ關スル規則第一條中追加 (省)文部第七號(三一)三三
- 學校編制等ニ關スル規則中追加 (省)文部第一號(三一)七
- 小學校生徒員數制限ノ件 (訓)文部第八號(三一)四七

- 市町村立小學校授業料ニ關スル件(勅)第四百七號(二七)六四
- 師範學校附屬小學校授業料ノ件(訓)文部第十一號(三三)三
- 小學校及師範學校生徒ノ男女ヲ區別シ並ニ高等女學校ノ設置獎勵ノ件 (訓)文部第十二號(三三)四〇
- 明治二十九年告示第八號(徵兵令ニ依リ學校認定ノ件)取消 (省)文部第十八號(九)四九七
- 元岐阜縣立岐阜農學校本科、同華陽學校農學部本科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (省)文部第一號(二)二五
- 北海道廳立函館尋常中學校商業專修科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (省)文部第二號(三)一〇七
- 三重縣四日市町立四日市商業學校本科ヲ徵兵令ニ依リ認定 (省)文部第四號(四)一四一
- 三重縣四日市町立四日市商業學校本科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (省)文部第五號(四)一四二
- 熊本縣熊本市立熊本商業學校本科ヲ徵兵令ニ依リ認定 (省)文部第六號(四)一四五
- 熊本縣熊本市立熊本商業學校本科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (省)文部第十一號(五)一九四
- 宮崎縣立宮崎縣立醫院學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (省)文部第八號(四)一五六
- 宮崎縣立宮崎縣立醫院學校及宮崎縣立宮崎縣尋常中學校農業專修科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (省)文部第十七號(七)四〇〇
- 愛知縣名古屋市立名古屋商業學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (省)文部第十號(五)一九四
- 廣島縣豐田郡全町村學校組合立豐田尋常中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定 (省)文部第十三號(五)三三〇
- 山形縣米澤市立米澤市工業學校本科ヲ徵兵令ニ依リ認定 (省)文部第十四號(五)三三〇
- 元第三高等中學校法學部外三校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (省)文部第十五號(六)三三五
- 元東京農林學校豫備科及豫科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (省)文部第二十號(一〇)六五七
- 元工部大學校專門學及專門科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (省)文部第二十一號(一〇)六五九
- 元新潟縣立新潟縣農學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (省)文部第二十二號(一一)八四二
- 明治二十六年勅令第二百八號(札幌農學校ニ關スル件)第三條中改正 (勅)第九號(四)一七七
- 商船學校官制中改正追加 (勅)第二百七十五號(八)四八四
- 商船學校職員官等俸給令廢止 (勅)第二百七十九號(八)四八九
- 商船學校分校規則中改正 (省)遞信第二百三十號(八)四五六
- 東京郵便電信學校規則第五條中改正 (省)遞信百號(四)一四八
- 臺灣總督府國語學校官制 (勅)第二百四十二號(七)四四二

- 臺灣總督府國語學校官制中改正削除 (勅)第三百六十五號(一〇六八七)
- 臺灣總督府直轄諸學校官制廢止 (勅)第二百四十四號(七) 四四四
- 臺灣總督府國語學校規則第二十五條中追加 (奏)第三十五號(八) 五二
- 臺灣總督府國語學校規則第二十一條中改正追加 (奏)第四十二號(九) 五六
- 臺灣總督府國語學校校址國語傳習所給費支給規則中改正追加 (奏)第二十四號(七) 三七
- 臺灣總督府國語學校校址國語傳習所給費支給規則中追加 (奏)第三十二號(七) 四八
- 臺灣總督府國語學校第四附屬學校設置 (奏)第二十七號(七) 三八
- 臺灣總督府國語學校第四附屬學校規程 (奏)第二十八號(七) 三九
- 學生(〇七)部生徒ノ項參看 (訓)文部第三號(三) 三四
- 陸軍要務砲兵射擊學校學生トシテ砲兵少尉ヲ入學セシムルノ件 (勅)第百十五號(四) 一八一
- 要務砲兵射擊學校學生入學時期ノ件 (達)陸達第五十六號(四) 一九二
- 明治三十年入校ノ經理學校監督及軍吏學生人員並試驗格例 (達)陸達第五十五號(四) 一九〇
- 監督學生軍吏學生ノ入校並卒業期ノ件 (達)陸達第百十三號(九) 四一〇
- 明治三十年入校ノ經理學校監督學生人員改定 (達)陸達第百二十六號(一〇) 四三四
- 砲工學校第七期學生入校及卒業期ノ件 (達)陸達第百五十九號(二) 四四七
- 陸軍乘馬學校將校學生職術教育ノ件 (勅)第百八十三號(八) 四九四
- 海軍在外國學生學資金規則第二條中改正 (勅)第二百四十八號(八) 四五七
- 海軍生徒學生手當金規則制定海軍生徒手當金規則廢止 (勅)第三百九十九號(一) 二七二
- 海軍生徒學生手當金支給細則制定海軍生徒手當金支給細則廢止 (達)海軍第百五十三號(一) 二八六
- 海軍軍醫學生藥劑學生造船學生造兵學生條例 (勅)第三百九十號(一) 二七七
- 海軍軍醫學生藥劑學生造船學生造兵學生規則 (省)海軍第十八號(一) 二六五
- 海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書及證書式(中追加) (達)海軍第三號(一) 三

- 海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書證書式(中追加) (達)海軍第二十五號(三) 二二九
- 海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書證書式改定 (達)海軍第百四十二號(一〇) 五五五
- 師範學校ノ學科及其程度第五條改正 (省)文部第十三號(八) 二九五
- 師範學校ノ學科及其程度第十條中改正 (省)文部第二十號(一〇) 三三六
- 師範學校ノ學科及其程度第六條師範學校簡易科規程第四條中刪除 (省)文部第二十六號(二) 四二七
- 學級編制等ニ關スル規則中追加 (省)文部第一號(二) 七
- 海軍在外國學生學資金規則第二條中改正 (勅)第二百四十八號(八) 四五七
- 國語傳習所ニ於テ學齡兒童教育ノ件 (奏)第五十號(一〇) 六一
- 海軍武官考課表規則中改正 (達)海軍第十四號(三) 一〇六
- 海軍武官考課表規則中改正 (達)海軍第十四號(三) 一〇六
- 海軍武官考課表規則第二號表改正 (達)海軍第百二號(九) 四五〇
- 海軍武官考課表規則 (訓)內務第十四號(七) 三三三
- 巡查看守考試規程 (訓)拓殖務第二十號(七) 三二六
- 巡查看守考試規程 (訓)內務第二十六號(二) 三三〇
- 巡查看守考試規程 (訓)內務第二十六號(二) 三三〇
- 帝國ト西班牙國トノ修好交通條約 (勅)九月十六日(九) 五五九
- 明治十八年布告第十四號(政府發行紙幣交換消却ノ件)中改正 (法)第十九號(三) 三三
- 海技免狀交換規程 (省)逓信第九號(五) 二二八
- 電話交換局官制中改正 (勅)第七十號(三) 一四一
- 電話交換局官制改正 (勅)第二百七十四號(八) 四八三
- 電話交換局職員定員 (勅)第二百七十六號(八) 四八五
- 電話交換規則制定從前ノ同規則廢止 (省)逓信第三十一號(二) 三九八
- 電話交換規則ニ依ル料金ノ件 (省)逓信第三十二號(二) 四〇六
- 電話交換局及支局電話加入區域 (告)逓信第三百五十七號(二) 四一四
- 電話所電話通信時限 (告)逓信第三百五十九號(二) 四一六

- 電話交換加入申込書ヲ受理セサル期間 (告) 遞信第三百五十三號(二)七〇
- 電話交換加入申込書ヲ受理セサル期間延期 (告) 遞信第三百六十一號(二)七二六
- 京都電話交換局京都市内ニ係ル交換事務開始 (告) 遞信第三百六十六號(五) 一九二
- 東京電話交換局横濱支局及大阪電話交換局神戸支局改稱 (告) 遞信第三百三十八號(二)六八〇
- 大阪電話交換局堺支局設置 (告) 遞信第三百五十五號(二)七二四
- 名古屋電話交換局設置 (告) 遞信第三百五十四號(二)七二四
- 名古屋電話交換局及大阪電話交換局堺支局姑ク加入申込書ヲ受理セス (告) 遞信第三百五十六號(二)七二四
- 郵便爲替貯金管理所官制第七條中改正 (勅) 第六十七號(三) 一三八
- 郵便爲替貯金管理所官制改正 (勅) 第二百七十一號(八) 四八〇
- 郵便爲替貯金管理所職員定員 (勅) 第二百七十六號(八) 四八五
- 鐵道郵便補、通信郵便特別任用令制定遞信省鐵道郵便補郵便電信郵便補及郵便爲替貯金管理補任用令制定 (勅) 第二百八十二號(八) 四九五

- 遞信省鐵道郵便補電信郵便補及郵便爲替貯金管理補試驗規則中改正加除 (省) 遞信第二百九號(八) 二二五
- 明治二十六年省令第十三號(郵便受取所郵便爲替及貯金事務取扱ノ件)中追加 (省) 遞信第三十六號(二)三三六
- 郵便爲替事務約定實施細目規則第三條中改正 (告) 遞信二百七十七號(八) 四三三
- 在サモア島アピア耳耳郵便局ト萬國郵便爲替ノ交換開始 (告) 遞信第十七號(二) 一一三
- 緬甸國及暹羅國チエングマート郵便爲替交換開始 (告) 遞信第六十六號(四) 一五五
- 英國郵政總局ニ係ル爲替ノ手数料割合改定 (告) 遞信第三百七十七號(二)六六二
- 貸金、貸付 ○ タノ部貸借ノ項添看 (訓) 農商務第二十號(九) 二五二
- 森林收入延納貸金整理順序廢止 (勅) 第九十八號(四) 一六七
- 北海道國有未開地貸付面積制限 (勅) 第九十八號(四) 一六七
- 歌舞 (勅) 第二百四十九號(五) 二五九
- 皇太后陛下 崩御ニ附キ歌舞音曲停止 (勅) 第二號(二) 一
- 株式會社十五銀行株式ヲ繼承世襲財產ト爲スノ件 (法) 第四十四號(四) 八六

〔家祿〕

- 家祿貸典處分法 (法) 第五十號(二)一〇五
- 家祿貸典處分法ニ依リ給與ヲ受ケントスル者願書差出方 (省) 大藏第二十號(二)三九一
- 賀表 (省) 宮内第十九號(二)六五五
- 宮中喪ニ附キ天皇節當日發賀賀表奉呈ニ及ハス (省) 宮内第二十一號(二)三八二
- 依リ發賀賀表奉呈ニ及ハス (省) 宮内第二十一號(二)三八二
- 加俸 ○ ホノ部俸給ノ項ニ載ス (勅) 第三百三十五號(四) 二九九
- 臺灣在勤陸軍武官ノ實役停年加算ニ關スル件 (簡閱) 明治二十三年省令第二十九號(北海道轉籍ノ陸軍備後備下士卒ヲ勤務演習簡閱點呼ニ召集セサル件) (省) 陸軍第六號(四) 四九九
- 陸軍備後備下士卒兵卒簡閱點呼施行規則及明治十九年迄丙第七號廢止 (海) 陸海第四十二號(四) 一五五
- 簡易科 (省) 文部第二十六號(二)四二七

〔看守〕

- 巡查看守俸給令制定巡查俸給令及明治二十三年勅令第二百二十八號中第四號並同二十六年勅令第四百十五號看守俸給ノ件廢止 (勅) 第四百十九號(五) 二五九
- 警部監獄書記看守長特別任用令制定明治二十三年勅令第十號(巡查ヲ警部警部補ニ任用ノ件)同第四百十六號(看守ヲ看守長看守副長ニ任用ノ件)廢止 (勅) 第二百十五號(六) 四〇四
- 典獄分監長看守長略服ノ件 (勅) 第四百號(二)七四三
- 看守採用規則第一條第二條中改正加除 (訓) 內務第十八號(九) 二五二
- 北海道廳巡查看守及北海道集治監看守俸給令 (勅) 第九十九號(四) 一六八
- 北海道廳巡查看守及北海道集治監看守ニ手當支給ノ件 (勅) 第二百四十六號(七) 四四六
- 巡查看守考試規程 (訓) 內務第十四號(七) 三三三
- 巡查看守考試規程 (訓) 拓殖務第二十號(七) 三三六
- 巡查看守考試規程ヲ北海道廳及北海道集治監ニ適用シ明治三十年拓殖務省訓令第二十號(巡查看守考試規程)ヲ廢ス (訓) 內務第二十六號(二)三四〇
- 臺灣總督府巡查看守教習所官制 (勅) 第九十三號(四) 一六五
- 臺灣總督府巡查看守教習所官制中改正加除 (勅) 第三百六十五號(二)六八七

- 典獄分監長看守長及看守服制並提燈徽章、看守給與品及食與規則ヲ臺灣總督府ニ施行期日ノ件 (勅)第十六號(三) 六一
 - 臺灣總督府職員判任以上ノ者及巡查看守歸鄉旅費規則 (訓)拓殖務第十四號(四) 七六
 - 海軍監獄看守宿料給與ノ件 (勅)第五十一號(三) 一一九
 - 海軍監獄看守宿料支給細則 (達)海軍第三十六號(三) 一一〇
 - 航路標識看守業務傳習生規程 (告)逕信第百二十二號(四) 一六二
- 〔看護〕**
- 陸軍看護調劑學教程改稱同教程中調劑法ノ一編廢止 (達)陸軍第七十九號(六) 三四三
 - 陸軍看護學修業兵教科書第一編改正 (達)陸軍第百三號(九) 三九八
 - 陸軍軍備後備看護手勤務演習教令施行 (達)陸軍第五十一號(四) 一七九
- 〔看病〕**
- 陸軍看護病人教科書中第一編勸務學ノ部改正 (達)陸軍第百二十五號(一〇)五三三
- 〔鑑定〕**
- 臺灣總督府鑑定規程 (省)大藏第十六號(九) 三三八
- 〔鑑札〕**
- 不用ニ歸シタル鑑札用品處分ノ件 (訓)大藏第四號(二) 九
 - 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第十三號(三) 一三九
 - 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第十五號(四) 一五六
 - 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第十九號(五) 一七二
 - 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第二十五號(六) 三三四
 - 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第二十七號(六) 三三五
 - 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第三十四號(七) 三七二
 - 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第三十六號(八) 四一六
 - 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第三十八號(八) 四二六
 - 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第三十九號(八) 四二六
 - 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第四十七號(八) 四九四

- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第四十八號(九) 四六六
 - 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第五十二號(九) 四九二
 - 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第五十三號(九) 五〇〇
 - 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第五十五號(九) 五〇一
 - 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第五十八號(一〇)五二八
 - 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第六十六號(二)八二五
 - 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許鑑札付與地方ノ件 (告)臺灣總督府第六十九號(二)八三三
- 〔監視〕**
- 稅關監視官特別任用令 (勅)第二百五號(六) 三九五
 - 稅關監視官服制 (勅)第二百三十二號(七) 四一八
 - 明治二十六年勅令第百三十九號(稅關支署及監視署設置ノ件)中追加 (勅)第二百四十號(七) 四四〇
 - 稅關支署監視署及監所ノ標燈 (告)大藏第八十四號(二)八四二
- 〔監吏〕**
- 明治二十六年勅令第百九十一號(稅關監吏及監吏補任用ノ件)改正 (勅)第七十七號(四) 一四六
- 〔監事〕**
- 水產廳所監事任用ノ件 (勅)第四十九號(三) 一一六
- 〔監督〕**
- 土木監督署ニ技監及事務官設置ノ件 (勅)第百八十號(六) 三六七
 - 土木監督署技監候補ノ件 (勅)第百八十一號(六) 三六八
 - 第七區土木監督署移轉 (告)內務第八十二號(二)八二六
 - 廳府縣ニ於テ公有水面ノ埋立使用等ニ關シ與議スルキモノ土木監督署經由ノ件 (訓)內務第二十三號(二〇)三〇七
 - 陸軍監督總監並陸軍軍醫總監服制 (勅)第三十八號(三) 一〇八
 - 明治二十九年陸軍第百四十號(近衛及第一師團監督部ノ管轄事務區域)中追加 (達)陸軍第十八號(三) 一〇六
 - 臺灣陸軍監督部條例 (勅)第三百三十六號(九) 六四七
 - 元臺灣守備混成旅團監督部職員職名換稱ノ件 (達)陸軍第百四十一號(二〇)五七六
 - 仕務命令官職入監督官下検査官所管區分表改正 (達)陸軍第十五號(三) 三三
 - 仕務命令官職入監督官下検査官所管區分表改正 (達)陸軍第百三十一號(二〇)五五四
 - 陸軍經理學校第四期監督習生入學ノ件 (達)陸軍第十二號(三) 三〇
 - 明治三十年入校ノ經理學校監督及軍吏學生入員並試驗格例 (達)陸軍第五十五號(四) 一九〇

- 明治三十年入校ノ經理學校監督學生人員改定 (達)陸軍第百二十六號(一〇五三四)
- 監督學生軍吏學生ノ入校卒業期ノ件 (達)陸軍第百十三號(九四一〇)
- 陸軍經理學校入學第五期監督講習生ノ人員等ノ件 (達)陸軍第百三十號(一〇五四九)
- 鎮守府監督部條例廢止 (勅)第三百十九號(九五七四)
- 明治二十六年途第六十九號(會計事務ニ就キ鎮守府監督部並經理局所掌事項)廢止 (達)海軍第百三十八號(一〇五四八)
- 鎮守府會計監督規則 (達)海軍第百三十五號(一〇五四四)
- 造船造船兵監督官條例ニ依リ外國ニ派遣スル者手當金給與ノ件制定明治二十七年勅令第三十二號(同件)廢止 (勅)第二百二十八號(九四四四)
- 造船造船兵監督官條例ニ依リ米國ニ派遣スル上長官士官手當金給與ノ件制定明治三十年勅令第二百二十八號(同件)廢止 (勅)第四百四十三號(二三八一九)
- 造船造船兵監督官手當金支給細則 (達)海軍第七十六號(七三三四)
- 造船造船兵監督官會計官手當金支給細則 (達)海軍第百七十四號(二二六四七)
- 海軍省所管經費支出及收入ニ關スル所屬區分及收入下検査官委任仕拂命令官收入調定官收入監督官收入官吏ヲ定メ明治二十九年途第三十二號(同件)ヲ廢止 (達)海軍第三十七號(三二五〇)
- 明治三十年途第三十七號中改正 (達)海軍第五十五號(三二二〇)
- 海軍省所管收入及經費ニ係ル所屬區分及委任仕拂命令官收入調定官收入監督官收入官吏收入検査官ノ件ヲ定メ明治三十年途第三十七號(同件)ヲ廢止 (達)海軍第百二十六號(一〇五三五)
- 明治三十年途第百二十六號中改正 (達)海軍第百四十六號(一〇五六二)
- 漁業監督官官制 (勅)第百九十八號(九八八九)
- 漁業監督官及漁業監督官補任用ノ件 (勅)第百九十九號(九八九九)
- 東京嶺山監督署移轉 (告)農商務第三十七號(一〇六五九)
- 盛岡嶺山監督署移轉 (告)農商務第十九號(九二五二)
- 監護 [監護] 陸軍工兵監護補缺トシテ學術検査施行 (達)陸軍第五十三號(四一八四)
- 監守 [監守] 陸軍砲臺監守採用ノ件 (達)陸軍第四號(一一)

- 陸軍砲臺監守採用ノ件 (達)陸軍第百二十七號(一〇五三四)
- 工兵方面條例廢止ニ附キ砲臺監守所屬ノ件 (達)陸軍第百十六號(九四一六)
- 營林主事補及森林監守特別任用規則中改正削除 (省)農商務第七號(六一三八)
- 北海道森林監守規程 (勅)第百二號(四一七〇)
- 臺灣在勤ノ收入官吏出納官更金庫ニ現金拂込監守監送付ノ件 (省)大藏第一號(一一五)
- 監獄事務官特別任用ノ件 (勅)第二百五十五號(二四六四)
- 警部監獄書記守長特別任用令制定明治二十三年勅令第十號(巡查ヲ警部警部補ニ任用ノ件)同第百四十六號(看守ヲ看守長看守副長ニ任用ノ件)廢止 (勅)第二百五十五號(二四六四)
- 監獄官吏禮式 (訓)內務第百二十五號(二二三三九)
- 明治二十一年訓令第二十六號(監獄內建物中寢請ヲ經ス處分後報告方)同二十二年訓令第二十七號(同上)廢止 (訓)內務第十一號(五一八五)
- 警察官吏受持區內巡迴日當月額並警察監獄警務師等旅費ノ節減ハ認可ヲ經ス處分後報告ノ件 (訓)內務第十二號(六一八八)
- 國庫支辨ノ囚徒本刑滿期ノ後府縣監獄別房ニ留置スル者ノ費用交付ノ件 (訓)內務第四號(三二四)
- 國庫支辨ノ囚徒本刑滿期後監獄別房ニ留置ノ者衣食費納金整理科目ノ件 (訓)大藏第八號(三二七)
- 明治二十一年內務省訓令第二十六號(監獄內建物中寢請ヲ經ス處分後報告方)同二十二年同第二十七號(同上)廢止 (訓)拓殖務第二十一號(二四九九)
- 海軍監獄條例 (勅)第三百二十二號(九五八七)
- 海軍監獄處務細則 (達)海軍第百五十九號(二六〇四)
- 海軍監獄監內規程中改正加除 (達)海軍第百六十號(二六〇六)
- 海軍監獄看守宿料給與ノ件 (勅)第五十一號(三二一九)
- 海軍監獄看守宿料支給細則 (達)海軍第三十六號(三二五〇)
- 明治二十二年途第百四十五號(鎮守府部內及學校病院練習所勤務ノ下士卒通勤宿泊ニ關スル件)同年途第三百七號(鎮守府主計部病院課監獄課勤務ノ下士卒宿泊ニ關スル件)廢止 (達)海軍第二十二號(三二八)
- 監獄總督府內街庄社ニ長ヲ置クノ件 (勅)第百五十七號(三二六七)
- 街庄社長設置規程 (達)府第三十號(七一八)
- 戒嚴令ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第百一號(四一七〇)
- 衆議院解散 (號)十二月二十五日(三二二)

○ 右川縣會解散	(勅)第二十六號(三)	九四	○ 明治二十九年特別會計歳入歳出總豫算追加	(豫)三月三日(三)	一七
○ 青森縣會解散	(勅)第三百二號(九)	五三	○ 明治三十年度歳入歳出總豫算追加	(豫)三月三日(三)	一七
○ 陸奥發生ニ就キ關示	(告)陸奥總督府第六號(三)	六二	○ 明治三十年度歳入歳出總豫算追加	(豫)三月二十四日(三)	一三八
ヨノ部			○ 明治三十年度歳入歳出總豫算追加	(豫)三月三十日(三)	一四二
○ 横濱港			○ 明治三十年度歳入歳出總豫算追加	(豫)三月三十日(三)	一四七
○ 横濱港維持ニ關スル職員ノ件	(勅)第十三號(三)	五九	○ 明治三十年度各特別會計歳入歳出總豫算追加	(豫)三月三十日(三)	一四八
○ 明治二十九年歳入歳出總豫算追加	(豫)一月二十四日(二)	一	○ 明治三十年度各特別會計歳入歳出總豫算追加	(豫)三月二十四日(三)	一三九
○ 明治二十九年歳入歳出總豫算追加	(豫)二月三日(三)	二	○ 明治三十年度各特別會計歳入歳出總豫算追加	(豫)三月三十日(三)	一五〇
○ 明治二十九年歳入歳出總豫算追加	(豫)二月三日(三)	八	○ 明治三十年度各特別會計歳入歳出總豫算追加	(豫)三月三十日(三)	一五七
○ 明治二十九年歳入歳出總豫算追加	(豫)二月三日(三)	九	○ 明治三十年度各特別會計歳入歳出總豫算追加	(豫)三月三十日(三)	一五八
○ 明治二十九年歳入歳出總豫算追加	(豫)二月二十日(三)	二五	○ 明治三十年度各特別會計歳入歳出總豫算追加	(豫)三月三十日(三)	一九九
○ 明治二十九年歳入歳出總豫算追加	(豫)三月三日(三)	二五			
○ 明治二十九年歳入歳出總豫算追加	(豫)三月三日(三)	一八			
○ 明治二十九年歳入歳出總豫算追加	(豫)三月三日(三)	一〇			
○ 明治二十九年歳入歳出總豫算追加	(豫)三月三日(三)	二〇			

○ 明治三十年度特別會計歳入歳出總豫算追加	(豫)三月三十日(三)	一六三	○ 仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令ヲ委任シタルモノノ仕拂命令豫算報告ノ件	(訓)大藏第五號(二)	九
○ 明治三十年度歳入歳出總豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ルノ件	(勅)第四百十七號(四)	一九七	○ 仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令ヲ委任シタルモノノ仕拂命令豫算報告ノ件	(訓)大藏第二十五號(四)	一七八
○ 特別會計ノ豫算中第一豫備金支出ノ件	(勅)第四百十八號(四)	二〇一	○ 陸軍省所管豫算事務順序中改正	(達)陸軍第四十八號(四)	一七六
○ 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件	(豫)外契(二月三日(三))	一	○ 明治二十九年海軍省所管歳入歳出臨時軍費中支出未済ノ豫算額繰越使用ノ件	(法)第二十八號(三)	五〇
○ 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件	(豫)外契(二月二十四日(三))	三	○ 歳入歳出豫算調査順序制定歳入歳出豫算事務順序廢止	(達)海軍第三百十號(一〇)五三四	
○ 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件	(豫)外契(三月三十日(三))	一〇	○ 明治二十九年省令第九號(私設鐵道條例第三條ニ列記スル線路圖面工事方法書竣工費豫算書ニ關スル細則)改正	(省)逓信第三十五號(三)四〇九	
○ 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件	(豫)外契(三月三十日(三))	一一	○ 豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件	(法)第十一號(三)	一〇
○ 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件	(豫)外契(三月三十一日(三))	一一	○ 豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件	(法)第三十二號(三)	六二
○ 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件	(豫)外契(三月三十一日(三))	一二	○ 豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件	(法)第三十三號(三)	六三
○ 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件	(豫)外契(三月三十一日(三))	一三	○ 豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件	(法)第三十五號(三)	六五

- 明治二十七年法律第十五號(豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設計可ノ件) 中追加 (法)第三十四號(三) 六四
- 開墾牧畜ノタメ官有原野ノ豫約賣渡取扱ノ件 (訓)農商務第三十六號(二三三) 一四〇
- 陸軍憲兵科豫備役士官補充ノ件 (勅)第九十四號(四) 一六四
- 陸軍豫備後備武官進級取扱規則 (達)陸軍第九十六號(八) 三八八
- 明治二十九年陸軍第六十六號(第二第四第五第六師團豫備後備兵復習召集方) 中改正 (達)陸軍第三十二號(三) 一四〇
- 陸軍豫備後備看護手勤務演習指令施行 (達)陸軍第五十一號(四) 一七九
- 豫備後備兵後備後備兵及第一補充兵勤務演習指令制定豫備後備兵教練復習指令廢止 (達)陸軍第二十五號(三) 一三三
- 明治二十三年省令第二十九號(北海道轉籍ノ陸軍豫備後備下士卒ヲ勤務演習簡點呼ニ召集セサル件) 同二十四年省令第六號(陸軍豫備後備將校補充條例ニ依リ勤務演習召集ニ關スル件) 廢止 (省)陸軍第六號(四) 四九
- 陸軍師休兵豫備後備役兵第一補充兵演習召集年次區分表制定明治二十三年省令第二號(陸軍豫備兵定時演習召集方) 同第二十號(對馬警備隊區在籍豫備後備下士演習召集及旅費支給方) 廢止 (省)陸軍第八號(四) 五五
- 明治二十年訓令甲第七號(歸休兵及豫備後備兵定時演習召集ノ際延期出願準則) 同二十三年訓令甲第十號(豫備後備將校同相當官及下士卒並歸休兵寄留中召集ニ關スル取扱方) 同二十八年訓令甲第二號(陸軍後備後備兵卒陸海軍豫備後備員滿期ノトキ名簿ニ關スル件) 廢止 (訓)陸軍甲第二號(四) 五八
- 陸軍豫備後備下士卒卒簡點呼施行規則及明治十九年達丙第七號廢止 (達)陸軍第四十二號(四) 一五五
- 陸軍豫備後備補充兵國民兵役中餘人ヲ以テ代フヘカササル職ニ在ル者取調通報ノ件 (訓)陸軍甲第七號(三) 一〇〇
- 陸軍豫備後備後及補充兵ニシテ海員タル者届出ノ件 (省)陸軍第二十六號(三) 五五
- 明治二十四年勅令第九十九號(豫備後備ノ文官召集中俸給支給方) 中改正 (勅)第九十九號(四) 二〇二
- 明治二十七年勅令第九十九號(海軍豫備後備ノ軍籍ニ在ル文官召集中俸給支給ノ件) 中改正 (勅)第四百四十二號(三) 八八
- 豫備艦ニ先任職ヲ掲グル場合旗章掲揚方 (達)海軍第六十一號(二) 六〇七

- 尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員免許檢定豫備試驗施行場所ノ件 (省)文部第三號(三) 一四〇
- 尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定豫備試驗日時制 (告)文部第七號(四) 一五二
- 明治三十年度歲出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ルノ件 (勅)第十七號(四) 一九七
- 特別會計ノ豫算中第一豫備金支出ノ件 (勅)第一百十八號(四) 二〇一
- 海上衝突豫防法中改正加除 (法)第四十三號(四) 八二
- 傳染病豫防法制定傳染病豫防規則廢止 (法)第三十六號(四) 六七
- 傳染病豫防法施行規則 (省)內務第十一號(五) 六九
- 傳染病豫防法施行細則ノ件 (省)拓殖務第四號(五) 七三
- 傳染病豫防法ニ據ル消毒方法 (省)內務第十三號(五) 七六
- 傳染病豫防法ニ據ル消毒方法ニ據ル消毒方法ノ件 (省)拓殖務第六號(五) 八一
- 傳染病豫防法中補助ニ關スル件 (省)內務第十八號(七) 二七三
- 傳染病豫防委員及檢疫委員設置規程 (省)拓殖務第五號(五) 七三
- 傳染病豫防法ニ依リ汽車船舶檢疫施行方 (省)拓殖務第九號(八) 二九五
- 明治十八年甲第三十一號達(虎列刺病流行地方ヨリ古著種豫輸送禁止ノ件) 外一件廢止 (訓)內務第九號(五) 一八一
- 陸軍部內傳染病豫防規則中改正 (省)陸軍第十一號(四) 六六
- 陸軍部內傳染病豫防規則改正 (達)陸軍第七十號(五) 二二三
- 陸軍馬匹傳染病豫防規則制定軍馬傳染病取扱規則廢止 (達)陸軍第四十三號(四) 一五五
- 獸疫豫防法施行細則 (省)農商務第一號(二) 一
- 獸疫豫防心得 (告)農商務第四號(三) 六五
- 牛疫發生ニ附キ豫防注意ノ件 (告)農商務第十三號(五) 一七二
- 牛疫發生ニ附キ豫防注意ノ件 (告)農商務第三十二號(八) 四五六
- 第三高等學校ニ大學豫科ヲ第五高等學校ニ工學部ヲ設置ス (省)文部第三號(四) 六三
- 種馬牧場及種馬所馬匹預托規則 (訓)農商務第一號(一) 一
- 拓殖務省官制廢止 (勅)第二百九十四號(七) 五〇六

[臺灣]

- 臺灣銀行法 (法)第三十八號(四) 七四
- 明治二十九年法律第九十二號(臺灣ニ會計検査院支應設置ノ件)中附則追加 (法)第二十五號(三) 四三
- 臺灣總督府特別會計法 (法)第二號(三) 一
- 臺灣總督府特別會計規則 (勅)第二十七號(三) 九五
- 臺灣總督府特別會計規則中改正 (勅)第三百十七號(九) 五七四
- 臺灣總督府特別會計ニ要スル諸報告書仕拂命令領收證計算書等様式 (省)大藏第五號(三) 七
- 臺灣總督府特別會計金庫出納事務規程 (訓)大藏第十號(三) 二九
- 臺灣總督府特別會計ニ關スル返納告知書ニ記入ノ件 (訓)拓殖務第六號(三) 四二
- 明治三十年度臺灣總督府特別會計課入科目表 (訓)拓殖務第十五號(四) 七九
- 臺灣ニ於ケル貨幣及銀行ニ關スル事務主管ノ件 (勅)第九號(三) 五七
- 臺灣ニ於テ政府極印附一圓銀貨幣公納使用ノ件 (勅)第三百七十四號(一〇)六九六
- 臺灣在勤及威海衛占領軍出納官吏取扱ノ政府極印付一圓銀貨出納計算整理手續 (訓)大藏第七十四號(一)三三三
- 臺灣在勤及威海衛占領軍出納官吏取扱ノ政府極印付一圓銀貨出納計算整理手續中改正追加 (訓)大藏第七十九號(二)三三九
- 臺灣經費取扱順序改正 (訓)拓殖務第五號(三) 五九
- 臺灣歳入取扱規程及明治二十九年訓令第十八號(金庫開設ニ附キ現金前渡及出納官吏任免並報告等ノ件)中改正追加 (訓)拓殖務第十八號(六) 一八八
- 臺灣總督府所屬官吏遺族扶助法納金及製履費納金收入取扱手續 (訓)拓殖務第四號(三) 二九
- 臺灣在勤ノ收入官吏出納官吏金庫ニ現金拂込並監守證送付ノ件 (省)大藏第一號(二) 五
- 歲出經常部恩賞諸條ノ仕拂ヲ臺灣總督府ニ委任ノ件 (訓)大藏第十二號(三) 四三
- 臺灣守備隊及要塞砲兵隊ニ係ル委任經理ニ關スル經費物品ノ検査責任解除委託ノ件 (達)陸軍第五百五十二號(二)五九五
- 臺灣事務局官制 (勅)第二百九十五號(九) 五〇六
- 臺灣總督府條例中改正追加 (勅)第二百九十七號(九) 五〇九
- 臺灣總督府官制制定臺灣總督府條例臺灣總督府民政局長官制臺灣總督府事務局官制及臺灣總督府民政局土木部官制廢止 (勅)第三百六十二號(一〇)六八一
- 臺灣總督府地方官官制改正 (勅)第三百五十二號(五) 二五六
- 臨時臺灣燈塔建設部官制廢止 (勅)第四十一號(三) 一〇

- 臺灣總督府巡查看守教習所官制 (勅)第九十三號(四) 一六三
- 臺灣總督府醫院官制 (勅)第五百五十五號(五) 二六五
- 臺灣總督府製藥所官制改正 (勅)第四百六十二號(五) 三四八
- 臺灣總督府撫慰醫官制改正 (勅)第四百六十三號(五) 三四九
- 臺灣總督府登臺所官制第五條第六條中改正 (勅)第三百六十四號(五) 三五〇
- 臺灣總督府測候所官制第六條中改正 (勅)第三百六十五號(五) 三五二
- 臺灣總督府郵便及電信局官制中改正 (勅)第三百六十六號(五) 三五二
- 臨時臺灣電信建設部官制廢止 (勅)第二百八十六號(八) 四九五
- 臺灣總督府稅關官制同郵便及電信局官制同登臺所官制同測候所官制同巡查看守教習所官制同製藥所官制同國語學校官制中改正削除 (勅)第三百六十五號(一〇)六八七
- 臺灣總督府評議會章程第二條改正 (勅)第三百六十一號(五) 三四七
- 臺灣總督府評議會章程中改正 (勅)第四百一十一號(二)七六八
- 臺灣事務局職員官等俸給ノ件 (勅)第二百九十八號(九) 五二〇
- 臺灣總督府職員官等俸給令中改正追加 (勅)第三百六十七號(五) 三五三
- 臺灣總督府判任文官特別俸支給ノ件 (勅)第三百六十八號(五) 三五四
- 臺灣總督府職員官等俸給令制定從前ノ同令及明治二十九年勅令第七十號(民政局臨時土木部長及事務官官等俸給ノ件)同三十年勅令第六十八號(判任文官特別俸ノ件)廢止 (勅)第三百六十六號(一〇)六八八
- 臺灣總督府地方高等官官等俸給ノ件制定臺灣總督府職員官等俸給令中地方高等官ニ關スル規程廢止 (勅)第三百五十三號(五) 二六二
- 臺灣總督府地方高等官官等俸給ノ件第二條中追加 (勅)第三百七十八號(一〇)六〇一
- 臺灣總督府醫院高等官官等俸給ノ件制定臺灣總督府職員官等俸給令中縣病院高等官及島嶼支廳醫員ニ關スル規程廢止 (勅)第三百五十六號(五) 二六六
- 待命外交官臺灣總督府ノ高等文官ニ兼任ノトキ俸給ニ關スル件 (勅)第三百九號(九) 五二七
- 臺灣總督府海軍幕僚附海軍判任文官ノ任用及俸給等ニ關スル件 (勅)第三百九十一號(二)七六八
- 明治二十八年勅令第六十號(臺灣島澎湖島沿岸航海加俸ノ件)廢止 (勅)第四百一十一號(二)七六六
- 臺灣在勤陸軍武官ノ買役停年加算ニ關スル件 (勅)第三百三十五號(四) 二二九
- 臺灣島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則中改正追加 (勅)第五十號(三) 一一七

- 臺灣島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則第四條中追加
(勅)第二百五十九號(八) 四六六
- 臺灣島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則第三條第四條中追加
(勅)第二百八十九號(八) 五〇一
- 臺灣島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則第四條中改正追加
(勅)第三百七十二號(二〇) 六九五
- 臺灣島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則第四條中改正
(勅)第三百八十七號(二〇) 七〇一
- 臺灣島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則中改正追加
(達)陸海軍第三十號(三) 一三六
- 臺灣島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則中改正追加
(達)陸海軍第九十九號(八) 三九四
- 臺灣島及澎湖島駐衛陸軍部隊給與規則中改正追加
(達)陸海軍第二百二十一號(二〇) 五二四
- 臺灣島及澎湖島駐在海軍軍人軍團給與規則第六條第九條中改正追加
(勅)第七十號(六) 三五八
- 臺灣島及澎湖島駐在海軍軍人軍團給與規則施行細則第十五條中刪除
(達)海軍第三十四號(三) 二四八
- 臺灣島及澎湖島駐在海軍軍人軍團給與規則施行細則第二十一條改正
(達)海軍第三十八號(四) 二六三
- 臺灣島及澎湖島駐在海軍軍人軍團給與規則施行細則中改正追加
(達)陸海軍第六十七號(八) 三〇八
- 臺灣島及澎湖島駐在海軍軍人軍團給與規則施行細則中第三表改正
(達)海軍第五十八號(二) 六〇四
- 臺灣總督府軍務局海軍部使役ノ雇員備人給與ニ關スル件
(達)海軍第四十九號(五) 一九三
- 臺灣並在外陸軍雇員備人死傷手當金給與規則
(省)海軍第五號(五) 八三
- 臺灣並在外陸軍雇員備人死傷手當金給與規則
(勅)第四百三十三號(五) 二二一
- 臺灣總督府縣、廳及辨務署參事ニ手當金支給ノ件
(勅)第五百四十四號(五) 二六四
- 明治十五年太政官第六十七號(用)祭扶助療治料支給ノ件ヲ臺灣ニ施行ス
(勅)第八十六號(四) 一五五
- 明治二十九年勅令第八十一號(臺灣總督府雇員備人員食料補給ノ件)中追加
(勅)第九十號(四) 一六九
- 臺灣總督府文官判任以上ノ者臺灣旅行旅費規則
(勅)拓殖務第七號(四) 七三
- 臺灣總督府雇員備內地旅行旅費ノ件
(勅)拓殖務第八號(四) 七四

- 臺灣總督府雇員備員臺灣旅行旅費規則
(勅)拓殖務第九號(四) 七四
- 臺灣總督府警察司職吏員旅費規則
(勅)拓殖務第十號(四) 七五
- 臺灣總督府警察官吏受持區內出張及巡迴旅費規則
(勅)拓殖務第十一號(四) 七六
- 臺灣總督府職員判任以上ノ者及巡查看守歸鄉旅費規則
(勅)拓殖務第十四號(四) 七八
- 臺灣陸軍經營部條例
(勅)第十八號(三) 六二
- 臺灣陸軍糧餉部條例
(勅)第十九號(三) 六三
- 臺灣總督府陸軍幕僚條例
(勅)第三百六十三號(二〇) 六八五
- 臺灣總督府海軍幕僚條例
(勅)第三百六十四號(二〇) 六八五
- 臺灣總督府海軍幕僚條例別表改正
(勅)第四百三十七號(二〇) 八二四
- 臺灣陸軍補給廠條例制定臺灣陸軍糧餉部條例廢止
(勅)第三百七十七號(五) 五二五
- 臺灣陸軍補給廠服役規則
(達)陸海軍第三百二十九號(二〇) 五六八
- 臺灣陸軍補給廠運輸補給規程制定陸軍鐵道船舶輸送規則 臺灣及在外各部團隊軍需品追送規程廢止
(達)陸海軍第四百十號(二〇) 五七一
- 臺灣陸軍監督部條例
(勅)第三百三十六號(五) 六四七
- 臺灣守備混成旅團司令部條例第十二條中追加
(勅)第十七號(五) 六一
- 臺灣島及澎湖島駐在海軍軍人軍團給與規則施行細則中改正追加
(達)海軍第六十七號(六) 三〇八
- 臺灣島及澎湖島駐在海軍軍人軍團給與規則施行細則中第三表改正
(達)海軍第五十八號(二) 六〇四
- 臺灣總督府軍務局海軍部使役ノ雇員備人給與ニ關スル件
(達)海軍第四十九號(五) 一九三
- 臺灣並在外陸軍雇員備人死傷手當金給與規則
(省)海軍第五號(五) 八三
- 臺灣並在外陸軍雇員備人死傷手當金給與規則
(勅)第四百三十三號(五) 二二一
- 臺灣總督府縣、廳及辨務署參事ニ手當金支給ノ件
(勅)第五百四十四號(五) 二六四
- 明治十五年太政官第六十七號(用)祭扶助療治料支給ノ件ヲ臺灣ニ施行ス
(勅)第八十六號(四) 一五五
- 明治二十九年勅令第八十一號(臺灣總督府雇員備人員食料補給ノ件)中追加
(勅)第九十號(四) 一六九
- 臺灣總督府文官判任以上ノ者臺灣旅行旅費規則
(勅)拓殖務第七號(四) 七三
- 臺灣總督府雇員備內地旅行旅費ノ件
(勅)拓殖務第八號(四) 七四
- 臺灣守備混成旅團司令部條例中改正追加
(勅)第三百三十七號(五) 六四八
- 元臺灣守備混成旅團監督部職員職名換稱ノ件
(達)陸海軍第四百一十一號(二〇) 五七六
- 臺灣工兵廠條例第二條中改正
(勅)第三十號(三) 一〇一
- 臺灣武庫條例第二條中改正
(勅)第三十一號(三) 一〇二
- 臺灣武庫條例及臺灣工兵廠條例廢止
(勅)第三百四十四號(五) 五二七
- 臺灣兵器修理所條例中改正追加
(勅)第三十二號(三) 一〇三
- 臺灣兵器修理所條例廢止
(勅)第三百五十五號(五) 五二〇
- 陸軍兵器廠條例、築城部條例制定ニ附キ職名換稱ノ件
(達)陸海軍第五號(五) 三九八
- 陸軍兵器廠條例、築城部條例制定ニ附キ現行令達中心得方
(達)陸海軍第六號(五) 三九九
- 兵器廠及臺灣砲兵工廠設置ニ附キ署、庫名變換ノ件
(達)陸海軍第七號(五) 三九九
- 臺灣憲兵隊條例廢止
(勅)第三百三十二號(五) 六三〇
- 臺灣憲兵隊條例廢止ニ附キ元同隊ノ將校以下職名換稱ノ件
(達)陸海軍第十七號(五) 四三八
- 憲兵條例改正ニ附キ臺灣憲兵隊換稱ノ件
(達)陸海軍第十八號(五) 四三八
- 臺灣砲兵部編制表及同假規則廢止
(達)陸海軍第十四號(三) 四四

- 臺灣及在外各部軍隊軍需品運送規程別表改正 (逕)陸海第四十號(四) 一五三
- 明治二十九年陸海第五十九號(在臺灣軍人軍屬傷疾疾病ニ依リ内地へ轉送取扱方)中改正追加 (逕)陸海第四十一號(四) 一五四
- 明治二十九年陸海第五十九號(在臺灣軍人軍屬傷疾疾病ニ依リ内地へ轉送取扱方)中追加 (逕)陸海第五十九號(四) 一五四
- 陸軍刑法及海軍刑法ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第八十五號(四) 一五五
- 戒嚴令ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第一百號(四) 一七〇
- 海底電信線保護萬國聯合條約附則ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第二百八十四號(八) 四九四
- 郵便聯合國郵便切手額保護法ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第二百八十五號(八) 四九四
- 臺灣鐵道會社保護ニ關スル件 (勅)第七十四號(六) 三六一
- 臺灣鐵道會社鐵道敷設用材料輸入稅免除規則 (律)第八號(七) 一三
- 臺灣總督府各官廳執務時限 (臺府)第三十七號(八) 五三
- 臺灣總督府稅關職員限額 (勅)第二十四號(三) 七三
- 臺灣總督府及北海道監獄巡査服制ノ件 (勅)第三號(二) 三一
- 臺灣總督府巡査服制施行期日 (臺府)第二號(一) 五

- 典獄分監長看守長及看守服制並提燈徽章、看守給與品及貸與規則ヲ臺灣總督府ニ施行期日ノ件 (勅)第十六號(三) 六一
- 明治二十九年府令第十八號(臺灣總督公布式ノ件)中追加 (臺府)第三十四號(八) 五一
- 臺灣總督府管内街庄社ニ長ヲ置クノ件 (勅)第五百五十七號(五) 二六七
- 街庄社長設置規程 (臺府)第三十號(七) 四八
- 稅關規則第四十九條ノ除外例ニ關スル件 (勅)第三百七十三號(一〇) 六九五
- 臺灣鐵道敷設工事ニ要スル土石竹類無償下付ノ件 (勅)第三百八十九號(一〇) 七二六
- 臺灣阿片令 (律)第二號(三) 三
- 臺灣阿片令施行規則 (臺府)第六號(三) 七
- 臺灣住民内地渡航證規則 (臺府)第十六號(五) 二四
- 臺灣中央衛生會規則 (臺府)第八號(三) 一三
- 臺灣中央衛生會規則中改正 (臺府)第六十三號(三) 七一
- 臺灣鑛業規則施行細則中追加 (臺府)第十號(四) 一七
- 臺灣鑛業規則施行細則第十六條中追加 (臺府)第三十八號(八) 五三
- 臺灣地租規則施行細則第七條第八條改正 (臺府)第三十六號(八) 五一
- 臺灣總督府國語學校規則第二十五條中追加 (臺府)第三十五號(八) 五一

- 臺灣總督府國語學校規則第二十二條中改正追加 (臺府)第四十二號(九) 五六
- 臺灣總督府國語傳習所規則中追加 (臺府)第五十二號(二) 六三
- 臺灣總督府國語學校並國語傳習所給費生支給規則中改正追加 (臺府)第二十四號(七) 三七
- 臺灣總督府國語學校並國語傳習所給費生支給規則中追加 (臺府)第三十二號(七) 四八
- 臺灣總督府國語傳習所增設 (臺府)第十一號(四) 一七
- 臺灣總督府國語學校第四附屬學校設置 (臺府)第二十七號(七) 四八
- 臺灣總督府國語學校第四附屬學校規程 (臺府)第二十八號(七) 五九
- 國語傳習所ニ於テ學齡兒童教育ノ件 (臺府)第五十號(三〇) 六二
- 臺灣總督府民政局學務部出版圖書拂下規程 (臺府)第七號(三) 一一
- 澎湖基隆間固定軍用電信ヲ公衆通信用ニ供ス (勅)第二百三十一號(七) 四二六
- 軍用電信線ヲ普通電信線トシテ通信大臣又ハ臺灣總督ノ管理ニ屬セシム (勅)第二百八十七號(八) 四九三
- 軍用電信ニ由リ臺灣ニ發著スル公衆電報取扱開始 (告)遞信第百八十一號(七) 三八七

- 臺灣諸島各地電報料金中追加 (告)遞信第二十九號(三) 四九
- 臺灣諸島各地電報料金ヲ定メ明治二十九年告示第十六號同件ヲ廢ス (告)遞信第百七十四號(七) 三七四
- 臺灣諸島各地電報料金中改正 (告)遞信第百八十八號(七) 三九二
- 臺灣諸島各地電報料金中削除 (告)遞信第二百八十六號(一〇) 五〇八
- 臺灣ニ發著及經過ノ電報取扱停止ノ件 (告)遞信第二百三十一號(八) 四九七
- 臺灣ヨリ濟南福州ヲ經テ内地ニ至ル電報料金 (告)臺灣總督府第三十五號(七) 三九四
- 臺灣官有森林原野及產物特別處分令ニ依リ賣渡シタル土地ノ地租ニ關スル件 (律)第三號(三) 七
- 臺灣島第一ノ高山名稱ノ件 (告)拓殖務第六號(七) 三七六
- 臺灣島各開港市場外國人雜居地區 (告)臺灣總督府第二十三號(五) 一七三
- 臺灣ヨリ來ル船舶檢疫停止 (告)內務第四號(一) 五
- 臺灣ニ於ケル「ベスト」ニ就キ船舶檢疫實施 (告)內務第三十七號(五) 一七四
- 檢疫ヲ受クヘキ船舶寄停所ノ件 (告)內務第三十八號(五) 一七四
- 明治三十年告示第三十七號改正 (告)內務第四十四號(六) 三三七

- 明治三十年告示第四十四號施行停止 (告)内務第五十六號(九) 四五九
- 〔臺帳〕○チノ部帳簿ノ項參看 (訓)農商務第三十二號(二三三六)
- 保安林査覈規程 (訓)農商務第三十二號(二三三六)
- 〔大喪〕
- 皇太后陛下 崩御 (告)宮内第二號(二) 五
- 皇太后陛下 崩御ニ附キ廢朝 (告)宮内第三號(二) 五
- 皇太后陛下 崩御ニ附キ宮中喪 (告)宮内第四號(二) 六
- 宮中喪間參内ノ節喪服用方 (告)宮内第五號(二) 六
- 明治三十年告示第五號中加除 (告)宮内第六號(二) 一四
- 皇太后陛下御陵所 (告)宮内第七號(二) 二六
- 皇太后陛下御葬送御發着制 (告)宮内第八號(二) 二六
- 皇太后陛下御稱號 (告)宮内第九號(二) 四六
- 英照皇太后御陵號 (告)宮内第十一號(二) 五三
- 宮中喪ニ附キ紀元節當日參賀參拜賀表奉呈ニ及ハス (告)宮内第十號(二) 四九
- 宮中喪ニ附キ天長節當日參賀賀表奉呈ニ及ハス (告)宮内第十九號(一〇六五四)
- 宮中喪ニ附キ明治三十一年新年式行ハセラレサルニ依リ參賀賀表奉呈ニ及ハス (告)宮内第二十一號(三三八三)
- 天長節當日禮砲施行セサル件 (達)陸軍第四百七十七號(二二五八五)
- 宮中喪第一期第二期間軍樂喇叭ノ吹奏及禮砲停止ノ件 (達)陸軍第七號(二) 五
- 宮中ニ大喪使ヲ置ク (達)宮内甲第一號(二) 二
- 皇太后陛下御葬送ノ節大宮御所月輪山ノ間供奉及月輪山御齋場參列ヲ命セラレタル者ノ件 (告)大喪使第一號(二) 三
- 皇太后陛下青山御所御發着ノ節、京都御所ノ節供奉員及青山假停車場、京都大宮御所前奉送迎者並月輪山御齋場參列ヲ許サレタル者ノ件 (告)大喪使第二號(二) 三八
- 大喪使廢止 (達)宮内甲第三號(二) 一九
- 大喪ニ附キ各地方慰問救濟 (詔)一月三十一日(二) 一
- 定役ニ服スヘキ囚人服役特免ノ件 (勅)第五號(二) 四一
- 大喪ニ附キ減刑ノ件 (勅)第七號(二) 五五
- 大喪ニ附キ大赦ノ件 (勅)第八號(二) 五五
- 宮内官吏懲戒懲罰免除ノ件 (達)宮内甲第二號(二) 五五
- 陸軍懲罰令ニ依リ處分セラレタル者特免ノ件 (達)陸軍第五號(二) 二
- 海軍懲罰令ニ依リ處分セラレタル者特免ノ件 (達)海軍第一號(二) 二
- 減刑及大赦ニ關スル件 (達)陸軍總督府一月三十一日(二) 一
- 皇太后陛下 崩御ニ附キ臣民ノ喪期 (達)第一號(二) 一

- 皇太后陛下 崩御ニ附キ歌聲音曲停止 (達)第二號(二) 一
- 臣民喪期間掲揚スル國旗ノ件 (告)内閣第一號(二) 二
- 臣民喪期間文官喪章ノ件 (告)内閣第二號(二) 一四
- 定例ナキ場合ニ於ケル禮裝及喪章ノ件 (告)内閣第三號(二) 二二
- 皇太后陛下御葬送ニ附キ各官廳事務休停ノ件 (告)内閣第四號(二) 四六
- 神官神職服裝ノ件 (訓)内務第一號(二) 七
- 神職服裝ノ件 (訓)拓殖務第二號(二) 八
- 神道各教派管長教師服裝ノ件 (訓)内務第二號(二) 七
- 佛道各宗派僧侶服裝ノ件 (訓)内務第三號(二) 八
- 臣民喪期間海軍軍人喪章ノ件 (告)海軍第一號(二) 一六
- 臣民喪期間海軍軍人喪章ノ件 (告)海軍第一號(二) 一六
- 臣民喪期間海軍軍人喪章ノ件 (告)司法第二號(二) 一九
- 臣民喪期間公私立學校喪章等ノ件 (訓)文部號外(二) 六
- 大喪ニ關シテ公私立學校ヘ訓示ノ件 (訓)文部號外(二) 八
- 〔大學〕○陸海軍大學校ハカノ部學校ノ項ニ屬ス (勅)第二百八號(六) 三九六
- 帝國大學改稱 (勅)第二百八號(六) 三九六
- 帝國大學官制中改正 (勅)第九十六號(四) 一六六
- 東京帝國大學官制制定帝國大學官制廢止 (勅)第二百十號(六) 三九七
- 明治二十六年勅令第九十三號(帝國大學各分科大學講堂ノ件)中改正追加 (勅)第九十七號(四) 一六七
- 明治二十六年勅令第九十三號(帝國大學各分科大學講堂ノ件)追加 (勅)第二百十三號(六) 四〇三
- 京都帝國大學ニ關スル件 (勅)第二百九號(六) 三九七
- 京都帝國大學官制 (勅)第二百一十一號(六) 三九九
- 京都帝國大學理工科大學開設 (勅)第二百十九號(六) 四〇八
- 京都帝國大學ノ位置 (省)文部第八號(六) 一七九
- 帝國大學教員俸給令中改正 (告)文部第十六號(七) 三九五
- 帝國大學及文部省直轄諸學校高等官等俸給令制定 (勅)第六號(四) 一七二
- 帝國大學文部省直轄諸學校及東京圖書館高等官等俸給令廢止 (勅)第七號(四) 一七四
- 帝國大學高等官等俸給令制定帝國大學教員俸給令及明治二十六年勅令第九十四號(各分科大學講堂ニ關スル職務分擔ノ件)並同三十年勅令第七號(帝國大學ニ關スル條項廢止 (勅)第二百十二號(六) 四〇一
- 帝國大學監督特別任用ノ件 (勅)第二百十四號(六) 四〇四
- 第三高等學校ニ大學漢科ヲ第五高等學校ニ工學部ヲ設置ス (省)文部第三號(四) 六五
- 帝國大學文部省直轄諸學校及帝國圖書館民事訴訟ニ關シテ國ヲ代表ス (省)文部第二十八號(二) 三三三

〔大隊〕

○步兵大隊旅制定明治十八年乙第四十六號同二十四年陸達第八十二號同二十六年陸達第九十九號同二十七年陸達第八十八號同二十九年陸達第六十九號同件廢止 (達)陸達第六十三號(三六六)

○鐵道大隊射擊演習施行方準據ノ件 (達)陸達第三號(一)

○大軍醫、大藥劑士 ○クノ部軍醫及ヤノ部藥劑

○大赦ニ附キ大赦ノ件 (勅)第八號(二) 五四

○減刑及大赦ニ關スル件 (勅)第八號(二) 五四

○大隅國大島郡及薩摩國川邊郡各島地租徵收期限 (法)第五號(三) 四

○國稅徵收法制定従前ノ同法及國稅納付法明治二十三年法律第四號(北海道並町村制ヲ施行セサル島嶼ノ國稅徵收ノ件)廢止 (法)第二十一號(三) 三四

○郡制ヲ施行セサル島嶼ヨリ選出スヘキ府縣會議員ノ選舉ニ關スル件 (勅)第二百二十七號(六) 四一九

○郡制ヲ施行セサル島嶼ヨリ選出スヘキ府縣會議員ノ選舉人名簿調製並提覽期日ノ件 (省)內務第二十四號(八) 三〇九

〔島嶼〕

○保安林ニ關スル規程ニ限リ森林法ヲ施行スヘキ島嶼指定 (勅)第四百四十四號(二)八二〇

○沖繩縣其他勅令ヲ以テ指定スル島嶼ノ保安林編入解除ニ關スル手續 (勅)第四百四十五號(三)八二二

○沖繩縣間切島吏員規程 (勅)第五十六號(三) 二二六

○沖繩縣間切島吏員ノ廢職ニ關スル者ニ支給スヘキ一時給與金ノ件 (勅)第五十七號(三) 二二九

○沖繩縣間切島吏員規程ニ依リ事務引繼並廢職者給料ノ件 (省)內務第五號(三) 四四

○沖繩縣間切島吏員規程ニ依リ設置ノ役場稱呼ノ件 (省)內務第三十一號(三) 一三九

○薩東廳管下紅頭嶼ニ渡航セントスル者同歸ノ許可ヲ受クルヲ要ス (省)內務第五十八號(二) 六七

〔隊附、隊外〕

○陸軍埋葬規則制定陸軍隊附准士官下士埋葬規則並戰時陸軍埋葬規則廢止 (省)陸軍第二十二號(八) 三〇九

○官衙學校附設醫務規則制定陸軍隊附醫官服務規則廢止 (達)陸達第二十九號(三) 一三四

○既設隊ニ入隊ノ現役士官候補生ニシテ士官學校卒業後ノ者新設隊ニ轉屬ノ件 (達)陸達第九號(三) 二二九

○陸軍地方幼年學校附下士ヲ隊外ニ採用ノ件 (達)陸達第六十九號(五) 二二二

〔待遇〕

○林業巡迴教師ノ待遇任免及官等級配當ノ件 (勅)第四十六號(三) 一一四

〔待命〕

○待命外交官臺灣總督府ノ高等文官ニ兼任ノトキ俸給ニ關スル件 (勅)第三百九號(九) 五二七

〔退隱〕

○退隱料及扶助料受領ノ際生存證書添付ノ件 (省)大藏第十二號(七) 二九一

〔貸與、貸借〕

○看守給與品及貸與規則ヲ臺灣總督府ニ施行期日ノ件 (勅)第十六號(三) 六一

○巡查給與品及貸與品規則 (勅)第三百三十九號(一〇)六五一

○貸與品表中削除 (達)海軍第五十八號(五) 二二二

○工事ノタメ買収又ハ收用シタル土地貸付ノ件 (勅)第十五號(三) 六〇

○稅關經費ニ關スル物件ノ借入貸却ニ關スル契約稅關長締結ノ件 (訓)大藏第四十六號(七) 二四八

○外國人ニ對シ土地建物賣渡讓與交換貸渡賃入書入ニ關スル規則 (省)府第十五號(五) 二四

〔代理、代人〕

○臺東地方法院ノ事務代理法院改定 (省)府第四十五號(九) 五七

○地方法院附屬其事務代理ノ件 (省)府第五十四號(二) 六六

○辨務署ニ於ケル民事訴訟ノ調停ニ代人ヲ許サ、ル件 (省)府第六十號(三) 七〇

〔代表〕

○帝國大學文部省直轄學校及帝國圖書館民事訴訟ニ就キ國ヲ代表ス (省)文部第二十八號(二)四三三

○製鐵所民事訴訟ニ就キ國ヲ代表ス (省)農商務第十二號(七) 二八二

〔代料〕

○小林區署用品代料支給規則改正 (訓)拓殖務第九號(四) 一六八

〔滞納〕

○國稅徵收法制定従前ノ同法及國稅納付法明治二十三年法律第四號(北海道並町村制ヲ施行セサル島嶼ノ國稅徵收ノ件)廢止 (法)第二十一號(三) 三四

○滞納處分囑托ノ件 (省)內務第二十二號(七) 二九一

〔種馬〕

○種馬検査法 (法)第十二號(三) 一一

○種馬検査法施行細則 (省)農商務第四號(五) 八四

○種馬検査法施行細則第二條第八條中追加 (省)農商務第十五號(九) 三二九

○種馬牧場及種馬所馬匹預托規則 (訓)農商務第一號(二) 一

- 奥羽種馬牧場ノ事務取扱場所 (告)農商務第一號(一) 一四
- 九州種馬牧場事務取扱開始 (告)農商務第七號(四) 一五二
- 熊本種馬所事務取扱開始 (告)農商務第八號(四) 一五四
- 宮城種馬所事務取扱開始 (告)農商務第十二號(四) 一六八
- 種馬所ノ名稱位置 (告)農商務第二十三號(七) 三九五
- 〔煙草〕
- 煙草製造營業者煙草稅現金收納ニ關スル件 (法)第四十號(四) 七九
- 明治三十年法律第四十號(煙草製造營業者煙草稅現金收納ニ關スル件)施行ニ關スル規程 (勅)第三百四十號(一〇)六五四
- 不用煙草印紙處分ニ關スル件 (勅)第四百五十二號(二)八二九
- 煙草仲買人及葉煙草耕作者葉煙草納付規程 (省)大藏第十七號(九) 三一九
- 煙草仲買人並葉煙草耕作者ヨリ納付スル葉煙草ニ對シ交付スヘキ賠償金表 (告)大藏第八十號(二)七三七
- 煙草、證券、賣藥印紙手形用紙賣下代金及小切手押印稅ノ收入取扱ノ件 (訓)大藏第三十五號(六) 二〇九
- 〔建物〕
- 明治二十八年法律第二十六號(官給ニ係ル也田兵ノ建物及馬匹讓與貸入借入ニ關スル件)改正 (法)第四十二號(四) 八一
- 明治二十一年訓令第二十六號(監獄内建物中稟請ヲ經ス處分後報告方)同二十二年訓令第二十七號(同上)廢止 (訓)內務第十一號(五) 一八五
- 明治二十一年內務省訓令第二十六號(監獄内建物中稟請ヲ經ス處分後報告方)同二十二年同第二十七號(同上)廢止 (訓)拓殖務第二十一號(八) 二四九
- 古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物指定 (告)內務第八十七號(二)八四四 (舊府)第十五號(五) 二四
- 外國人ニ對シ土地建物賣渡讓與交換貸渡賃入書入ニ關スル規則 (舊府)第十五號(五) 二四
- 〔炭庫〕
- 竹敷炭庫ヲ廢ス (達)海軍第二十九號(三) 一四一
- 中城灣炭庫及基隆炭庫設置 (達)海軍第三十一號(三) 一四一
- 各地炭庫ヲ需品支庫トシ所在地名ヲ冠ス (達)海軍第三十四號(一〇)五四一
- 〔鍛工、鍛冶〕
- 陸軍工卒教育規則制定鑛工木工鍛工諸卒教育規則廢止 (達)陸軍第九十一號(七) 三六七
- 明治二十三年達第三百六十七號(鍛冶手ヲ機關手ニ轉職セシメ得ル件)廢止 (達)海軍第八十六號(八) 三九一

- 〔彈丸、彈履〕
- 軍艦射擊用彈丸年額表中追加 (達)海軍第二百二十二號(一〇)五三三
- 海岸砲用彈履制式 (達)陸軍第八十七號(七) 三六四
- 〔端舟〕
- 明治二十一年達第五百五十四號(艦隊運動及端舟信號施行ノ件)廢止 (達)海軍第七十六號(二)六四九
- 〔兌換〕
- 兌換銀行券條例中改正追加 (法)第十八號(三) 三三
- 〔當直〕
- 當直艦規則 (達)海軍第六十二號(六) 三〇一
- 當直艦規則第一條中改正 (達)海軍第六十二號(二)六〇七
- 〔刀帶〕
- 各種刀帶並帶革穿孔增加及七番米野砲前車砲兵靴馬具屬品中改正 (達)陸軍第二百二十二號(一〇)五二四
- 〔聯隊〕
- 聯隊區司令部條例第八條第九條中改正削除 (勅)第二十二號(三) 七一
- 聯隊區司令部服務規則中改正削除 (達)陸軍第二十六號(三) 二二七
- 新設スヘキ騎兵聯隊第二中隊ニ於ケル軍醫隊醫軍吏ノ事務兼掌ノ件 (達)陸軍第四百三十三號(一〇)五八三
- 〔連發銃〕
- 村田連發銃實包改正 (達)陸軍第六十號(五) 一九四
- 村田連發銃擬製實包改正 (達)陸軍第五十二號(四) 一八三
- 村田連發銃擬製實包改正及修正 (達)陸軍第三十八號(一〇)五六八
- 連發騎銃實革附屬制式 (達)陸軍第六十二號(二)六六一
- 村田連發銃保存法 (達)海軍第六十五號(六) 三〇五
- 村田連發銃保存法中改正 (達)海軍第八十八號(八) 三九二
- 〔練習〕
- 海軍少尉候補生實務練習規則 (達)海軍第一百八號(九) 五二四
- 海軍少尉候補生實務練習規則 (達)海軍第一百九號(九) 五二七
- 海軍少尉候補生實務練習規則改正 (達)海軍第九十五號(九) 四一〇
- 海軍少尉候補生實務練習規則中改正追加 (達)海軍第六十九號(二)六四一
- 信號練習生規則第十一條第十二條中改正 (達)海軍第二號(一) 三
- 海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書及證書式 (達)海軍第三號(一) 三

○海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書狀書式 追加 (達)海軍第二十五號(三) 二一九	○海軍水雷術練習所規則、海軍砲術練習所規則各第十四條機關工練習所規則第十條中改正 (達)海軍第四十四號(四) 一七九
○海軍砲術練習所條例改正 (勅)第三百二十八號(九) 六〇五	○海軍兵學校機關學校砲術、水雷術、機關術各練習所橫須賀、吳、佐世保ノ各病院准士官下士卒及判任文官定員職別表 (達)海軍第二百二十八號(二〇)五二九
○海軍砲術練習所規則改正 (達)海軍第六號(九) 四六七	○海軍兵學校機關學校砲術、水雷術、機關術練習所及各病院教員員數表 (達)海軍第七十九號(二)六六〇
○海軍砲術練習所教程改正 (勅)第三百二十九號(九) 六〇九	○明治二十二年達第四百五十五號(鎮守府部内及學校病院練習所勤務ノ下士卒通勤宿泊ニ關スル件) 同年達第三百七號(鎮守府主計部病院課監獄勤務ノ下士卒宿泊ニ關スル件)廢止 (達)海軍第二十二號(三) 二一八
○海軍水雷術練習所條例改正 (勅)第四百三十四號(二)八〇六	○陸軍兵器廢條例、築城部條例制定ニ附キ 現行令達中心得方 (達)陸軍第六號(九) 三九九
○海軍水雷術練習所規則改正 (達)海軍第七號(九) 四七二	○陸軍省主管事項ニ關シ 廳府縣令告示等發布ノトキ報告ノ件 (勅)陸軍甲第六號(二〇)三三七
○海軍水雷術練習所教程改正 (勅)第三百二十四號(九) 五九一	○禮式 (勅)第四百三十六號(二)八二二
○海軍機關術練習所條例改正 (勅)第四百三十五號(二)八一〇	○監獄官吏禮式 (勅)內務第二十五號(二)三三九
○海軍機關術練習所規則 (達)海軍第九號(九) 四八二	○海軍敬禮式 (達)海軍第六號(二) 五
○海軍機關術練習所教程 (達)海軍第一百五號(九) 四九九	
○海軍造船工練習所條例 (勅)第三百二十五號(九) 五九六	
○海軍造船工練習所條例別表改正 (勅)第四百三十六號(二)八二二	

○大喪ニ付定例ナキ場合ニ於ケル禮裝及喪章ノ件 (告)內閣第三號(一) 三三	○佛道各宗派僧侶服裝ノ件 (訓)內務第三號(一) 八
○禮裝 (勅)第六號(一) 四二	○增俸 (ホ)ノ部俸給ノ項ニ載ス
○海軍禮砲條例改正 (達)海軍第五十九號(五) 二二二	○租稅 (勅)第二百二十一號(六) 四〇九
○禮砲ニ就キ心得ノ件 (達)海軍第七號(一) 五	○國稅徵收法制定從前ノ同法及國稅納納處分法明治二十三年法律第四號(北海道並町村制ヲ施行セザル島嶼ノ國稅徵收ノ件)廢止 (法)第二十一號(三) 三四
○宮中喪第一期第二期間軍樂喇叭ノ吹奏及禮砲停止ノ件 (達)陸軍第七號(一) 五	○國稅徵收法施行規則 (勅)第二百二十一號(六) 四〇九
○天長節當日禮砲施行セザル件 (達)陸軍第四百七十七號(二)五八五	○國稅徵收法施行細則 (省)大藏第十號(六) 二〇六
○列席 (達)海軍第七十二號(二)六四四	○震災地方租稅特別處分法 (法)第二十二號(三) 四〇
○明治二十七年達第七十二號(卒業證書狀等授與式場列席員ノ件)改正 (達)海軍第七十二號(二)六四四	○水害地方租稅特別處分法 (法)第三十號(三) 五九
○療治 (勅)第八十六號(四) 一五五	○水害地租ノ免除請願方 (省)大藏第七號(四) 六三
○明治十五年太政官第六十七號(帛祭扶助療治料支給ノ件)ヲ修正施行ス (勅)第八十六號(四) 一五五	○大隅國大島郡及薩摩國川邊郡各島地租徵收期限 (法)第五號(三) 四
○總督 (達)海軍總督ハタノ部發給ノ項ニ載ス	○狩獵免許稅徵收ノ件 (法)第七號(三) 五
○總監 (勅)第三十八號(三) 一〇八	○市町村ニ於テ徵收スヘキ國稅ノ件 (法)第四十號(四) 七九
○陸軍監督總監陸軍軍醫總監限制 (勅)第三十八號(三) 一〇八	○國稅徵收事務取扱方 (勅)第九十五號(六) 三六六
	○國稅徵收ニ關スル諸帳簿ノ件 (訓)大藏第三十七號(六) 二二二

- 國稅賦課現計書及諸表様式改正 (訓)大藏第十八號(四) 八一
- 北海道地方稅取扱ノ件 (訓)大藏第八十一號(三)三四一
- 市制町村制未施行地ノ國稅徵收事務取扱方 (訓)大藏第三十九號(六) 二二四
- 内國稅徵收費支辨旅費ノ件 (訓)大藏第五十四號(二)三五五
- 明治二十一年告示第九十五號(直接稅種目)中追加 (告)大藏第十一號(三) 一〇四
- 納稅告知書又ハ納付書ヲ以テ税金納付ノトキ領收ノ件 (訓)大藏第六十六號(一)〇三七
- 税金分納及市町村ヘ納付スヘキ國稅ニシテ督促狀發付以前上納ニ關スル件 (訓)大藏第六十五號(一)〇三七
- 滯納處分囑托ノ件 (省)内務第二十二號(七) 二九一
- 租稅歲入測定額證明規程改正 (達)會計検査院第一號(六) 三二〇
- 租稅歲入測定額證明規程中追加 (達)會計検査院第六號(二)六四〇
- 鐵道用地地租免除規則 (律)第七號(七) 一三
- 臺灣官有森林原野及產物特別處分令ニ依リ賣渡シタル土地ノ地租ニ關スル件 (律)第三號(三) 七
- 臺灣地租規則施行細則第七條第八條改正 (臺府)第三十六號(八) 五二
- 契稅規則 (律)第四號(三) 七
- 契稅規則施行細則 (臺府)第九號(三) 一四
- 高等師範學校卒業生服務規則改定明治十九年省令第六號(服務ノ狀況報告方)廢止 (省)文部第十一號(七) 二八三
- 女子高等師範學校卒業生服務規則 (省)文部第十二號(七) 二八五
- 女子高等師範學校卒業生服務規則第一條第六條中追加 (省)文部第二十三號(二)〇三五〇
- 既設隊ニ入隊ノ現役士官候補生ニシテ士官學校卒業後ノ者新設隊ニ轉屬ノ件 (達)陸達第九號(三) 二九
- 陸軍經理學校卒業生實務見學ノ件 (達)陸達第五百十號(二)九五二
- 砲工學校第七期學生入校及卒業期ノ件 (達)陸達第五百十九號(二)六四七
- 明治二十七年途第四百七十二號(卒業證書狀等授與式場列席員ノ件)改正 (達)海軍第七十二號(二)六四四
- 臺灣總督府測候所官制第六條中改正 (勅)第百六十五號(五) 三五二
- 臺灣總督府測候所官制中改正 (勅)第三百六十五號(二)〇六八七
- 陸地測量官任用規則中改正(勅)第百四十八號(五) 二三八
- 陸地測量部修技所生徒召募 (達)陸達第二十七號(三) 一三〇

- 陸地測量部修技所生徒臨時召募及志願者心得 (告)陸軍第十七號(九) 四九三
- 水路測量舟艇ノ掲揚スヘキ旗章 (達)海軍第十三號(三) 一〇六
- 水路測量舟艇ノ掲揚スヘキ旗章 (告)海軍第四號(三) 九四
- 貴族院事務局官制中速記技手追加 (勅)第三百四十九號(一)〇六六四
- 衆議院事務局官制中速記技手追加 (勅)第三百五十號(一)〇六六四
- 貴族院衆議院速記技手俸給令 (勅)第三百五十二號(一)〇六六五
- 會計検査院ニ速記技手ヲ匿ク (勅)第三百五十九號(一)〇六八〇
- 定期高速度試驗規則中改正追加 (達)海軍第五號(二) 五
- 高速度試驗規則制定定期高速度試驗規則廢止 (達)海軍第百號(九) 四三六
- 海軍軍人軍屬ヲ違背罪即決例ニ依リ處分シタルトキ所屬長官ニ通知ノ件 (訓)海軍第一號(五) 一八三
- 保安林損害算出規程 (省)農商務第二十一號(二)四三四
- 帝國大學文部省直轄學校及帝國圖書館民事訴訟ニ就キ國ヲ代表ス (省)文部第二十八號(二)四三三
- 製鐵所民事訴訟ニ就キ國ヲ代表ス (省)農商務第十二號(七) 二八二
- 辨務署長民事訴訟調停ノ件 (臺府)第三十一號(七) 四八
- 辨務署ニ於ケル民事訴訟ノ調停ニ代人ヲ許ササル件 (臺府)第六十號(三) 七〇
- 圖書、圖彙、圖面 (勅)第百十號(四) 一七七
- 帝國圖書館官制制定東京圖書館官制廢止 (勅)第百七號(四) 一七四
- 帝國大學及文部省直轄諸學校高等官等俸給令制定 (勅)第百七十一號(四) 一七八
- 帝國圖書館高等官等俸給令 (勅)第百七十一號(四) 一七八
- 帝國圖書館長司書長及司書任用ノ件 (勅)第百十四號(四) 一八〇
- 文部省視學官圖書審查官及圖書審查官補任用ノ件 (勅)第三百四十五號(一)〇六六〇
- 官立學校及圖書館會計規則第十五條第十六條中追加 (勅)第二百九十三號(九) 五〇五
- 官立學校及圖書館會計金庫出納事務規程書式中追加 (訓)大藏第十七號(四) 八一

- 帝國大學文部省直轄學校及帝國圖書館民事訴訟ニ就キ國ヲ代表ス (省)文部第二十八號(二三三三)
- 帝國圖書館開館 (告)文部第九號(四)一六七
- 小學校教科用圖書審查等ニ關スル規則第一條中追加 (省)文部第七號(五)一三三
- 教科用圖書檢定規則中改正追加 (省)文部第十八號(一〇三三四)
- 陸軍祕密圖書取扱規則 (達)陸軍第九百二十八號(一〇五四二)
- 海軍圖書管理規則第二條第八條中追加 (達)海軍第七十九號(七)三六一
- 臺灣總督府民政局學務部出版圖書拂下規程 (臺府)第七號(三)一一
- 工兵器具材料ノ圖彙名稱ノ件 (達)陸軍第九十四號(八)三七三
- 私設鐵道起業目論見書ニ添附スヘキ略圖ニ關スル細則 (省)遞信第五號(四)六四
- 明治二十九年省令第九號(私設鐵道條例第三條ニ列記スル線路圖面工事方法書並工費豫算書ニ關スル細則)改正 (省)遞信第三十五號(二)四〇九
- 電氣事業ニ就キ願書ニ添附スヘキ書類圖面ノ調製心得方 (告)遞信第七十六號(七)三七七
- 外交官領事官通譯官書記生通譯生定員令第一條中改正 (勅)第十號(三)五七
- 外交官領事官通譯官書記生通譯生定員令第一條中改正 (勅)第四十二號(三)一一〇
- 書記生及通譯生名稱ノ件 (勅)第二百九十二號(九)五〇五
- 陸軍通譯官特別任用ノ件 (勅)第三百八十一號(一〇七〇四)
- 海軍通譯官特別任用令 (勅)第三百六十九號(一〇六九二)
- 海軍通譯官年俸ノ件 (勅)第三百六十八號(一〇六九二)
- 通商
- 帝國ト白耳義國トノ通商航海條約 (勅)明治二十九年十一月(一)二〇
- 帝國ト秘魯共和國トノ通商航海條約 (勅)一月七日(二)三三
- 帝國ト伯利西爾合衆國トノ修好通商航海條約 (勅)二月二十日(三)六四
- 帝國ト亞米利加合衆國トノ通商航海條約第十六條ノ實施ニ關スル約定 (勅)三月十一日(三)九六
- 帝國ト瑞典諸國トノ通商航海條約及別約 (勅)五月二十二日(五)二四四
- 帝國ト和蘭國トノ通商航海條約 (勅)九月十五日(九)五三八
- 帝國ト瑞西國トノ修好居住通商條約 (勅)九月十五日(九)五五〇
- 帝國ト葡萄牙國トノ通商航海條約 (勅)十月二十七日(一〇七一一)
- 大不列顛殖民地ク#ンスランド通商航海條約ニ加入議定書 (告)外務第一號(三)一一〇
- 通商彙纂ノ刊行方並發賣ノ件 (告)外務第四號(五)一八七

- 中央氣象臺氣象通報規程中改正 (省)文部第十六號(九)三三六
- 氣象觀測通報規程 (達)海軍第七十三號(六)三三三
- 通譯
- 給與通譯規程 (達)海軍第九十二號(九)四〇六
- 明治二十三年達第九百二十四號(軍人軍屬所轄變換ノトキ給與上通譯書ノ件)廢止 (達)海軍第九十三號(九)四一〇
- 海軍下士卒現役中刑罰ニ處セラレタルトキ通知ノ件 (省)海軍第三號(三)三四
- 通信
- 臨時陸軍運輸通信部官制中改正追加 (勅)第六十三號(三)一三五
- 臨時陸軍運輸通信部官制廢止 (勅)第三百十五號(九)五七三
- 遞信事務官、遞信事務官、遞信事務官補特別任用令 (勅)第二百八十一號(八)四九二
- 鐵道書記補、遞信書記補特別任用令制定遞信省鐵道書記補郵便電信書記補及郵便爲替貯金書記補任用令廢止 (勅)第二百八十二號(八)四九三
- 那霸基隆間固定軍用電信ヲ公衆通信用ニ供ス (勅)第二百三十一號(七)四二八
- 琉球國八重山通信所公衆電報取扱開始 (告)遞信第九百八十二號(七)三八七
- 大隅琉球國中八通信所公衆電報取扱廢止 (告)遞信第二百三十二號(八)四九八
- 非常通信所設置ノ件 (告)臺灣總督府第十一號(三)二二五
- 非常通信所設置ノ件 (告)臺灣總督府第十八號(五)一七二
- 非常通信所設置ノ件 (告)臺灣總督府第二十一號(五)一七三
- 非常通信所設置ノ件 (告)臺灣總督府第二十八號(六)二四五
- 非常通信所設置ノ件 (告)臺灣總督府第三十號(六)二四五
- 非常通信所設置ノ件 (告)臺灣總督府第七十一號(二)八五七
- 郵便電信局非常通信事務開始ノ件 (告)臺灣總督府第四號(三)五七
- 電信取扱所非常電信事務開始ノ件 (告)臺灣總督府第二十六號(六)二二五
- 郵便電信局非常通信事務開始ノ件 (告)臺灣總督府第四十四號(八)四三四
- 非常通信所廢止ノ件 (告)臺灣總督府第五號(三)五七
- 非常通信所廢止ノ件 (告)臺灣總督府第四十三號(八)四三四
- 非常通信所廢止ノ件 (告)臺灣總督府第七十三號(二)八九七
- 臺東廳巴期街通信所廢止 (告)臺灣總督府第四十九號(九)四六六
- 石碇街非常通信所郵便事務廢止 (告)臺灣總督府第八號(三)六二
- 郵便電信局非常通信事務廢止ノ件 (告)臺灣總督府第九號(三)一〇九

○郵便電信局非常電信事務取扱廢止ノ件

(告) 臺灣總督府第十四號(四) 一五四

○非常通信事務取扱廢止ノ件

(告) 臺灣總督府第四十五號(八) 四三五

〔通勤〕

○明治二十二年達第四百四十五號(鎮守府部内及學校病院練習所勤務ノ下士卒通勤宿泊ニ關スル件) 同年達

第三百七號(鎮守府主計部病院課監獄勤務ノ下士卒宿泊ニ關スル件)廢止

(達) 海軍第二十二號(三) 二三八

ネノ部

〔年齢〕

○明治二十三年勅令第九十九號(海軍軍人現役年限年齡)第一條改正

(勅) 第四百四十八號(三) 八二四

〔年俸〕○ホノ部俸給ノ項ニ載ス

〔年金〕

○明治二十七八年役賞勳年金任拂未済ノモノヲ過年度支出トスルノ件

(訓) 大藏第四十二號(七) 二四七

〔年報〕

○年報ノ印刷及製本供給ノ競争者資格ノ件

(省) 文部第二十五號(一〇) 三二五

○軍艦機關日誌改正、平艦機關日誌摘要報告廢止及機關月報、季報、半年報制定

(達) 海軍第七十一號(六) 三四一

○水雷艇機關日誌改正機關月報半年報制定水雷艇機關日誌摘要報告廢止

(達) 海軍第四百七十七號(一〇) 五六二

ナノ部

〔内務〕

○内務省官制第五條改正

(勅) 第五百五十號(五) 二四〇

○内務省官制中改正加除

(勅) 第二百五十三號(八) 四六一

○内務省官制中改正追加

(勅) 第二百九十六號(九) 五〇七

〔内大臣〕

○内大臣竝宮中顧問官及内大臣秘書官官制中改正追加

(達) 宮内甲第八號(一〇) 五四一

○貴族院多額納稅者議員補選選舉

(詔) 一月十二日(一)

○納稅告知書又ハ納付書ヲ以テ税金納付ノトキ領收ノ件

(訓) 大藏第六十六號(一〇) 三〇七

○税金分納及市町村ヘ納付スヘキ國稅ニシテ督促狀發付以前上納ニ關スル件

(訓) 大藏第六十五號(一〇) 三〇七

○煙草仲買人及葉煙草耕作者葉煙草納付規程

(省) 大藏第十七號(九) 三一九

○煙草仲買人及葉煙草耕作者ヨリ納付スル葉煙草ニ對シ交付スヘキ賠償金表

(告) 大藏第八十號(二) 三二七

ヲノ部

〔喇叭〕

○校團喇叭手分派規則附表中追加

(達) 陸達第一號(一) 一

○宮中喪第一期第二期開軍樂喇叭ノ吹奏及禮砲停止ノ件

(達) 陸達第七號(一) 五

○陸海軍喇叭譜同目次同所用區分表中追加

(達) 陸達第六號(一) 三

○陸海軍喇叭譜同目次同所用區分表中追加

(達) 陸達第五十七號(四) 一九二

○陸海軍喇叭譜同目次同所用區分表中追加

(達) 海軍第九號(三) 二九

○陸海軍喇叭譜同目次同所用區分表中追加

(達) 海軍第十二號(三) 一〇六

ムノ部

〔村田銃〕

○村田連發銃實包改正

(達) 陸達第六十號(五) 一九四

○村田連發銃擬製實包改正

(達) 陸達第五十二號(四) 一八三

○村田連發銃擬製實包改正及修正

(達) 陸達第三百三十八號(一〇) 五六八

○連發騎銃買革附屬標準制式

(達) 陸達第六十二號(二) 六六一

○村田連發銃保存法

(達) 海軍第六十五號(六) 三〇五

○村田連發銃保存法中改正

(達) 海軍第八十八號(八) 三九二

〔無償下付〕

○臺灣鐵道敷設工事ニ要スル土石竹類無償下付ノ件

(勅) 第三百八十九號(一〇) 七二六

ウノ部

〔運轉〕

○東京大阪砲兵工廠搬運運轉資本増加

(法) 第三號(三) 三

○千住製絨所搬運運轉資本増加

(法) 第四號(三) 三

○西洋形船舶長運轉手機關手試驗規程中改正刪除

(省) 遞信第三號(三) 四四

○海員試驗規程制定西洋形船舶長運轉手機關手試驗規程廢止

(省) 遞信第七號(五) 一一二

〔運輸運送〕

○臨時陸軍運輸通信部官制中改正追加(勅) 第六十三號(三) 一三五

○臨時陸軍運輸通信部官制廢止 (勅) 第三百十五號(九) 五七三

○臺灣陸軍補給廠運輸補給規程制定陸軍鐵道船舶輸送規則、臺灣及在外各部團隊軍需品運送規程廢止

(達) 陸達第四百十號(一〇) 五七一

- 福井小松間鐵道運輸營業開始 (告) 遞信第二百五十五號(九) 四六八
- 新聞紙及雜誌運送貸金ノ件 (告) 遞信第四百四號(四) 一五一
- 旅客列車ニテ運送スル犬ノ貸金改定 (告) 遞信第三百二號(〇) 五二九
- 臺北縣七堵停車場乘客荷物ノ取扱開始 (告) 臺灣總督府第四十號(八) 四二七
- [賣下、賣渡] ○ハノ部賣買ノ項參看
- 煙草、證券、賣藥印紙形用紙賣下代金及小切手押印稅ノ收入取扱ノ件 (訓) 大藏第三十五號(六) 二〇九
- 痘苗賣下規則中改正追加 (省) 內務第七號(四) 六一
- 阿片法ニ依リ賠償金ヲ交付スヘキ阿片ノ莫克比混含量及其賠償金額並阿片賣下價格 (告) 內務第三十號(三) 一三五
- 阿片煙膏及粉末阿片賣下定價 (告) 臺灣總督府第十二號(三) 一三八
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許證札付與地方ノ件 (告) 臺灣總督府第十三號(三) 一三九
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許證札付與地方ノ件 (告) 臺灣總督府第十五號(四) 一五六
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許證札付與地方ノ件 (告) 臺灣總督府第十九號(五) 一七二
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許證札付與地方ノ件 (告) 臺灣總督府第二十五號(六) 二三四
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許證札付與地方ノ件 (告) 臺灣總督府第二十七號(六) 二三五
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許證札付與地方ノ件 (告) 臺灣總督府第三十四號(七) 二七二
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許證札付與地方ノ件 (告) 臺灣總督府第三十六號(八) 四二六
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許證札付與地方ノ件 (告) 臺灣總督府第三十八號(八) 四二六
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許證札付與地方ノ件 (告) 臺灣總督府第三十九號(八) 四二六
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許證札付與地方ノ件 (告) 臺灣總督府第四十七號(八) 四四四
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許證札付與地方ノ件 (告) 臺灣總督府第四十八號(九) 四六六
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許證札付與地方ノ件 (告) 臺灣總督府第五十二號(九) 四九二
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許證札付與地方ノ件 (告) 臺灣總督府第五十三號(九) 五〇〇
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許證札付與地方ノ件 (告) 臺灣總督府第五十五號(九) 五〇一
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許證札付與地方ノ件 (告) 臺灣總督府第五十八號(一〇) 五二八
- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許證札付與地方ノ件 (告) 臺灣總督府第六十六號(一二) 五二五

- 阿片煙膏及粉末阿片ノ賣下並特許證札付與地方ノ件 (告) 臺灣總督府第六十九號(一二) 五三三
- 外國人ニ對シ土地建物賣渡讓與交換貸渡賃入書入ニ關スル規則 (臺灣) 第十五號(五) 二二四
- [請負] ○請負競争ハキノ部競争ノ項ニ載ス
- 航路標識工事ニ要スル職工人夫雇傭ノ請負隨意契約ノ件 (勅) 第四百六十號(一二) 八三八
- 干草供給請負及入札心得廢止 (告) 陸軍第二十二號(一二) 八三二
- 陸軍工事請負及入札心得中改正追加 (告) 陸軍第二十五號(一二) 八三九
- [浮棧橋] ○浮棧橋ヲ雜種船トス (達) 海軍第八十號(七) 三六三
- [埋立] ○廳府縣ニ於テ公有水面ノ埋立使用等ニ關シ稟議スヘキモノ土木監督署經由ノ件 (訓) 內務第二十三號(一〇) 三〇七
- [諾威] ○帝國ト瑞典諾威國トノ通商航海條約及別約 (勅) 五月二十二日(五) 二四四
- 諾威國萬國漁業博覽會ニ關スル規程 (告) 農商務第二十五號(七) 三九五
- [農商務] ○農商務省官制第五條中改正 (勅) 第八十號(四) 一五〇
- 農商務省官制改正 (勅) 第八十三號(六) 三六九
- 地方廳ヲ經由セス直ニ農商務大臣ニ提出スヘキ文書ノ件 (省) 農商務第十六號(五) 三三〇
- 農商務統計樣式中改正 (訓) 農商務第二號(三) 二二三
- 農商務省商品陳列館規則 (告) 農商務第二十七號(七) 四〇一
- 農商務省商品陳列館規則第十九條中刪除 (告) 農商務第三十四號(九) 五〇二
- 農商務省商品陳列館出品規則 (告) 農商務第二十八號(七) 四〇四
- [農商工] ○農商工高等會議規則改正 (勅) 第八十八號(六) 三七六
- [農事] ○農事試驗場東海、陸羽、山陰支場ニ於テ農業ニ關スル物料ノ分析依頼ニ應ス (告) 農商務第十六號(六) 二四四
- 明治二十五年告示第十三號(分析試驗依頼者心得) 中依頼書宛名及提出方 (告) 農商務第二十一號(六) 二五六
- [乘組、乘込] ○遼洋漁業獎勵法ニ依リ獎勵金ヲ受クヘキ漁船ノ種類及場所並船舶乘組定員ノ件 (勅) 第七十六號(六) 三六三
- 明治二十八年勅令第五十八號(陸軍軍人軍艦、水雷艇ニ乘組トキ航海加俸支給ノ件) 中削除 (勅) 第四百十七號(一二) 七四

- 明治二十八年勅令第四百二十一號(海軍文官軍艦二乘組トキ航海加修支給ノ件) 中改正 (勅)第四百二十一號(二七七)
- 明治十九年要第三一五號同二十年普第三九五號ノ二廢止 (達)海軍第六十一號(五) 二九九
- 百五十石積以上帆船乘組者海技免狀授與ノ件 (省)選信第十號(五) 二二九
- 陸軍軍人軍團日本郵船株式會社及大阪商船株式會社 船船乘込命令書並手續 (達)陸軍第四十五號(四) 一五九
- 陸軍軍人軍團日本郵船株式會社及大阪商船株式會社 船船乘込命令書並手續追加 (達)陸軍第八十八號(七) 三六四
- ノノ部
- [皇太后] ○タノ部大喪ノ項參看
- 皇太后陛下 崩御 (告)宮内第二號(一) 五
- 皇太后陛下 御稱號 (告)宮内第九號(一) 四六
- 皇太后陛下 御陵所 (告)宮内第七號(一) 二六
- 英照皇太后御陵號 (告)宮内第十一號(三) 五三
- 皇太后宮職廢止 (達)宮内第四號(四) 一四二
- [皇女]
- 皇女御降誕 (告)宮内第十七號(九) 四九二
- 皇女御命名 (告)宮内第十八號(一〇)五〇五
- 皇族附海軍武官官制 (勅)第三百六十一號(二〇)六八一
- 博恭王殿下德川經子ト結婚 (告)宮内第一號(一) 五
- [宮内]
- 宮内省官制第五十條中改正 (達)宮内甲第五號(八) 三九一
- 宮内省官制第四十二條中改正 (達)宮内甲第九號(一〇)五四二
- 宮内省官制中改正削除 (達)宮内甲第十號(一〇)五五三
- 宮内省官制及東宮職官制中改正追加 (達)宮内甲第十二號(一二)六四九
- 東宮職官制中改正 (達)宮内甲第六號(九) 三九七
- 御歌所官制 (達)宮内甲第七號(一〇)五二二
- 內大臣並宮中顧問官及內大臣秘書官官制中改正追加 (達)宮内甲第八號(一〇)五四一
- 皇太后宮職廢止 (達)宮内甲第四號(四) 一四二
- 宮内官吏懲戒懲罰免除ノ件 (達)宮内甲第二號(三) 三五
- [外務]
- 外務省官制中改正追加 (勅)第四百四號(三) 一一三
- 外務省官制第三條改正 (勅)第二百五十二號(八) 四六〇
- 書記生及通譯生名稱ノ件 (勅)第二百九十二號(九) 五〇五
- 外務省留學生規程第七條第十條中改正追加 (省)外務第三號(七) 二六一
- [外交]
- 外交官領事官及貿易事務官特別任用令 (勅)第二百九十號(七)五〇三

- 外交官領事官及書記生任用令第四條第六條中改正 (勅)第二百九十一號(九) 五〇四
- 待命外交官臺灣總督府ノ高等文官ニ兼任ノトキ俸給ニ關スル件 (勅)第三百九號(九) 五三七
- 外交官及領事官試驗規則第八條第十三條中改正 (勅)第四百五十四號(二)八三二
- 外交官領事官通譯官書記生通譯生定員令第一條中改正 (勅)第十號(二) 五七
- 外交官領事官通譯官書記生通譯生定員令第一條中改正 (勅)第四十二號(三) 一一〇
- [外國]
- 外國旅費ハリノ部旅費ノ項ニ載ス (外國)外國貨幣ハクノ部貨幣ノ項ニ載ス
- カノ部海外ノ項參看
- 明治二十九年勅令第三百十六號(開港外ニシテ外國貿易ノタメ船舶ノ出入及貨物ノ輸出入ヲ爲スヘキ諸港) 中追加 (勅)第二百二十六號(六) 四一八
- 明治二十年勅令第二十六號(外國人ト銃砲類賣買ノ出願許可並報告方) 廢止 (訓)內務第十一號(五) 一八五
- 在外國公使館附陸海軍武官俸給令中改正削除 (勅)第二百二十四號(六) 四一六
- 外國駐在陸軍武官給與令制定外國駐在視察陸軍武官給與令廢止 (勅)第二百十六號(六) 四〇五
- 外國駐在視察陸軍 官給與令細則改稱 (達)陸軍第七十七號(六) 三四二
- 海軍在外國學生學資金規則第二條中改正 (勅)第二百四十八號(八) 四四七
- 造船造兵監督官條例ニ依リ外國ニ派遣スル者手當金給與ノ件制定明治二十七年勅令第三十二號同件廢止 (勅)第二百二十八號(六) 四二四
- 文部省外國留學生規程第二條中改正 (勅)第四十五號(三) 一一四
- 遞信省外國留學生規程 (勅)第三百三十四號(四) 二二八
- 在外郵便電信局、郵便局官制改正 (勅)第二百七十號(八) 四七九
- 在外郵便電信局職員定員 (勅)第二百七十六號(八) 四八五
- 外國新聞電報規則 (省)遞信第十八號(六) 二二三
- 外國新聞電報規則第一條第七條中刪除 (省)遞信第二十八號(八) 三〇八
- 海難其他ノ事實届出ノ件制定海難取調手續及外國航海中海難届出手續廢止 (省)遞信第十九號(六) 二三四
- 諸外國宛郵便物稅率改定 (告)遞信第二百七十一號(九) 四九七
- 諸外國宛郵便物稅率中刪除 (告)遞信第三百七十五號(二)八三三
- 外國宛郵便物別配送料改定 (告)遞信第二百七十二號(九) 四九八
- 外國宛郵便葉書ノ不足郵稅補充方 (告)遞信第二百七十三號(九) 四九八

- 明治二十九年告示第九十九號(英國經由諸外國行小包郵便物料金)中改正 (告) 遞信第三百五十一號(六) 二四五
- 明治二十九年告示第九十九號(英國經由諸外國行小包郵便物料金)中追加 (告) 遞信第三百四十六號(二)七六
- 萬國電信條約附屬細目規則中各國適宜規定スルヲ得ル事項ニ關シ外國電信主管局ノ決定 (告) 遞信第三百二十二號(八) 四三六
- 萬國電信條約附屬細目規則中各國適宜規定スルヲ得ル事項ニ關シ外國電信主管局ノ決定中追加 (告) 遞信第三百九十九號(七) 四〇七
- 萬國電信條約附屬細目規則中各國適宜規定スルヲ得ル事項ニ關シ外國電信主管局ノ決定中追加 (告) 遞信第三百二十二號(八) 四三六
- 萬國電信條約附屬細目規則中各國適宜規定スルヲ得ル事項ニ關シ外國電信主管局ノ決定中追加 (告) 遞信第三百四十五號(九) 四六四
- 萬國電信條約附屬細目規則中各國適宜規定スルヲ得ル事項ニ關シ外國電信主管局ノ決定中追加 (告) 遞信第三百九十九號(七) 四〇七
- 萬國電信條約附屬細目規則中各國適宜規定スルヲ得ル事項ニ關シ外國電信主管局ノ決定中追加 (告) 遞信第三百五十一號(二)七一九
- 萬國電信條約附屬細目規則中各國適宜規定スルヲ得ル事項ニ關シ外國電信主管局ノ決定中追加 (告) 遞信第三百八十四號(二)八三五
- 外國旅行券規則 (奏) 府 第二號(一) 一
- 外國人ニ對シ土地建物買賣渡讓與交換貸渡買入書入ニ關スル規則 (奏) 府 第十五號(五) 二四
- 備入外國人ヲ雜居地區域外ニ寄寓セシムル出願ノ件 (奏) 府 第十七號(五) 二六
- 外國貿易ノタメ開港ニ出入スル支那形船舶ノ納ムヘキ手数料 (奏) 府 第三號(一) 二
- 外國貿易ノタメ特別輸出入港ニ出入スル日本形及支那形船舶ノ納ムヘキ手数料 (奏) 府 第五號(三) 五
- 外國へ渡航セントスル者旅券下附出願方 (奏) 府 第五十五號(二) 六六
- 臺灣島各開港市場外國人雜居地區域 (告) 臺灣總督府 第二十二號(五) 一七三
- 勤務演習ニ召集ノ者ニシテ外泊許可ノ件 (達) 陸 第三十六號(三) 一四二

〔官制〕

- 宮内省官制第五十條中改正 (達) 宮内甲第五號(八) 三九一
- 宮内省官制第四十二條中改正 (達) 宮内甲第九號(一〇)五五二
- 宮内省官制中改正削除 (達) 宮内甲第十號(一〇)五五三
- 宮内省官制中改正追加 (達) 宮内甲第十二號(二)六四九
- 皇太后宮職廢止 (達) 宮内甲第四號(四) 一九二
- 東宮職官制中改正 (達) 宮内甲第六號(九) 三九七

- 東宮職官制中改正 (達) 宮内甲第十二號(二)六四九
- 御歌所官制 (達) 宮内甲第七號(一〇)五三一
- 內大臣殿中顧問官及內大臣祕書官官制中改正追加 (達) 宮内甲第八號(一〇)五四一
- 各省官制通則第十九條第二十三條中改正 (勅) 第八十四號(四) 一五四
- 外務省官制中改正追加 (勅) 第四十四號(三) 一一三
- 外務省官制第三條改正 (勅) 第二百五十二號(八) 四六〇
- 內務省官制第五條改正 (勅) 第二百五十三號(八) 四六一
- 內務省官制中改正追加 (勅) 第二百九十六號(九) 五〇七
- 中央衛生會官制第五條中改正 (勅) 第四百四十六號(五) 二二六
- 臨時檢疫局官制改正 (勅) 第四百七十二號(六) 三三八
- 大藏省官制改正 (勅) 第四百二十號(四) 二〇二
- 稅關官制改正 (勅) 第二百二號(六) 三九一
- 葉煙草專賣所官制 (勅) 第三百二十一號(四) 二〇六
- 葉煙草專賣所官制中改正追加 (勅) 第三百七十號(一〇)六九三
- 陸軍省官制中改正 (勅) 第三百三十七號(三) 一〇七
- 陸軍省官制中改正追加 (勅) 第三百三十三號(九) 五二三
- 陸軍省官制中改正二附キ職名換稱ノ件 (達) 陸 第四百四號(九) 三九八
- 侍從武官官制第七條中改正 (勅) 第二百六十四號(八) 四七〇
- 東宮武官官制中追加 (勅) 第二百六十五號(八) 四七〇
- 東宮武官官制中改正 (勅) 第三百七十一號(三) 一三五
- 臨時陸軍運輸通信部官制廢止 (勅) 第三百十五號(九) 三三七
- 海軍省官制改正 (勅) 第五十九號(三) 二二一
- 海軍省官制中改正追加 (勅) 第四百二十二號(三)七七七
- 皇族附海軍武官官制 (勅) 第三百六十一號(一〇)六八一
- 臨時海軍建築部官制改正 (勅) 第二百四十七號(八) 四四五
- 臨時海軍建築部官制別表中改正 (勅) 第四百二十四號(三)七八一
- 司法省官制第七條改正 (勅) 第七十四號(四) 二四五
- 文部省官制改正 (勅) 第三百四十二號(一〇)六五五
- 帝國大學官制中改正 (勅) 第九十六號(四) 二六六
- 東京帝國大學官制制定帝國大學官制廢止 (勅) 第二百十號(六) 三九七
- 京都帝國大學官制 (勅) 第二百一十一號(六) 三九九
- 文部省直轄諸學校官制中追加 (勅) 第八八號(四) 一七六
- 帝國圖書館官制制定東京圖書館官制廢止 (勅) 第一百十號(四) 二七七
- 農商務省官制第五條中改正 (勅) 第八十號(四) 一五〇
- 農商務省官制改正 (勅) 第八十三號(六) 三九六
- 林區警官官制制定大小林區警官官制廢止 (勅) 第八十六號(六) 三七一

- 林區署官制中加除 (勅)第四百五十三號(二)八三〇
- 貿易品陳列館官制廢止 (勅)第四百八十四號(三) 三七一
- 水產講習所官制 (勅)第四百七十七號(三) 一五五
- 水產調查所官制第三條中改正 (勅)第四百八十八號(三) 四〇七
- 漁業監督官官制 (勅)第四百九十八號(三) 三八九
- 生絲検査所官制第六條中改正 (勅)第四百八十七號(四) 一五六
- 臨時博覽會事務局官制第二條第三條中改正 (勅)第二百三十八號(七) 四三八
- 遞信省官制中改正追加 (勅)第六十四號(三) 一三六
- 遞信省官制改正 (勅)第二百六十七號(八) 四七一
- 鐵道作業局官制制定明治二十九年勅令第八十五號 (勅)第二百六十八號(八) 四七三
- (鐵道職員ノ件)廢止 (勅)第二百六十八號(八) 四七三
- 郵便及電信局官制中改正 (勅)第二百六十六號(三) 一三八
- 郵便及電信局官制改正 (勅)第二百六十九號(八) 四七六
- 在外郵便電信局郵便局官制改正 (勅)第二百七十號(八) 四七九
- 郵便爲替貯金管理所官制第七條中改正 (勅)第六十七號(三) 一三八
- 郵便爲替貯金管理所官制改正 (勅)第二百七十一號(八) 四八〇
- 電話交換局官制中改正 (勅)第七十號(三) 一四一
- 電話交換局官制改正 (勅)第二百七十四號(八) 四八三
- 船舶司檢所官制中改正追加 (勅)第六十九號(三) 一四〇
- 船舶司檢所官制中改正追加 (勅)第二百七十三號(八) 四八二
- 航路標識管理所官制第五條第六條中改正 (勅)第六十八號(三) 一五九
- 航路標識管理所官制第三條中削除 (勅)第二百七十二號(八) 四八一
- 商船學校官制中改正追加 (勅)第二百七十五號(八) 四八四
- 臺灣事務局官制 (勅)第二百九十五號(三) 五〇六
- 臺灣總督府官制制定臺灣總督府條例臺灣總督府民政
局官制臺灣總督府軍務局官制及臺灣總督府民政
水部官制廢止 (勅)第三百六十二號(一〇)六八一
- 臺灣總督府郵便及電信局官制中改正 (勅)第三百六十六號(五) 五五一
- 臺灣總督府醫院官制 (勅)第三百五十五號(五) 二六五
- 臺灣總督府燈臺所官制第五條第六條中改正 (勅)第三百六十四號(五) 五五〇
- 臺灣總督府製藥所官制改正 (勅)第三百六十二號(五) 五四八
- 臺灣總督府地方官官制改正 (勅)第三百五十二號(五) 二五六
- 臺灣總督府撫臺署官制改正 (勅)第三百六十三號(五) 五四九
- 臺灣總督府測候所官制第六條中改正 (勅)第三百六十五號(五) 五五一
- 臺灣總督府巡查看守教習所官制 (勅)第九十三號(四) 一六三
- 臺灣總督府稅關官制同郵便及電信局官制同燈臺所官
制同測候所官制同巡查看守教習所官制同製藥所官制
同國語學校官制中改正削除 (勅)第三百六十五號(一〇)六八七

- 臺灣總督府國語學校官制 (勅)第二百四十二號(七) 四四二
- 臺灣總督府國語講習所官制 (勅)第二百四十三號(七) 四四三
- 臺灣總督府直轄諸學校官制廢止 (勅)第二百四十四號(七) 四四四
- 臨時臺灣燈塔建設部官制廢止 (勅)第四十一號(三) 一一〇
- 臨時臺灣電信建設部官制廢止 (勅)第二百八十六號(八) 四九五
- 貴族院事務局官制第一條第五條中追加 (勅)第三百四十九號(一〇)六六四
- 衆議院事務局官制第一條第五條中追加 (勅)第三百五十號(一〇)六六四
- 警視廳官制中改正追加 (勅)第三百九十一號(三) 三八〇
- 北海道廳官制中改正追加 (勅)第八十八號(四) 一五六
- 臨時北海道鐵道敷設部官制中改正追加 (勅)第八十一號(四) 一五〇
- 北海道廳臨時築港ニ要スル職員ノ件 (勅)第八十二號(四) 一五一
- 北海道廳官制改正臨時北海道鐵道敷設部官制及北海
道廳臨時築港ニ要スル職員ノ件廢止 (勅)第三百九十二號(一)五九
- [官等]
- 高等官官等俸給令中改正 (勅)第三十六號(三) 一〇七
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第六十二號(三) 一三四
- 高等官官等俸給令中改正 (勅)第六十五號(三) 一三七
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第九十一號(四) 一六二
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第二百二十二號(四) 二〇九
- 高等官官等俸給令中改正追加 (勅)第三百三十二號(四) 二二七
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第三百八十二號(六) 三三八
- 高等官官等俸給令中改正追加 (勅)第三百八十七號(六) 三七四
- 高等官官等俸給令中改正 (勅)第三百九十三號(六) 三八五
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第二百三號(六) 三九〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第二百三十四號(六) 三九四
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第二百五十四號(八) 四六三
- 高等官官等俸給令中改正追加 (勅)第二百七十七號(八) 四八六
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第三百三號(九) 五一一
- 高等官官等俸給令中改正 (勅)第三百三十一號(九) 五二九
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第三百四十三號(一〇)六五九
- 高等官官等俸給令中改正追加 (勅)第三百五十一號(一〇)六六五
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第三百六十七號(一〇)六九一
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第三百七十九號(一〇)七〇三
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第三百九十四號(一)七三六
- 高等官官等俸給令中改正追加 (勅)第四百五十四號(二)八二八
- 各省勅任差事官官等俸給ノ件 (勅)第四百五十五號(五) 二二六
- 各大臣秘書官官等ノ初級及陞級ニ關スル件 (勅)第四百九十六號(六) 三八七
- 明治三十年勅令第九十六號(各大臣秘書官官等ノ
初級及陞級ニ關スル件)中改正 (勅)第四百八十八號(二)七四

- 秘書官他官ニ轉任又ハ再任スル場合ノ官等ニ關スル件 (勅) 第九十七號(六) 三八八
- 臨時檢疫局職員官等俸給ノ件 (勅) 第九十三號(六) 三六〇
- 陸軍武官官等俸給中改正 (勅) 第九十五號(四) 一〇六
- 判事檢事官等俸給中改正 (勅) 第九十五號(四) 一〇六
- 判事檢事官等俸給令第三條改正 (勅) 第二百六十號(八) 四六七
- 帝國大學及文部省直轄諸學校高等官官等俸給令制定 (勅) 第九十七號(四) 一七四
- 帝國大學高等官官等俸給令制定帝國大學教育俸給令及明治二十六年勅令第九十四號(各分科大學講座ニ屬スル職務分擔ノ件)並同三十年勅令第九十七號中帝國大學ニ關スル條項廢止 (勅) 第二百十二號(六) 四〇一
- 帝國圖書館高等官官等俸給令 (勅) 第九十一號(四) 一七八
- 水産講習所職員官等俸給令 (勅) 第九十八號(三) 一一六
- 明治二十九年勅令第九十八號(貿易品陳列館長官等及傳給ノ件)廢止 (勅) 第九十八號(三) 一一六
- 林業巡迴教師ノ待遇任免及官等俸給配當ノ件 (勅) 第四十六號(三) 一一四
- 逓信省所屬職員俸給令制定從前ノ同令及船舶用檢所初檢官官等俸給令商船學校職員官等俸給令逓信省所屬學校職員俸給令廢止 (勅) 第二百七十九號(八) 四八九
- 海員審判所職員官等俸給令 (勅) 第七十九號(四) 一四九
- 臺灣總督府職員官等俸給ノ件 (勅) 第二百九十八號(九) 五二〇
- 臺灣總督府職員官等俸給令中改正追加 (勅) 第六十七號(五) 三三三
- 臺灣總督府職員官等俸給令制定從前ノ同令及明治二十九年勅令第七十號(民政局長及事務官官等俸給ノ件)同三十年勅令第六十八號(判任文官特別俸ノ件)廢止 (勅) 第三百六十六號(二〇六八)
- 臺灣總督府地方高等官官等俸給ノ件制定臺灣總督府職員官等俸給令中地方高等官ニ關スル規程廢止 (勅) 第五十三號(五) 二六二
- 臺灣總督府地方高等官官等俸給ノ件第二條中追加 (勅) 第三百七十八號(一〇七〇)
- 臺灣總督府醫院高等官官等俸給ノ件制定臺灣總督府職員官等俸給令中醫院高等官及島嶼支院職員ニ關スル規程廢止 (勅) 第三百五十六號(五) 二六六
- 警視廳高等官官等俸給令改正 (勅) 第九十二號(六) 三三三
- 北海道廳高等文官官等俸給令 (勅) 第三百九十三號(二七三六)
- 海軍武官官階表改正 (勅) 第三百十號(九) 三三八
- 官吏官制 ○ 收入官吏ハシノ部收入ノ項ニ職ス (勅) 第三百九十九號(二七三六)
- 官吏官制 ○ 出納官吏ハスノ部出納ノ項ニ職ス (勅) 第三百九十九號(二七三六)
- 宮内官吏恩給及扶助料ニ關スル件 (勅) 宮内甲第十二號(二〇五八二)

- 恩給及扶助料請求書差出方 (達) 宮内乙第一號(二〇五八二)
- 宮内官吏懲戒懲罰免除ノ件 (達) 宮内甲第二號(三) 三五
- 懲戒懲罰ニ依リ免官免職及停職ヲ命セラレタル者其懲戒懲罰免除ノ件 (勅) 第十四號(三) 六〇
- 警察官吏其他内國旅費規則第九條中削除 (省) 內務第十六號(六) 一三六
- 警察官吏其他内國旅費規則改正 (省) 內務第二十七號(一〇三三)
- 警察官吏受持區内巡迴日當月額並警察監獄監警教師師等旅費ノ節減ハ認可ヲ經ス處分後報告ノ件 (訓) 內務第十二號(六) 一八八
- 監獄官吏禮式 (訓) 內務第二十五號(二〇三三)
- 明治二十年陸軍第四十號(長官限リ部下官吏ヲ出張セシムルコト廢止ノ件) 同年陸軍第七十三號(陸軍武官差遣巡迴及出張命令ノ順序) 廢止 (達) 陸軍第六十四號(五) 二二〇
- 臺灣總督府所屬官吏遺族扶助法納金及製履費納金收入取扱手續 (訓) 折衝務第四號(三) 二九
- 諸官員等中休暇ノ件 (達) 內閣七月三日(七) 三五三
- 官廳官制官制
- 皇太后陛下御葬送ニ附キ各官廳事務休停ノ件 (告) 內閣第四號(二) 四六
- 臺灣總督府各官廳職務時限 (臺府) 第三十七號(八) 三三
- 官制學校附設醫院衛戍病院附衛生部員補充ノ件 (勅) 第三百四十一號(一〇六五五)
- 官制學校附設醫院服務規則制定陸軍隊附設醫院服務規則廢止 (達) 陸軍第二十九號(三) 一三四
- 官制學校附設醫院服務規則中追加 (達) 陸軍第九十八號(八) 五九二
- 在東京外各部官制檢査團長會計規則ニ係ル檢査執行ノ件 (達) 海軍第三百七十七號(二〇五四八)
- 官制幣社
- 官制幣社保存費ニ關スル件 (勅) 第五十四號(三) 一四四
- 官制小社英彦山神社ヲ官制幣社ニ列ス (告) 內務第二十六號(三) 一〇七
- 官制幣社海神社ヲ官制幣社ニ列ス (告) 內務第二十五號(三) 一〇七
- 官報
- 明治十六年太政官第二十二號達(官報發行條件)第四條第七條改正 (訓) 第四號(三) 五
- 內閣官報局ニ於テ編纂スヘキ職員録ノ印刷及製本供給ノ競争資格ノ件 (省) 大藏第十八號(二〇三五八)
- 官印
- 海軍官印規程 (達) 海軍第六十八號(二〇六一五)

[官有]

- 明治二十四年訓令第十四號(府縣ニ於テ官有土地水面ニ關シ稟請ヲ經ス處分後報告條件)第一條中改正追加 (訓)內務第二十二號(一〇三〇六)
- 府縣ニ於テ公有水面ノ埋立使用等ニ關シ稟議スルキモノ土木監督署經由ノ件 (訓)內務第二十三號(一〇三〇七)
- 官有森林原野ヲ民有ニ引戻請求手續 (省)農商務第十三號(二九六)
- 官有森林原野ヲ民有ニ引戻請求手續追加 (省)農商務第二十號(二三四三)
- 府縣管理ノ官有山林原野ヲ大林區署ニ授受期限ノ件 (訓)農商務第二十七號(一〇三七七)
- 府縣ト大林區署トノ間ニ授受スル官有山林原野ノ收入事務取扱ノ件 (訓)農商務第三十七號(二三四四)
- 開墾收育ノタメ官有原野ノ豫約賣渡取扱ノ件 (訓)農商務第三十六號(二三四二)
- 臺灣官有森林原野及產物特別處分令ニ依リ賣渡シタル土地ノ地租ニ關スル件 (律)第三號(三)
- 明治三十年陸軍一年志願兵官費服役定員 (告)陸軍第一號(一)

[管理]

- 稅務管理局稅務署及管轄區域表中改正 (勅)第五十二號(三) 二一九
- 明治二十九年訓令第一號(稅務管理局稅務署現員報告ノ件)中改正追加 (訓)大藏第十一號(三) 四一
- 明治二十九年訓令第三十三號(稅務施行ニ關スル件)中追加 (訓)大藏第十四號(四) 五七
- 東京稅務管理局移轉 (告)大藏第二十三號(四) 一五二
- 郡山稅務管理局移轉 (告)大藏第三十五號(六) 三三八
- 函館、札幌、根室ノ三稅務管理局設置 (告)大藏第十三號(三) 一三三
- 函館稅務管理局移轉 (告)大藏第七十一號(二) 六六五
- 根室稅務管理局移轉 (告)大藏第四十三號(七) 三七六
- 根室稅務管理局規則第二條第八條中追加 (告)大藏第五十號(七) 四一四
- 郵便爲替貯金管理所官制第七條中改正 (勅)第六十七號(三) 一三八
- 郵便爲替貯金管理所官制改正 (勅)第二百七十一號(八) 四八〇
- 郵便爲替貯金管理所職員定員 (勅)第二百七十六號(八) 四八五
- 航路標識管理所官制第五條第六條中改正 (勅)第六十八號(三) 一三九

○航路標識管理所官制第三條中削除

- 航路標識管理所購入ノ石油供給競争資格ノ件 (勅)第二百七十二號(八) 四八一
- 航路標識管理所購入ノ鐵道燈塔供給ノ競争資格ノ件 (省)選信第二號(三) 三六
- 航路標識管理所購入ノ鐵道燈塔供給ノ競争資格ノ件 (省)選信第四號(四) 五六
- 神道各教派管長教師服裝ノ件 (訓)內務第二號(二) 七
- 兩陛下京都 御發遣 還幸 (告)宮內第十三號(五) 一七二
- 兩陛下京都 御發遣 御延引 (告)宮內第十四號(五) 一七四
- 兩陛下京都 御發遣 還幸 (告)宮內第十六號(八) 四三三
- 氣象觀測通報規程 (達)海軍第七十三號(六) 三四三
- 關稅定率法 (法)第十四號(三) 一三
- 葉煙草專賣所ニ於ケル收支及出納官吏ニ關シ從前ノ訓令準用ノ件 (訓)大藏第七十七號(二) 三三一
- 師範學校教諭助教會監訓導及書記ノ人員改正 (省)文部第十九號(一〇三三五)

[軍旗]

- 步兵大隊旗制定明治十八年達乙第四十六號同二十四年陸軍第八十二號同二十六年陸軍第九十九號同二十七年陸軍第八十八號同二十九年陸軍第六十九號同件 (達)陸軍第六十三號(二) 六六二
- 海軍軍令部條例中改正 (勅)第二百二十九號(四) 二二五
- 海軍軍令部條例改正 (勅)第四百二十三號(二) 七九
- 軍法會議ヲ管轄スル長官ノ部下ニ司法部ノ設置ナキ場合主理員事務規定 (達)海軍第五百五十七號(二) 六〇三
- 明治二十六年勅令第二百七號(海軍軍法會議構成員タル主理員補年俸ノ件)改正 (勅)第三百十八號(九) 五七四
- 明治二十三年勅令第二百四十六號(海軍各軍法會議主理員事務規定)ノ件第六條刪除 (勅)第三百一號(九) 五二二
- 明治二十三年勅令第二百四十六號(海軍各軍法會議主理員事務規定)ノ件(廢止) (勅)第四百十二號(二) 二七〇
- 陸軍軍令部條例第十三條中追加 (勅)第二百六十二號(八) 四六九

- 軍隊教育順次教令ニ據リ教育スヘキ教念法及衛生法大意 (達)陸軍第百二十三號(一〇五五)
- 軍隊手帳改正 (達)陸軍第百三十四號(一〇五六)
- [軍艦] ○カノ部艦船ノ項參看
- 明治二十八年勅令第五十八號(陸軍軍人軍艦、水雷艇ニ乗組トキ航海加俸支給ノ件)中削除 (勅)第四百十七號(二二七四)
- 明治二十八年勅令第四百二十一號(海軍文官軍艦ニ乗組トキ航海加俸支給ノ件)中改正 (勅)第四百二十一號(二二七七)
- 軍艦職員勤務令制定軍艦職員條例廢止 (達)海軍第六十號(二一九)
- 軍艦射擊規則中改正 (達)海軍第四十八號(一九三)
- 軍艦射擊規則中改正 (達)海軍第六十八號(二〇九)
- 軍艦射擊用彈丸年額表中追加 (達)海軍第百二十二號(一〇五三)
- 艦艇及水雷敷設隊現狀報告規則 (達)海軍第十五號(一〇七)
- 軍艦現狀報告規則及水雷艇現狀報告ノ件廢止 (達)海軍第十六號(一一三)
- 當直船規則 (達)海軍第六十二號(二〇一)
- 當直船規則第一條中改正 (達)海軍第百六十二號(二〇六七)
- 軍艦機關日誌改正、軍艦機關日誌摘要報告廢止及機關月報、季報、半年報制定 (達)海軍第七十一號(二〇四)
- 海軍艦隊部將校教育令 (達)海軍第九十八號(二〇四七)
- 海軍艦隊部下士卒教育令 (達)海軍第九十九號(二〇四八)
- 軍艦命名ノ件 (達)海軍第三十三號(一四一)
- 軍艦命名ノ件 (達)海軍第百四十一號(二〇五五)
- 豐橋丸ヲ帝國軍艦トス (達)海軍第百六十四號(二〇六一)
- 軍艦信號符號點附 (告)選信第三百六十七號(二〇八六)
- 艦隊金銀出納規程中改正 (達)海軍第百四十號(二〇五二)
- 軍艦鐵道需用品定額表 (達)海軍第七號(二二)
- 軍艦需用品定額表中追加 (達)海軍第七十七號(二五五)
- 艦隊需用品定額表中改正追加 (達)海軍第八號(二二)
- 艦隊需用品定額表中改正追加 (達)海軍第八十九號(二一九)
- 艦隊需用品定額表中追加 (達)海軍第百二十九號(二〇五三)
- 豫備艦ニ先任旅ヲ掲クル場合旗章掲揚方 (達)海軍第百六十一號(二〇六七)
- 在東京外各部官解艦船團長會計規則ニ係ル檢査執行ノ件 (達)海軍第百三十七號(二〇四八)
- 明治十九年要第三一五號同二十年要第二三五號ノ二廢止 (達)海軍第六十一號(二一九)
- [軍港]
- 橫須賀軍港規則中改正 (省)海軍第九號(二三〇)
- 吳軍港規則中改正 (省)海軍第十號(二三二)
- 佐世保軍港境域改正 (省)海軍第一號(二九)

- 佐世保軍港規則中改正 (省)海軍第十一號(二三三)
- 舞鶴軍港規則 (省)海軍第十四號(二七四)
- 舞鶴軍港境域 (勅)第百三十四號(二〇三)
- 舞鶴軍港ノ取締ニ關スル件 (勅)第百三十五號(二〇四)
- [軍人、軍屬]
- 明治二十八年勅令第五十八號(陸軍軍人軍艦、水雷艇ニ乗組トキ航海加俸支給ノ件)中削除 (勅)第四百十七號(二二七四)
- 陸軍軍人軍屬出張取扱規則 (達)陸軍第六十三號(二〇八)
- 陸軍軍人軍屬出張取扱規則中追加 (達)陸軍第八十一號(二二五〇)
- 明治二十年陸軍第四十號(長官限リ部下官吏ヲ出張セシムルコト廢止ノ件)同年陸軍第七十三號(陸軍武官差遣巡迴及出張命令ノ順序)廢止 (達)陸軍第六十四號(二二〇)
- 在郷陸軍軍人及補充兵寄留地ヨリ召集ニ應ゼントスル者出願方 (省)陸軍第十六號(二一九)
- 明治二十七八年服役ニ從事シ死歿セル陸軍軍人軍屬職員補人ノ遺族ニシテ扶助料ヲ受クル資格ナキ者ニ特別獎金支給方 (省)陸軍第十八號(二二四)
- 明治二十二年陸軍第百一十一號(陸軍軍人傷疾疾病等差ノ件)中改正削除 (達)陸軍第八十六號(七三六)
- 海軍艦隊部將校教育令 (達)海軍第九十八號(二〇四七)
- 海軍艦隊部下士卒教育令 (達)海軍第九十九號(二〇四八)
- 軍艦命名ノ件 (達)海軍第三十三號(一四一)
- 軍艦命名ノ件 (達)海軍第百四十一號(二〇五五)
- 豐橋丸ヲ帝國軍艦トス (達)海軍第百六十四號(二〇六一)
- 軍艦信號符號點附 (告)選信第三百六十七號(二〇八六)
- 艦隊金銀出納規程中改正 (達)海軍第百四十號(二〇五二)
- 軍艦鐵道需用品定額表 (達)海軍第七號(二二)
- 軍艦需用品定額表中追加 (達)海軍第七十七號(二五五)
- 艦隊需用品定額表中改正追加 (達)海軍第八號(二二)
- 艦隊需用品定額表中改正追加 (達)海軍第八十九號(二一九)
- 艦隊需用品定額表中追加 (達)海軍第百二十九號(二〇五三)
- 豫備艦ニ先任旅ヲ掲クル場合旗章掲揚方 (達)海軍第百六十一號(二〇六七)
- 在東京外各部官解艦船團長會計規則ニ係ル檢査執行ノ件 (達)海軍第百三十七號(二〇四八)
- 明治十九年要第三一五號同二十年要第二三五號ノ二廢止 (達)海軍第六十一號(二一九)
- [軍港]
- 橫須賀軍港規則中改正 (省)海軍第九號(二三〇)
- 吳軍港規則中改正 (省)海軍第十號(二三二)
- 佐世保軍港境域改正 (省)海軍第一號(二九)
- 明治二十二年陸軍第百一十二號(陸軍軍人傷疾疾病ニ罹リ現役常備後備役又ハ永久服役者クハ在職ニ堪ヘサル者ノ取扱手續)中追加 (達)陸軍第二十三號(二一九)
- 朝鮮及威海衛渡邊ノ軍人軍屬傷疾疾病ニ罹リ内地ヘ轉送スヘキ者取扱方 (達)陸軍第五十八號(二一九三)
- 明治二十九年陸軍第百五十九號(在臺灣軍人軍屬傷疾疾病ニ依リ内地ヘ轉送取扱方)中改正追加 (達)陸軍第四十一號(二一五四)
- 明治二十九年陸軍第百五十九號(在臺灣軍人軍屬傷疾疾病ニ依リ内地ヘ轉送取扱方)中追加 (達)陸軍第百二十九號(二〇五四)
- 陸軍軍人軍屬日本郵船株式會社及大阪商船株式會社船乘込命令書並手續 (達)陸軍第四十五號(四一五九)
- 陸軍軍人軍屬日本郵船株式會社及大阪商船株式會社船乘込命令書並手續中追加 (達)陸軍第八十八號(七三六)
- 明治二十三年勅令第九十九號(海軍軍人現役年限年數)第一條改正 (勅)第四百四十八號(二二八四)
- 海軍軍人俸給令改正明治二十八年勅令第百六十號(臺灣島澎湖島沿岸航海加俸ノ件)廢止 (勅)第四百一號(二二七四)
- 海軍武官俸規規則制定海軍軍人俸規規則廢止 (達)海軍第百六十三號(二〇六)

- 海軍軍人俸給加俸支給細則別表中改正 (逕)海軍第四號(一) 四
- 海軍軍人俸給加俸支給細則中改正別除 (逕)海軍第五十四號(一)五八九
- 臺灣島及澎湖島駐在海軍軍人軍醫給與規則第六條第九條中改正追加 (勅)第七十號(六) 三九八
- 臺灣島及澎湖島駐在海軍軍人軍醫給與規則施行細則第十五條中刪除 (逕)海軍第三十四號(三) 一四八
- 臺灣島及澎湖島駐在海軍軍人軍醫給與規則施行細則第二十一條改正 (逕)海軍第三十八號(四) 一六三
- 臺灣島及澎湖島駐在海軍軍人軍醫給與規則施行細則中改正追加 (逕)海軍第六十七號(六) 三〇八
- 臺灣島及澎湖島駐在海軍軍人軍醫給與規則施行細則中第三表改正 (逕)海軍第五十八號(二)六〇四
- 明治二十七八年戰役ニ從事シ死歿セル海軍軍人軍醫雇員備人ノ遺族ニシテ扶助料ヲ受クル資格ナキ者ニ特別賜金支給方 (省)海軍第十三號(七) 二四五
- 明治二十三年遼東軍第二十四號(軍人軍醫所轄變換)トキ給與上通牒書ノ件廢止 (逕)海軍第九十三號(九) 四一〇
- 海軍軍人軍醫乘車並物品携帶手續第四條中追加 (逕)海軍第二十號(一〇)五二二
- 海軍軍人軍醫ヲ違背罪即決例ニ依リ處分シタルトキ所屬長官ニ通知ノ件 (訓)海軍第一號(五) 一八三
- 臣民喪期間海軍軍人喪章ノ件 (告)海軍第一號(二) 一六
- 陸軍軍醫總監服制 (勅)第三十八號(三) 一〇八
- 新設スヘキ騎兵聯隊第二中隊ニ於ケル軍醫隊醫軍吏ノ事務兼掌ノ件 (逕)陸軍第四十三號(一〇)五八三
- 軍醫志願者召集 (告)陸軍第十二號(八) 四三三
- 明治二十五年陸軍第十九號(徵兵醫官ノ徵兵検査報告手續)中改正別除 (逕)陸軍第二十二號(三) 二一八
- 海軍軍醫學生藥劑學生造船學生造兵學生條例 (勅)第三百九十號(一)七二七
- 海軍軍醫學生藥劑學生造船學生造兵學生規則 (省)海軍第十八號(二)三六五
- 海軍少軍醫少藥劑官少軍醫候補生及少藥劑官候補生採用試驗規則第一條及書式中改正 (省)海軍第八號(六) 一三五
- 海軍少軍醫少藥劑官少軍醫候補生及少藥劑官候補生採用試驗規則中改正別除 (省)海軍第十九號(二)三九七
- 海軍少軍醫及同候補生採用志願者出願方 (告)海軍第二號(二) 五二
- 海軍少軍醫同候補生採用ノ件 (告)海軍第九號(六) 三三六
- 海軍少軍醫候補生採用ノ件 (告)海軍第十九號(一〇)六五六
- 海軍大軍醫中軍醫及大藥劑士又ハ中藥劑士採用ノ件 (告)海軍第二十號(一〇)六六二

(軍吏)

- 士官候補生見習醫官、藥劑官、獸醫官及獸醫學校生徒一年志願兵野戰砲兵輸卒要塞砲兵助卒服制中見習軍吏追加 (勅)第二十三號(三) 七一
- 明治二十九年陸軍第一號(士官候補生見習士官等徵章ノ件)中見習軍吏ヲ追加ス (逕)陸軍第二十八號(三) 一三三
- 明治三十年入校ノ經理學校監督及軍吏學生人員並試驗格例 (逕)陸軍第五十五號(四) 一九〇
- 監督學生軍吏學生ノ入校並卒業期ノ件 (逕)陸軍百十三號(九) 四一〇
- 新設スヘキ騎兵聯隊第二中隊ニ於ケル軍醫隊醫軍吏ノ事務兼掌ノ件 (逕)陸軍第四十三號(一〇)五八三
- 明治二十九年海軍省所管處出臨時軍事費中支出未済ノ豫算額繰越使用ノ件 (法)第二十八號(三) 五〇
- 軍事費演習費支出規程制定明治二十四年遼東軍第二十二號(同件)廢止 (逕)海軍第九十號(八) 三九二
- 軍事費機動費取扱規程 (逕)海軍百三十九號(一〇)五九九
- 臨時電信部ヲ軍務局長ノ管轄ニ屬ス (逕)陸軍第四十五號(一)五八五
- 臺灣總督府軍務局官制廢止 (勅)第三百六十二號(一〇)六八一
- 臺灣總督府軍務局海軍部使役ノ雇員備人給與ニ關スル件 (逕)海軍第四十九號(五) 一九三
- 軍用電信線ノ普通電信線トシテ通信大臣又ハ臺灣總督ノ管理ニ屬セシム (勅)第二百八十七號(六) 四九五
- 那覇基隆間固定軍用電信ヲ公衆通信ニ供ス (勅)第二百三十一號(七) 四二八
- 軍用電信ニ由リ臺灣ニ發着スル公衆電報取扱開始 (告)邊信第八十一號(七) 三八七
- 軍用乘馬資格廢止 (逕)陸軍第五十一號(二)五九二
- 臺灣及在外各部團隊軍需品追送規程別表改正 (逕)陸軍第四十號(四) 一五三
- 臺灣及在外各部團隊軍需品追送規程廢止 (逕)陸軍第四十號(四) 一五三
- 陸軍軍樂ヲ定ム (逕)陸軍第五十三號(一)六〇一
- 陸軍軍樂隊樂樂請求手續 (告)陸軍第十九號(一〇)六五二
- 軍樂學校生徒隊及軍樂隊公衆ノ請求ニ應セントスルトキノ手續等ヲ定ム明治二十年陸軍第八十八號(同件)ヲ廢ス (逕)陸軍第三十二號(一〇)五五五

(軍務)

(軍醫)

(軍樂)

○宮中喪第一期第二期間軍樂喇叭ノ吹奏及禮砲停止ノ件 (達)陸軍第七號(二) 五

〔軍馬〕

○陸軍軍馬規定規則制定軍用馬資格廢止 (達)陸軍第五十一號(一)五九二

○陸軍軍馬傳染病預防規則制定軍馬傳染病取扱規則廢止 (達)陸軍第四十三號(四) 一五五

○軍馬補充部白河支部設置 (達)陸軍第六十五號(二)六六四

○軍馬補充部三本木支部戸來出張所設置 (達)陸軍第七十四號(六) 三二〇

○軍馬補充部澁谷澤支部白石出張所設置 (達)陸軍第五十八號(三)六二六

○軍馬補充部澁谷澤支部萩野派出部設置 (達)陸軍第二十號(一〇)三三一

○軍馬補充部澁谷澤支部追原派出部廢止 (達)陸軍第六十四號(三)六六四

〔郡長〕

○岐阜縣大野、益田、吉城ノ三郡ニ郡長一人ヲ罷クコトヲ廢止ス (勅)第二十五號(三) 九四

○郡長廢置 (勅)第九十二號(四) 一六三

○郡長廢置 (勅)第五十五號(四) 一七二

○郡長ノ俸給ニ關シ郡指定ノ件 (告)拓殖務第一號(四) 一五四

○郡長ノ俸給ニ關シ郡指定ノ件 (告)內務第三十四號(三) 一〇四

○郡長ノ俸給ニ關シ郡指定ノ件 (告)內務第三十六號(四) 一五九

○郡長ノ俸給ニ關シ郡指定ノ件 (告)內務第四十二號(六) 三二六

○郡役所設置ノ件 (告)拓殖務第二號(四) 一五五

○北海道區制 (勅)第五十八號(五) 二六八

○北海道區制施行期日 (省)拓殖務第七號(六) 一五九

○北海道區制施行延期 (省)內務第二十五號(九) 三一九

○艦員 (明)治十九年遠甲第二號(滿期等近衛下士ヲ近衛艦員トスル件)廢止 (省)陸軍第六號(四) 四九

○供奉 (皇太后陛下御葬送ノ節大宮御所月輪山ノ間供奉及月輪山御齋場參列ヲ命セラレタル者)ノ件 (告)大喪使第一號(一) 三二

○供奉 (皇太后陛下御葬送ノ節京都御所ノ節供奉員及青山假停車場、京都大宮御所前奉送迎者並月輪山御齋場參列ヲ許サレタル者)ノ件 (告)大喪使第二號(一) 三八

〔華族〕

○株式會社十五銀行株式ヲ華族世襲財產ト爲スノ件 (法)第四十四號(四) 八六

〔貨幣〕

○貨幣法 (法)第十六號(三) 二八

○貨幣法ニ據ル貨幣ノ形式 (勅)第四百四十四號(五) 二二三

○貨幣整理資金特別會計法 (法)第十七號(三) 三二

○貨幣整理資金特別會計規則 (勅)第二百二十八號(四) 二二三

○貨幣整理資金特別會計規則第一條中追加 (勅)第四百十九號(二)七七五

○公使館領事館費用條例ニ依リ金貨又ハ銀貨ニテ支給セラル、者ニ貨幣法ニ據ル金貨ヲ以テ給スル件 (勅)第七十五號(六) 三六二

○臺灣ニ於ケル貨幣及銀行ニ關スル事務主管ノ件 (勅)第九號(三) 五七

○廢損其他流通不便ノ貨幣引換場所 (告)大藏第五十八號(九) 四六九

○造幣地金及成貨受渡取扱順序 (告)大藏第二十七號(五) 二七五

○造幣地金及成貨受渡取扱順序第二條第三條中改正 (告)大藏第六十號(九) 四九〇

○明治十二年第三十五號布告(貿易金銀受領ノ件)廢止 (法)第二十號(三) 三四

○在清國上海本邦郵便局受拂ノ洋銀本邦貨幣ニ換算ノ件 (告)逓信第二百六十四號(九) 四八六

○一圓銀貨通用禁止 (勅)第三百三十八號(二〇)六五二

○一圓銀貨通用期限 (告)臺灣總督府第六十八號(二)八二五

○一圓銀貨幣ヲ金貨幣ニ引換ノ件 (告)大藏第六十一號(九) 四九二

○臺灣ニ於テ政府極印付一圓銀貨幣公納使用ノ件 (勅)第三百七十四號(一〇)六九六

○臺灣在勤及威海衛占領軍出納官吏取扱ノ政府極印付一圓銀貨出納計算整理手續 (勅)大藏第七十四號(二)三三三

○臺灣在勤及威海衛占領軍出納官吏取扱ノ政府極印付一圓銀貨出納計算整理手續中改正追加 (勅)大藏第七十九號(二)三三九

○政府極印付一圓銀貨ノ價格割合 (告)臺灣總督府第六十七號(二)八二五

○政府極印付一圓銀貨ノ價格割合中改正 (告)臺灣總督府第七十號(二)八三三

○輸入品元價換算用外國貨幣日本銀貨比較表 (告)大藏第八號(三) 八三

○輸入品元價換算用外國貨幣日本銀貨比較表 (告)大藏第三十四號(六) 三三三

○輸入品元價換算用外國貨幣日本銀貨比較表 (告)大藏第五十六號(九) 四九九

○ 明治三十一年一月乃至三月内外貨幣比較表 (告)大藏第七十九號(三)七二	○ 明治三十年度歲入科目表 (訓)大藏第十三號(三) 四四
[貨物]	○ 明治三十年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第十六號(四) 八二
○ 明治二十三年省令第十二號(稅關同支署臨時開關 及貨物積卸特許手數料)改正 (省)大藏第十一號(七) 二五〇	○ 明治三十年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第十九號(四) 一六九
○ 稅關及同出張所臨時開關並貨物積卸特許手數料 (奏府)第五十九號(三) 六九	○ 明治三十年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第二十一號(四) 一七二
○ 鐵道貨物賃金表中四級五級品貨切車賃格ヲ定ム (告)逓信第二百四十一號(九) 四六一	○ 明治三十年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第二十二號(四) 一七三
[火藥]	○ 明治三十年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第二十四號(四) 一七六
○ 火藥取締規則 (律)第六號(五) 一〇	○ 明治三十年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第二十六號(四) 一七九
○ 火藥取締規則施行細則 (逓府)第十四號(五) 二二	○ 明治三十年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第二十七號(四) 一七九
[科目]	○ 明治三十年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第二十八號(五) 一八二
○ 明治三十年度歲出科目表 (訓)內務第七號(四) 一六八	○ 明治三十年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第二十九號(五) 一八二
○ 明治二十九年歲入科目表中一項目設置 (訓)大藏第一號(二) 一	○ 明治三十年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第三十號(五) 一八二
○ 明治二十九年歲入科目表中一項目設置 (訓)大藏第三號(二) 七	○ 明治三十年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第三十一號(五) 一八四
○ 明治二十九年歲入科目表中一項目設置 (訓)大藏第七號(三) 二二	○ 明治三十年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第三十三號(六) 一八七
○ 明治二十九年歲入科目表中一項目設置 (訓)大藏第三十二號(五) 一八四	

○ 明治三十年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第四十三號(七) 二四七	○ 明治三十年度陸軍大學校入學初審並再審試驗課目表 (達)陸達第十號(三) 二九
○ 明治三十年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第四十五號(七) 二四八	[會社]
○ 明治三十年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第四十七號(八) 二四九	○ 豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件 (法)第十一號(三) 一〇
○ 明治三十年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第四十九號(八) 二四九	○ 豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件 (法)第三十二號(三) 六二
○ 明治三十年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第五十號(八) 二五〇	○ 豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件 (法)第三十三號(三) 六三
○ 明治三十年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第五十一號(八) 二五〇	○ 豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件 (法)第三十五號(三) 六五
○ 明治三十年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第五十九號(一〇) 二七一	
○ 明治三十年度歲入科目表中追加 (訓)大藏第七十六號(一二) 二九	
○ 明治三十年度歲出恩賞諸課科目表 (訓)大藏第十五號(四) 五七	
○ 葉煙草專賣資金歲入歲出科目 (訓)大藏第六十號(一〇) 二七一	
○ 葉煙草取扱費科目 (訓)大藏第五十五號(一〇) 二六三	
○ 葉煙草取扱費科目中追加 (訓)大藏第七十八號(一二) 三三	
○ 葉煙草取扱費科目中追加 (訓)大藏第八十號(一二) 三四	
○ 國庫支辨ノ因徒滿期後監獄別房ニ留置ノ者衣食費辨 (訓)大藏第八號(三) 二七	
○ 納金整理科目ノ件 (訓)大藏第八號(三) 二七	

○ 明治二十七年法律第十五號(豫定鐵道線路中私設鐵道會社三數設許可ノ件)中追加 (法)第三十四號(三) 一六四	○ 櫻楓鐵道會社保險ニ關スル件 (勅)第七十四號(六) 三六一	○ 櫻楓鐵道會社鐵道敷設用材料輸入稅免除規則 (律)第八號(七) 一三	○ 株式會社十五銀行株式ヲ濫取世襲財產ト爲スノ件 (法)第四十四號(四) 八六	○ 陸軍軍人軍屬日本郵船株式會社及大阪商船株式會社 船舶乘込命令書並手續 (達)陸海軍第四十五號(四) 一五九	○ 陸軍軍人軍屬日本郵船株式會社及大阪商船株式會社 船舶乘込命令書並手續中追加 (達)陸海軍第八十八號(七) 三六四	○ 會計検査院事務章程第二條中改正 (勅)第四百二十二號(五) 二五〇	○ 會計検査院高等官年俸中改正 (勅)第四百五十一號(二)三八九	○ 會計検査院臨時増置 (勅)第七十五號(四) 一四九	○ 會計検査院ニ速記技手ヲ匿ク (勅)第三百五十九號(〇)六八〇	○ 明治二十二年勅令第八十號(會計検査官資格ノ件)中改正 (勅)第二百五十一號(〇)四六〇	○ 作業會計法第一條中改正(刪除) (法)第八號(三) 六	○ 作業及鐵道會計規則第二條中追加 (勅)第二百二十六號(四) 二二二	○ 作業及鐵道會計規則第十五條中刪除 (勅)第三百三十號(七) 四二七	○ 作業及鐵道會計金庫出納事務規程中追加 (訓)大藏第十七號(四) 八	○ 貨幣整理資金特別會計法 (法)第十七號(三) 三	○ 貨幣整理資金特別會計規則 (勅)第二百二十八號(四) 二二	○ 貨幣整理資金特別會計規則第一條中追加 (勅)第四百十九號(二)三六五	○ 明治二十九年各特別會計收入歳出豫算追加 (達)二月三日(三) 一〇	○ 明治二十九年各特別會計收入歳出豫算追加 (達)二月三日(三) 一一	○ 明治二十九年各特別會計收入歳出豫算追加 (達)三月三日(三) 一七	○ 明治三十年各特別會計收入歳出豫算 (達)三月二十四日(三) 一九	○ 明治三十年各特別會計收入歳出豫算追加 (達)三月二十四日(三) 一九	○ 明治三十年各特別會計收入歳出豫算追加 (達)三月三十日(三) 二〇	○ 明治三十年各特別會計收入歳出豫算追加 (達)三月三十日(三) 二〇
---	---------------------------------	-------------------------------------	---	---	--	-------------------------------------	----------------------------------	-----------------------------	----------------------------------	---	-------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	----------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------

○ 明治三十年度特別會計收入歳出豫算追加 (豫)三月三十日(三) 一五七	○ 明治三十年度各特別會計收入歳出豫算追加 (豫)三月三十日(三) 一五八	○ 明治三十年度特別會計收入歳出豫算追加 (豫)三月三十日(三) 一五九	○ 特別會計ノ豫算中第一豫備金支出ノ件 (勅)第一百十八號(四) 二〇一	○ 在外公館ニ於テ會計規則所定ノ手續省略ノ件 (勅)第五十八號(三) 一三二	○ 葉煙草專賣資金會計規則 (勅)第五十三號(三) 一三三	○ 葉煙草專賣資金會計收入調定額證明規程 (達)會計検査院第二號(二)六二六	○ 葉煙草專賣資金會計收入證明規程 (達)會計検査院第三號(二)六二四	○ 葉煙草專賣資金會計支出證明規程 (達)會計検査院第四號(二)六三〇	○ 陸軍物品會計規程第八條第十五條中改正 (達)陸海軍第三百十五號(七) 四一六	○ 鎮守府會計監督規則 (達)海軍第三百三十五號(一〇)五四四	○ 造船兵監督會計官手當金支給細則 (達)海軍第七十四號(二)六四七	○ 兵備品出納命令官會計官吏表中改正 (達)海軍第三十號(三) 一四一	○ 兵備品出納命令官會計官吏ノ件改正 (達)海軍第二百二十五號(二〇)三四	○ 海軍通常物品會計規程第四條改正 (達)海軍第九十一號(九) 三九七	○ 通常物品出納命令官會計官吏表中改正(刪除) (達)海軍第三十九號(四) 一六三	○ 通常物品出納命令官會計官吏表中追加 (達)海軍第五十六號(五) 二二一	○ 通常物品出納命令官會計官吏ノ件改正 (達)海軍第二百二十七號(一〇)五二七	○ 通常物品出納命令官會計官吏表中改正 (達)海軍第二百五十號(一〇)五二八	○ 通常物品出納命令官會計官吏表中追加 (達)海軍第七十八號(二)六六〇	○ 會計規則物品會計規則中海軍經理局所掌事項ノ件 (達)海軍第三百三十六號(一〇)五四八	○ 在東京外各都府縣艦船團長會計規則ニ係ル検査執行ノ件 (達)海軍第三百三十七號(一〇)五四八
--------------------------------------	---------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--	-------------------------------	--	-------------------------------------	-------------------------------------	--	---------------------------------	------------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------------	-------------------------------------	---	---------------------------------------	---	--	--------------------------------------	--	---

- 官立學校及圖書館會計規則第十五條第十六條中加除 (勅)第二百九十三號(九) 五〇五
- 林區署物品會計規程中改正追加 (訓)農商務第三號(三) 三八
- 地方視察費支出計算書ヲ會計檢査院へ送付ノ件 (訓)文部第四號(五) 一八一
- 水産調査所費會計事務取扱規程中改正 (訓)農商務第七號(四) 六一
- 水産調査所費會計事務取扱規程中改正 (訓)農商務第十七號(七) 二二三
- 過四改其費會計事務取扱規程第三十九條削除 (訓)農商務第二十三號(九) 二五三
- 明治二十九年法律第九十二號(臺灣ニ會計檢査院支 廳設置ノ件)中附則追加 (法)第二十五號(三) 四三
- 臺灣總督府特別會計法 (法)第二號(三) 一
- 臺灣總督府特別會計規則 (勅)第二十七號(三) 九五
- 臺灣總督府特別會計規則中改正 (勅)第三百十七號(九) 五七四
- 臺灣總督府特別會計ニ要スル諸報告書仕拂命令領收 證計算書等様式 (省)大藏第五號(三) 三七
- 臺灣總督府特別會計金庫出納事務規程 (訓)大藏第十號(三) 二九
- 臺灣總督府特別會計ニ關スル返納告知書ニ記入ノ件 (訓)拓殖務第六號(三) 四三
- 明治三十年度臺灣總督府特別會計歲入科目表 (訓)拓殖務第十五號(四) 七九

〔會議〕

- 陸軍總兵會議條例改正 (勅)第三百三十六號(七) 四三四
- 陸軍工兵會議條例改正 (勅)第三百三十七號(七) 四三六
- 陸軍衛生會議條例第二條第四條中改正 (勅)第三百九十八號(二)七四一
- 明治二十六年勅令第二百七號(海軍軍法會議構成員タル主理候補年俸ノ件)改正 (勅)第三百十八號(九) 五七四
- 明治二十三年勅令第二百四十六號(海軍各軍法會議主理候補服務員ノ件)第六條削除 (勅)第三百一號(九) 五三二
- 明治二十三年勅令第二百四十六號(海軍各軍法會議主理候補服務員ノ件)廢止 (勅)第四百十二號(二)四〇〇
- 軍法會議ヲ管轄スル長官ノ部下ニ司法部ノ設置ヲキ 場合主理候補服務員規定 (達)海軍第五百七十七號(二)六〇三
- 海軍衛生會議條例廢止 (勅)第六十號(三) 一三四
- 高等教育會議規則中改正削除 (勅)第四百五十九號(二)八三六
- 農商工商會議規則改正 (勅)第四百八十八號(六) 三七六
- 明治二十八年省令第七號(北海道商會會議所會員選 舉被選舉權ニ關スル財産上ノ資格)中改正 (省)農商務第二號(二) 八
- 鐵道會議規則第四條中改正 (勅)第三百五十七號(二)六七九
- 鐵道會議議長議員及臨時議員服務費支給規則中改正訓 (勅)第四百二十號(二)七五

〔組合〕

- 重要輸出品同業組合法 (法)第四十七號(四) 九五
- 重要輸出品同業組合法施行細則 (省)農商務第十七號(九) 三三三
- 同業組合準則第四條削除 (省)農商務第六號(五) 八六
- 明治十八年達第三十五號(同業組合準則ヲ適用スル 牛組合ノ件)廢止 (訓)農商務第十五號(六) 一八八
- 蠶絲業組合準則 (省)農商務第五號(五) 八六
- 官設保險倉庫庫數料定率表 (省)大藏第三十九號(六) 二五二
- 明治二十九年海軍省所管鐵道臨時軍事費中支出米 濟ノ豫算附錄使用ノ件 (法)第二十八號(三) 五〇
- 船艇經費一時繰替支辨ノ件 (勅)第二百二十七號(四) 二二三
- 東京鐵道監督署移轉 (省)農商務第三十七號(二)六五九
- 盛岡鐵道監督署移轉 (省)農商務第十九號(六) 二五二
- 礦業獎勵課ノ標準トスル礦業獎勵物ノ價格改正 (告)農商務第四十三號(三)八四三
- 臺灣鐵業規則施行細則中追加 (省)府第十號(四) 一七

〔雇傭〕

- 臺灣鐵業規則施行細則第十六條中追加 (省)府第三十八號(八) 五二
- 鐵業人名義書換及既納保證金納付人名義變更出願方 (告)臺灣總督府第一號(二) 二〇
- 鐵業ニ著手シ及鐵業事務所ヲ設置シタルトキ雇出ノ 件 (告)臺灣總督府第七號(三) 六二
- 蝗蟲發生ニ就キ顯示 (告)臺灣總督府第六號(三) 六一
- ヤノ部
- 明治二十六年勅令第五號(文武官及雇員ノ俸給中ヨリ 製履費補足ノ件)第二條中改正 (勅)第七十二號(四) 二四三
- 痘苗製造所雇員雇員旅費日常支給ノ件 (省)內務第二號(三) 三三
- 一時雇入ノ者解雇ノトキ旅費支給ノ件 (訓)內務第二十一號(二)三六〇
- 葉煙草賣賣所臨時雇員使用ノ件 (勅)第四百四十一號(二)八二八
- 明治十九年勅令第四十三號(雇員雇員ノ俸給ニ關 スル件)廢止 (訓)大藏第三十四號(六) 一八七
- 雇員以下給料支給規則備給表中增額ノ件 (達)陸務第三百三十六號(二)六四四

- 臺灣並在外陸海軍雇員備人死傷手當金給與規則 (勅)第百四十三號(五) 二二二
- 臺灣並在外陸軍雇員備人死傷手當金給與規則 (省)陸軍第十二號(五) 八二
- 臺灣並在外海軍雇員備人死傷手當金給與規則 (省)海軍第五號(五) 八三
- 明治二十七年勅令第百六十四號(戰時)事變ノ際陸海軍雇員備人等傷疾疾病及死歿ノトキ手當金給與ノ件)ニ依リ支給ヲ受ケントスル者出願期限 (省)陸軍第十三號(五) 八二
- 明治二十七年勅令第百六十四號(戰時)事變ノ際陸海軍雇員備人等傷疾疾病及死歿ノトキ手當金給與ノ件)ニ依リ支給ヲ受ケントスル者出願期限 (省)海軍第六號(五) 八四
- 明治二十七八年戰役ニ從事シ死歿セル陸軍軍人軍醫雇員備人ノ遺族ニシテ扶助料ヲ受クル資格ナキ者ニ特別賜金支給方 (省)陸軍第十八號(七) 二四三
- 明治二十七八年戰役ニ從事シ死歿セル海軍軍人軍醫雇員備人ノ遺族ニシテ扶助料ヲ受クル資格ナキ者ニ特別賜金支給方 (省)海軍第十三號(七) 二四五
- 雇員備人規則改正 (達)海軍第五十二號(五) 一九五
- 雇員備人規則第三條中追加 (達)海軍第六十九號(六) 三〇九
- 雇員備人規則中追加 (達)海軍第四百四十三號(一〇)五六〇
- 雇員備人規則別表中加除 (達)海軍第八十號(二)六六三
- 雇員備人給與規則第一條改正 (達)海軍第五十三號(五) 一九九
- 雇員備人給與規則第一條中追加 (達)海軍第八十二號(七) 三七〇
- 守衛備人被服規則制定備人被服規則廢止 (達)海軍第五十四號(五) 二〇〇
- 臺灣總督府軍務局海軍部使役ノ雇員備人給與ニ關スル件 (達)海軍第四十九號(五) 一九三
- 臨時備入獸醫手當支給ノ件 (訓)農商務第四號(三) 四三
- 航路標識工事ニ要スル職工人夫雇備ノ請負隨意契約ノ件 (勅)第四百六十號(二)八三八
- 明治二十九年勅令第百八十一號(臺灣總督府雇員備員食料補給ノ件)中追加 (勅)第百號(四) 一六九
- 備入外國人ヲ雜居地區域外ニ寄寓セシムル出願ノ件 (達)府第十七號(五) 二六
- 臺灣總督府囑託員雇員內地旅行旅費ノ件 (訓)拓殖務第八號(四) 七四
- 臺灣總督府囑託員雇員臺灣旅行旅費規則 (訓)拓殖務第九號(四) 七四
- 野戰砲廠並修理所職工卒後成規則 (達)陸軍第百二十四號(一〇)五三三

〔野戰、野砲〕

- 野戰砲兵射擊教練中照準手拔擢法及徽章附與員數ノ件 (達)陸軍第九十號(七) 三六六
- 七珊米野砲前車、砲兵砲馬具屬品中改正 (達)陸軍第百二十二號(一〇)五三四
- 役場
- 沖繩縣間切島吏員規程ニ依リ設置ノ役場稱呼ノ件 (告)內務第三十一號(三) 一四九
- 〔藥劑、藥品、藥用〕
- 陸軍軍醫學校生徒中藥劑官志願者召募 (告)陸軍第三號(三) 八〇
- 海軍軍醫學生藥劑學生造船學生造兵學生條例 (勅)第三百九十號(二)七七
- 海軍軍醫學生藥劑學生造船學生造兵學生規則 (省)海軍第十八號(二)三六五
- 海軍少軍醫少藥劑官少軍醫候補生及少藥劑官候補生採用試驗規則第一條及書式中改正 (省)海軍第八號(六) 一五五
- 海軍少軍醫少藥劑官少軍醫候補生及少藥劑官候補生採用試驗規則中改正創除 (省)海軍第十九號(二)三九七
- 海軍大軍醫中軍醫及大藥劑士又ハ中藥劑士採用ノ件 (告)海軍第二十號(一〇)六六二
- 海軍少藥劑官候補生採用ノ件 (告)海軍第十七號(一〇)六五三
- 明治三十年第二回醫術開業並藥劑師試驗舉行地及期日 (告)內務第三十九號(五) 一八一
- 醫術開業並藥劑師實地試驗出願者試驗舉行地ハ到著者所氏名届出期限ヲ定メ明治二十七年告示第十四號(同件)ヲ廢ス (告)內務第五十七號(六) 四六二
- 藥品ノ封緘並藥品飲食物等ノ検査營業者取締ノ件 (省)內務第二號(三) 四四
- 醫藥用藥品ノ検査證明ヲ業務トスル者取締ノ件 (省)內務第二十六號(六) 三三五
- 明治二十四年省令第二十九號(コホ)結核病治療液使用取締ノ件)廢止 (省)內務第二十九號(一〇)五五四
- 明治二十四年告示第四號(コホ)結核病治療液販賣授與取締ノ件)廢止 (告)內務第六十五號(一〇)六五五
- 毒藥劑藥品目中追加 (省)內務第三十一號(一〇)五五五
- 阿片法制定藥用阿片賣買並ニ製造規則廢止 (法)第二十七號(三) 四八
- 〔約定〕(〇)テノ部條約ノ項參看
- 帝國ト亞米利加合衆國トノ通商航海條約第十六條ノ實施ニ關スル約定 (勅)三月十一日(三) 六六
- 日本通信省及獨逸郵政省間締結小包郵便物交換約定ノ追加約定 (勅)九月十七日(三) 五七一

○日本通商省及通商省開辦小倉郵船物交納規定
實施細目規則第三條中改正
(令) 通信第二百六十五號(乙) 四八六

○郵便為替券約定實額細目規則第三條中改正
(告) 通信第二百十七號(乙) 四三三

[洋紙]

○在清鐵上海本邦郵船局乘務ノ洋鐵本邦郵船局乘務ノ
(告) 通信第二百六十四號(乙) 四八八

[養成]

○野戰砲廠並要塞修理所職工卒養成規則
(達) 陸軍第百二十四號(一〇五三)

マノ部

[滿期]

○明治十八年遠甲第三十六號(滿期近衛兵編入ニ關スル件)同十九年遠甲第二號(滿期等近衛下士ヲ近衛職員トスル件)廢止
(省) 陸軍第六號(四) 四九

○明治二十八年訓令甲第二號(陸軍後備役兵卒陸軍軍備職員滿期ノトキ名簿ニ關スル件)廢止
(訓) 陸軍甲第二號(四) 五八

○現役滿期又ハ召集解除ノ際懲罰期中心ニ在リ者取扱ノ件
(達) 陸軍第百十七號(四) 一七六

[前渡]

○明治二十九年訓令第十八號(金庫開設ニ附キ現金出納及小納官吏任免報告等ノ件)中改正追加
(訓) 拓殖務第十八號(乙) 一八八

[埋葬]

○陸軍埋葬規則制定陸軍附准士官下士卒埋葬規則並現時陸軍埋葬規則廢止
(省) 陸軍第二十二號(八) 三〇九

ケノ部

[縣會]

○石川縣會解散
(勅) 第二十六號(三) 九四

○石川縣會解散
(勅) 第三百二號(九) 五二二

○青森縣會解散
(勅) 第三百八十三號(一〇七〇七)

[檢事]

○刑事檢事官等俸給令中改正
(勅) 第九十五號(四) 一六五

○刑事檢事官等俸給令第三條改正
(勅) 第二百六十號(八) 四六七

○臣民親刑罰事檢事官所書記及翻譯士喪章ノ件
(告) 刑法第二號(二) 一九

[檢閱]

○陸軍軍隊檢閱條例第十三條中追加
(勅) 第百六十二號(八) 四六九

○海軍檢閱條例改正
(勅) 第三百三十一號(乙) 六八

○海軍恒例檢閱細則廢止
(達) 海軍第百二十三號(一〇五三)

[検査]

○明治二十九年法律第九十二號(臺灣ニ會計検査院支廳設置ノ件)中附則追加
(法) 第二十五號(三) 四二

○會計検査院事務章程第一條中改正
(勅) 第四百四十二號(五) 二二三

○會計検査院高等官停中改正
(勅) 第四百五十一號(三三八) 九

○明治二十二年勅令第八十號(會計検査官資格ノ件)中改正
(勅) 第二百五十一號(八) 四六〇

○會計検査院屬臨時附置
(勅) 第七十五號(四) 一四五

○會計検査院ニ速記技手ヲ置ク
(勅) 第三百五十九號(一〇六八〇)

○地方視學費支出計算書ヲ會計検査院ヘ送付ノ件
(訓) 文部第四號(五) 一八一

○藥品ノ封緘並藥品飲食物等ノ検査營業者取締ノ件
(省) 內務第二號(三) 三三

○醫藥用藥品ノ検査證明ヲ業務トスル者取締ノ件
(省) 內務第二十六號(九) 三五

○船舶検査規則制定傳染病預防規則第十三條船舶検査手續廢止
(省) 內務第二十號(七) 二七九

○營業ニ關スル帳簿物件検査章程式
(省) 大藏第二號(三) 一〇

○酒造及酒造器器具等検査定及檢定ニ關スル帳簿格式ヲ定メ明治二十七年訓令第二十八號中酒類ニ關スル事項ヲ廢ス
(訓) 大藏第五十二號(乙) 二五二

○馬匹調査及検査施行規則
(省) 陸軍第四號(三) 一

○馬匹調査及検査施行規則中改正追加
(省) 陸軍第二十八號(一) 三八九

○陸軍志願兵身體検査規則改正
(達) 陸軍第五十四號(四) 一八五

○寄留地ニ於テ徵兵身體検査出願取扱ノ件
(訓) 陸軍甲第三號(四) 五八

○明治二十五年陸軍第十九號(徵兵醫官ノ徵兵検査報告手續)中改正刪除
(達) 陸軍第二十二號(三) 一八

○陸軍召集規則第二十三條ノ検査場設置地名變換ノ件
(告) 陸軍第二十四號(二) 三八九

○陸軍工兵監護補修トシテ學術検査施行
(達) 陸軍第五十三號(四) 一八四

○仕佛命令官職入監督官下検査官所管區分表改正追加
(達) 陸軍第十五號(三) 三三

○仕佛命令官職入監督官下検査官所管區分表改正
(達) 陸軍第三十一號(一〇五五)

○明治二十七年陸軍第四十四號(徵入處出外現金出納附算ノ検査及責任解除委任ノ件)中追加
(達) 陸軍第五十九號(五) 一九四

- 臺灣守備隊及要塞砲兵隊ニ係ル委任經理ニ關スル經費物品ノ検査、責任解除委託ノ件 (逕) 陸海軍部第五十二號(二) 五五九
- 在東京外各都府官廳艦船團長會計規則ニ係ル検査執行ノ件 (逕) 海軍部第三十七號(一) 四四八
- 海軍省所管經費支出及收入ニ關スル所屬區分並收入ノ検査、委任事務命令官收入、監督官收入、官吏ヲ定メ、明治二十九年、逕第三十二號、同件ヲ廢止ス (逕) 海軍部第三十七號(三) 一五〇
- 明治三十年、逕第三十七號中改正 (逕) 海軍部第五十五號(五) 二二〇
- 海軍省所管收入及經費ニ係ル所屬區分及委任事務命令官收入、監督官收入、官吏收入、検査官ノ件ヲ定メ、明治三十年、逕第三十七號(同件)ヲ廢止ス (逕) 海軍部第二十六號(一) 四三三
- 明治三十年、逕第二十六號中改正 (逕) 海軍部第四十六號(一) 四六二
- 學生生徒身體検査規程 (訓) 文部部第三號(三) 三四
- 種牡馬検査法 (法) 第十二號(三) 一一
- 種牡馬検査法施行細則 (省) 農商務部第四號(五) 八四
- 種牡馬検査法施行細則第二條第八條中追加 (省) 農商務部第十五號(九) 三九
- 蠶種検査法制定蠶種検査規則廢止 (法) 第十號(三) 八
- 蠶種検査法施行細則 (省) 農商務部第八號(六) 一九八
- 蠶種検査手数料ニ關スル件 (勅) 第三百七十七號(六) 三六五
- 府縣蠶種検査費ニ對スル國庫補助金額ノ件 (勅) 第三百四十九號(六) 四四八
- 蠶種検査法ヲ沖繩縣ニ施行セス (告) 農商務部第二十二號(六) 二五七
- 蠶種検査法ヲ天鹽外五國ニ施行セス (告) 農商務部第二十九號(八) 四三七
- 蠶種検査法ヲ大阪ニ施行セス (告) 農商務部第三十五號(一〇) 五〇九
- 生絲検査所官制第六條中改正 (勅) 第八十七號(四) 一五六
- 生絲検査所處務規程第八條中改正 (訓) 農商務部第二十九號(二) 二二一
- 朝鮮國釜山港ヨリ輸入ノ牛畜検査ノ後陸揚許可ノ件 (訓) 農商務部第十三號(五) 一八一
- 船舶検査法施行細則制定西洋形船舶検査細則及明治十八年農商務省告示第十四號(東京府下ノ汽船検査ハ農商務省直管ノ件) 同十九年、逕信省令第一號(官有及商業用汽船検査區分ノ件) 廢止 (省) 逕信第六號(三) 八六
- 船舶検査規程制定西洋形船舶検査手續廢止 (省) 逕信第十二號(六) 二一一
- 船舶検査手續 (訓) 逕信第一號(六) 一八九

- 地方官廳ノ検査ヲ受メ、キ船舶ノ検査執行地報告ノ件 (訓) 逕信第二號(六) 二〇八
- 船舶検査手数料登記印紙ヲ以テ納付及其收入報告ノ件 (訓) 逕信第五號(一〇) 二五七
- 五百石積以上ノ帆船所有者船舶司檢所ノ検査申請期限 (告) 逕信第三百三十四號(五) 一九一
- 船舶司檢所ノ検査ヲ受メ、キ船舶ノ検査執行地ノ件 (告) 逕信第三百三十三號(五) 一九一
- 船舶司檢所ノ検査ヲ受メ、キ船舶ノ検査執行地追加 (告) 逕信第五百五十六號(六) 二四八
- 後志國小樽ヲ船舶検査臨時執行地トス (告) 逕信第二百五十九號(九) 四七〇
- 薩摩國鹿兒島ヲ船舶検査臨時執行地トス (告) 逕信第二百九十九號(一〇) 五八八
- 明治十七年農商務省第三十三號、逕中海員技術免狀検査證書格式改正 (告) 逕信第六十八號(六) 三七〇
- 中央亞米利加ガアアマラ國宛電報検査ノ件 (告) 逕信第三十四號(二) 三五
- 中央亞米利加ガアアマラ國宛電報検査廢止 (告) 逕信第六十二號(三) 九九
- ガアアマラ國宛電報検査ノ件 (告) 逕信第二百五十六號(九) 四六九
- 蠶種検査法施行細則 (省) 農商務部第八號(六) 一九八
- 府縣蠶種検査費ニ對スル國庫補助金額ノ件 (勅) 第三百四十九號(六) 四四八
- 蠶種検査法ヲ沖繩縣ニ施行セス (告) 農商務部第二十二號(六) 二五七
- 蠶種検査法ヲ天鹽外五國ニ施行セス (告) 農商務部第二十九號(八) 四三七
- 蠶種検査法ヲ大阪ニ施行セス (告) 農商務部第三十五號(一〇) 五〇九
- 生絲検査所官制第六條中改正 (勅) 第八十七號(四) 一五六
- 生絲検査所處務規程第八條中改正 (訓) 農商務部第二十九號(二) 二二一
- 朝鮮國釜山港ヨリ輸入ノ牛畜検査ノ後陸揚許可ノ件 (訓) 農商務部第十三號(五) 一八一
- 船舶検査法施行細則制定西洋形船舶検査細則及明治十八年農商務省告示第十四號(東京府下ノ汽船検査ハ農商務省直管ノ件) 同十九年、逕信省令第一號(官有及商業用汽船検査區分ノ件) 廢止 (省) 逕信第六號(三) 八六
- 船舶検査規程制定西洋形船舶検査手續廢止 (省) 逕信第十二號(六) 二一一
- 船舶検査手續 (訓) 逕信第一號(六) 一八九
- ガアアマラ宛電報ノ検査廢止 (告) 逕信第二百八十號(九) 四〇一
- 祕露國宛暗號電報検査ノ件 (告) 逕信第三百六十二號(六) 二五八
- (檢定) 度量衡器ノ制限其ノ製作修理及販賣ノ免許檢定ニ關スル件制定明治二十四年勅令第七十七號同件廢止 (勅) 第三百十六號(四) 一八一
- 度量衡檢定規程改正 (訓) 農商務部第十九號(七) 三三三
- 明治二十四年勅令第三十五號(度量衡檢定所、地方原器、檢定用具、檢定補助用具及度量衡檢定成績表ニ關スル規程) 中改正加除 (訓) 農商務部第十八號(七) 三三八
- 中央氣象臺氣象器檢定規程第十條中改正 (省) 文部部第十七號(九) 三三七
- 教科用圖書檢定規則中改正追加 (省) 文部部第十八號(一〇) 三三四
- 尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員免許檢定豫備試驗施行場所ノ件 (告) 文部部第三號(三) 一四〇
- 尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定豫備試驗日時制 (告) 文部部第七號(四) 一三三
- 第十回尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定本試驗日時制 (告) 文部部第十二號(五) 一四五
- 尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定試驗施行ニ附テ願書差出方 (告) 文部部第十九號(一〇) 六五四

〔檢疫〕

- 汽車檢疫規則制定(汽車檢疫心得) 止 (省)内務第十九號(七) 二七八
- 船舶檢疫規則制定(傳染病預防規則第十三條船舶檢査手續) 止 (省)内務第二十號(七) 二七九
- 臨時檢疫局官制改正 (勅)第百七十一號(六) 二八〇
- 臨時檢疫局事務官任用ノ件 (勅)第百七十二號(六) 二八〇
- 臨時檢疫局職員官等修給ノ件 (勅)第百七十三號(六) 二八〇
- 檢疫委員設置規則 (省)内務第四十六號(六) 二五七
- 臨時檢疫部開設ノ件 (省)内務第四十九號(三) 二五七
- 臨時檢疫部開設ノ件 (省)内務第三十五號(四) 一五九
- 臨時檢疫部開設ノ件 (省)内務第五十五號(六) 四三七
- 臨時檢疫部開設ノ件 (省)内務第五十八號(六) 四六二
- 臨時檢疫部開設ノ件 (省)内務第四十號(五) 一九五
- 臨時檢疫部開設ノ件 (省)内務第六十四號(一〇)六五三
- 臨時檢疫部開設ノ件 (省)内務第七十一號(一)二七二
- 臨時檢疫部開設ノ件 (省)内務第七十八號(三)二八二
- 臨時檢疫部開設ノ件 (省)内務第四號(一) 五
- 臨時檢疫部開設ノ件 (省)内務第三十七號(五) 一七四
- 臨時檢疫部開設ノ件 (省)内務第三十八號(五) 一七四
- 檢疫ヲ受クヘキ船舶停泊所ノ件 (省)内務第三十八號(五) 一七四
- 明治三十年告示第三十七號(臺灣ニ於ケル「パスポート」ニ就キ檢疫實施ノ件)改正 (省)内務第四十四號(六) 三三七
- 明治三十年告示第四十四號(「パスポート」ニ就キ船舶檢査ノ件)施行停止 (省)内務第五十六號(九) 四九九
- 傳染病預防委員及檢疫委員設置規則 (省)拓殖務第五號(五) 七三
- 傳染病預防法ニ依リ汽車船舶檢査施行方 (省)拓殖務第九號(八) 二九五
- 船舶檢査ノ件 (省)臺灣總督府第二十四號(五) 一九五
- 印度和蘭領地ニ於テ船舶檢査施行草木物品輸入禁止ノ件 (省)臺灣總督府第二十九號(六) 二四五
- 清國上海ニ於テ船舶檢査施行ノ件 (省)臺灣總督府第三十二號(六) 二五七
- 香港ニ於ケル檢査停止ノ件 (省)臺灣總督府第五十七號(一〇)五二八
- 牛疫檢査規則 (省)農商務第十八號(九) 三三四
- 牛疫預防上船舶檢査ノ件 (省)農商務第三十三號(九) 四九二
- 〔憲兵〕**
- 憲兵條例改正(臺灣憲兵條例) 止 (勅)第三百三十二號(九) 六五〇
- 臺灣憲兵條例 止 (勅)第三百三十二號(九) 六五〇
- 臺灣憲兵條例 止 (勅)第三百三十二號(九) 六五〇
- 臺灣憲兵條例 止 (勅)第三百三十二號(九) 六五〇

- 憲兵條例改正(三附キ臺灣憲兵條例) 止 (省)內務第九十八號(九) 四三八
- 陸軍憲兵科預備役士官補充ノ件 (勅)第九十四號(四) 二六四
- 憲兵服制規則第十七條第十八條改正(勅) (省)內務第七十五號(三) 三三一
- 第七憲兵隊ノ團區及憲兵警察區 制定 (省)拓殖務第六月九日(六) 三三九
- 〔警視〕**
- 警視廳官制中改正(加除) (勅)第百九十一號(六) 二八〇
- 警視廳高等官修給令改正 (勅)第百九十二號(六) 二八〇
- 巡邏ニ補スヘキ警視及消防司令長特別任用ノ件 (勅)第百九十四號(六) 二八〇
- 北海道警視特別任用ノ件 (勅)第九十號(四) 一六二
- 〔警察〕**
- 警察局長修給ノ區別ニ關シ警察署指定 (省)内務第四十五號(六) 二四九
- 警察署及警察分署ニ拘禁留置ノ者ノ食料ニ關スル件 (勅)第百六十三號(六) 四六九
- 警察署及警察分署ニ拘禁留置ノ者ノ食料金額 (省)内務第二十三號(六) 三〇九
- 明治三十年告示第二十三號(警察署及警察分署ニ拘禁留置ノ者ノ食料金額)ヲ北海道ニ適用ス (省)内務第三十六號(三)三三三
- 警察官吏其他内國旅費規則第九條中刪除 (省)内務第十六號(六) 二二六
- 警察官吏其他内國旅費規則改正 (省)内務第二十七號(一〇)三三三
- 警察官吏受持區内巡迴日當月預立警察費區數額 師等修費ノ節減ハ認可ヲ經ス處分後報告ノ件 (勅)内務第十二號(六) 一八八
- 警察費與規則中改正(刪除) (勅)内務第十三號(六) 二二〇
- 明治三十年告示第十三號(警察費與規則中改正)ヲ北海道及北道運集治區ニ適用ス (勅)内務第二十六號(三)三三〇
- 明治十五年告示第十號(警察分署ノ位置區畫ヲ明セシタル管内地圖畫出方) 廢止 (勅)内務第十一號(五) 一八五
- 都市ノ區域ニ依ラサル警察管轄區域表 改正 (省)内務第五號(二) 一三三
- 都市ノ區域ニ依ラサル警察管轄區域表 改正(刪除) (省)内務第六號(二) 一三三
- 都市ノ區域ニ依ラサル警察管轄區域表 改正(刪除) (省)内務第二十號(三) 九五

- 郡市ノ區域ニ依ラサル警察署管轄區域表中改正 (告)内務第二十七號(三) 一一三
- 郡市ノ區域ニ依ラサル警察署管轄區域表中追加 (告)内務第二十八號(三) 一一六
- 郡市ノ區域ニ依ラサル警察署管轄區域表中改正 (告)内務第三十二號(四) 一四六
- 郡市ノ區域ニ依ラサル警察署管轄區域表中刪除 (告)内務第三十三號(四) 一五五
- 郡市ノ區域ニ依ラサル警察署管轄區域表中追加 (告)内務第四十九號(七) 三三八
- 郡市ノ區域ニ依ラサル警察署管轄區域表中改正 (告)内務第五十三號(八) 四〇〇
- 郡市ノ區域ニ依ラサル警察署管轄區域表中追加 (告)内務第五十四號(八) 四〇三
- 第七憲兵隊ノ配置及憲兵警察區改定 (告)陸軍第六月九日(六) 三九九
- 臺灣總督府警察司獄吏員旅費規則 (勅)拓殖務第十號(四) 七五
- 臺灣總督府警察官吏受持區内出張及巡迴旅費規則 (勅)拓殖務第十一號(四) 七六
- 大稻埕警察署設置及其管轄區域 (臺府)第十九號(六) 二七
- 警察署名稱位置及管轄區域 (臺府)第二十三號(六) 三三
- 警察署名稱位置及管轄區域中變更 (臺府)第四十三號(六) 五八
- 警察署名稱位置及管轄區域中改正 (臺府)第四十七號(一〇) 五九
- 警察署名稱位置及管轄區域中改正 (臺府)第五十三號(一二) 六五
- 警察署名稱位置及管轄區域中改正追加 (臺府)第六十五號(三) 七三
- 警部長特別任用ノ件 (勅)第四百四號(四) 一七一
- 北海道廳警部長特別任用ノ件 (勅)第四百三十八號(三) 一五五
- 警部監獄書記看守長特別任用令制定明治二十三年勅令第十號(巡查ヲ警部警部補ニ任用ノ件)同第四百四十六號(看守ヲ看守長看守副長ニ任用ノ件)廢止 (勅)第二百十五號(六) 四〇四
- 警備 (警備) 警備隊司令部條例改正 (勅)第二百三十九號(七) 四三九
- 明治二十三年省令第二十號(對馬警備隊區在籍豫備後備下士演習召集及旅費支給方)廢止 (省)陸軍第八號(四) 五五
- 警備隊歸休兵及砲兵助本演習召集ノ件 (勅)陸軍第四十六號(四) 七五

- 警報信號標建設ノ件 (告)臺灣總督府第六十二號(二) 二八〇
- 警報信號標建設ノ件 (告)臺灣總督府第七十四號(二) 二八五
- 警官、教授、教諭 (勅)陸軍第九十三號(八) 三七三
- 乘馬學校教官ヲ兼ヌル副官、既長、調馬手長、飼養乘馬ノ件 (勅)陸軍第九十三號(八) 三七三
- 海軍教授年俸ノ件制定明治二十四年勅令第二百二十八號(海軍諸學校教官教授俸給ノ件)廢止 (勅)第三百三十號(四) 二二五
- 帝國大學教官俸給令中改正 (勅)第三百六號(四) 一七二
- 帝國大學及文部省直轄諸學校高等官等俸給令 (勅)第三百七號(四) 一七四
- 帝國大學高等官等俸給令制定帝國大學教官俸給令及明治二十六年勅令第九十四號(各分科大學講座ニ關スル職務分擔ノ件)並同三十年勅令第七十七號(帝國大學ニ關スル條項廢止) (勅)第二百十二號(六) 四〇一
- 師範學校教諭助教諭舍監訓導及書記ノ人員改正 (省)文部第十九號(一〇) 三三五
- 明治二十六年勅令第二百八號(札幌農學校ニ關スル件)第三條中改正 (勅)第九號(四) 一七七
- 林業巡迴教師ノ待遇任及官等等級配當ノ件 (勅)第四十六號(三) 二一四
- 神道各教派管長教師服裝ノ件 (勅)內務第二號(二) 七
- 海軍兵學校機關學校砲術、水雷術、機關術練習所及各病院教員員數表 (勅)海軍第七十九號(三) 二六〇
- 明治二十六年勅令第十一號(學校教員政略團體ノ會員タルヲ許サス)廢止 (勅)文部第九號(一〇) 三六九
- 學校教員ノ職守ニ關スル件 (勅)文部第十號(一〇) 三七〇
- 師範學校尋常中學校高等女學校教員免許規則第八條第二十條中改正追加 (省)文部第十四號(八) 四二四
- 尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員免許檢定豫備試驗施行場所ノ件 (告)文部第三號(三) 一四〇
- 尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定豫備試驗日時 (告)文部第七號(四) 一五三
- 第十回尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定本試驗日時 (告)文部第十二號(五) 一五五
- 尋常師範學校尋常中學校高等女學校教員檢定試驗施行ニ附キ願書差出方 (告)文部第十九號(一〇) 三五四
- 市町村立小學校教員任用ノ件制定市町村立小學校教員任用令廢止 (勅)第三百十六號(六) 五七五
- 市町村立小學校教員俸給ニ關スル件 (勅)第二號(一) 一八
- 市町村立尋常小學校設置及教員俸給ニ就キ補助ノ件 (勅)文部第二號(二) 二四
- 市町村立小學校補習科ノ教授ニ關スル件 (省)文部第二號(二) 七

〔教導〕

- 陸軍教導團步兵科生徒召集 (告)陸軍第五號三 一〇五
- 明治三十一年召集士官候補生、幼年學校、教導團要務砲兵射擊學校生徒ノ人員及志願者心得一年志願兵試驗格ノ件 (告)陸軍第十六號九 四八八
- 校園喇叭手分遣規則附表中追加 (達)陸軍第一號(一) 一
- 警察官吏受持區內巡迴日當月額並警察監獄醫官教師師等旅費ノ節減ハ認可ヲ經ス處分後報告ノ件 (訓)內務第十二號六 一八八

〔教育〕

- 巡査教育概則 (訓)內務第十五號七 三四
- 巡査教育概則ヲ北海道廳及北海道集治監ニ適用ス (訓)內務第二十六號(三)三四〇
- 臺灣總督府巡査看守教習所官制 (勅)第九十三號四 一六三
- 臺灣總督府巡査看守教習所官制中改正 (勅)第三百六十五號(二)〇六八七
- 高等教育會議規則中改正削除 (勅)第四百五十九號(二)〇六三八
- 師範教育令 (勅)第三百四十六號(二)〇六六〇
- 陸軍乘馬學校將校學生戰術教育ノ件 (勅)第二百八十三號八 四九四

〔教育〕

- 將校團教育令中追加 (達)陸軍第四十九號四 一七七
- 將校團教育實施教令中改正追加 (達)陸軍第五十號四 一七七
- 陸軍工卒教育規則制定工木工工務卒教育規則及陸軍騎工卒教育規則廢止 (達)陸軍第九十一號七 三六七
- 調劑手候補者教育手續 (達)陸軍第七十八號六 三四二
- 明治二十九年陸軍第十二號(各兵科兵卒教育召集時期及日數)中追加 (達)陸軍第十二號(三) 三三
- 軍隊教育順次教令ニ據リ教育スハ手救急法及衛生法大意 (達)陸軍第二百二十三號(二)〇五三五
- 海軍艦團部將校教育令 (達)海軍第九十八號九 四七七
- 海軍艦團部下士卒教育令 (達)海軍第九十九號九 四三三
- 五等水兵同機關兵教育ノ件 (達)海軍第二十一號三 二八
- 國語講習所ニ於テ學齡兒童教育ノ件 (達)府第五十號(二)〇六一

〔教科〕

- 教科用圖書檢定期中改正追加 (省)文部第十八號(二)〇三三四
- 小學校教科用圖書審查等ニ關スル規則第二條中追加 (省)文部第七號(五) 二二三
- 陸軍看護學修業兵教科書第一編改正 (達)陸軍第三百三號九 三九八
- 陸軍看護病人教科書中第一編勸務學ノ部改正 (達)陸軍第二百二十五號(二)〇五三三

〔教令、教範、教範教程〕

- 將校團教育實施教令中改正追加 (達)陸軍第五十號四 一七七
- 豫備役兵後備役兵及第一補充兵勸務演習教令制定豫備役諸兵教練復習教令廢止 (達)陸軍第二十五號三 一三三
- 陸軍豫備後備看護手勸務演習教令施行 (達)陸軍第五十一號四 一七九
- 軍隊教育順次教令ニ據リ教育スハ手救急法及衛生法大意 (達)陸軍第二百二十三號(二)〇五三五
- 第一補充兵教練射擊規則 (達)陸軍第十六號三 二五
- 步兵射擊教範中射擊徽章授與教改正 (達)陸軍第八十九號七 三六五
- 野戰砲兵射擊教範中照準手拔指法及徽章附與員數ノ件 (達)陸軍第九十號七 三六六
- 海軍大學校教程 (達)海軍第一百十號九 四八七
- 海軍兵學校教程改正 (達)海軍第一百十一號九 四八九
- 海軍機關學校教程改正 (達)海軍第一百十二號九 四九〇
- 海軍砲術練習所教程改正 (達)海軍第一百十三號九 四九二
- 海軍水雷術練習所教程改正 (達)海軍第一百十四號九 四九六
- 海軍機關術練習所教程 (達)海軍第一百十五號九 四九九
- 海軍造船工練習所教程 (達)海軍第二百二十四號(二)〇五三三

〔協定〕

- 協定税率ノ便宜ヲ受ケントスル輸入物品ノ製産原地證明ニ關スル件 (勅)第三百八十五號(二)〇七〇九
- 明治二十三年勸令第九十九號(海軍軍人現役年限年數)第一條改正 (勅)第四百四十八號(二)〇三八四
- 海軍下士現役中刑罰ニ處セラレタルトモ通知ノ件 (省)海軍第三號三 三四
- 既設隊ニ入隊ノ現役士官候補生ニシテ士官學校卒業後ノ者新設隊ニ轉入ノ件 (達)陸軍第九號(三) 二九
- 明治二十二年陸軍第九十二號(陸軍軍人傷疾疾病ニ罹リ現役常備後備役又ハ永久服役者クハ在職ニ堪ヘサル者ノ取扱手續)中追加 (達)陸軍第二十三號三 一一九
- 現役滿期又ハ召集解除ノ際懲罰期中ニ在ル者取扱ノ件 (達)陸軍第四十七號四 一七六

〔現金〕

- 煙草製造營業者煙草稅現金收納ニ關スル件 (法)第四十號四 七九
- 臺灣在勤ノ收入官吏出納官吏金庫ニ現金拂込並監守證據付ノ件 (省)大藏第一號(二) 五
- 大藏ニ附キ減刑ノ件 (勅)第七號(二) 五三

○減刑及大赦ニ關スル件 (諭告)臺灣總督府一月三十一日(三)

〔原野〕

- 官有森林原野ヲ民有ニ引戻請求手續 (省)農商務第十三號(二)九六
- 官有森林原野ヲ民有ニ引戻請求手續中改正追加 (省)農商務第二十號(三)四三三
- 府縣管理ノ官有山林原野ヲ大林區署ニ授受期限ノ件 (勅)農商務第二十七號(三)三七七
- 府縣ト大林區署トノ間ニ授受スル官有山林原野ノ收入事務取扱ノ件 (勅)農商務第三十七號(三)三三三
- 開墾收畜ノタメ官有原野ノ豫約賣渡取扱ノ件 (勅)農商務第三十六號(三)三三三
- 臺灣官有森林原野及產物特別處分令ニ依リ賣渡シタル土地ノ地租ニ關スル件 (律)第三號(三) 七
- 〔獻納〕
- 明治二十七年告示第八號(陸軍)陸軍部設置貯蓄贈品及獻納金取扱手續ノ件(廢止) (告)陸軍第七號(四) 一四七
- 〔見學〕
- 陸軍經理學校卒業者實務見學ノ件 (達)陸軍第五百十號(二)五二二

〔建築〕

- 臨時海軍建築部官制改正 (勅)第二百四十七號(三) 四五五
- 臨時海軍建築部官制則表中改正 (勅)第四百二十四號(三)七八一
- 臺灣建築部編制表及同假規則廢止 (達)陸軍第十四號(三) 三三
- 明治二十三年告示第二百五十三號(電信)電話線建築官證書改正 (告)逓信第二百二十七號(三) 四四四
- 明治二十六年告示第二百四十九號(電信)建築ノ事務ヲ兼掌スヘキ一等郵便電信局及其建築區域)中追加 (告)逓信第二百三十六號(三) 四六〇
- 鐵道及聯合ノ建築者ノハ修繕工事ノ請負競争資格ノ件 (省)逓信第二十二號(七) 二四三
- 〔奉統〕
- 海軍奉統法廢止 (達)海軍第五十號(五) 一九三
- 〔兼任、兼職〕
- 待命外交官臺灣總督府ノ高等文官ニ兼任ノトキ傳給ニ關スル件 (勅)第三百九號(九) 三二七
- 明治二十一年達第三十四號(兼職)アル武官ノ本職消滅シ其兼職本職ト爲ル場合ノ件(廢止) (達)海軍第七十號(二)六四三

〔敬禮〕

○海軍敬禮式 (達)海軍第六號(二) 五

〔契約〕

- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契)二月三日(三) 一
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契)三月二十四日(三) 二
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契)三月三十日(三) 二
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契)三月三十一日(三) 二
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契)三月三十一日(三) 二
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契)三月三十一日(三) 二
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契)三月三十一日(三) 二
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契)三月三十一日(三) 二
- 北海道森林ノ產物ヲ賣渡ストキ又ハ北海道廳直接從事ノ工事材料ヲ御料局ヨリ買受クルトキ隨意契約ノ件 (勅)第二十一號(三) 七〇

〔契稅〕

○契稅規則 (律)第四號(三) 七

〔刑罰〕

- 契稅規則施行細則 (廳府)第九號(三) 一四
- 陸軍刑法及海軍刑法ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第八十五號(四) 一五五
- 〔刑事〕
- 囚人及刑事被告人押送規則制定囚人護送手續廢止 (勅)第四百十五號(二)七七二
- 囚人及刑事被告人押送細則 (省)內務第三十七號(二)四九九
- 〔刑罰〕
- 海軍下士卒現役中刑罰ニ處セラレタルトキ通知ノ件 (省)海軍第三號(三) 三四

○臺灣陸軍經營部條例 (勅)第十八號(三) 六二

〔經理〕○經理學校ハカノ部學校ノ項ニ職ス

○糧食經理規程中改正追加 (達)海軍第六十六號(六) 三〇五

○被服經理規程第一條改正 (達)海軍第六十五號(三)六二

○會計規則物品會計規則中海軍經理局所掌事項ノ件 (達)海軍第三十六號(一〇)五四八

○明治二十六年達第六十九號(會計事務ニ就キ鎮守府監督部並經理局所掌事項)廢止

〔經費〕

○陸軍省所管經費整理規程第十五條中追加 (達)陸軍第四十二號(一〇)五七六

○臺灣守備隊及要塞砲兵隊ニ係ル委任經理ニ關スル經費物品ノ検査責任解除委託ノ件 (達)陸軍第五十二號(二)五九五

○艦船經費一時練習支辨ノ件 (勅)第百二十七號(四) 二二三

○海軍省所管經費支出及收入ニ關スル所屬區分並收入下検査官委任仕拂命令官收入調定官收入監督官收入官吏ヲ定メ明治二十九年達第三十二號(同件)ヲ廢止ス (達)海軍第三十七號(三) 一五〇

○明治三十年達第三十七號中改正 (達)海軍第五十五號(三) 二二〇

○海軍省所管收入及經費ニ係ル所屬區分及委任仕拂命令官收入調定官收入監督官收入官吏收入検査官ノ件ヲ定メ明治三十年達第三十七號(同件)ヲ廢止 (達)海軍第二十六號(一〇)五三三

○明治三十年達第百二十六號中改正 (達)海軍第四十六號(一〇)五六一

○森林經費取扱順序第三條中改正追加 (訓)農商務第五號(三) 四四

○明治三十年度森林經費科目表 (訓)農商務第八號(四) 六六

○明治三十年度森林經費科目表中追加 (訓)農商務第十二號(四) 一七九

○明治三十年度森林經費科目表中追加 (訓)農商務第十四號(五) 一八四

○臺灣經費取扱順序改正 (訓)農商務第三十八號(三)三三四

○臺灣經費取扱順序改正 (訓)拓殖務第五號(三) 三九

〔計算〕

○明治二十六年省令第三十二號(諸計算書仕拂命令額收證及諸帳簿格式)中追加 (省)大藏第二十二號(二)四八

○臺灣總督府特別會計ニ要スル諸報告書仕拂命令額收證計算書等格式 (省)大藏第五號(三) 三七

○臺灣在勤及威海衛占領軍出納官吏取扱ノ政府極印付一圓銀貨出納計算整理手續 (訓)大藏第七十四號(二)三三三

○明治三十年訓令第七十四號中改正追加 (訓)大藏第七十九號(二)三三九

○明治二十七年陸軍第四十四號(歳入歳出外現金出納計算ノ検査及責任解除委任ノ件)中追加 (達)陸軍第五十九號(五) 一九四

○停年計算規則第六條第七條中追加 (達)海軍第五十一號(五) 一九四

○地方視學費支出計算書ヲ會計検査院ヘ送付ノ件 (訓)文部第四號(五) 一八一

〔決算〕

○明治二十八年年度備荒儲蓄金出納決算要領 (告)大藏第三十六號(六) 二二〇

〔結婚〕

○博恭王殿下德川經子ト結婚 (告)宮内第一號(二) 五

〔結核〕

○明治二十四年省令第二十九號(「コホホ」結核病治療液使用取締ノ件)廢止 (省)内務第二十九號(一〇)三五四

○明治二十四年告示第四號(「コホホ」結核病治療液取扱與取締ノ件)廢止 (告)内務第六十五號(一〇)六五五

〔月報〕

○軍艦機關月報季報半年報制定 (達)海軍第七十一號(六) 三三

○水雷艇機關月報半年報制定 (達)海軍第四十七號(一〇)五六一

〔劇藥〕

○毒藥劇藥品目追加 (省)内務第三十一號(一〇)五五九

フノ部

〔佛蘭西〕

○佛蘭西國ニ於テ工業所有權ニ關シ保護取得ノ件 (告)外務第十號(一〇)五二七

〔伯刺西爾〕

○帝國ト伯刺西爾合衆國トノ修好通商航海條約 (勅)二月二十日(三) 六四

○在伯刺西爾帝國公使館開廳 (告)外務第八號(九) 四六二

〔府縣〕

○郡制ヲ施行セサル島嶼ヨリ選出スヘキ府縣會議員ノ選舉ニ關スル件 (勅)第二百二十七號(六) 四一九

○郡制ヲ施行セサル島嶼ヨリ選出スヘキ府縣會議員ノ選舉人名簿調製並覽覽期日ノ件 (省)内務第二十四號(六) 三〇九

- 明治十九年省令第一號(府縣處分後報告條件)中刪除 (省)內務第十三號(五) 七二
- 明治十九年省令第一號(府縣處分後報告條件)中刪除 (省)內務第十三號(二)〇三五八
- 明治二十四年訓令第十四號(府縣ニ於テ官有土地水面ニ關シ稟請ヲ經ス處分後報告條件)第一條中改正 (訓)內務第二十二號(一)〇三〇六
- 府縣ニ於テ公有水面ノ埋立使用等ニ關シ稟請スルキモノ土木監督經由ノ件 (訓)內務第二十三號(一)〇三〇七
- 國庫支辨ノ囚徒本刑滿期ノ後府縣監獄別房ニ留置スルハキ者ノ費用交付ノ件 (訓)內務第四號(二) 二四
- 國庫支辨ノ囚徒滿期後監獄別房ニ留置ノ者衣食費納金整理科目ノ件 (訓)大藏第八號(二) 二七
- 明治十九年訓令第四十三號(國府縣職員ノ俸給ニ關スル件)廢止 (訓)大藏第三十四號(二)一八七
- 陸軍省主管事項ニ關シ國府縣令告示等發布ノトキ報告ノ件 (訓)陸軍甲第六號(一)〇二七七
- 府縣監獄検査費ニ對スル國庫補助金額ノ件 (勅)第二百四十九號(八) 四五六
- 府縣管理ノ官有山林原野ヲ大林區署ニ授受期限ノ件 (訓)農商務第二十七號(一)〇二七七
- 府縣ト大林區署トノ間ニ授受スル官有山林原野ノ收入事務取扱ノ件 (訓)農商務第三十七號(三)三四三
- 縣、廳位置及管轄區域 (廳府)第二十號(六) 三七
- 縣、廳位置及管轄區域中追加 (廳府)第五十六號(二) 六六
- (撫墾署)
- 臺灣總督府撫墾署官制改正 (勅)第六十三號(五) 三四九
- (文官、武官) ○文武高等官等表(ハカ)部高等ノ項ニ載ス
- 文武判任官等表(ハハ)部判任ノ項ニ載ス
- 明治二十六年勅令第五號(文武官及職員ノ俸給中ノ別格裁減ノ件)第二條中改正 (勅)第七十一號(四) 一四三
- 明治二十四年勅令第六十二號(豫備後備ノ文官召集中俸給支給方)中改正 (勅)第十九號(四) 二〇二
- 臣民喪期間文官喪章ノ件 (告)內閣第二號(一) 一四
- 侍從武官官制第七條中改正 (勅)第二百六十四號(八) 四七〇
- 東宮武官官制中追加 (勅)第二百六十五號(八) 四七〇
- 東宮武官官制改正 (勅)第三百七十一號(一)〇六九四
- 陸軍武官官等表中改正 (勅)第三百五十五號(三) 一〇六
- 陸軍武官進級取扱規則中拔擢候補者裁決期ノ件 (達)陸軍第八十五號(七) 三五四
- 陸軍武官進級取扱規則改正 (達)陸軍第九十五號(八) 三七三
- 陸軍軍備後備武官進級取扱規則 (達)陸軍第九十六號(八) 三八八
- 臺灣在勤陸軍武官ノ實役停年加算ニ關スル件 (勅)第三百五十五號(四) 二九九
- 外國駐在陸軍武官給與令制定外國駐在視察陸軍武官給與令廢止 (勅)第二百六十六號(六) 四〇五

- 外國駐在視察陸軍武官給與令細則改稱 (達)陸軍第七十七號(六) 三四二
- 陸軍所屬特別文官俸給令中追加 (勅)第三百八十號(一)〇三〇四
- 明治二十年陸軍第四十號(長官限リ部下官吏ヲ出職セシムルコト廢止ノ件)同年陸軍第七十三號(陸軍武官差遣巡迴及出張命令ノ順序)廢止 (達)陸軍第六十四號(五) 二二〇
- 在外國公使館附陸軍武官俸給令中改正刪除 (勅)第二百二十四號(六) 四二六
- 海軍武官官階表改正 (勅)第三百十號(五) 五二八
- 皇族附海軍武官官制 (勅)第三百六十一號(一)〇六八一
- 海軍高等武官進級條例中改正刪除 (勅)第三百十三號(五) 五三一
- 海軍高等武官補充條例制定海軍高等武官任用條例海軍高等武官候補生規則及明治二十八年勅令第六十三號(戰時亦變ニ際シ海軍高等武官任用ノ件)廢止 (勅)第三百十四號(五) 五三三
- 海軍武官考課表規則別表中改正 (達)海軍第十四號(三) 一〇六
- 海軍武官考課表規則第二號表改正 (達)海軍第二百二號(五) 四五〇
- 海軍文官進級增俸取扱規則制定文官增俸規則廢止 (達)海軍第四百八十八號(一)〇五六二
- 縣、廳位置及管轄區域 (廳府)第二十號(六) 三七
- 縣、廳位置及管轄區域中追加 (廳府)第五十六號(二) 六六
- (撫墾署)
- 臺灣總督府撫墾署官制改正 (勅)第六十三號(五) 三四九
- (文官、武官) ○文武高等官等表(ハカ)部高等ノ項ニ載ス
- 文武判任官等表(ハハ)部判任ノ項ニ載ス
- 明治二十六年勅令第五號(文武官及職員ノ俸給中ノ別格裁減ノ件)第二條中改正 (勅)第七十一號(四) 一四三
- 明治二十四年勅令第六十二號(豫備後備ノ文官召集中俸給支給方)中改正 (勅)第十九號(四) 二〇二
- 臣民喪期間文官喪章ノ件 (告)內閣第二號(一) 一四
- 侍從武官官制第七條中改正 (勅)第二百六十四號(八) 四七〇
- 東宮武官官制中追加 (勅)第二百六十五號(八) 四七〇
- 東宮武官官制改正 (勅)第三百七十一號(一)〇六九四
- 陸軍武官官等表中改正 (勅)第三百五十五號(三) 一〇六
- 陸軍武官進級取扱規則中拔擢候補者裁決期ノ件 (達)陸軍第八十五號(七) 三五四
- 陸軍武官進級取扱規則改正 (達)陸軍第九十五號(八) 三七三
- 陸軍軍備後備武官進級取扱規則 (達)陸軍第九十六號(八) 三八八
- 臺灣在勤陸軍武官ノ實役停年加算ニ關スル件 (勅)第三百五十五號(四) 二九九
- 外國駐在陸軍武官給與令制定外國駐在視察陸軍武官給與令廢止 (勅)第二百六十六號(六) 四〇五
- 海軍教授年俸ノ件制定明治二十四年勅令第二百二十八號(海軍諸學校文官教授俸給ノ件)廢止 (勅)第三百三十號(四) 二二五
- 明治二十七年勅令第二百二十九號(海軍豫備後備ノ軍艦ニ在ル文官召集中俸給支給ノ件)中改正 (勅)第四百四十二號(二)三八一九
- 明治二十八年勅令第四百二十一號(海軍文官軍艦ニ乗組ムトキ航海加俸支給ノ件)中改正 (勅)第四百二十一號(二)三七七
- 海軍武官增俸規則制定海軍軍人增俸規則廢止 (達)海軍第六十三號(二)二六〇七
- 海軍文官部內轉勤轉任ノ際俸給支給區分ノ件 (達)海軍第四十六號(四) 一四二
- 明治二十一年達第三十四號(兼職アル武官ノ本職消滅シ其兼職本職ト爲ル場合ノ件)廢止 (達)海軍第七十號(二)二六四三
- 待命外交官臺灣總督府ノ高等文官ニ兼任ノトキ俸給ニ關スル件 (勅)第三百九號(五) 五二七
- 臺灣總督府判任文官特別俸支給ノ件 (勅)第六十八號(五) 三五四
- 明治三十年勅令第六十八號(臺灣總督府判任文官特別俸ノ件)廢止 (勅)第三百六十六號(一)〇六八八
- 北海道高等文官官等俸給令 (勅)第三百九十三號(二)七三六

- 元岐早縣立岐早縣農學校本科、同華陽學校農學部本科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第一號(一) 二五
 - 北海道廳立函館尋常中學校商業專修科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第二號(三) 一〇七
 - 三重縣四日市町立四日市商業學校本科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第五號(四) 一四二
 - 愛知縣名古屋市立名古屋商業學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第十號(五) 一九四
 - 熊本縣熊本市立熊本商業學校本科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第十一號(五) 一九四
 - 元第三高等中學校法學部外三校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第十五號(六) 二三五
 - 宮崎縣立宮崎縣尋常中學校農業專修科外一校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第十七號(七) 四〇〇
 - 元東京農林學校豫備科及豫科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第二十號(一〇) 六五七
 - 元工部大學校專門學及專門科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第二十一號(一〇) 六五九
 - 元新潟縣立新潟縣農學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第二十二號(一〇) 八四二
- 〔武庫〕**
- 臺灣武庫條例第二條中改正 (勅)第三十一號(三) 一〇二
 - 臺灣武庫條例廢止 (勅)第三百四號(九) 五二七
 - 臺灣武庫條例廢止ニ附キ職名換稱ノ件 (達)陸達第百五號(九) 五九八
 - 臺灣武庫條例廢止ニ附キ現行令違中心得方 (達)陸達第百六號(九) 五九九
- 〔文具〕**
- 特別文具使用規則第一條中改正 (訓)大藏第九號(三) 二八
 - 特別用文具使用規則 (訓)大藏第七十五號(一) 三三八
- 〔分限〕**
- 海軍將校分限令第一條中追加 (勅)第四百三十九號(三) 八二六
 - 校團喇叭手分遣規則附表中追加 (達)陸達第一號(一) 一
- 〔分析〕**
- 明治二十五年告示第十三號(分析試驗依頼者心得)中依頼者宛名及提出方 (告)農商務第二十一號(六) 二五六
 - 農事試驗場東海、陸羽、山陰支場ニ於テ農業ニ關スル物料ノ分析依頼ニ應ス (告)農商務第十六號(六) 二四四
- 〔分監〕**
- 典獄分監長看守長及看守服制並提燈徽章、看守給與品及食與規則ヲ臺灣總督府ニ施行期日ノ件 (勅)第十六號(三) 六一
 - 典獄分監長看守長略服ノ件 (勅)第四百號(二) 七四三
 - 北海道集治監網走分監姑ク閉鎖 (告)拓殖務第三號(五) 一八二

- 〔服制〕**
- 稅關監視官服制 (勅)第二百三十二號(七) 四二八
 - 陸軍監督總監並陸軍軍醫總監服制 (勅)第三十八號(三) 一〇八
 - 士官候補生見習醫官、藥劑官、獸醫官及獸醫學校生徒一年志願兵野戰砲兵輸卒要塞砲兵助卒服制中追加 (勅)第二十三號(三) 七一
 - 陸軍地方幼年學校生徒服制 (勅)第二百十七號(六) 四〇七
 - 海軍服制中改正追加 (勅)第三百三十號(九) 六四
 - 守衛備入被服規則制定備入被服規則廢止 (達)海軍第五十四號(五) 二〇〇
 - 臺灣總督府稅關職員服制 (勅)第二十四號(三) 七一
 - 典獄分監長看守長略服ノ件 (勅)第四百號(二) 七四三
 - 典獄分監長看守長及看守服制並提燈徽章、看守給與品及食與規則ヲ臺灣總督府ニ施行期日ノ件 (勅)第十六號(三) 六一
 - 臺灣總督府及北海道廳巡查服制ノ件 (勅)第三號(一) 三二
 - 臺灣總督府巡查服制施行期日 (臺灣)第二號(一) 五
 - 貴族院衆議院守衛長守衛番長及守衛服制 (勅)第三百五十五號(一〇) 六六八
 - 陸軍服裝規則第二十條改正 (達)陸達第百四十八號(二) 五八五
 - 貴族院衆議院守衛長守衛番長守衛服裝規則 (關)第三號(一〇) 三
- 〔服務〕**
- 巡查服裝規則ヲ北海道廳巡查ニ適用ス (訓)拓殖務第一號(一) 六
 - 神職服裝ノ件 (訓)拓殖務第二號(一) 八
 - 神官神職服裝ノ件 (訓)內務第一號(一) 七
 - 神道各教派管長教師服裝ノ件 (訓)內務第二號(一) 七
 - 佛道各宗派僧侶服裝ノ件 (訓)內務第三號(一) 八
 - 聯隊區司令部服務規則中改正削除 (達)陸達第二十六號(三) 二二七
 - 要塞司令部服務規則中追加 (達)陸達第百九號(九) 四〇〇
 - 要塞司令部服務規則第十條第十三條中改正追加 (達)陸達第百六十號(二) 六四七
 - 憲兵隊服務規則第十七條第十八條中改正削除 (達)陸達第七十五號(六) 三四一
 - 工兵方面材料廠及同支廠服務規則制定工兵方面本廠服務規則廢止 (達)陸達第二十號(三) 二二七
 - 衛戍服務規則中改正追加 (達)陸達第三十八號(三) 一四九
 - 官衛學校附獸醫服務規則制定陸軍隊附獸醫官服務規則廢止 (達)陸達第二十九號(三) 一四四
 - 官衛學校附獸醫服務規則中追加 (達)陸達第九十八號(八) 三九二
 - 臺灣陸軍補給廠服務規則 (達)陸達第百三十九號(一〇) 五八八

- 海兵團徵募官服務規則中改正加除 (達)海軍第十七號(三) 一一四
 - 明治二十三年勅令第二百四十六號(海軍各軍法會議主理錄事服務並定員ノ件)第六條刪除 (勅)第三百一號(五) 五三三
 - 明治二十三年勅令第二百四十六號(海軍各軍法會議主理錄事服務並定員ノ件)廢止 (勅)第四百十二號(二)七〇〇
 - 軍法會議ヲ管轄スル長官ノ部下ニ司法部ノ設置ナキ場合主理錄事服務規定 (達)海軍第五十七號(二)六〇三
 - 高等師範學校卒業生服務規則改定明治十九年省令第六號(服務ノ狀況報告方)廢止 (省)文部第十一號(七) 二八三
 - 女子高等師範學校卒業生服務規則 (省)文部第十二號(七) 二八五
 - 女子高等師範學校卒業生服務規則第一條第六條中追加 (省)文部第二十三號(一〇)五五〇
- [服役]**
- 明治三十年陸軍一年志願兵官費服役定員 (省)陸軍第二號(二) 二
 - 明治二十二年陸軍第百二十二號(陸軍軍人傷疾疾病ニ罹リ現役常備後備役又ハ永久服役若クハ在職ニ堪ハサル者ノ取扱手續)中追加 (達)陸軍第二十三號(三) 一一九
 - 定役ニ服スヘキ囚人服役特免ノ件 (勅)第五號(二) 四一
- [服業]**
- 明治二十五年達第百四號(各鎮守府造船部兵務部及造船廠職工服業時間ノ件)中改正追加 (達)海軍第百四十四號(一〇)五六一
- [復習]**
- 豫備役諸兵教練復習教令廢止 (達)陸軍第二十五號(三) 一三三
 - 明治二十九年陸軍第六十六號(第二第四第五第六師團豫備役兵復習召集方)中改正 (達)陸軍第三十二號(三) 一四〇
- [物品物件]**
- 北海道廳及北海道集治監物品出納規程第一條中追加 (訓)內務第二十七號(二)三三四
 - 古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (省)內務第八十八號(二)三八四七
 - 淀川改良工事所要物件供給ノ競争者資格ノ件 (省)內務第六號(四) 五四
 - 淀川改良工事用鐵製曳船及附屬品供給競争者資格規定 (省)內務第十四號(五) 一〇一
 - 葉煙草專賣所物品取扱順序 (訓)大藏第七十二號(二)三三四
 - 葉煙草取扱費所屬物品出納取扱ノ件 (訓)大藏第四十一號(七) 二四六

- 葉煙草取扱費所屬物件賣買ニ關スル諸契約ノ件 (訓)大藏第六十二號(一〇)三三七
 - 稅關經費ニ關スル物件ノ借入貸却ニ關スル契約稅關長締結ノ件 (訓)大藏第四十六號(七) 二四八
 - 營業ニ關スル帳簿物件検査章樣式 (省)大藏第二號(三) 一〇
 - 陸軍物品會計規程第八條第十五條中改正 (達)陸軍第百十五號(九) 四二六
 - 臺灣守備隊及臺灣砲兵隊ニ係ル委任經理ニ關スル經費物品ノ検査、責任解除委託ノ件 (達)陸軍第百五十二號(二)五九五
 - 海軍軍人軍屬乘車並物品搭載手續第四條中追加 (達)海軍第百二十號(一〇)五三二
 - 會計規則物品會計規則中海軍經理局所管事項ノ件 (達)海軍第百三十六號(一〇)五八八
 - 海軍通常物品會計規程第四條改正 (達)海軍第九十一號(九) 三九七
 - 通常物品出納命令官會計官吏表中改正刪除 (達)海軍第三十九號(四) 一六三
 - 通常物品出納命令官會計官吏表中追加 (達)海軍第五十六號(五) 二二二
 - 通常物品出納命令官會計官吏ノ件改正 (達)海軍第百二十七號(一〇)五三七
- [浮標]**
- 通常物品出納命令官會計官吏表中改正 (達)海軍第百五十五號(一〇)五六八
 - 通常物品出納命令官會計官吏表中追加 (達)海軍第百七十八號(二)六六〇
 - 林區署物品會計規程中改正追加 (訓)農商務第三號(三) 三八
 - 小林區署用品代料支給規則改正 (訓)農商務第九號(四) 一六八
 - 郵便電信電話用物件供給ノ競争者資格ノ件 (省)通信第二十號(七) 二四一
 - 電信電話用物件供給ノ競争者資格ノ件 (省)通信第二十一號(七) 二四二
 - 北海道廳及北海道集治監物品出納規程第一條中追加 (訓)拓殖務第十二號(四) 七七
 - 北海道廳ニ於テ鐵道築港其他土木工事用「セメント」ノ買入ハ隨意契約ニ依ルノ件 (勅)第二百二十九號(七) 四二七
- [浮標]**
- 東京灣川崎浮標位置移轉 (告)通信第八十三號(三) 一六六
 - 武藏國神奈川浮標流失 (告)通信第二百五十四號(九) 四六八
 - 武藏國神奈川浮標設置 (告)通信第三百十二號(一〇)六五五
 - 羽後國船川浮標流失 (告)通信第三百一號(一〇)五九九
 - 羽後國船川浮標設置 (告)通信第三百二十七號(二)六六六
 - 安藝國佐伯郡地御前村及嚴島町間ニ布設ノ海底電信線浮標設置 (告)通信第二百五號(四) 一六八

- 安藝國吉浦村及江田島村沖海底電信線浮標修繕假浮標設置 (告) 遞信第百十八號(四) 一六〇
- 安藝國吉浦村及江田島村沖海底電信線浮標修繕竣工 (告) 遞信第百二十四號(四) 一六八
- 安藝國吉浦村及江田島村沖海底電信線浮標修繕假浮標設置 (告) 遞信第百三十一號(一) 一六九
- 安藝國吉浦村及江田島村沖海底電信線浮標修繕竣工 (告) 遞信第百三十九號(一) 一七二
- 周防國玖珂郡神代村、大島郡浦野村間ニ布設ノ海底電信線浮標設置 (告) 遞信第百二十五號(八) 四三〇
- 讚岐國山田郡庵治村、小豆郡土庄村間ニ布設ノ海底電信線浮標設置 (告) 遞信第百二十四號(八) 四二八
- 肥前國南松浦郡福江村、若松村間ニ布設ノ海底電信線浮標設置 (告) 遞信第百九號(八) 四四四
- 〔敷設〕
- 鐵道敷設法第二條中改正 (法) 第六號(三) 四
- 豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件 (法) 第十一號(三) 一〇
- 豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件 (法) 第三十二號(三) 六二
- 豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件 (法) 第三十三號(三) 六三
- 艦艇及水雷敷設隊現狀報告規則 (達) 海軍第十五號(三) 一〇七
- 明治二十七年法律第十五號(豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件) 中追加 (法) 第三十四號(三) 六四
- 豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ノ件 (法) 第三十五號(三) 六五
- 臨時北海道鐵道敷設部官制中改正追加 (勅) 第八十一號(四) 一五〇
- 臨時北海道鐵道敷設部官制廢止 (勅) 第三百九十二號(一) 一三九
- 臺灣鐵道會社鐵道敷設用材料輸入稅免除規則 (律) 第八號(七) 一三
- 艦艇及水雷敷設隊現狀報告規則中改正 (達) 海軍第百七十五號(二) 六四八
- 〔扶助〕
- 恩給及扶助料ニ關スル件 (達) 宮内甲第十一號(一〇) 五八二
- 恩給及扶助料請求書差出方 (達) 宮内乙第一號(一〇) 五八三
- 退隱料及扶助料受領ノ際生存證書添付ノ件 (省) 大藏第十二號(七) 二九一
- 明治二十七八年戰役ニ從事シ死セシ陸軍軍人軍屬職員備人ノ遺族ニシテ扶助料ヲ受ケル資格ナキ者ニ特別賜金支給方 (省) 陸軍第十八號(七) 二四三
- 明治二十七八年戰役ニ從事シ死セシ海軍軍人軍屬職員備人ノ遺族ニシテ扶助料ヲ受ケル資格ナキ者ニ特別賜金支給方 (省) 海軍第十三號(七) 二四五

- 明治十五年太政官第六十七號達(甲) 祭扶助療治料支給ノ件)ヲ臺灣ニ施行ス (勅) 第八十六號(四) 一五五
- 臺灣總督府所屬官吏遺族扶助法納金及製履費納金收入取扱手續 (訓) 拓殖務第四號(三) 二九
- 〔負擔〕
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 二月三日(三) 一
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 二月三日(三) 一
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月三日(三) 一
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月二十四日(三) 三
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月三十日(三) 一〇
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月三十日(三) 二
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月三十日(三) 二
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月三十一日(三) 二
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契) 三月三十一日(三) 三
- 〔賦課〕
- 國稅賦課現計畫及諸表様式改正 (訓) 大藏第十八號(四) 八二
- 礦業稅賦課ノ標準トスル礦業製産物ノ價格改正 (告) 農商務第四十一號(二) 八四三
- 〔古著〕
- 明治十八年甲第三十一號達(虎) 列刺病流行地方ヨリ古著磁種輸送禁止ノ件) 外一件廢止 (訓) 內務第九號(五) 一八一
- コノ部
- 〔御葬送〕
- 皇太后陛下御葬送御發着制 (告) 宮内第八號(二) 二六
- 皇太后陛下御葬送ノ節大宮御所月輪山ノ間供奉及月輪山御發着參列ヲ命セラレタル者ノ件 (告) 大喪使第一號(二) 三三
- 皇太后陛下青山御所御發着ノ節、京御著ノ節供奉員及青山假停車場、京都大宮御所前奉送迎者並月輪山御發着參列ヲ許サレタル者ノ件 (告) 大喪使第二號(二) 三八
- 皇太后陛下御葬送ニ附キ各官廳事務休停ノ件 (告) 內閣第四號(二) 四六

〔御齋場〕

- 皇太后陛下御葬送ノ節大宮御所月輪山ノ間供奉及月輪山御齋場奉列ヲ命セラレタル者ノ件 (告)大喪使第一號(一) 三
- 皇太后陛下青山御所御發柩ノ節、京都御著ノ節供奉員及青山假停車場、京都大宮御所前奉送迎者並月輪山御齋場奉列ヲ許サレタル者ノ件 (告)大喪使第二號(二) 三六

〔御陵〕

- 皇太后陛下御陵所 (告)宮内第七號(一) 二六
- 英照皇太后御陵號 (告)宮内第十一號(三) 三三
- 〔御獵場〕
- 宮城縣下御獵場解除ノ件 (訓)農商務第二十二號(九) 二五三
- 福島縣下御獵場設定及解除ノ件 (訓)農商務第三十五號(一)三四一

〔近衛〕

- 明治十八年途甲第三十六號(滿期近衛兵編入ニ關スル件)同十九年途甲第二號(滿期等近衛下士ヲ近衛艦員トスル件)廢止 (省)陸軍第六號(四) 四九
- 明治二十九年陸軍第四百四十號(近衛及第一師團監督部ノ管轄事務區域)中追加 (達)陸軍第十八號(三) 一〇六

〔國道〕

- 國道表第四十八號路線中改正 (告)內務第八號(一) 一八

〔國庫〕

- 國庫補助公共團體ノ事業ニ關スル件 (法)第三十七號(四) 七三
- 府縣廳稅檢査費ニ對スル國庫補助金額ノ件 (勅)第二百四十九號(八) 四五八
- 國庫支辨ノ囚徒本刑滿期ノ後府縣監獄別房ニ留置スル者ノ費用交付ノ件 (訓)內務第四號(三) 二四
- 國庫支辨ノ囚徒滿期後監獄別房ニ留置ノ者衣食費辨納金整理科目ノ件 (訓)大藏第八號(三) 二七
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契)二月三日(一) 一
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契)二月三日(二) 一
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契)三月三日(一) 一
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契)三月二十四日(三) 三
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契)三月三十日(三) 一〇
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契)三月三十日(三) 一一

○ 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件

- (豫外契)三月三十日(三) 二
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契)三月三十一日(三) 三
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫外契)三月三十一日(三) 三

〔國寶〕

- 古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (告)內務第八十八號(三)八四七
- 古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物指定 (告)內務第八十七號(三)八四四

〔國有〕

- 北海道國有未開地處分法制定北海道土地拂下規則及抵觸ノ法規廢止 (法)第二十六號(三) 四四
- 北海道國有未開地貸付面積制限 (勅)第九十八號(四) 一六七
- 北海道國有未開地處分法ニ依リ北海道廳令公布ノ件 (告)拓殖務第五號(五) 二〇九
- 大阪築港工事費補助ノ事、該市内國有地地下付ノ件 (勅)第七十二號(四) 一四三

〔國稅〕

- ソノ部租稅ノ項ニ關ス (勅)第四百五十八號(三)八三六
- 公府島津忠義國葬ノ件 (勅)第四百五十八號(三)八三六

〔國旗〕

- 臣民喪期間掲揚スル國旗ノ件 (告)內閣第一號(一) 二二
- 〔國語〕○ 臺灣總督府國語學校ハカノ部學校ノ項ニ同國語傳習所ハテノ部傳習ノ項ニ載ス

〔國民兵〕

- 國民兵召集規則廢止 (省)陸軍第六號(四) 四九
- 明治二十八年訓令甲第一號(國民兵召集事務準則)廢止 (訓)陸軍甲第二號(四) 五八
- 陸軍豫後備補充兵國民兵役中餘人ヲ以テ代フヘカラサル職ニ在ル者取調通報ノ件 (訓)陸軍甲第七號(一〇)三〇〇
- 〔告示〕
- 陸軍省主管事項ニ關シ廳府縣令告示等發布ノ下キ報告ノ件 (訓)陸軍甲第六號(一〇)三七七
- 〔告知書〕
- 臺灣總督府特別會計ニ關スル返納告知書ニ記入ノ件 (訓)拓殖務第六號(三) 四三

〔工兵〕

- 陸軍工兵會議條例改正 (勅)第二百三十七號(七) 四三六
- 工兵方面條例廢止 (勅)第三百六號(七) 五三三
- 工兵方面條例廢止ニ附キ職名換稱ノ件 (達)陸軍第五百五號(七) 三九八

- 工兵方面條例廢止ニ附キ現行令途中心得方 (達)陸軍第六號(九) 五九九
- 工兵方面條例廢止ニ附キ砲臺監守所屬ノ件 (達)陸軍第六十六號(九) 四二六
- 工兵方面材料廠及同支廠服務規則制定工兵方面本廠服務規則廢止 (達)陸軍第二十號(三) 一一七
- 工兵方面要務規則廢止 (達)陸軍第十九號(九) 五〇〇
- 工兵第一第二第三方面支署開廳 (達)陸軍第十三號(三) 三三三
- 臺灣工兵廠條例第二條中改正 (勅)第三十號(三) 一〇一
- 臺灣工兵廠條例廢止 (勅)第三百四號(九) 五二七
- 陸軍工兵監補缺トシテ學術検査施行 (達)陸軍第五十三號(四) 一八四
- 歩工兵器具材料取扱規則改正 (達)陸軍第二十四號(三) 一一九
- 歩工兵器具材料取扱規則改正 (達)陸軍第九十一號(七) 三六七
- 工兵大隊作業器具表廢止 (達)陸軍第九十四號(八) 三七三
- 工兵器具材料ノ圖彙名稱ノ件 (達)陸軍第九十四號(八) 三七三
- 陸軍工卒教育規則制定工木工工工卒教育規則及陸軍砲工卒教育規則廢止 (達)陸軍第九十一號(七) 三六七
- 東京大阪砲兵工廠據置運轉資本増加 (法)第三號(三) 一一
- 砲兵工廠條例中改正追加 (勅)第三十四號(三) 一〇四
- 砲兵工廠條例改正臺灣兵器修理所條例廢止 (勅)第三百五號(九) 五二〇
- 東京砲兵工廠札幌派出所設置 (達)陸軍第三十五號(三) 一四三
- 兵器廠及臺灣砲兵工廠設置ニ附キ名簿交換ノ件 (達)陸軍第七號(九) 五九九
- 大阪築港工事費補助ノタメ該市内國有地地下付ノ件 (勅)第七十二號(四) 一四三
- 臺灣鐵道敷設工事ニ要スル土石竹類無償下付ノ件 (勅)第三百八十九號(二〇)六六
- 工事ノタメ買収又ハ收用シタル土地貸付ノ件 (勅)第十五號(三) 六〇
- 北海道森林ノ産物ヲ賣渡ストキ又ハ北海道廳直接從事ノ工事材料ヲ御料局ヨリ買受クルトキ隨意契約ノ件 (勅)第二十一號(三) 五〇
- 航路標識工事ニ要スル職工人夫雇傭ノ請負隨意契約ノ件 (勅)第四百六十號(三)三八八
- 利根川下流改修工事所用船舶供給ノ競争加入者ニ要スル資格ノ件 (省)内務第十號(四) 六五
- 淀川改修工事所要物件供給ノ競争資格ノ件 (省)内務第六號(四) 五四
- 淀川改修工事用鐵製曳船及附屬品供給競争資格規定 (省)内務第十四號(五) 一〇一

- 明治二十九年省令第十二號(兼煙草取扱所新築若クハ修繕工事受買ノ競争加入者ニ要スル資格)中改正 (省)大藏第三號(三) 二八
- 明治二十七年省令第四號(工事請負競争資格ノ件)改正 (省)陸軍第十七號(六) 一五九
- 陸軍工事請負及入札心得中改正追加 (告)陸軍第二十五號(三)三八九
- 電氣事業取締規則實施前付與セル工事改造猶豫ノ認可及工事改修ノ命令效力ノ件 (省)逓信第二十五號(七) 二七五
- 明治二十九年省令第九號(私設鐵道條例第三條ニ列記スル線路圖面工事方法書並工費豫算書ニ關スル細則)改正 (省)逓信第三十五號(三)四〇九
- 鐵道及廳舎ノ建築若クハ修繕工事ノ請負競争資格ノ件 (省)逓信第二十二號(七) 二四三
- 造船工務規程第三條中改正 (達)海軍第七十二號(八) 四六一
- 佛蘭西國ニ於テ工業所有權ニ關シ保護取得ノ件 (告)外務第十號(一〇)五二七
- 第五高等學校ニ工學部ヲ設置ス (省)文部第三號(四) 六五
- 砲兵工廠條例改正臺灣兵器修理所條例廢止 (勅)第三百五號(九) 五二〇
- 東京砲兵工廠札幌派出所設置 (達)陸軍第三十五號(三) 一四三
- 兵器廠及臺灣砲兵工廠設置ニ附キ名簿交換ノ件 (達)陸軍第七號(九) 五九九
- 大阪築港工事費補助ノタメ該市内國有地地下付ノ件 (勅)第七十二號(四) 一四三
- 臺灣鐵道敷設工事ニ要スル土石竹類無償下付ノ件 (勅)第三百八十九號(二〇)六六
- 工事ノタメ買収又ハ收用シタル土地貸付ノ件 (勅)第十五號(三) 六〇
- 北海道森林ノ産物ヲ賣渡ストキ又ハ北海道廳直接從事ノ工事材料ヲ御料局ヨリ買受クルトキ隨意契約ノ件 (勅)第二十一號(三) 五〇
- 航路標識工事ニ要スル職工人夫雇傭ノ請負隨意契約ノ件 (勅)第四百六十號(三)三八八
- 利根川下流改修工事所用船舶供給ノ競争加入者ニ要スル資格ノ件 (省)内務第十號(四) 六五
- 淀川改修工事所要物件供給ノ競争資格ノ件 (省)内務第六號(四) 五四
- 淀川改修工事用鐵製曳船及附屬品供給競争資格規定 (省)内務第十四號(五) 一〇一
- 第五高等學校工學部ノ學科及講座ノ件 (省)文部第六號(五) 一〇一
- 木曾川改修土工工費一萬圓以上ノモノ、受買競争者資格規定 (省)内務第二十一號(七) 二八二
- 明治二十九年省令第九號(私設鐵道條例第三條ニ列記スル線路圖面工事方法書並工費豫算書ニ關スル細則)改正 (省)逓信第三十五號(三)四〇九
- 囚人工錢給與規則 (達)府第五十一號(一〇)六一
- 明治二十九年府令第十八號(臺灣總督公布式ノ件)中追加 (達)府第三十四號(八) 五一
- 公使館領事館費用條例中追加 (勅)第四十三號(三) 一一二
- 公使館領事館費用條例中追加 (勅)第二百五十六號(八) 四六四
- 公使館領事館費用條例施行細則第十三條中改正 (省)外務第一號(二) 六
- 公使館領事館費用條例施行細則第十三條中追加 (省)外務第二號(四) 五四
- 公使館領事館費用條例ニ依リ金貨又ハ銀貨ニテ支給セラル、者ニ貨幣法ニ據ル金貨ヲ以テ給スル件 (勅)第七十五號(六) 三六二

○ 在外國公使館附陸海軍武官俸給令中改正則除
 (勅)第二百二十四號(六) 四二六

○ 在外公館ニ於テ會計規則所定ノ手續省略ノ件
 (勅)第五十八號(三) 一三二

○ 在墨西哥國及在布哇國帝國公使館開辦
 (告)外務第二號(四) 一四一
 (告)外務第七號(六) 三三六

○ 在伯刺西爾國帝國公使館開辦
 (告)外務第八號(七) 四六二

[公試]

○ 艦船公試規則改正
 (勅)海軍第五十六號(二)五九六

[公報]

○ 特許公報及商標公報ノ賣捌人並代價ノ件
 (告)農商務第九號(四) 一五四

[公納]

○ 臺灣ニ於テ政府極印附一圓銀貨幣公納使用ノ件
 (勅)第三百七十四號(一〇)六九六

[公債]

○ 東京地方裁判所管內八王子區裁判所保管ノ登記簿公債簿等燒失ニ附キ更ニ登記請求ノ件
 (告)司法第十三號(五) 一八四

○ 松江地方裁判所管內大森區裁判所出羽郡所保管ノ登記簿公債簿燒失ニ附キ更ニ登記請求ノ件
 (告)司法第十五號(六) 二四六

[公債]

○ 鐵道公債及事業公債利子支拂期改正 (法)第一號(三) 一
 ○ 公債利子支拂期改正ニ附キ鐵道公債證書引換及利子
 仕拂ノ件 (省)大藏第四號(三) 三〇

○ 鐵道及事業公債證書名稱ノ件 (告)大藏第七十六號(二)七二七
 ○ 鐵道公債證書ヲ新證書ニ引換ノ件 (告)大藏第七十八號(二)七二九

○ 鐵道公債及事業公債發行金額及價格
 (告)大藏第十七號(三) 一三六

○ 大日本帝國政府五分利公債發行金額及價格
 (告)大藏第七十七號(二)七二八

○ 大日本帝國政府五分利公債發行金額及價格
 (告)大藏第八十三號(二)八四一

○ 整理公債發行金額
 (告)大藏第三十二號(五) 一九五

○ 整理公債發行金額及價格
 (告)大藏第三十一號(五) 一九三

○ 整理公債發行金額及價格
 (告)大藏第六十六號(一〇)五二七

○ 軍事公債發行金額及價格
 (告)大藏第六號(三) 八一

○ 軍事公債發行金額及價格
 (告)大藏第十號(三) 一〇三

○ 軍事公債發行金額及價格
 (告)大藏第十五號(三) 一三三

○ 軍事公債發行金額及價格
 (告)大藏第六十八號(一〇)五二九

○ 五分利付金債公債買入銷却ノ件
 (告)大藏第四十二號(七) 三七三

○ 五分利付金債及海軍公債買入銷却ノ件
 (告)大藏第七號(三) 八一

○ 五分利付海軍公債買入銷却ノ件
 (告)大藏第十八號(三) 一三九

○ 五分利付海軍公債買入銷却ノ件
 (告)大藏第二十二號(四) 一五二

○ 代公債證書交付ノ件
 (告)大藏第二號(一) 二二

○ 代公債證書交付ノ件
 (告)大藏第三號(二) 四六

○ 代公債證書交付ノ件
 (告)大藏第四號(三) 五七

○ 代公債證書交付ノ件
 (告)大藏第二十號(四) 一四九

○ 代公債證書交付ノ件
 (告)大藏第二十五號(四) 一六七

○ 代公債證書交付ノ件
 (告)大藏第三十號(五) 一八七

○ 代公債證書交付ノ件
 (告)大藏第三十三號(五) 二〇六

○ 代公債證書交付ノ件
 (告)大藏第三十七號(六) 二四八

○ 代公債證書交付ノ件
 (告)大藏第四十號(六) 二五八

○ 代公債證書交付ノ件
 (告)大藏第四十七號(七) 三九三

○ 代公債證書交付ノ件
 (告)大藏第四十九號(七) 四一三

○ 代公債證書交付ノ件
 (告)大藏第五十二號(八) 四一五

○ 代公債證書交付ノ件
 (告)大藏第五十五號(八) 四五三

○ 代公債證書交付ノ件
 (告)大藏第六十三號(一〇)五〇九

○ 代公債證書交付ノ件
 (告)大藏第六十四號(一〇)五二〇

○ 代公債證書交付ノ件
 (告)大藏第七十五號(一二)七二六

○ 代公債證書交付ノ件
 (告)大藏第八十六號(一三)八五六

○ 明治二十八年告示第八十六號(代公債證書交付ノ件)
 中取消
 ○ 代公債利札交付ノ件 (告)大藏第六十七號(一〇)五二七

○ 公債利札無効ノ件 (告)大藏第五十三號(八) 四一七

○ 公債利札無効ノ件 (告)大藏第二十一號(四) 一五〇

○ 公債利札無効ノ件 (告)大藏第四十四號(七) 三七六

○ 公債利札無効ノ件 (告)大藏第四十八號(七) 四〇七

○ 公債利札無効ノ件 (告)大藏第五十七號(七) 四六七

[公共公有]

○ 國庫補助公共團體ノ事業ニ關スル件 (法)第三十七號(四) 七三

○ 府縣ニ於テ公有水面ノ埋立使用等ニ關シ稟議スル
 キモノ土木監督者經由ノ件 (訓)內務第二十三號(一〇)三〇七

[罷去]

○ 公府島津忠義罷去 (告)內閣第五號(二)八四四

○ 公府島津忠義罷去 (勅)第四百五十八號(二)八三六

[候補]

○ 士官候補生見習醫官、藥劑官、獸醫官及獸醫學校生徒
 一年志願兵野戰砲兵輸卒要藥砲兵助卒服制中追加
 (勅)第二十三號(三) 七一

○ 明治二十九年陸軍第百一號(士官候補生見習士官等
 徵章ノ件) 中見習軍吏ヲ追加ス
 (達)陸軍第二十八號(三) 一三三

- 明治三十一年召募士官候補生、幼年學校教導團要路砲兵射擊學校生徒ノ人員及志願者心得並一年志願兵試験格ノ件 (省)陸軍第十六號(五) 四八八
- 既設隊ニ入隊ノ現役士官候補生ニシテ士官學校卒業後ノ者新設隊ニ轉屬ノ件 (達)陸軍第九號(三) 二九
- 陸軍補充條例ニ依リ士官候補生ニ採用シ得ヘキ者ニ係ル尋常中學ニ關スル件 (訓)文部第五號(五) 一八五
- 准士官下士兵卒及陸軍衛生徒ヨリ士官候補生ニ採用ノ者取扱方 (達)陸軍第六十七號(五) 二二〇
- 陸軍武官進級取扱規則中候補候補者裁決期ノ件 (達)陸軍第八十五號(七) 三五四
- 調劑手候補者教育手續 (達)陸軍第七十八號(六) 三五二
- 海軍高等武官候補生規則廢止 (勅)第三百十四號(九) 五三三
- 海軍少尉候補生實務練習規則 (達)海軍第一百八號(九) 五二四
- 海軍少機關士候補生實務練習規則 (達)海軍第一百十九號(九) 五二七
- 海軍少主計候補生實務練習規則中改正 (達)海軍第九十五號(九) 四一〇
- 海軍少主計候補生實務練習規則中改正追加 (達)海軍第六十九號(三)六四一
- 海軍少主計候補生採用試驗規則中改正加除 (省)海軍第四號(三) 五五
- 海軍少主計候補生採用試驗規則改正 (省)海軍第十五號(六) 二九四
- 海軍少主計候補生採用試驗規則中改正追加 (省)海軍第二十號(三)三三〇
- 海軍少主計候補生採用ノ件 (告)海軍第五號(三) 一一四
- 海軍少主計候補生採用ノ件 (告)海軍第十二號(六) 三三三
- 海軍少軍醫少藥劑官少軍醫候補生及少藥劑官候補生採用試驗規則第一條及舊式中改正 (省)海軍第八號(六) 一五五
- 海軍少軍醫少藥劑官少軍醫候補生及少藥劑官候補生採用試驗規則中改正削除 (省)海軍第十九號(三)三九七
- 海軍少軍醫及同候補生採用志願者出願方 (告)海軍第二號(三) 五
- 海軍少軍醫同候補生採用ノ件 (告)海軍第九號(六) 三三六
- 海軍少軍醫候補生採用ノ件 (告)海軍第十九號(六)六五六
- 海軍少藥劑官候補生採用ノ件 (告)海軍第十七號(六)六三二
- 明治二十四年勅令第六十二號(豫備後備)ノ文官召集中條支給方)中改正 (勅)第四百十九號(三) 二〇一
- 明治二十七年勅令第二百二十九號(海軍豫備後備)ノ軍薪ニ在ル文官召集中條支給方)中改正 (勅)第四百四十二號(三)六八二
- 陸軍豫備後備役及補充兵ニシテ海員タル者届出ノ件 (省)陸軍第二十六號(三)三三三

- 陸軍豫備後備武官進級取扱規則 (達)陸軍第九十六號(八) 三八八
- 明治二十三年省令第二十九號(北海道朝鮮ノ陸軍豫備後備下士卒ヲ勤務演習簡點呼ニ召集セサル件)廢止 (省)陸軍第六號(四) 四九
- 陸軍豫備後備下士兵卒簡點呼施行規則及明治十九年達丙第七號廢止 (達)陸軍第四十二號(四) 一五五
- 陸軍歸休兵豫備後備役兵第一補充兵演習召集年次區分表制定明治二十三年省令第二號(陸軍豫備兵定時演習召集方)同第二十號(對馬特備隊區在籍豫備後備下士演習召集及旅費支給方)廢止 (省)陸軍第八號(四) 五五
- 明治二十年訓令甲第七號(歸休兵及豫備後備兵定時演習召集ノ際延期出願規則)同二十三年訓令甲第十三號(豫備後備將校同相當官及下士卒並歸休兵寄留中召集ニ關スル取扱方)同二十八年訓令甲第二號(陸軍後備役兵卒陸軍豫備後備員滿期ノトキ名簿ニ關スル件)廢止 (訓)陸軍甲第二號(四) 五
- 陸軍豫備後備補充兵國民兵役中餘人ヲ以テ代フヘカササル職ニ在ル者取調通報ノ件 (訓)陸軍甲第七號(三)三〇〇
- 陸軍豫備後備看護手勤務演習教令施行 (達)陸軍第五十一號(四) 一七九
- 豫備役兵後備役兵及第一補充兵勤務演習教令制定豫備役兵數練習教令廢止 (達)陸軍第二十五號(三) 三三
- 水產講習所官制 (勅)第四百七號(三) 二五
- 水產講習所職員官等俸給令 (勅)第四百八號(三) 二六
- 水產講習所監事任用ノ件 (勅)第四百九號(三) 二六
- 水產講習所處務規程 (訓)農商務第六號(四) 五九
- 水產講習所處務規程第十六條中改正 (訓)農商務第十六號(六) 二二四
- 水產講習所設置 (告)農商務第六號(四) 一四一
- 蠶業講習所蠶種配付規則中第七條追加 (省)農商務第三號(五) 七三
- 陸軍經理學校第四期監督講習生入學ノ件 (達)陸軍第十一號(三) 三〇
- 陸軍經理學校入學第五期監督講習生ノ人員等ノ件 (達)陸軍第三十號(三)三〇四九
- 明治二十六年勅令第九十三號(帝國大學講座ニ關スル件)中改正追加 (勅)第九十七號(四) 一六七
- 明治二十六年勅令第九十三號(帝國大學講座ニ關スル件)中追加 (勅)第二百十三號(六) 四〇三

○帝國大學高等官等俸給令制定帝國大學教育俸給令及明治二十六年勅令第九十四號(各分科大學講座ニ關スル職務分擔ノ件)並同三十年勅令第七號(帝國大學ニ關スル條項廢止) (勅)第二百十二號(四〇一)

○京都帝國大學理工科大學講座ノ件 (勅)第二百十九號(四〇八)

○第五高等學校工學部ノ學科及講座ノ件 (省)文部第六號(五) 一〇一

[拘禁]

○警察署及警察分署ニ拘禁留置ノ者ノ食料ニ關スル件 (勅)第二百六十三號(八) 四六九

○警察署及警察分署ニ拘禁留置ノ者ノ食料金額 (省)內務第二十三號(八) 三〇九

○明治三十年省令第二十三號(警察署及警察分署ニ拘禁留置ノ者ノ食料金額)ヲ北海道ニ適用ス (省)內務第三十六號(二)三四七

[古社寺]

○古社寺保存法 (法)第四十九號(六) 一〇一

○古社寺保存法施行ニ關スル件 (勅)第四百四十六號(二)三八三

○古社寺保存法施行細則 (省)內務第三十五號(二)四三三

○古社寺保存規則改正 (勅)第四百六號(二)七六二

○古社寺保存法ニ依リ特別保護建築物指定 (省)內務第八十七號(二)八四四

○古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (省)內務第八十八號(二)八四七

[顧問]

○內大臣館官中顧問官及內大臣秘書官制中改正追加 (達)宮內甲第八號(二〇五四一)

[雇員]

○ヤノ部雇員ノ項ニ載ス

[小切手]

○キノ部切手ノ項ニ載ス

[小包]

○伊豆國八丈島及小笠原島母島郵便局小包郵便事務開始 (省)遞信第二十一號(一) 二五

○武藏國東京赤坂田町郵便受取所小包郵便事務開始 (省)遞信第五十八號(六) 二四九

○武藏國東京淺草田町郵便受取所郵便爲替及小包郵便事務廢止 (省)遞信第五十七號(六) 二四九

○上野國原市筑前國八幡郵便電信局小包郵便事務開始 (省)遞信第三百六十五號(二)三八六

○臺灣總督府金包里外十六郵便電信局小包郵便及郵便爲替貯金事務開始 (省)遞信第二百二十一號(八) 四三五

○臺南縣番薯寮郵便受取所設置小包郵便事務開始 (省)臺灣總督府第二號(一) 四六

○臺北縣金包里外十六郵便電信局郵便電信小包爲替貯金事務開始 (省)臺灣總督府第四十六號(八) 四五三

○臺北外二縣中六郵便受取所設置小包郵便事務開始 (省)臺灣總督府第五十六號(二〇五) 一〇

○鳳山縣三郵便受取所設置小包郵便事務開始 (省)臺灣總督府第五十九號(二〇六五) 〇

○新竹縣樹杞林郵便受取所設置小包郵便事務開始 (省)臺灣總督府第六十四號(二〇八二) 四

○臺中外三縣中五郵便受取所設置小包郵便事務開始 (省)臺灣總督府第七十二號(二〇八五七) 〇

○日本遞信省及獨逸郵政省間締結小包郵便物交換約定ノ追加約定 (勅)九月十七日(九) 五七一

○日本遞信省及獨逸郵政省間締結小包郵便物交換約定實施細目規則第三條中改正(告)遞信第二百六十五號(九) 四八六

○水邦獨逸間交換ノ小包郵便物料金改正 (告)遞信第二百六十六號(九) 四八六

○英國宛小包郵便物ニ就テ注意ノ件 (告)遞信第一號(一) 一

○明治二十九年告示第九十九號(英國經由諸外國行小包郵便物料金)中改正 (告)遞信第五百一十一號(六) 二四五

○明治二十九年告示第九十九號(英國經由諸外國行小包郵便物料金)中追加 (告)遞信第三百四十六號(二)七二六

[極印]

○臺灣ニ於テ政府極印付一圓銀貨幣公納使用ノ件 (勅)第三百七十四號(二〇六九六)

○臺灣在勤及威海衛占領軍出納官吏取扱ノ政府極印付一圓銀貨出納計算整理手續 (訓)大藏第七十四號(二)三三三

○臺灣在勤及威海衛占領軍出納官吏取扱ノ政府極印付一圓銀貨出納計算整理手續中改正追加 (訓)大藏第七十九號(二)三三九

○政府極印付一圓銀貨ノ價格割合 (省)臺灣總督府第六十七號(二)八二五

○政府極印付一圓銀貨ノ價格割合中改正 (省)臺灣總督府第七十號(二)八三三

[護送]

○囚人及刑事被告人押送規則制定囚人護送手續廢止 (勅)第四百十五號(二)七七

[虎列刺]

○テノ部傳染病ノ項添看 (明治十八年甲第三十一號達(虎列刺病流行地方ヨリ古著種輸送禁止ノ件)外一件廢止 (訓)內務第九號(五) 一八一

工ノ部

[要塞]

○要塞司令部條例第八條第十條中改正追加 (勅)第二百六十六號(八) 四七一

○要塞司令部服務規則中追加 (達)陸軍第九號(九) 四〇〇

- 要港司令部服務規則第十條第十三條中改正追加 (達)陸軍第六十號(一)三六四七
- 野戰砲廠並要港修理所職工卒業規則 (達)陸軍第二百二十四號(一)〇五三三
- 工兵方面要港勤務規則廢止 (達)陸軍第十九號(九)五〇〇
- 臺灣守備隊及要港砲兵隊二係ル委任經理ニ關スル經費物品ノ検査、責任解除委託ノ件 (達)陸軍第五百五十二號(一)五九五
- 〔要港〕
- 要港部條例中改正追加 (勅)第四百四號(一)七五八
- 竹敷要港規則中追加 (省)海軍第十二號(六)二三三
- 海軍艦隊部將校教育令 (達)海軍第九十八號(九)四二七
- 海軍艦隊部下士卒教育令 (達)海軍第九十九號(九)四三三
- 〔衛戍〕
- 衛戍病院附衛生部員並官衛學校附獸醫補充ノ件 (勅)第三百四十一號(一)〇六五五
- 衛戍服務規則中改正追加 (達)陸軍第三十八號(三)一四九
- 〔衛生〕
- 中央衛生會官制第五條中改正 (勅)第四百十六號(五)二二六
- 陸軍衛生會議條例第二條第四條中改正 (勅)第三百九十八號(一)七四一
- 海軍衛生會議條例廢止 (勅)第六十號(三)一三四
- 衛戍病院附衛生部員並官衛學校附獸醫補充ノ件 (勅)第三百四十一號(一)〇六五五
- 依り勤務演習召集ニ關スル件 (廢止) (省)陸軍第六號(四)四九
- 陸軍備後備兵第一補充兵演習召集年次區分表制定明治二十三年省令第二號(陸軍備後備兵定時演習召集方)同第二十號(對馬警備隊區在籍備後備兵下士卒演習召集及旅費支給方)廢止 (省)陸軍第八號(四)五五
- 警備隊附衛生部員並官衛學校附獸醫補充ノ件 (勅)第三百四十一號(一)〇六五五
- 軍隊教育順次教育ニ據り教育スヘキ救急法及衛生法大意 (達)陸軍第二百二十三號(一)〇五五
- 臺灣中央衛生會規則 (警備)第八號(三)一三
- 臺灣中央衛生會規則中改正 (警備)第六十三號(三)七一
- 〔警備〕
- 警備隊主事補及森林看守特別任用規則中改正削除 (省)農商務第七號(六)一三八
- 〔營業〕
- 臺灣專賣所營務取扱規程 (勅)大藏第七十三號(一)三三三
- 〔營業〕
- 營業ニ關スル根柢物件検査章様式 (省)大藏第二號(三)一〇
- 〔演習〕
- 明治二十四年省令第六號(陸軍備後備兵補充條例ニ依り勤務演習召集ニ關スル件)廢止 (省)陸軍第六號(四)四九

- 明治二十年訓令甲第七號(跡休兵及豫備後備兵定時演習召集ノ際延期出願規則)廢止 (訓)陸軍甲第二號(四)五八
- 勤務演習ニ召集ノ者ニシテ外泊許可ノ件 (達)陸軍第三十六號(三)一四二
- 警備隊跡休兵及砲兵助卒演習召集ノ件 (達)陸軍第四十六號(四)一七五
- 鐵道大隊射擊演習施行方準據ノ件 (達)陸軍第三號(一)一
- 陸軍豫備後備兵若手勤務演習教令施行 (達)陸軍第五十一號(四)一七九
- 豫備後備兵後備役兵及第一補充兵勤務演習教令制定豫備後備兵教練復習教令廢止 (達)陸軍第二十五號(三)一三三
- 海軍演習規則廢止 (省)海軍第二號(一)一〇
- 四季及小演習用消耗兵器年額表 (達)海軍第十號(一)三〇
- 四季及小演習用消耗兵器年額表中改正 (達)海軍第八十五號(八)三九九
- 軍事費演習費支出規程制定明治二十四年達第二百二十號(同件)廢止 (達)海軍第九十號(八)三九二
- 橫濱實水雷團ニ於テ演習施行ニ附キ艦船艇ノ通航及漁業禁止ノ件 (告)海軍第十號(六)二四四
- 橫濱實水雷團ニ於テ演習施行ニ附キ艦船艇ノ通航及漁業禁止ノ件 (告)海軍第十四號(九)四九二
- 橫須賀鎮守府ニ於テ小演習施行ニ附キ出入港艦船艇注意ノ件 (告)海軍第十六號(一)〇六五一
- 吳鎮守府ニ於テ演習施行ニ附キ船舶注意ノ件 (告)海軍第六號(三)一七七
- 吳鎮守府ニ於テ演習施行ニ附キ艦船艇注意ノ件 (告)海軍第八號(五)一九三
- 吳水雷團ニ於テ演習施行ニ附キ艦船艇ノ通航及漁業禁止ノ件 (告)海軍第十一號(六)二四七
- 吳水雷團ニ於テ演習施行ニ附キ艦船艇ノ通航及漁業禁止ノ件 (告)海軍第十三號(九)四六九
- 吳水雷團ニ於テ演習施行ニ附キ艦船艇ノ通航及漁業禁止ノ件 (告)海軍第二十一號(一)〇六六三
- 〔遠洋〕
- 遠洋漁業獎勵法 (法)第四十五號(四)八六
- 遠洋漁業獎勵法ニ依リ獎勵金ヲ受クヘキ漁船ノ種類及場所並船舶乘組定員ノ件 (勅)第三百七十六號(六)三六三
- 遠洋漁業獎勵法施行細則 (省)農商務第十號(六)二三五
- 遠洋漁業船舶檢驗規程 (省)農商務第九號(六)二三三
- 〔延納〕
- 葉煙草保管證亡失及毀滅代金延納ニ關スル件 (勅)第三百七十五號(一)〇六九七